

有価証券報告書

(第143期)

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

武田薬品工業株式会社

E 0 0 9 1 9

第143期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

武田薬品工業株式会社

目 次

頁

第143期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	18
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
4 【経営上の重要な契約等】	43
5 【研究開発活動】	44
第3 【設備の状況】	74
1 【設備投資等の概要】	74
2 【主要な設備の状況】	74
3 【設備の新設、除却等の計画】	76
第4 【提出会社の状況】	77
1 【株式等の状況】	77
2 【自己株式の取得等の状況】	93
3 【配当政策】	94
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	95
第5 【経理の状況】	123
1 【連結財務諸表等】	124
2 【財務諸表等】	221
第6 【提出会社の株式事務の概要】	241
第7 【提出会社の参考情報】	242
1 【提出会社の親会社等の情報】	242
2 【その他の参考情報】	242
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	243

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【事業年度】 第143期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス グローバルコンソリデーション&ジャパン
レポーティング ヘッド 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第139期	第140期	第141期	第142期	第143期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上収益	百万円	1,807,378	1,732,051	1,770,531	2,097,224	3,291,188
税引前当期利益 (△は損失)	百万円	120,539	143,346	217,205	127,612	△60,754
当期利益	百万円	83,480	115,513	186,708	135,080	44,290
親会社の所有者に帰属する 当期利益	百万円	80,166	114,940	186,886	135,192	44,241
当期包括利益合計	百万円	△39,602	93,142	242,664	121,595	△199,419
資本合計	百万円	2,011,203	1,948,965	2,017,409	5,185,991	4,727,486
資産合計	百万円	3,824,085	4,346,794	4,106,463	13,792,773	12,821,094
1株当たり親会社 所有者帰属持分	円	2,487.04	2,425.92	2,556.51	3,332.94	3,032.22
基本的1株当たり当期利益	円	102.26	147.15	239.35	140.61	28.41
希薄化後1株当たり 当期利益	円	101.71	146.26	237.56	139.82	28.25
親会社所有者帰属持分比率	%	51.0	43.6	48.6	37.6	36.8
親会社所有者帰属持分 当期利益率	%	3.9	6.0	9.6	3.8	0.9
株価収益率	倍	50.2	35.5	21.7	32.2	116.4
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	25,491	261,363	377,854	328,479	669,752
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△71,208	△655,691	△93,342	△2,835,698	292,119
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△124,839	289,896	△326,226	2,946,237	△1,005,213
現金及び現金同等物 期末残高	百万円	451,426	319,455	294,522	702,093	637,614
従業員数	人	31,168	29,900	27,230	49,578	47,495

(注) 1 国際会計基準（以下、「IFRS」）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

3 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

4 Shire社の買収に伴い、前年度（第142期）の連結財務諸表には、2019年1月8日から同年3月31日までの同社の業績が含まれています。

当第143期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度（第142期）の連結財務諸表および関連する主要な経営指標等を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 31企業結合」をご参照ください。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第139期	第140期	第141期	第142期	第143期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	百万円	776,998	737,803	659,462	651,347	616,288
経常利益	百万円	292,895	81,915	125,944	17,514	72,252
当期純利益	百万円	263,023	108,369	187,004	88,231	130,626
資本金	百万円	64,766	65,203	77,914	1,643,585	1,668,123
発行済株式総数	千株	790,284	790,521	794,688	1,565,006	1,576,374
純資産額	百万円	1,572,199	1,530,447	1,565,913	4,647,171	4,549,000
総資産額	百万円	2,699,455	3,093,070	2,948,562	9,534,645	10,289,304
1株当たり純資産額	円	2,003.90	1,957.76	2,002.29	2,987.94	2,919.21
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	180.00 (90.00)	180.00 (90.00)	180.00 (90.00)	180.00 (90.00)	180.00 (90.00)
1株当たり当期純利益	円	335.48	138.73	239.47	91.76	83.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	334.88	138.60	239.18	91.72	83.87
自己資本比率	%	58.2	49.4	53.1	48.7	44.2
自己資本利益率	%	17.3	7.0	12.1	2.8	2.8
株価収益率	倍	15.3	37.7	21.6	49.3	39.4
配当性向	%	53.7	129.8	75.2	196.2	214.6
従業員数	人	6,780	6,638	5,461	5,291	5,350
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	% (%)	88.6 (89.2)	93.2 (102.3)	95.4 (118.5)	87.4 (112.5)	70.1 (101.8)
最高株価	円	6,609	5,527	6,693	5,418	4,625
最低株価	円	5,010	4,098	5,105	3,498	2,895

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第142期の期首から適用しており、第141期に係る提出会社の経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4 最高株価および最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

天明元年(1781年) 6月	当社創業、薬種商を開業
明治4年(1871年) 5月	洋薬の輸入買付を開始
大正3年(1914年) 8月	武田研究部を設置
大正4年(1915年) 10月	武田製薬所(現・大阪工場)を開設
大正10年(1921年) 8月	大五製薬合資会社(現・連結子会社、日本製薬株式会社)を設立
大正11年(1922年) 6月	武田化学薬品株式会社(1947年10月に和光純薬工業株式会社に社名を変更)を設立
大正14年(1925年) 1月	株式会社武田長兵衛商店を設立
昭和18年(1943年) 8月	武田薬品工業株式会社に社名変更
昭和21年(1946年) 5月	光工場(山口県)を開設
昭和24年(1949年) 5月	東京証券取引所および大阪証券取引所に株式を上場
昭和37年(1962年) 8月	台湾に台湾武田 Ltd.(現・連結子会社)を設立
昭和59年(1984年) 4月	大阪・東京両本社制を敷く
昭和60年(1985年) 5月	米国に米国アボット・ラボラトリーズ社との合弁会社であるTAPファーマシューティカルズ株式会社(2008年4月に事業再編により100%子会社化し、同年6月に現・連結子会社の武田ファーマシューティカルズUSA Inc.と合併)を設立
昭和63年(1988年) 1月	筑波研究所(茨城県)を開設
平成4年(1992年) 1月	本店を大阪市中央区道修町四丁目1番1号(現在地)に移転
平成5年(1993年) 3月	米国にタケダ・アメリカ株式会社(2001年7月に武田アメリカ・ホールディングス株式会社他と合併し武田アメリカ・ホールディングス株式会社に社名変更、2016年3月に武田ファーマシューティカルズUSA Inc.と合併)を設立
平成9年(1997年) 10月	米国に武田アメリカ研究開発センター株式会社(現・連結子会社、米州武田開発センター Inc.)を設立
平成9年(1997年) 10月	アイルランドに武田アイルランド Limited(現・連結子会社)を設立
平成9年(1997年) 12月	米国に武田アメリカ・ホールディングス株式会社(2001年7月にタケダ・アメリカ株式会社と合併)を設立
平成10年(1998年) 5月	米国に武田ファーマシューティカルズ・アメリカ株式会社(現・連結子会社、武田ファーマシューティカルズUSA Inc.)を設立
平成10年(1998年) 9月	英国に武田欧州研究開発センター株式会社(現・連結子会社「欧州武田開発センター Ltd.」)を設立
平成17年(2005年) 3月	米国のシリックス株式会社(現・連結子会社、武田カリフォルニア Inc.)を買収
平成17年(2005年) 4月	生活環境事業を営む日本エンバイロケミカルズ株式会社他の株式を大阪ガス株式会社の子会社である大阪ガスケミカル株式会社に譲渡
平成17年(2005年) 6月	動物用医薬品事業を営む武田シェリング・プラウ アニマルヘルス株式会社の株式をシェリング・プラウ株式会社に譲渡
平成18年(2006年) 1月	ビタミン事業を営むBASF武田ビタミン株式会社の株式をBASFジャパン株式会社に譲渡
平成18年(2006年) 4月	化学品事業を営む三井武田ケミカル株式会社の株式を三井化学株式会社へ譲渡
平成18年(2006年) 8月	英国に武田ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ Limited(2018年7月に清算)を設立
平成19年(2007年) 4月	食品事業を営む武田キリン食品株式会社の株式を麒麟麦酒株式会社に譲渡
平成19年(2007年) 10月	飲料・食品事業を営むハウスウェルネスフーズ株式会社の株式をハウス食品株式会社に譲渡
平成19年(2007年) 10月	農薬事業を営む住化武田農薬株式会社の株式を住友化学株式会社に譲渡
平成20年(2008年) 3月	米国アムジェン社の日本における子会社のアムジェン株式会社(2014年4月に当社に全事業を譲渡し、2014年9月に清算)を買収

平成20年(2008年)5月	株式の公開買付けにより、米国のミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc. (現・連結子会社)を買収
平成20年(2008年)9月	シンガポールに武田クリニカル・リサーチ・シンガポール株式会社(現・連結子会社、アジア武田開発センター Pte. Ltd.)を設立
平成23年(2011年)2月	湘南研究所(神奈川県)を開設
平成23年(2011年)9月	スイスのナイコメッド A/S(現・連結子会社、武田 A/S (清算予定))を買収
平成24年(2012年)6月	米国のURLファーマ Inc.を買収し、主要事業については、2012年10月に武田ファーマシューティカルズUSA Inc.に統合し、その他の事業については、2013年2月に売却
平成24年(2012年)10月	米国のリゴサイト・ファーマシューティカルズ Inc. (現・連結子会社、武田ワクチン Inc.)を買収
平成24年(2012年)11月	米国のエンボイ・セラピューティクス Inc.を買収し、2013年12月に武田カリフォルニア Inc. (存続会社)と合併
平成25年(2013年)5月	米国のインビラージェン Inc.を買収し、2013年12月に武田ワクチン Inc. (存続会社)と合併
平成27年(2015年)4月	化成品事業を営む水澤化学工業株式会社の株式を大阪ガスケミカル株式会社に譲渡
平成28年(2016年)4月	日本の長期収載品事業を、イスラエルのテバ社の日本における連結子会社に会社分割により承継し、テバ製薬株式会社(現・持分法適用関連会社、武田テバファーマ株式会社)の株式を取得
平成29年(2017年)2月	株式の公開買付けにより、米国のアリアド・ファーマシューティカルズ Inc. (現・連結子会社)を買収
平成29年(2017年)4月	当社のジャパンコンシューマーヘルスケアビジネスユニット事業を、武田コンシューマーヘルスケア株式会社(現・連結子会社)に会社分割により承継
平成29年(2017年)4月	試薬事業、化成品事業および臨床検査薬事業を営む和光純薬工業株式会社の株式を富士フイルム株式会社に譲渡
平成30年(2018年)4月	湘南ヘルスイノベーションパーク(略称:湘南アイパーク)(神奈川県)を開設(湘南研究所から呼称変更)
平成30年(2018年)6月	株式等の公開買付けにより、ベルギーのTiGenix NV(2020年3月に清算)を買収
平成30年(2018年)7月	武田グローバル本社(東京都中央区)を開設
平成30年(2018年)12月	ニューヨーク証券取引所に当社米国預託証券を上場
平成31年(2019年)1月	スキーム・オブ・アレンジメントにより、Shire plc(現・連結子会社 Shire Limited(清算予定))を買収

3 【事業の内容】

当社グループは連結財務諸表提出会社(以下、「当社」と)と連結子会社(パートナーシップを含む)328社、持分法適用関連会社22社を合わせた351社により構成されており、医薬品の研究、開発、製造および販売を主要な事業としています。

当年度末における、当社グループを構成している各会社の当該事業に係る位置付けの概要は次のとおりであります。なお、当社グループは、「医薬品事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

日本においては、当社、シャイアー・ジャパン株式会社および日本製薬株式会社等が製造・販売しております。

日本を除くその他の地域においては、主に各国に展開している子会社・関連会社が製造および販売機能を担っております。これらのうち米国における主要な子会社は武田ファーマシューティカルズUSA Inc.、ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc. 等であり、欧州およびカナダにおいては、武田 GmbH、バクスアルタ GmbH等です。またその他の地域における主要な製造および販売会社は武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company、武田 Distribuidora Ltda. 等であります。

研究・開発機能については、「オンコロジー（がん）」、「希少疾患」、「ニューロサイエンス（神経精神疾患）」、「消化器系疾患」の4つの重点疾患領域と「血漿分画製剤」および「ワクチン」の2つのビジネスユニットに当社グループの研究開発分野を絞り込み、主に日本と米国に配置した研究開発拠点において、当社グループのパイプラインを強化するため研究開発を行っております。

以上で述べた事項の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(連結子会社(パートナーシップを含む))

2020年3月31日現在

地域	名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合			関係内容			
					直接所有 (%)	間接所有 (%)	合計 (%)	役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	その他
米 国	武田ファーマシューティ カルズUSA Inc.	米国 マサチューセッツ州 レキシントン	1千 米国ドル	医薬品事業	58.1	41.9	100.0	—	—	当社が医薬品 を販売	—
	ミレニウム・ファーマ シューティカルズ Inc.	米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ	0.1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	当社が医薬品 の研究開発を 受委託	当社がリース 料の支払を保証
	アリアド・ファーマシュー ティカルズ Inc.	米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ	6千 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	武田カリフォルニア Inc.	米国 カリフォルニア州 サンディエゴ	1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	当社が医薬品 の研究を委託 および共同研究	—
	武田ワクチン Inc.	米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ	1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	当社が医薬品 の研究開発を 委託	—
	米州武田開発センター Inc.	米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ	1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	当社が医薬品 の開発・許可 取得を委託	—
	バクスアルタ Incorporated	米国 イリノイ州 バンノックバーン	10 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	当社が社債の 償還を保証
	シャイアービロファーマ LLC	米国 マサチューセッツ州 レキシントン	1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	ダイアックス Corp. (※)	米国 マサチューセッツ州 レキシントン	215 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	Meritage ファーマ Inc.	米国 マサチューセッツ州 レキシントン	1 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
欧 州 お よ び カ ナ ダ	武田ファーマシューティ カルズ・インターナシ ョナル AG (※)	スイス チューリッヒ	4百万 ユーロ	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	当社が医薬品 を販売	当社が資金を 借入
	武田 GmbH	ドイツ コンスタンツ	11百万 ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	当社が医薬品 を販売	—
	武田イタリア S.p.A.	イタリア ローマ	11百万 ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	武田オーストリア GmbH	オーストリア リンツ	15百万 ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	武田フランス S.A.S.	フランス パリ	3百万 ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	武田 Pharma A/S	デンマーク トストルブ	949百万 デンマーク クローネ	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	—	—
	武田 AS	ノルウェー アスケー	273百万 ノルウェー クローネ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
英国武田 Limited	英国 バッキンガムシャー	50百万 ポンド	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	当社が家賃等 の支払を保証	

地域	名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合			関係内容			
					直接所有 (%)	間接所有 (%)	合計 (%)	役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	その他
欧州 および カナダ	武田アイルランド Limited	アイルランド キルダリー	396百万 ユーロ	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	当社が医薬品の 製造を委託	—
	欧州武田開発センター Ltd.	英国 ロンドン	80万 ポンド	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	当社が医薬品の 開発・許可取得 を委託	—
	シャイアー・ファーマシ ューティカルズ・インタ ーナショナルUnlimited Company(※)	アイルランド ダブリン	93億945万 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	シャイアー・ファーマシ ューティカルズ・アイル ランドLimited	アイルランド ダブリン	10万ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	シャイアー・アクイジシ ョンズ・インベストメン ツ・アイルランド Designated Activity Company	アイルランド ダブリン	20米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	有	—	当社が社債の 償還を保証
	シャイアー・アイルラン ド・ファイナンス・トレ ディングLimited(※)	アイルランド ダブリン	36億6,237万 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	当社が資金を 借入 当社が為替に 関するデリバ ティブ取引を 保証
	パクスアルタ GmbH	スイス オブフィコン	2万 スイスフラン	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	シャイアー・ファーマシ ューティカルズ Limited	英国 ロンドン	72.7万 英国ポンド	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	パクスター AG	オーストリア ウィーン	10万ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	パクスアルタ・マニュフ ァクチャリングS.à r.l.	スイス ヌーシャテル	200万ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	パクスアルタ・イノベー ションズ GmbH	オーストリア ウィーン	3,634万ユーロ	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
シャイアー・ファーマシ ューティカルズ・デペロッ プメント Limited	英国 ロンドン	2億3,061万 英国ポンド	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—	
ロシア	武田ファーマシューティ カルズ Limited Liability Company	ロシア モスクワ	26千 ロシア ルーブル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
中南 米	武田 Distribuidora Ltda.	ブラジル サンパウロ	11百万 ブラジル レアル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
ア ジ ア	武田(中国)投資有限公司	中国 上海	75百万 米国ドル	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	—	—
	武田薬品(中国)有限公司	中国 泰州	62百万 米国ドル	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—
	武田ファーマシューティ カルズ韓国 Co., Ltd.	韓国 ソウル	2,000百万 韓国ウォン	医薬品事業	—	100.0	100.0	—	—	—	—

地域	名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合			関係内容			
					直接所有 (%)	間接所有 (%)	合計 (%)	役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	その他
アジア	アジア武田開発センター Pte. Ltd.	シンガポール	5百万 シンガポールドル	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	当社が医薬品の 開発を委託	—
	武田ワクチン Pte. Ltd.	シンガポール	32百万 シンガポールドル	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	—	—
国内	武田コンシューマーヘル スケア株式会社	東京都千代田区	490 百万円	医薬品事業	100.0	—	100.0	—	—	当社が医薬品を 販売	—
	日本製薬株式会社	東京都中央区	760 百万円	医薬品事業	87.3	—	87.3	—	—	当社が医薬品等 を購入	—
	シャイアー・ジャパン株 式会社	東京都千代田区	2,000 百万円	医薬品事業	—	100.0	100.0	有	有	—	—
	その他288社										

(持分法適用関連会社)

2020年3月31日現在

地域	名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合			関係内容			
					直接所有 (%)	間接所有 (%)	合計 (%)	役員の 兼任	資金 援助	営業上の取引	その他
国内	天藤製薬株式会社	大阪府豊中市	96 百万円	医薬品事業	—	30.0	30.0	—	—	当社が一般用医 薬品を購入	—
	武田テバファーマ株式会 社	名古屋市市中村区	100 百万円	医薬品事業	49.0	—	49.0	有	—	当社が医薬品の 販売を受託	—
	その他20社										

- (注) 1 資本金又は出資金欄には、百万単位以上の会社については百万単位未満を四捨五入した金額を、百万単位未満千単位以上の会社については千単位未満を四捨五入した金額を記載しております。
- 2 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 3 武田ファーマシューティカルズUSA Inc.については、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上収益	441,312 百万円
(2) 営業利益	81,666
(3) 当期利益	111,828
(4) 資本合計	2,043,988
(5) 資産合計	2,374,781

- 4 役員の兼任に関する用語は次のとおりです。
兼任・・・当社グループの役員が該当会社の役員である場合
- 5 (※)は特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	47,495
合計	47,495

(注) 1 従業員数は臨時従業員を除く正社員の就業人員数であります。なお、当社は工数換算ベース(※)で従業員数を把握しております。

(※) 正社員のうちパートタイム労働者がいる場合、フルタイム労働者に換算して人数を算出する。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5,350	42.2	15.0	10,911

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	5,350
合計	5,350

(注) 1 従業員数は臨時従業員を除く正社員の就業人員数であります。なお、当社は工数換算ベース(※)で従業員数を把握しております。

(※) 正社員のうちパートタイム労働者がいる場合、フルタイム労働者に換算して人数を算出する。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

1948年に武田薬工労働組合連合会(1946年各事業場別に組織された単位組合の連合体)が組織されました。1968年7月に連合会組織を単一化し、武田薬品労働組合と改組いたしました。2020年3月31日現在総数4,311人の組合員で組織されております。

当社グループの労働組合組織としては、友誼団体として1948年に当社と資本関係・取引関係のある6組合で武田労働組合全国協議会が結成されました。その後、1969年に武田関連労働組合全国協議会(武全協)に改称、2006年に連合団体として武田友好関係労働組合全国連合会(武全連)を結成、2009年の武全協と武全連の統合(存続組織は武全連)を経て、2020年3月31日現在は当社および連結子会社である日本製薬株式会社を含む10の企業内組合(連合会含む)が加盟しております。また、当社の研究開発活動におけるパートナーシップ企業であるアクセリードドラッグディスカバリーパートナーズ株式会社、PRA開発センター株式会社、ならびにスペラファーマ株式会社の企業内組合とともにNCTG労働組合連合会が2017年6月9日に設立されました。

上部団体としては、NCTG労働組合連合会を通じて、武全連、ならびに連合傘下のUAゼンセンに加盟しております。

なお、労使関係について特記事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションを追求しています。また、当社は、「誠実：公正・正直・不屈」を企業活動の根幹に据え、「Patient（常に患者さんを中心に）」、「Trust（社会との深い信頼関係を築く）」、「Reputation（当社の評価をさらに高める）」、「Business（ビジネスを成長させる）」を優先順位とする価値観に従います。

世界の製薬産業においては、がん免疫療法や細胞療法、遺伝子治療等の新たな医療技術が登場しており、イノベーションのスピードはかつてよりも速くなっています。このような革新的な医療による成果が現れてきている一方、画期的なバイオ医薬品の研究開発費は高騰し、高齢化社会の進展等も相まって各国の医療制度は財政的課題に直面しております。このため、保険者は保険償還対象となる医薬品をより厳格に選定するようになっており、各国政府は後発品やバイオシミラーの使用を促進し、薬価引き下げの圧力を強めています。しかしながら、未だ満たされていない医療ニーズは多く存在しており、患者さんの医薬品アクセスを高め、持続可能なヘルスケアシステムを維持していくことを含め、研究開発型の製薬企業に期待される役割は大きくなっています。

このような経営環境の下、当社は、世界中の患者さんに画期的な医薬品と革新的な治療法をお届けし得る、バリュー（価値観）、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、機動的でグローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業の実現に注力し、変革を続けています。2019年1月のShire社の買収は、この変革の大きな一歩となりました。本買収は、事業展開の地域バランスの改善と米国をはじめとする主要な市場における競争力の源泉となる規模をもたらし、当社は、世界の大手製薬企業と伍していける力を得ました。連結売上収益に占める米国の割合は約半数にまで高まっております。また、本買収により、消化器系疾患およびニューロサイエンス（神経精神疾患）の領域が強化され、希少疾患および血漿分画製剤の領域における主導的地位がもたらされました。さらに、本買収は、強固かつモダリティ（創薬手法）の多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、イノベーションにフォーカスしたR&Dエンジンを強化することにつながっています。財務面においては、キャッシュフロープロファイルの拡大により、飛躍的な進歩が見込まれる医療技術への投資力が向上しており、株主に対する利益の還元についてもコミットしております。

Shire社の統合は、経験豊富で多様性に富んだ当社経営陣の指揮の下、当社の価値観を尊重しながら引き続き着実に実行してまいります。患者さんや社会、株主の皆様にも長期的な価値をお届けできるよう、当社は既にOne Takedaとして事業運営を行っております。

当社は、地域戦略を着実に実行するため、「米国」、「日本」、「ヨーロッパ及びカナダ」、並びに中国、中南米、中東及びアフリカ、アジア太平洋、ロシア及びCIS（独立国家共同体）から構成される「成長新興国」の4つの地域ビジネスユニットを編成しています。このようにローカル中心のグローバル組織を構築することで、当社医薬品へのアクセス向上や患者さんが入手可能な価格設定といった各地域のニーズに迅速に対応することが可能となります。これら4つの地域ビジネスユニットに加え、専門性の高い領域であるオンコロジー（がん）、ワクチン、血漿分画製剤については、スペシャルティビジネスユニットを編成し、エンド・ツー・エンドの事業運営を行っております。

当社は、持続可能で中長期的な成長を促進するため、引き続き、以下の3つの戦略的優先事項に取り組んでまいります。

1) ビジネスエリアのフォーカス

消化器系疾患、希少疾患、血漿分画製剤、オンコロジー（がん）、ニューロサイエンス（神経精神疾患）の5つの主要ビジネスエリアにフォーカスします。

2) R&Dエンジン

当社は、患者さんを中心に考えるサイエンス主導の企業として、サイエンスから人生を変え得るような高度に革新的な医薬品を創出する取り組みを進めております。疾患領域の絞り込み、先進的なパートナーシップモデ

ルの推進、新規メカニズムや新たな専門性への投資を通じて、R&Dエンジンを構築しております。バイオ医薬品の中でも、オンコロジー（がん）、希少疾患、ニューロサイエンス（神経精神疾患）および消化器系疾患の4つの疾患領域に重点的に取り組むとともに、血漿分画製剤およびワクチンにもターゲットを絞った研究開発投資を行ってまいります。

当社は、今後数年にわたり、当社のパイプラインより、患者さんの標準治療の向上につながるベスト・イン・クラスもしくはファースト・イン・クラスの治療薬となり得る12の新規候補物質（14の効能）の世界での承認取得を見込んでいます。

3) 強固な財務プロファイル

当社は、利益率の中長期的な向上にフォーカスし、事業投資や負債の早期返済、株主へのキャッシュの還元のため、キャッシュフローを創出します。

当社では、純有利子負債／調整後EBITDA倍率を2021年度から2023年度の間に2倍にすることを目標としております。この取り組みを加速させるため、約100億米ドルを目標にノン・コア資産の売却を進めています。

当社では、事業の計画策定および業績評価において、「実質的な成長」（Underlying Growth）の概念を採用しております。当年度と前年度の業績について、為替レートを一定として、事業等の売却影響や本業に起因しない（ノン・コア）事象による影響等を控除し算定される「実質的な成長」は、事業活動のパフォーマンスを共通の基準で比較するものであり、投資家に追加的な情報を提供できるものと考えています。

なお、上記の戦略的優先事項に加え、当社は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行する中での最優先事項として、従業員ならびに従業員とともに業務に従事して頂いている方々、従業員の家族、また地域社会の健康を守るため、あらゆる方策を講じるとともに、患者さんが必要とされる医薬品を確実にお届けできるように取り組んでおります。当社は、2020年4月に血漿分画製剤事業を営む複数社と結成したグローバルな提携体制であるCoVig-19 Plasma Allianceに参画し、患者さん中心の価値観の下、一企業としての利益を顧みることなく、あらゆるパートナーと協働することを通じてCOVID-19の治療法開発を促進することに注力しております。

また、当社は、ESG（Environmental, Social and Governance）への取り組みを一層強化してまいります。当社は、患者さんに貢献するには、より広範なグローバルコミュニティへの貢献に努めなければならないと認識しております。当社は、地球温暖化に伴う気候変動の影響を、人々の健康に大きな影響を及ぼす重要な環境課題として認識しており、2040年にバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを達成するという目標を掲げ、取り組みを加速しております。さらに、医薬品アクセス戦略やグローバルCSRプログラムを含む社会貢献プログラムに取り組み、強固なコーポレート・ガバナンスを推進してまいります。

（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響と当社の取り組み）

① 当社の経営成績および財政状態に対するCOVID-19影響

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行拡大により、様々に影響を受けており、また、今後影響を受ける可能性があります。

当社は、当社製品の需要動向について注視しておりますが、当社の医薬品は病院での待機手術を要しない重篤な慢性疾患や生命を脅かす恐れのある疾患に対するものが多く、これまでのところ影響は限定的です。なお、ドナーからの血漿採取量に幾らかの減少が見られていますが、今後数カ月のうちに、一部あるいは完全に補えるほどに採取量が回復し得る複数の要素があるため、総採取量についての長期的な影響を現時点で予測することは時期尚早です。グローバルなサプライチェーンにおいては、COVID-19の大流行による製品供給の重大な混乱は発生しておらず、また、発生の可能性を現時点で予測しておりません。

事業運営においては、渡航制限や業界関連団体の集会への参加自粛、当社主催の集会の休止等、特定の事業活動を自主的に制限しております。

新たな臨床試験については、COVID-19の治療薬候補である血漿分画製剤（CoVig-19）を除き、臨床試験の開始を一時的に休止しております。また、すでに進行中の臨床試験については、一部の例外を除き、新たな試験実施

設の組み入れならびに新規患者さんの登録を一時的に休止しておりますが、これら臨床試験のスケジュールや申請計画に対する影響を現時点で予測することは時期尚早です。

金融市場の動向は注視を続けており、流動性や資金調達に係る問題は現在見込んでおりません。

② COVID-19影響軽減のための当社の取り組み

当社は、COVID-19の大流行に対して、3つの優先事項を中心に取り組んでおります。

1. 従業員とその家族の安全確保とヘルスケアシステムに対する影響の低減
2. 事業の継続性の維持、特に当社医薬品の患者さんへの提供
3. COVID-19を治療もしくは予防し得る医薬品の開発

当社は、COVID-19の流行拡大に伴う様々な問題に対処するため、2020年1月に、グローバル危機管理委員会を始動させ、社内外の専門家の支援のもと、様々な対策を講じております。本委員会は、チーフ グローバル コーポレート アフェアーズ オフィサーとグローバル ワクチン ビジネス ユニット プレジデントのリードのもと、機能横断のチームによって組織されています。

当社は、従業員の安全を確保する措置として、在宅勤務ポリシーの適用を開始し、これを支援するIT技術を拡充しました。テレワークのガイダンスは、医療従事者と関わる外勤の従業員も可能な限り対象として、世界中の従業員に広範囲で適用しております。また、すべての不要不急の移動を休止し、大人数での従業員の集まりを制限しています。製造施設や研究所、血漿収集センターにおいて引き続き勤務する必要がある従業員については、ウイルス感染の安全・軽減措置を強化しました。

事業の継続性の維持の側面では、当社医薬品の製造代替業者の選定を含め、適正な在庫水準を管理し、当社医薬品を患者さんに継続的に提供できる施策を整備しています。当施策は、主要な出発物質、添加剤、医薬品原料、医薬品原薬（API）ならびに製品のグローバルなサプライチェーン全体に対して適用しております。当社は、当社の医薬品を必要とされる方々に確実にお届けできるよう、引き続き状況を注視し、あらゆる必要な措置を講じて製品供給の継続性を確保してまいります。

研究開発においては、進行中の臨床試験に対する影響を最小限に抑えるため、CRO（医薬品開発業務受託機関）と連携しながら、患者さんへの治験薬の直接配送や遠隔モニタリングの方法を検証する等、様々な取り組みしております。一方、COVID-19による重篤な合併症患者さんの治療薬候補である抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤（CoVIg-19）を除き、新たな臨床試験の開始は一時的に休止しております。

CoVIg-19のプログラムは、COVID-19に対抗する治療法を開発するという当社の取り組みの一つです。当社は、2020年4月に血漿分画製剤事業を営む複数社と結成したグローバルな提携体制であるCoVIg-19 Plasma Allianceに参画し、患者さん中心の価値観の下、一企業としての利益を顧みることなく、あらゆるパートナーと協働することを通じてCOVID-19の治療法開発を促進することに注力しております。また、当社は、社内の既存のアセットがCOVID-19の治療薬となり得るかを評価しているとともに、新たなアプローチでの治療研究を進めております。

さらに、当社は赤十字社や国連主導の組織を含む非営利団体に対する約25百万米ドルの寄付金や現物寄付を通じて、COVID-19対策を支援しております。

③ COVID-19の世界的な拡大に伴う事業等のリスク

「2 事業等のリスク」をご参照ください。

④ 2019年度実績におけるCOVID-19影響

COVID-19の世界的な流行拡大に伴う、当年度業績への影響は軽微でありました。影響を受けた各国の医薬品市場の停滞により、売上収益は幾らかのマイナス影響を受けましたが、同時に、渡航制限や集会の自粛等、特定の事業活動を自主的に制限したことにより経費使用が減少したため、利益に対する影響は限定的でした。

[主要製品一覧]

ビジネスエリア	主要製品	概要
消化器系疾患	エンティビオ/エンタ イビオ (ベドリズマブ)	「エンティビオ」は、中等症から重症の潰瘍性大腸炎・クローン病に対する治療剤です。「エンティビオ」は、2014年に米国およびヨーロッパで発売以降、売上が力強く伸長しており、2019年度における当社グループの売上トップ製品です。現在、「エンティビオ」は約世界70カ国で承認されており、当社は本剤の可能性を最大化するため、その他の国においても本剤の承認取得を進めるとともに、皮下注射製剤ならびにさらなる適応症の開発を行います。 2019年度の「エンティビオ」の売上収益は3,472億円となりました。
	タケキャブ (ボノプラザンフマル 酸塩)	酸関連疾患の治療剤「タケキャブ」は、2015年に日本で発売され、逆流性食道炎や低用量アスピリン投与時における胃潰瘍・十二指腸潰瘍の再発抑制などの効能により飛躍的な成長を遂げました。 2019年度の「タケキャブ」の売上収益は727億円となりました。
	GATTEX/REVESTIVE (テデュグルチド[DNA 組換え型])	「GATTEX/REVESTIVE」は、非経口（静脈栄養）サポートを必要とする短腸症候群（SBS）の治療薬です。2019年5月、米国FDAより、「GATTEX」の1才以上の小児SBS患者さんへの適応拡大が承認されました。 2019年度の「GATTEX/REVESTIVE」の売上収益は618億円となりました。
	ALOFISEL (darvadstrocel)	「ALOFISEL」は、非活動期/軽度活動期の成人の管腔型クローン病患者さんにおける、少なくとも一回以上の既存治療または生物学的製剤による治療が効果不十分であった肛門複雑瘻孔に対する治療剤です。「ALOFISEL」は、2018年に欧州の中央審査により販売承認された、欧州初の同種異系幹細胞療法です。 2019年度の「ALOFISEL」の売上収益は4億円となりました。
希少疾患	TAKHZYRO (Lanadelumab)	「TAKHZYRO」は、遺伝性血管性浮腫（HAE）の発作予防に用いられます。「TAKHZYRO」は、HAEの患者さんにおいて慢性的に制御不能な酵素である血漿カリクレインに選択的に結合し、減少させる完全ヒト型モノクローナル抗体です。「TAKHZYRO」は2018年に米国と欧州にて承認され、さらなる地理的拡大を目指しています。 2019年度の「TAKHZYRO」の売上収益は683億円となりました。
	アディノベイト/ADYNOVI (抗血友病因子(遺伝 子組換え型) [PEG 化])	「アディノベイト/ADYNOVI」は、血友病A治療剤であり、遺伝子組換え型半減期延長第Ⅷ因子製剤です。「アディノベイト/ADYNOVI」は遺伝子組換え型半減期延長第Ⅷ因子製剤「アドベイト」と同じ製造工程で作られ、当社がネクター社より独占的にライセンス取得しているPEG化（体内での循環時間を延長し、投与頻度を減らすための化学修飾処理）技術を追加したものです。 2019年度の「アディノベイト/ADYNOVI」の売上収益は587億円となりました。
	NATPARA/NATPAR (副甲状腺ホルモ ン)	「NATPARA/NATPAR」は、通常療法（カルシウムおよびビタミンDによる治療）で効果不十分な成人の慢性副甲状腺機能低下症（HPT）に対する治療剤です。HPTは、副甲状腺からの副甲状腺ホルモン（PTH）分泌量不足、または分泌されたPTHの不活性によって起こる希少疾患です。2019年9月、当社は、「NATPARA/NATPAR」のカートリッジのゴム製隔壁部分由来のゴム小片がカートリッジ内に混入する可能性があることが判明したため、米国FDAとの協議に基づき、米国において「NATPARA」全ての用量を回収しました。当社は、2021年3月期に当該製品の米国での売上を想定しておりませんが、早期の事案解決と供給再開に向けて米国FDAと緊密に連携してまいります。米国以外の地域では「NATPARA/NATPAR」は引き続き使用可能です。 2019年度の「NATPARA/NATPAR」の売上収益は136億円となりました。
	ELAPRASE (イデュルスルファー ゼ)	「ELAPRASE」は、ハンター症候群（ムコ多糖症II型またはMPS II）に対する酵素補充治療剤です。 2019年度の「ELAPRASE」の売上収益は679億円となりました。
	REPLAGAL (アガルシダーゼ ア ルフア)	「REPLAGAL」は、ファブリー病に対して米国以外の市場で販売されている酵素補充療法治療剤です。ファブリー病は、脂肪の分解に関与するリソソーム酵素α-ガラクトシダーゼAの活性の欠如に起因する遺伝子性の希少疾患です。 2019年度の「REPLAGAL」の売上収益は513億円となりました。
	VPRIV (ベラグルセラゼ アルファ点滴静注用)	「VPRIV」はI型ゴーシェ病に対する酵素補充療法治療剤です。 2019年度の「VPRIV」の売上収益は380億円となりました。

ビジネスエリア	主要製品	概要
血漿分画製剤	<i>GAMMAGARD LIQUID/KIOVIG</i> (静注用免疫グロブリン10%製剤) (注)	「GAMMAGARD LIQUID/ KIOVIG」は、抗体補充療法用免疫グロブリンの液体製剤です。「GAMMAGARD LIQUID KIOVIG」は、原発性免疫不全症 (PID) の成人および2歳以上の小児患者に対して使用され、静脈投与または皮下投与のいずれかの方法で投与します。 また、「GAMMAGARD LIQUID/KIOVIG」は、成人の多巣性運動ニューロパチー症 (MMN) 患者さんに対しても静脈投与にて使用されます。「GAMMAGARD LIQUID」は、米国以外の多くの国で製品名「KIOVIG」として販売されています。「KIOVIG」は、欧州においてPIDおよび特定の二次免疫不全症患者、ならびに成人のMMN患者さんへの使用が承認されています。
	<i>GAMMAGARD S/D</i> (静注用免疫グロブリン製剤) (注)	「GAMMAGARD S/D」は、5%溶液中のIgA含有量は1 μ g/mL未満であり、2歳以上の原発性免疫不全症 (PID) 患者さんの治療に使われます。「GAMMAGARD S/D」は、低ガンマグロブリン血症およびB細胞慢性リンパ球性白血病 (CLL) による再発性細菌感染症における細菌感染症の予防、成人の慢性特発性血小板減少性紫斑病 (ITP) 患者さんにおける血小板増加および出血予防・抑制、小児患者さんにおける川崎病による冠動脈瘤の出血予防・抑制にも使用されます。 「GAMMAGARD S/D」は、IgA含有量の低い静脈投与での治療 (5%溶液中のIgA含量1 μ g/mL未満) が必要な患者さんに使用されます。
	<i>HYQVIA</i> (免疫グロブリン注射製剤10% (ヒト)) (注)	「HYQVIA」は、人免疫グロブリン (IG) 10%および遺伝子組換え型ヒトヒアルロニダーゼ (Halozyme社よりライセンス取得) からなる製剤です。「HYQVIA」は、原発性免疫不全症 (PID) 患者さんに対して最長で1ヶ月に1回の投与で、1回あたりの注射部位一カ所でIGの全治療用量を投与出来る、唯一の皮下注免疫グロブリン製剤 (SCIG) です。 「HYQVIA」は、米国では成人PID患者への使用、また欧州において原発性免疫不全症 (PID) および骨髄腫患者さんまたは重度の続発性低ガンマグロブリン血症および回帰感染を伴う慢性リンパ性白血病患者さんへの使用が承認されています。
	<i>CUVITRU</i> (注)	「CUVITRU」は、ヒト免疫グロブリン皮下注用 (IGSC) 20%製剤であり、原発性体液性免疫不全症の成人および2歳以上の小児患者さんに対する補充療法に用いられます。「CUVITRU」は、欧州では特定の二次免疫不全の治療薬としても承認されています。 「CUVITRU」は、プロリン不含で、投与部位一カ所あたりの耐用量内で最大60 mL (12g) および1時間あたり60 mLまで投与可能な唯一の20%皮下注免疫グロブリン製剤 (SCIG) であり、従来の皮下注製剤と比較してより少ない投与部位および短い投与時間での使用が可能です。
	<i>FLEXBUMIN</i> (ヒトアルブミン)	「FLEXBUMIN」 (ヒトアルブミンバッグ製剤) およびヒトアルブミン (ガラス瓶製剤) は、濃度5%および25%の液体製剤として販売されています。両製品とも、血液量減少症、一般的な原因および火傷による低アルブミン血症、ならびに心肺バイパス手術時のポンプのプライミングに使用されます。また、「FLEXBUMIN」25%製剤は、成人呼吸窮迫症候群 (ARDS) およびネフローゼに関連する低アルブミン血症、ならびに新生児溶血性疾患 (HDN) にも適応されます。 2019年度の「FLEXBUMIN」 「Albumin Glass」を含むアルブミン製剤の売上収益は672億円となりました。

(注) 2019年度の「GAMMAGARD LIQUID /KIOVIG」「GAMMAGARD S/D」「HYQVIA」「CUVITRU」を含む免疫グロブリン製剤の売上収益は2,987億円となりました。

ビジネスエリア	主要製品	概要
オンコロジー	ニンラーロ (イキサゾミブ)	「ニンラーロ」は、多発性骨髄腫 (MM) 治療に対する初めての経口プロテアソーム阻害剤です。「ニンラーロ」は、再発又は難治性の多発性骨髄腫の効能で、2015年に米国で発売されて以来売上を大幅に伸ばし、2016年に欧州、2017年に日本、2018年に中国で承認されています。当社グループは現在、多発性骨髄腫の維持療法の開発を実施し、適応患者層の拡大を目指しています。 2019年度の「ニンラーロ」の売上収益は776億円となりました。
	アドセトリス (プレントキシマブ ベドチン)	「アドセトリス」は、ホジキンリンパ腫 (HL) および全身性未分化大細胞リンパ腫 (sALCL) の治療に使用される抗がん剤です。「アドセトリス」は、世界60カ国以上で規制当局から販売承認を受けています。当社は、Seattle Genetics社と「アドセトリス」を共同開発し、米国およびカナダ以外の国での販売権を保有しています。 2019年度の「アドセトリス」の売上収益は527億円となりました。
	ALUNBRIG (brigatinib)	「ALUNBRIG」は、非小細胞肺癌 (NSCLC) 治療に使用される経口投与の低分子未分化リンパ腫キナーゼ (ALK) 阻害剤です。2017年に米国で迅速承認され、2018年に欧州委員会より製造販売承認を取得しました。2020年に新たにALK陽性転移性NSCLCと診断された患者さんに対する効能が追加されました。 2019年度の「ALUNBRIG」の売上収益は72億円となりました。
ニューロサイエンス	バイバンス/ビバンセ (リスデキサメフェタミンメシル酸塩)	「バイバンス/ビバンセ」は、6歳以上の注意欠陥・多動性障害 (ADHD) 患者さんおよび成人の中程度から重度の過食性障害患者さんの治療に用いられる中枢神経刺激剤です。 2019年度における「バイバンス/ビバンセ」の売上収益は2,741億円となりました。
	トリンテリックス (ボルチオキセチン臭化水素酸塩)	「トリンテリックス」は、成人大うつ病性障害の治療に適応される抗うつ薬です。「トリンテリックス」はH. Lundbeck A/S社と共同開発し、当社は米国および日本での販売権を保有しており、米国では2014年、また日本では2019年より販売しています。 2019年度の「トリンテリックス」の売上収益は707億円となりました。

2 【事業等のリスク】

当社の業績は、現在および将来において様々なリスクにさらされており、リスクの顕在化により予期せぬ業績の変動を被る可能性があります。以下では、当社が事業を展開していくうえで直面しうる主なリスクを記載いたします。なお、以下に記載したリスクは当社の全てのリスクを網羅したのではなく、記載以外のリスクも存在し、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、「グローバルリスク管理ポリシー」に基づき、全社規模のリスク管理を行っており、主要なリスクおよびその低減策等について、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび取締役会に適宜報告される体制を整えています。具体的には、当社の業績に与える影響の程度と発生の蓋然性の両面から主要なリスクを識別し、これらを含むあらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンティンジェンシープランに基づきリスクの回避措置、受けうる影響の低減措置を行っています。また、リスクが顕在化した場合の事業への影響を最小化するため、その影響度に応じて事業継続計画を策定しています。

なお、本項目に含まれる将来に関する事項およびリスクは、当年度末現在において判断したものです。

(1) 研究開発に関するリスク

当社は、研究開発機能の向上および社外パートナーとの提携等により研究開発パイプラインを強化すると共に、世界各国の市場への一日も早い新製品の上市を目指し、質の高い革新的な研究開発パイプラインを構築することで研究開発の成功確率を高める等により効率的な研究開発活動に努めております。しかしながら、医薬品は、自社創製候補物質、導入候補物質にかかわらず、所轄官庁の定めた有効性と安全性に関する厳格な審査により承認されてはじめて上市可能となります。

研究開発の途上において、当該候補物質の有効性・安全性が、承認に必要とされる水準を充たさないことが判明した場合またはその懸念があると審査当局が判断した場合、その時点で当該候補物質の研究開発を途中で断念、または追加の臨床試験・非臨床試験を実施せざるを得ず、それまでにかかったコストを回収できないリスクや製品の上市が遅延するリスク、および研究開発戦略の軌道修正を余儀なくされる可能性があります。

(2) 知的財産権に関するリスク

当社の製品は、物質・製法・製剤・用途特許等の複数の特許によって、一定期間保護されております。

当社では特許権を含む知的財産権を厳しく管理し、当社が事業を行う市場における知的財産権や第三者からの侵害状況を継続的にモニタリング、評価および分析し、知的財産権に関するリスクの回避と、受けうる影響の低減を図っていますが、当社の保有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合には、期待される収益が失われる可能性があります。また、当社の自社製品等が第三者の知的財産権を侵害した場合には製造販売の差止めおよび損害賠償等を請求される可能性があります。

(3) 特許権満了等による売上低下リスク

当社は、効能追加や剤型変更等により製品のライフサイクルを延長する努力をしておりますが、多くの製品について、特許が満了すれば、後発品の市場参入は避けられず、米国や欧州では後発品が参入すれば通常、短期間で先発品から後発品へ切り替わり、先発品の収益が大きく減少します。国内では、当局が後発品の使用促進を積極的に進め、また、長期収載品のさらなる価格引下げが行われています。これに加え、競合品の特許満了によるその後発品、および競合品のスイッチOTC薬の出現などによって、国内外の競争環境は格段に厳しいものになってきており、その影響如何で当社製品の大幅な売上低下を招く可能性があります。

なお、特許権満了時期等の詳細については「第2 事業の状況 5 研究開発活動 知的財産」をご参照ください。

(4)副作用に関するリスク

医薬品は、世界各国の所轄官庁の厳しい審査を経て発売されます。当社は発売後の医薬品について安全性情報を収集し有効性とリスクのバランスを評価することを含め、安全性監視活動とリスク最小化活動を実施し、より安全、有効に医薬品を使用できるようファーマコビジランス活動を推進し、副作用に関するリスクの回避と受けうる影響の低減に努力しておりますが、市販後の使用成績が蓄積された結果、発売時には予期していなかった副作用が確認されることがあります。新たな副作用が確認された場合には、添付文書の「使用上の注意」への記載を行う、使用する対象患者を制限する、使用方法を制限するなどの処置が必要となるほか、重篤なケースが認められた場合には、販売中止・回収等を余儀なくされることもあり得ます。また、このような場合において、当社は製造物責任を負うとともに、金銭的、法的小よび社会的信頼に関する損害を負う可能性があります。

(5)薬剤費抑制策による価格引き下げのリスク

最大市場である米国では、医薬品価格を下げるための医療計画や仲介機関による取り組みに加え、継続的な法令および規制の制定により先発品への価格引き下げ圧力が一層高まっています。日本においては、政府による一層の後発品の使用促進に加え、医療保険制度における多くの製品の公定薬価が、2021年より毎年引き下げられることが計画されております。欧州においても、薬剤費を抑制し、価格透明性を高め、国際価格を参照する政策により、医薬品価格が低下しております。当社は、各国の薬剤費抑制策の詳細な分析やモニタリングを行い、医薬品の価格状況を管理する組織体制を構築することでリスクの回避と影響低減の努力を行うと共に、各国政府や医療サービス供給者・保険者等と協力して、革新的な医薬品に対する適切な報酬制度を確立するために、価値に基づく新しい価格設定モデル等の解決策を追求しておりますが、これら各国の薬剤費抑制策による価格引き下げにより、当社製品の価格が影響を受け、当社の業績および財務状況に悪影響が生じる可能性があります。

(6)企業買収に関するリスク

当社は、持続的な成長を加速させるため、必要に応じて企業買収を実施しております。世界各国における事業活動は、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があり、その結果当初想定した買収効果や利益が実現されない可能性があります。取得した資産の価値が下落し、評価損等が発生した場合や、買収した事業の統合から得ることが期待されている利益が実現されない場合には、のれんおよび無形資産等の減損損失の計上等により、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、2019年1月にShire社の買収を完了しました。当社は、Shire社の買収提案を行うにあたり慎重にリスク分析を行い、また、買収後も統合によるシナジー効果を最大限発揮する事業モデルを構築し、統合の進捗状況をモニタリングしていますが、Shire社との統合後の事業において、買収により取得した製品（開発中のパイプラインを含む）から得られる成長機会もしくは統合によるコスト削減を含むシナジー効果等の買収の成果が当初の想定通りに実現されない場合、または、Shire社との統合プロセスやShire社の事業から生じる法規制および税制上のリスク等を適切に管理できない場合には、Shire社買収に伴い計上した多額ののれんおよび無形資産等の減損損失の計上により、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、Shire社の買収に必要な資金の調達のための金融機関からの多額の借入れを含め、当社は多額の債務を負っております。当社は、利益の創出および選択的なノン・コア資産の売却等を通じてレバレッジの速やかな低下を進めておりますが、将来の当社の財務状況が悪化した場合には、信用格付けが引き下げられ、その結果、既存の債務の借り換えや新規借入れ、その他資金調達の条件にも影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社の債務には制限条項が付されているものがあり、かかる制限条項に抵触した場合には、債務の早期返済等により当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7)安定供給に関するリスク

当社は、販売網のグローバル化に確実に対応する供給ネットワークと品質保証体制を強化しており、具体的には、可能な限り複数のサプライヤーと適切な在庫水準を確保するための製造供給戦略の策定、代替サプライヤーの選定、当社内の製造ネットワークに係る危機管理規則の制定、事業継続管理システムの導入および定期的な内部監査等を行っています。しかしながら、当社または委託先の製造施設・物流施設等において、技術上もしくは法規制上の問

題、原材料の不足、または地震、火災その他の災害や感染症等により、製商品の安定的供給に支障が発生する可能性があります。その動向によっては、当社の業績、財務状況および社会的信頼に影響を及ぼす可能性があります。

(8) IT セキュリティ及び情報管理に関するリスク

当社は大規模かつ複雑なIS/IT システム（アウトソーシング企業のシステムを含む）を利用しておりますが、従業員またはアウトソーシング企業の不注意または故意の行為、あるいは悪意をもった第三者による攻撃（サイバー攻撃）により、システムの停止やセキュリティ上の問題が発生する可能性があります。当社は、これらのリスクを低減するため、包括的なポリシーや手続きを整備するとともに、リスク評価を通じた事業リスク分析および監査や第三者によるリスク低減テストを通じて、セキュリティ戦略の形成と効果的なテクノロジーへの投資を行うことによりセキュリティの継続的な強化に努めておりますが、システムの停止やセキュリティ上の問題が発生した場合、当社の事業活動への悪影響、個人情報や知的財産等の重大な機密情報の流出や喪失、業績および財務状況の悪化、法的な損害ならびに信用の失墜を招く可能性があります。

(9) コンプライアンスに関するリスク

当社は事業の遂行にあたって、薬事規制や製造物責任等の様々な法的規制の適用を受けています。当社は、グローバルエシックス&コンプライアンス部門を設置し、グローバルでコンプライアンスを推進する体制を整備し、当社の事業活動が法令および社内規定を遵守して実施されていることをモニタリングしていますが、当社の従業員や、当社が関係する医療従事者、委託先等の第三者がこれらの法令等に違反した場合や社会的要請に反した行動をとった場合、法令による処罰や制裁、訴訟の提起を受ける可能性があります、社会的な信頼を失うとともに金銭的損害を負う可能性があります。

(10) 進出国および地域におけるカントリーリスク

当社は、グローバルな事業展開に伴い、進出国や地域における政治不安、経済情勢の悪化、新興感染症の拡大、社会混乱等の潜在的なリスクに対応する体制を構築しており、患者さんの医薬品へのアクセスを保護することを優先事項として、リスクの抑止策や発生時の対処法を検討する等のリスク管理に努めております。しかしながら、不測の事態が生じた場合には、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 為替変動に関する影響

当社の当年度における海外売上収益は2兆6,984億円であり、連結売上収益全体の82.0%を占めており、そのうち米国での売上収益は1兆5,959億円にのぼり、連結売上収益全体の48.5%を占めております。従って、売上収益については円安は増加要因ですが、一方、研究開発費をはじめとする海外費用が円安により増加するため、利益に対する影響は双方向にあります。また、機能通貨以外で実行される事業上の取引、金融取引および投資に関して為替変動リスクにさらされています。当社は為替リスクを集約的に管理し、外貨建取引に係る取引リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っておりますが、為替レートが当社の想定を超えて変動した場合には、当社の業績および財務状況に影響が生じる可能性があります。

(12) 訴訟等に関するリスク

当社の事業活動に関連して、現在関与している訴訟のほか、将来、医薬品の副作用、製造物責任、労務問題、公正取引等に関連し、訴訟を提起される可能性があります、その動向によっては、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、継続中の重要な訴訟の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメントおよび偶発負債 (5) 訴訟」をご参照ください。

(13) 環境に関するリスク

当社は、環境法規制に対する継続的な準拠と、環境課題と持続可能な社会の実現に向けた当社の貢献に対するステークホルダーからの期待に応えるため、環境マネジメントシステムおよび社内プログラムを整備するとともに、こ

れらが有効に運用されていることを確保するための内部監査手続を定めております。しかしながら、万が一、有害物質による予期せぬ汚染やそれに伴う危害が顕在化した場合には、著しい改善措置実施の義務などの行政措置の対象となることや、保険の適用範囲外または補償金額を超える費用、支払、法的責任を負うことにより、当社の事業活動に悪影響が生じるとともに、社会的信頼を著しく損なう可能性があります。また、環境法規制の改正や社会の期待の変化により、より厳しいコンプライアンス要件の遵守や環境課題への対応が課せられ、当社の研究、開発、製造その他の事業活動が制限される可能性があります、かかる要件の遵守や課題への対応が行われない場合には、法規制上の責任を負い、当社の社会的信頼に影響を及ぼすとともに、当社の業務遂行能力に悪影響が生じ、投資家に対する魅力が低下する可能性があります。

また、当社は、地球温暖化に伴う気候変動の影響を、人々の健康に大きな影響を及ぼす重要な環境課題として認識しており、2040年にバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを達成するという目標に向けて、省エネルギー活動の展開、オンサイト発電、再生可能エネルギーの購入や再生可能エネルギーに対する投資、実証済みのカーボンオフセット等を通じ、CO2排出量を削減する取り組みを推進しております。さらに、当社は水管理と廃棄物を最大限削減することを、持続可能な社会において注力すべき環境課題として認識しており、引き続き、水資源の消費削減に取り組むとともに、廃棄物の埋め立て処分ゼロおよびプラスチック廃棄物を最大限削減することを目的とした社内プログラムを確立しております。

このようなサステナビリティ課題に取り組むことは、企業活動を通じた長期的な収益を実現する基盤となりますが、適切な情報開示を含め、対応を怠った場合、または当社の目標を達成できない場合には、当社に対する患者さんや社会からの信頼が損なわれ、また、投資家からはサステナビリティ・リスクが高いとして投資対象から外されるなどの事態が生じ、その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に関するリスク

当社は、COVID-19の拡大に関連して、さまざまな取り組みを行っていますが、COVID-19による影響が深刻化または長期化した場合には、原材料の調達や製品供給の滞り、臨床試験の遅延の拡大等、これらに限定されず、当社事業に更なる影響が及ぶ可能性があります、もしくは、当社に適用のある規制の遵守が困難になる可能性があります。現時点では、COVID-19の流行拡大がどの程度続くか明らかではありませんが、COVID-19の流行拡大が減速または収束した場合であっても、当社の事業、財政状態および経営成績に対して、長期間継続して影響が及ぶ可能性があります。中期的な業績影響も明らかではありませんが、失業者数の増加や保険支払構造の変化、政府による医療費削減施策の導入の可能性等が影響を及ぼすことが考えられます。

将来の事業等にかかるリスクを最小化するため、当社は引き続き状況を注視し、必要な対策を講じてまいります。COVID-19の拡大による影響と当社の取り組みの詳細については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による影響と当社の取り組み）」をご参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当年度の業績および財政状態は以下のとおりとなりました。

売上収益	3兆2,912億円 [前年度比	1兆1,940億円 (56.9%)	増]
研究開発費	4,924億円 ["	1,241億円 (33.7%)	増]
営業利益	1,004億円 ["	1,373億円 (57.8%)	減]
税引前当期利益 (△は損失)	△608億円 ["	1,884億円 (147.6%)	減]
当期利益	443億円 ["	908億円 (67.2%)	減]
基本的1株当たり利益	28円41銭 ["	112円20銭 (79.8%)	減]
資産合計	12兆8,211億円 [前年度末比	9,717億円 (7.0%)	減]
負債合計	8兆936億円 ["	5,132億円 (6.0%)	減]
資本合計	4兆7,275億円 ["	4,585億円 (8.8%)	減]

なお、当社グループは「医薬品事業」の単一セグメントのため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」をご参照下さい。

③ 生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当年度における生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品事業	1,554,934	151.1
合計	1,554,934	151.1

- (注) 1 当社グループは「医薬品事業」の単一セグメントであります。
2 生産実績金額は、消費税等を除いた販売価格によっております。
3 Shire社の買収に伴い、生産実績が増加しております。

(b) 受注状況

当社グループは、主に販売計画に基づいて生産計画をたてて生産しております。

一部の事業において受注生産を行っていますが、受注高および受注残高の金額に重要性はありません。

(c) 販売実績

当年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
医薬品事業	3,291,188	56.9
(国内)	(592,786)	(3.8)
(海外)	(2,698,402)	(76.8)
連結純損益計算書計上額 (うち知的財産権収益・役務収益)	3,291,188 (87,036)	56.9 (22.7)

- (注) 1 当社グループは「医薬品事業」の単一セグメントであります。
2 販売実績は、外部顧客に対する売上収益を表示しております。
3 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、総販売実績に対する割合が100分の10未満となっている年度については記載を省略しております。

相手先	前年度		当年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株メディパルホールディングスおよびそのグループ会社	225,962	10.8	—	—
アメリソースバーゲン・コーポレーションおよびそのグループ会社	—	—	367,625	11.2
マッケソン・コーポレーションおよびそのグループ会社	—	—	342,210	10.4

- 4 販売実績金額は、消費税等を除いた金額であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 当年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

(a) 当年度の経営成績の分析

(i) 当社グループの経営成績に影響を与える事項

事業の概況

当社は、バリュー（価値観）、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業です。当社は、革新的な医薬品のポートフォリオを有し、研究、開発、製造、および販売を主要な事業としており、グローバルに展開した事業基盤をもとに、世界各国で医療用医薬品を販売しています。

当社は、既存事業の自立的な伸長と企業買収を通じて成長してまいりました。これまで複数の企業買収を実施したことにより、疾患領域、地理的拠点、パイプラインの拡大を推進してまいりました。特に2019年1月にShire社を買収したことにより、当社の消化器系疾患およびニューロサイエンス（神経精神疾患）の領域が強化され、希少疾患と血漿分画製剤の主導的地位を獲得しました。また、研究開発エンジンのさらなる強化と相互補完的で強固かつ多様なモダリティ（創薬手法）のパイプラインの構築を実現しました。さらに、販売においては、本買収は米国におけるプレゼンスを飛躍的に向上させました。

当社は、Shire社買収の対価の現金部分の資金を調達するため、多額の負債を計上しましたが、営業活動から生じるキャッシュ・フローを用いると共にノン・コア資産の処分を進めることにより、レバレッジの低下を引き続き速やかに実現させる方針です。

当社グループの事業は単一セグメントであり、資源配分、業績評価、および将来業績の予測においてマネジメントの財務情報に対する視点と整合しております。2020年3月期における売上収益および営業利益はそれぞれ3兆2,912億円および1,004億円であります。

当社グループの経営成績に影響を与える事項

当社グループの経営成績は、グローバルな業界トレンドや事業環境における以下の事項に影響を受けます。

買収

当社グループは、研究開発能力を拡大し（新たな手法に展開することを含みます。）、新しい製品（開発パイプラインや上市済み製品）やその他の戦略的領域を獲得するために、新たな事業を買収する可能性があります。同様に、当社グループの主な成長ドライバーに注力するため、また当社グループのポートフォリオを維持するために、事業や製品ラインを売却しております。

これらの買収は企業結合として会計処理され、取得した資産および引き受けた負債は公正価値で計上されております。当社グループの業績は、通常、棚卸資産、および有形固定資産の公正価値の増加や、無形資産の認識に伴う調整にかかる費用および償却費の計上を含む企業結合会計により影響を受けます。また、買収の対価が追加的な借入金で賄われている場合、支払利息の増加も当社グループの業績に影響を与えます。

当社グループは、2019年1月8日、約6兆2,100億円を対価としてShire社を買収し、このうち3兆294億円を現金にて、残額を主に当社普通株式にて支払いました。当社グループは、対価の現金部分の資金を調達するため、3兆2,959億円の有利子負債を計上し、また買収を通じ1兆6,032億円のShire社の有利子負債を引き受けました。当該有利子負債は連結財政状態計算書に計上されております。2019年3月期において買収日における暫定的なShire社の買収に係る取得対価の配分を行い、3兆874億円ののれんおよび3兆8,993億円の無形資産を認識しております。2020年3月期において、当該取得対価の配分が完了したことに伴い前期取得した資産および引き受けた負債の公正価値を遡及修正しており、遡及修正を含むShire社買収日ののれんおよび無形資産はそれぞれ3兆1,655億円、および3兆7,691億円であります。完了したShire社の買収に係る取得対価の配分の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 注記 31 企業結合」をご参照ください。

Shire社買収は、当社グループの製品ポートフォリオや地理的なプレゼンスの大幅な拡大等を通して、当社グループの事業に大きな変化をもたらしました。当社グループの業績は、売上収益及び関連費用の増加、取得した無形資産に係る償却費、および在庫の公正価値調整の費用化に起因する追加的な費用、買収資金を調達するための借入金に関連する支払利息、また事業統合に係る費用の支払い等により、大きく影響を受けます。Shire社買収完了と当社事業への統合に伴い、Shire社買収完了から3期目の会計年度末までに、売上、販売管理機能、研究開発の合理化に向けた取り組みや製品の製造と供給における効率化を通じ、年間約23億米ドルの税引前シナジーが継続的に発生すると予想しております。当社グループは、このようなシナジーを実現するために、Shire社買収完了から会計期間3期にわたり、約30億米ドルの臨時的な費用を要すると考えております。当社グループは、大幅なキャッシュ・フロー創出により、安定した配当政策や、買収完了後のレバレッジ低下を維持することができると考えており、速やかなレバレッジ低下を進めるため、ノンコア資産の処分を開始しております。

買収および上記の影響により、当社グループの業績は期間比較ができない可能性があります。

事業売却

買収に加え、当社グループは、主要な成長ドライバーに注力し、また長期借入金を速やかに返済するための追加キャッシュ・フローを創出するため、事業や製品ラインを売却しております。前年度および当年度における主要な事業売却は以下となります。

- ・2018年7月、当社グループの連結子会社であるMultilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda.の全株式およびそれに伴う全ての資産をNovamed Fabricação de Produtos Farmacêuticos Ltd.に譲渡しております。
- ・2018年8月、当社グループが保有する広東テックプール・バイオファーマCo., Ltd.の全株式およびそれに伴う全ての資産をShanghai Pharmaceutical Holding Co.に2億8,000万米ドル（308億円^(註)）で譲渡し、2019年3月期において184億円の事業譲渡益を計上しております。
- ・2019年7月、当社グループはLifitegrast点眼剤Xiidra®5%（以下、「XIIDRA」）をNovartis AGに34億米ドル

(3,755億円)で譲渡し、今後追加で最大19億米ドル(2,062億円^(注))のマイルストーンを受領する可能性があります。なお、当譲渡における譲渡損益に重要性はありません。

- ・2020年3月、当社グループの中近東・アフリカ諸国およびロシア・ジョージア・独立国家共同体の国々の一部のノンコア資産をAcino International AGおよびSTADA Arzneimittel AGに合計約8億6,000万米ドル(約919億円^(注))で譲渡しており、2020年3月期に売却目的保有資産に分類した際に129億円の減損損失を計上しております。当譲渡における譲渡損益に重要性はありません。
- ・2020年3月、当社グループはラテンアメリカに限定された一部のノンコア資産をHypera S. Aに8億2,500万米ドル(約895億円^(注))で譲渡する契約を締結しております。
- ・2020年4月、当社グループは欧州で販売する一般用医薬品および医療用医薬品ポートフォリオの一部、ならびにデンマークおよびポーランドに所在する2つの製造拠点を、ノンコア資産としてOrifarm Groupに、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、最大6億7,000万米ドル(727億円^(注))で譲渡する契約を締結しております。
- ・2020年4月、当社グループは欧州委員会による独占禁止法上の懸念が生じた結果、Ethicon, Inc.とのTachoSil譲渡契約を解除しておりますが、継続してTachoSilの売却機会を模索しております。
- ・2020年6月、当社グループはアジア・パシフィックの国々のみで販売する当社ノン・コア資産である一部の一般用医療薬品および医療用薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大2億7,800万米ドル(302億円^(注))でCelltrion Inc.に譲渡する契約を締結しております。

当社グループは速やかなレバレッジ低下を進めるため、引き続きノンコア資産の処分を行います。

(注) 2020年3月31日期末為替レートで米ドルを日本円に換算しております。

特許保護と後発品との競争

医薬品は特に、特許保護や規制上の独占権によって市場競争が規制されることにより、当社グループの業績に貢献する場合があります。代替治療の利用が容易でない新製品は当社グループの売上の増加に貢献します。ただし、保護されている製品についても、効能、副作用や価格面で他社との競争が存在します。一方で、特許保護もしくは規制上の独占権の喪失や満了により、後発品が市場に参入するため、当社グループの業績に大きな悪影響を及ぼすことがあります。当社グループの主要製品の一部は、特許やその他の知的財産権保護の満了により、厳しい競争に晒されており、あるいは晒されると予想しております。例えば、米国において当社グループの最大の売上製品のひとつであるベルケイドに含まれる有効成分のボルテゾミブの特許権が満了したことにより、ボルテゾミブを含む競合製品が販売されています。これにより、ベルケイドの売上が減少しており、競合品が市場に参入することにより当社製品の売上がさらに大幅に減少する可能性があります。後発品を販売する他社が特許権の有効性に対する申し立てに成功する場合、もしくは想定される特許侵害訴訟に係る費用以上のベネフィットを前提として参入することを決定する場合があります。また、当社グループの特許権の有効性、あるいは製品保護に対する申し立てが提起された場合には、関連する無形資産の減損損失を認識する可能性があります。

原材料の調達による影響

重要な原材料を社内外から調達することができない場合に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。例えば、ヒト血漿は当社グループの血漿分画製剤において重要な原材料であります。血漿をより多く収集するため、原料血漿の収集や血漿分画に関連する施設への委託、及び規制当局からの承認を受ける取り組みを行っております。

外国為替変動

2020年3月期において、当社グループでは日本以外の売上が82.0%を占めております。当社グループの収益および費用は、特に当社の表示通貨である日本円に対する米ドルおよびユーロの外国為替レートの変動に影響を受けます。円安は日本円以外の通貨による収益の増加要因となり当社グループの業績に好影響を及ぼしますが、日本円以外の通貨による費用の増加により相殺される可能性があります。反対に、円高は日本円以外の通貨による収益減少要因となり当社グループの業績に悪影響を及ぼしますが、日本円以外の通貨による費用の減少により相殺される可

能性があります。為替変動リスクを低減するため、当社グループは重要な一部の外貨建取引について、主に先物為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションを利用しヘッジを行っております。

季節的要因

当社グループの売上収益、営業利益および当期利益は、主に日本国内での売上収益の変動により2019年3月期および2020年3月期において第4四半期に減少しています。日本の医薬品卸売業者は、一般的に3月31日である期末に向けて在庫数が減少するよう調整する傾向があり、第4四半期における当社グループの売上収益の減少につながっています。また、日本の医薬品卸売業者は年末年始休暇に向けて在庫数を増やす傾向があり、10月1日から12月31日までの第3四半期に売上収益が増加いたします。

(ii) 重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表はIFRSに準拠して作成されております。当連結財務諸表の作成にあたり、経営者は資産および負債の金額、決算日現在の偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間における収益および費用の金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定の設定を行うことが求められております。見積りおよび仮定は、継続的に見直されます。経営者は、過去の経験、ならびに見積りおよび仮定が設定された時点において合理的であると判断されたその他の様々な要因に基づき当該見積りおよび仮定を設定しております。実際の結果はこれらの見積りおよび仮定とは異なる場合があります。

経営者の見積りおよび仮定に影響を受ける重要な会計方針は以下の通りであります。なお、見積りおよび仮定の変更が連結財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性があります。

収益認識

当社グループの収益は主に医薬品販売に関連したものであり、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識されております。収益の認識額は、当社グループが製品と交換に受け取ると見込まれる対価に基づいております。一般的には、出荷時または顧客による受領時点もしくはサービスが履行された時点で収益は認識されます。収益の認識額は、当社グループが財およびサービスと交換に受け取ると見込んでいる対価に基づいております。契約に複数の履行義務が含まれる場合、対価は独立販売価格の比率で各履行義務に配分しております。

当社グループが財およびサービスと交換に受け取る対価は固定金額または変動金額の場合があります。変動対価は重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合のみ認識しております。

売上高からは、主に小売業者、政府機関、卸売業者、医療保険会社およびマネージドヘルスケア団体に対する割戻りや値引等の様々な項目が控除されております。これらの控除額は関連する義務に対し見積られますが、報告期間における当該収益に係る控除額の見積りには判断が伴います。総売上高からこれらの控除額を調整して、純売上高が算定されます。当社グループは、これらの控除額に係る義務を少なくとも四半期毎に確認しており、割戻りの変動、リベート・プログラムおよび契約条件、法律の改定、その他重大な事象により関連する義務の見直しが適切であることが示されている場合には、調整を行っております。なお、これまで売上割戻りに関する引当金に対する調整が、純損益に重要な影響を与えたことはありません。

米国市場における収益控除に関する取り決めが最も複雑なものになっております。

収益に係る調整のうち最も重要なものは以下のとおりであります。

- ・ 米国メディケイド：米国のメディケイド・ドラッグ・リベート・プログラムは、連邦政府および州が共同で拠出した資金により医療費を賄えない特定の条件を満たす個人および家族に対して医療費を負担する制度であり、各州が運営を行っております。当プログラムに係る割戻りの支払額の算定には、関連規定の解釈が必要となりますが、これは異議申し立てによる影響または政府機関の解釈指針の変更による影響を受ける可能性があります。メディケイドの割戻りに係る引当金は、割戻りの対象として特定された製品、過去の経験、患者さんからの要請、製品価格ならびに各州の制度における契約内容および関連条項を考慮して算定しております。メディケイドの割戻りに係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、メディケイドに係る割戻りはその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的なメディケイドに係る割戻りの会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社

グループの売上取引が米国のメディケイド・プログラムの対象となるかに関連しています。

- ・ 米国メディケア：米国のメディケア・プログラムは65歳以上の高齢者もしくは特定の障害者向けの公的医療保険制度であり、当プログラムのパートDにおいて処方薬に係る保険が規定されております。パートDの制度は民間の処方薬剤費保険により運営、提供されております。メディケア・パートDに係る割戻は各処方薬剤費保険の制度内容、患者さんからの要請、製品価格ならびに契約内容を考慮して算定しております。メディケア・パートDの割戻に係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、メディケア・パートDに係る割戻はその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的なメディケア・パートDに係る割戻の会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社グループの売上取引が米国のメディケア・プログラムの対象となるかに関連しています。
- ・ 顧客に対する割戻：当社グループは、マーケットシェアの維持と拡大、また、患者さんの当社グループ製品へのアクセスを確実にするために、購入機関、保険会社、マネージドヘルスケア団体およびその他の直接顧客ならびに間接顧客に対して米国コマーシャル・マネージドケアを含む割戻を実施しております。割戻は契約上取決めがなされているため、係る引当金は各取決めの内容、過去の経験および患者さんからの要請を基に算定しております。米国コマーシャル・マネージドケアの割戻に係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、米国コマーシャル・マネージドケアに係る割戻はその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的な米国コマーシャル・マネージドケアに係る割戻の会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社グループの売上取引が米国コマーシャル・マネージドケアの対象となるかに関連しています。
- ・ 卸売業者に対するチャージバック：当社グループは特定の間接顧客と、顧客が卸売業者から割引価格で製品を購入可能とする取決めを結んでおります。チャージバックは卸売業者に対する当社グループの請求額および間接顧客に対する契約上の割引価格の差額であります。チャージバックの見積額は各取決めの内容、過去の経験および製品の需要を基に算定しております。当社グループは、売上債権とチャージバックを相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有しております。そのため、チャージバックの見積額は連結財政状態計算書において売上債権から控除しております。
- ・ 返品調整引当金：返品権付き製品を顧客に販売する際は、当社グループの返品ポリシーや過去の返品率に基づいた返品見込み額を引当金として計上しております。返品見込み率を見積る際は、過去の返品実績、予想される流通チャネル内の在庫量および製品の保管寿命を含む関連要因を考慮しております。

引当額は見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があり、特に購入機関の種類、最終消費者および製品の売上構成により変動する可能性があります。

当社グループは、一般的に製品が顧客に引き渡された時点から90日以内に顧客から支払を受けます。当社グループは主としてそれらの取引を本人として履行しますが、他の当事者に代わって販売を行うことがあります。その場合は、代理人として受け取ることが見込まれる販売手数料の金額が収益として認識されます。

当社グループは、知的財産の導出にかかるロイヤルティ、契約一時金およびマイルストーンにかかる収益を計上しております。知的財産にかかるロイヤルティ収益は、基礎となる売上が発生した時点で認識しております。契約一時金にかかる収益は、一般的にはライセンスの使用権を付与した時点で認識されます。マイルストーンにかかる収益は、一般的にはマイルストンの支払条件が達成される可能性が非常に高く、認識した収益の額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高くなった時点で認識しております。導出した化合物の研究開発等のその他のサービスにかかる収益については、サービスの提供期間に応じて認識しております。

当社グループは、一般的に知的財産の導出契約の締結または顧客によるマイルストンの支払条件の達成の確認から60日以内に顧客から支払を受けます。当社グループはグループの知的財産を導出しているため、本人として契約を履行しております。また、当社グループはその他のサービスも本人として提供しております。

のれんおよび無形資産の減損

当社グループは、長期性無形資産について、その資産の帳簿価額が回収不能であるかもしれないことを示す事象または状況の変化がある場合には、減損テストを行っております。のれんおよびその他の現在まだ未償却の無形資産

については、少なくとも年次で減損テストを実施しております。2020年3月31日時点において、当社グループはのれんを4兆125億円、無形資産を4兆1,714億円計上しており、これは総資産の63.8%を占めております。

製品に係る無形資産は特許期間に応じた3年から20年の耐用年数を用いて定額法で償却しております。開発中の製品に係る無形資産は、特定の市場における商用化が規制当局により承認されるまで償却をしておりません。商用化が承認された時点で、当該資産の見積耐用年数を確定し、償却を開始しております。

資産は、通常、その財政状態計算書上の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には減損していると判断されません。回収可能価額は個別資産、またはその資産が他の資産と共同で資金を生成する場合はより大きな資金生成単位ごとに見積られます。のれんは、シナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位または資金生成単位グループに配分され、回収可能価額はその資金生成単位ごとに見積られます。資金生成単位は独立したキャッシュ・インフローを形成する最小の識別可能な資産グループであります。回収可能価額の見積りには以下を含む複数の仮定の設定が必要となります。

- ・将来キャッシュ・フローの金額および時期
- ・競合他社の動向（競合製品の販売開始、マーケティングイニシアチブ等）
- ・規制当局からの承認の取得可能性
- ・将来の税率
- ・永続成長率
- ・割引率

キャッシュ・フローが変動する可能性のある事象としては、研究開発プロジェクトの失敗もしくは上市後製品の価値の下落があげられます。研究開発プロジェクトの失敗には、開発の中止、大幅な上市の遅延、もしくは規制当局の承認が得られない場合が該当します。これらの事象が発生した場合、見積った将来キャッシュ・フローが回収できない、もしくは資産の取得後に実施した当初もしくは事後の研究開発投資額が回収できない可能性があります。

これらの仮定に変更が生じた場合は、当該連結会計年度において減損損失および減損損失の戻入を認識しております。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 11 のれん および12 無形資産」をご参照ください。

退職給付およびその他の退職後給付制度

当社グループは、当社グループの従業員の大半を対象とする年金およびその他の退職後給付制度を有しております。退職給付費用およびこれらの制度に係る負債の現在価値の算定には将来の事象に関する重要な仮定および見積りの設定を行うことが求められております。これには将来の確定給付債務および確定給付費用の見積りに使用する利率や将来の年金増加率が含まれます。さらに、これらの見積りに関連して、年金数理人が制度からの脱退率や死亡率等の統計情報を経営者に提供しております。市場状況および経済状況の変化、脱退率の増減、加入者の寿命の変化等の要因により、使用した仮定および見積りは実績と大幅に異なる場合があります。重要な数理計算上の仮定に係る感応度情報については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 22 従業員給付」をご参照ください。見積りの大幅な変動は連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。2020年3月31日現在において、退職給付に係る負債を1,566億円計上しております。

企業結合—公正価値

企業結合の会計処理には、取得した資産および引き受けた負債ならびに条件付対価の公正価値を算定することが求められております。公正価値の見積りには、将来のキャッシュ・フロー予測、割引率、開発および承認マイルストーン、市場動向に関する予測、ならびに条件付対価に関しては支払可能額等の様々な仮定の設定が必要となります。また、取得日に存在していた事実および状況について取得日から1年以内に新たな情報を入手したことにより、測定期間中の修正が求められることがあります。この修正により、当初算定した資産および負債の暫定的な公正価値が変更される、または新たな資産および負債の認識されることがあります。これらは過去の比較情報に遡及的に適用され、その後の財務諸表にも修正が反映されます。2020年3月期において、この修正は主に上市後製品から構成される無形資産から生じており、それぞれの公正価値を見積る際の主な仮定には、将来の売上予測および関連する市場の需要が含まれます。

条件付対価は各報告期間の末日において公正価値で計上しております。時間的価値に基づく公正価値の変動は金融費用として、その他の公正価値の変動はその他の営業収益またはその他の営業費用としてそれぞれ連結純損益計算書に認識しております。2020年3月期において、公正価値の変動により、条件付対価契約に関する金融負債が81億円減少しております。

当社グループの見積りは、過去の経験や業界における知識に基づいております。見積りは合理的に算出されますが、実績はこれらの見積りとは異なる場合があります。取得した資産グループや企業結合の価値を算出する際に使用される見積りの重要な変化は、当社グループによって取得された有形固定資産または無形資産の将来における減損につながり、当社グループの財政状態および業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。また、偶発負債を含む負債の価値が取得法によって過去に計上された金額と著しく異なる場合は、追加費用の計上が必要となり、当社グループの財政状態および業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に係る偶発事象

当社グループは、通常の営業活動において主に製造物責任訴訟および賠償責任訴訟に関与しております。詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメントおよび偶発負債」をご参照ください。

偶発負債は、その特性から不確実なものであり複雑な判断や可能性に基づいております。訴訟およびその他の偶発事象に係る引当金を算定する際には、該当する訴訟の根拠や管轄、その他の類似した現在および過去の訴訟案件の顛末および発生数、製品の性質、訴訟に関する科学的な事項の評価、和解の可能性ならびに現時点における和解にむけた進行状況等を勘案しております。さらに、未だ提訴されていない製造物責任訴訟については、主に過去の訴訟の経験や製品の使用に係るデータに基づき、費用を合理的に見積ることができる範囲で引当金を計上しております。また、保険の補償範囲期間内である場合は保険による補償についても考慮しております。補償範囲の検討の際に、当社グループは、保険契約の制限や除外、保険会社による補償の拒否の可能性、保険業者の財政状態、ならびに回収可能性および回収期間を考慮しております。引当金および関連する保険補償額の見積りは、連結財政状態計算書上において負債および資産として総額で計上しております。2020年3月31日現在において、係争中の訴訟案件およびその他の案件について497億円の引当金を計上しております。

法人所得税

当社グループは、税法および税規制の解釈指針に基づき税務申告を行っており、これらの判断および解釈に基づいた見積額を計上しております。通常の営業活動において、当社グループの税務申告は様々な税務当局による税務調査の対象であり、これらの調査の結果、追加税額、利息、または罰金の支払いが課される場合があります。法律および様々な管轄地域の租税裁判所の判決に伴う法改正により、不確実な税務ポジションの見積りの多くは固有の不確実性を伴います。税務当局が当社グループの税務ポジションを認める可能性が高くないと結論を下した場合に、当社グループは、税務上の不確実性を解消するために必要となる費用の最善の見積り額を認識します。また、未認識の税務上の便益は事実および状況の変化に伴い調整されます。これらの税務ポジションは、例えば、現行の税法の大幅改正、税務当局による税制または解釈指針の発行、税務調査の際に入手した新たな情報、または税務調査の解決により調整が行われる可能性があります。当社グループは、不確実な税務ポジションに係る当社グループの見積りは、現時点において判明している事実および状況に基づき適切かつ十分であると判断しております。

また、各報告期間の末日において繰延税金資産の回収可能性を評価しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予想される将来加算一時差異の解消スケジュール、予想される将来課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。過去の課税所得の水準および繰延税金資産が認識できる期間における将来の課税所得の見積りに基づき、実現する可能性が高いと予想される税務上の便益の額を算定しております。2020年3月31日現在における繰延税金資産を認識していない未使用の繰越欠損金、将来減算一時差異、および未使用の繰越税額控除はそれぞれ1兆5,802億円、3,333億円、および93億円であります。将来における見積りおよび仮定の変更は法人所得税費用に重要な影響を与える可能性があります。

事業構造再編費用

当社グループでは、費用削減に関連した取り組みおよび買収に係る事業統合に関連して事業構造再編費用が発生し

ます。退職金およびリース解約費用が事業構造再編費用の主な内訳であり、事業構造再編に係る引当金については、計画が承認され、費用を見積もることができ、支払の可能性が高い場合に引当金を計上しております。事業構造再編に係る引当金の認識には、支払時期や、退職金を受領した後一定期間会社に在籍する従業員数等の様々な見積りが必要となります。最終的なコストは当初の見積りから異なる可能性があります。

当社グループは、将来において買収および売却に関連した事業統合に係る追加の事業構造再編費用を計上すると見込んでおります。2020年3月31日現在において、当社グループは、事業構造再編に係る引当金を450億円計上しております。詳細および事業構造再編に係る引当金の推移は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 23 引当金」をご参照ください。

(iii) 当年度における業績の概要

当年度の連結業績は、以下のとおりとなりました。

(単位：億円、%以外)

	前年度 ^(注)	当年度	対前年度	
			増減額	増減率
売上収益	20,972	32,912	11,940	56.9%
売上原価	△6,517	△10,898	△4,380	67.2%
販売費及び一般管理費	△7,176	△9,647	△2,471	34.4%
研究開発費	△3,683	△4,924	△1,241	33.7%
製品に係る無形資産償却費及び減損損失	△1,786	△4,554	△2,768	155.0%
その他の営業収益	1,599	602	△997	△62.3%
その他の営業費用	△1,032	△2,487	△1,455	141.1%
営業利益	2,377	1,004	△1,373	△57.8%
金融収益	168	278	110	65.2%
金融費用	△833	△1,650	△817	98.1%
持分法による投資損失	△436	△240	196	△45.0%
税引前当期利益 (△は損失)	1,276	△608	△1,884	△147.6%
法人所得税費用	75	1,050	976	—
当期利益	1,351	443	△908	△67.2%

(注) Shire社の買収に伴い、前年度の業績には、2019年1月8日から3月31日までの期間における同社の業績が含まれています。

当年度において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結純損益計算書を遡及修正しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 31企業結合」をご参照ください。

〔売上収益〕

売上収益は、前年度から1兆1,940億円増収(+56.9%)の3兆2,912億円となりました。Shire社買収により獲得した製品の売上が年間を通じて計上された(1兆5,222億円)ことが主な要因であり、これによる増収額は1兆2,130億円となりました。

地域別売上収益

各地域の売上収益は以下のとおりです。

(単位：億円、%以外)

売上収益：	前年度		当年度	
	金額	増減率	金額	増減率
日本	5,710	27.2%	5,928	18.0%
米国	8,290	39.5%	15,959	48.5%
欧州およびカナダ	4,056	19.3%	6,455	19.6%
ロシア/CIS	597	2.8%	768	2.3%
中南米	881	4.2%	1,435	4.4%
アジア	1,054	5.0%	1,654	5.0%
その他	383	1.8%	713	2.2%
合計	20,972	100.0%	32,912	100.0%

(注) その他の地域は中東、オセアニアおよびアフリカを含みます。

当社グループの売上収益の大部分は、主要な医療用医薬品により占められております。当年度の各領域における主要製品の売上は以下のとおりです。

(単位：億円、%以外)

	前年度	当年度	対前年度	
<u>消化器系疾患:</u>				
エンティビオ	2,692	3,472	780	29.0%
タケキャブ (注)	582	727	145	24.8%
デクスラント	692	628	△64	△9.2%
GATTEX / REVESTIVE	128	618	491	384.7%
パントプラゾール	616	495	△122	△19.7%
ALOFISEL	0	4	3	728.9%
その他	683	1,035	353	51.7%
消化器系疾患 合計	5,393	6,979	1,586	29.4%
<u>希少疾患:</u>				
<u>希少代謝性疾患:</u>				
エラプレース	151	679	528	350.3%
リブレガル	114	513	398	348.1%
ビブリブ	87	380	293	337.5%
NATPARA	71	136	65	92.2%
希少代謝性疾患 合計	423	1,708	1,285	303.8%
<u>希少血液疾患:</u>				
アドベイト	321	1,579	1,258	391.8%
アディノベイト	107	587	479	446.3%
ファイバ	96	515	419	434.7%
その他	142	662	520	365.2%
希少血液疾患 合計	667	3,342	2,675	401.1%
<u>遺伝性血管性浮腫:</u>				
TAKHZYRO	97	683	585	601.8%
フィラジル	64	327	262	409.1%
CINRYZE	31	243	212	684.4%
KALBITOR	12	45	34	289.2%
遺伝性血管性浮腫 合計	204	1,298	1,094	535.9%
希少疾患合計	1,294	6,349	5,055	390.6%
<u>血漿由来の免疫疾患治療:</u>				
免疫グロブリン	735	2,987	2,252	306.6%
アルブミン	123	672	549	446.5%
その他	77	283	205	266.0%
血漿由来の免疫疾患治療 合計	935	3,942	3,007	321.7%
<u>オンコロジー:</u>				
ベルケイド	1,279	1,183	△95	△7.5%
リユープリン	1,101	1,090	△10	△0.9%
ニンラーロ	622	776	154	24.7%
アドセトリス	429	527	98	22.8%
アイクルシング	287	318	31	10.8%
アルンプリグ	52	72	20	39.2%
その他	225	243	18	7.9%
オンコロジー 合計	3,994	4,210	215	5.4%
<u>ニューロサイエンス:</u>				
バイバンス/ビバンセ	494	2,741	2,247	455.3%
トリンテリックス	576	707	131	22.8%
ADDERALL XR	54	243	189	349.7%
その他	424	695	271	64.0%
ニューロサイエンス 合計	1,547	4,385	2,839	183.5%
<u>その他:</u>				
アジルバ (注)	708	767	60	8.5%
ネシーナ (注)	548	580	32	5.8%
ロトリガ	309	318	9	2.9%
その他	6,245	5,383	△862	△13.8%
その他 合計	7,809	7,048	△761	△9.8%
総合計	20,972	32,912	11,940	56.9%

(注) 配合剤、バック製剤を含む。

各疾患領域における売上収益の前年度からの増減は、主に以下の製品によるものです。

－ 消化器系疾患

消化器系疾患領域の売上収益は、前年度から1,586億円増収（+29.4%）の6,979億円となりました。当社のトップ製品である潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ」（国内製品名：「エンタイビオ」）の売上が伸長し、前年度から780億円増収（+29.0%）の3,472億円となり、売上成長を牽引しました。米国および欧州においては、潰瘍性大腸炎とクローン病に対する生物学的製剤の新規投与患者シェアがさらに拡大し、同剤の全体の市場シェアも伸長しました。また、日本においては、当第1四半期において、クローン病の効能追加を取得しました。酸関連疾患治療剤「タケキャブ」も、逆流性食道炎や低用量アスピリン投与時における胃潰瘍・十二指腸潰瘍の再発抑制等の効能を中心として、日本において新規処方拡大し、売上は145億円増収（+24.8%）の727億円となりました。また、Shire社買収により獲得した短腸症候群治療剤「GATTEX / REVESTIVE」の当年度の売上は、年間を通じて計上されたことから、491億円増収の618億円となりました。

－ 希少疾患

Shire社買収により獲得した希少疾患領域の当年度の売上収益は、年間を通じて計上されたことから、5,055億円増収の6,349億円となりました。売上収益に最も寄与した製品の売上は、希少血液疾患領域では血友病A治療剤「アドベイト」の1,579億円、遺伝性血管性浮腫領域では同疾患の発作予防剤「TAKHZYRO」の683億円、希少代謝性疾患領域ではハンター症候群治療剤「エラプレース」の679億円であり、それぞれ1,258億円、585億円および528億円の増収となりました。

－ 血漿由来の免疫疾患治療

血漿由来の免疫疾患治療領域の売上収益は、主にShire社買収により獲得した製品が加わったことにより、3,007億円増収の3,942億円となりました。当売上収益は、Shire社買収前から日本で血漿分画製剤事業を展開してきた当社連結子会社である日本製薬株式会社の製品売上を含みます。免疫グロブリン製剤の売上合計は2,987億円となり、最も寄与した製品は、原発性免疫不全症（PID）と多巣性運動ニューロパチー（MMN）の治療に主に用いられ、これら疾患に対する米国における標準治療剤である静注製剤「GAMMAGARD LIQUID」でした。また、主に血液量減少症と低アルブミン血症の治療に用いられる「ALBUMIN GLASS」と「FLEXBUMIN」を含むアルブミン製剤の売上合計は672億円となり、その他の血漿由来の免疫疾患治療剤の売上合計は283億円となりました。

－ オンコロジー

オンコロジー（がん）領域の売上収益は、前年度から215億円増収（+5.4%）の4,210億円となりました。多発性骨髄腫治療剤「ニンラーロ」の売上は、特に米国と中国での好調な業績が成長に寄与し、前年度から154億円増収（+24.7%）の776億円となりました。また、悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス」の売上は、CD30陽性ホジキンリンパ腫に対する一次治療の効能追加を取得した日本において特に伸長し、98億円増収（+22.8%）の527億円となりました。非小細胞肺癌治療剤「アルンプリグ」の売上は、引き続き欧州諸国での上市があったことにより前年度から20億円増収（+39.2%）の72億円となりました。多発性骨髄腫治療剤「ベルケイド」はオンコロジー領域の中でも売上が大きい製品ですが、同剤の売上は、対前年度95億円減収（△7.5%）の1,183億円となり、うち、米国外の売上にかかるロイヤルティ収益は、対前年度127億円の大幅な減収（△57.0%）により96億円となりました。米国では、競合品の追加参入による影響が想定を下回り、31億円増収（+2.9%）の1,088億円となりました。

－ ニューロサイエンス

ニューロサイエンス（神経精神疾患）領域の売上収益は、前年度から2,839億円増収（+183.5%）の4,385億円となりました。増収の主な要因は、2,247億円増収の2,741億円の売上となった注意欠陥／多動性障害（ADHD）治療剤「バイバンス」（国内製品名：「ビバンセ」）を含め、Shire社買収により獲得したポートフォリオが、年間を通じて売上計上されたことにより、旧武田薬品の製品である大うつ病（MDD）治療剤「トリンテリックス」の売上は、新規患者の増加と治療期間の拡大により、前年度から131億円増収（+22.8%）の707億円となりました。両製品は、当第3四半期に日本においても上市されております。

〔売上原価〕

売上原価は、対前年度4,380億円増加（+67.2%）の1兆898億円となりました。この増加は、主にShire社の買収により取

得した製品にかかる年間の売上原価およびShire社買収に伴い計上された棚卸資産の公正価値調整等にかかる非資金性の費用の増加1,257億円によるものです。これらの増加は、主に製品構成の改善等による旧武田薬品の製品にかかる売上原価の減少と一部相殺されております。

〔販売費及び一般管理費〕

販売費及び一般管理費は、主に買収したShire社の事業運営にかかる費用の影響により、対前年度2,471億円増加（＋34.4％）の9,647億円となりました。この増加は、グローバル経費削減イニシアチブ^(注1)による削減効果、Shire社との統合によるコストシナジーのほか、前年度に発生したShire社買収関連費用238億円の影響により一部相殺されております。

（注1）消費量の削減、購買価格低減による経費削減、および組織の最適化によって売上収益比率の向上を目指す当社グループのイニシアチブ

〔研究開発費〕

研究開発費は、主にShire社買収により取得した研究開発活動にかかる費用の影響により、対前年度1,241億円増加（＋33.7％）の4,924億円となりました。

〔製品に係る無形資産償却費及び減損損失〕

製品に係る無形資産償却費及び減損損失は、対前年度2,768億円増加（＋155.0％）の4,554億円となりました。これは主にShire社買収に伴い取得した無形資産の償却費が2,506億円増加したことによります。減損損失は347億円増加の433億円となりました。この減損損失の増加は、2019年5月の中間解析結果を受けTAK-616 AMRプログラムの開発中止を決定したことに伴い計上した減損損失156億円、およびTAK-607の治験デザイン変更に伴い計上した減損損失109億円を含む、一部の上市後製品および開発中の製品に係る減損損失を計上したことによるものです。なお、前年度は、Mersana Therapeuticsとの共同研究開発の終了に伴う減損損失72億円を含む86億円の減損損失を計上しました。

〔その他の営業収益〕

その他の営業収益は、対前年度997億円減少（△62.3％）の602億円となりました。この減少は、主に前年度において、当社グループの旧東京本社ビルを含む有形固定資産の売却益503億円、および不動産事業の譲渡に関連して連結子会社株式譲渡益382億円を計上したことによります。また、前年度に広東テックプール・バイオフーマCo., Ltd.の株式売却益184億円を計上したことも減少要因となりました。

〔その他の営業費用〕

その他の営業費用は、対前年度1,455億円増加（＋141.1％）の2,487億円となりました。このうち事業構造再編費用については、対前年度981億円増加の1,810億円となりました。この増加は、主にShire社との統合が進捗していることに伴い、アイルランドの製造拠点の合理化により計上した減損損失を含むShire社買収に関連する統合費用が対前年度757億円増加し1,354億円となったことに加え、湘南ヘルスイノベーションパーク（「湘南アイパーク」）のセール・アンド・リースバック契約に伴い有形固定資産の減損損失等を計上したことによるものです。また、当年度において承認前在庫にかかる評価損を304億円計上した一方、前年度は承認取得に伴い過去の承認前在庫にかかる評価損の戻入41億円を計上したことにより、承認前在庫にかかる評価損が345億円増加しました。

〔営業利益〕

営業利益は、上記の要因を反映し、前年度から1,373億円減少（△57.8％）の1,004億円となりました。

〔金融損益〕

金融収益と金融費用をあわせた金融損益は1,372億円の損失となり、前年度から707億円の損失増加となりました。これは、主にShire社買収に伴い発行された社債及び借入金により利息費用が1,008億円増加したことによるものです。この利息費用の増加は、前年度に計上されたShire社買収のためのブリッジローン契約に伴うファシリティー・フィー161億円、および当社がワラントを保有する未上場企業の株式が上場されたことに伴い当年度計上した評価益213億円により一部相殺されております。

〔持分法による投資損益〕

持分法による投資損益は240億円の損失となり、前年度から196億円（△45.0%）の損失減少となりました。これは、主に武田テバ薬品株式会社^(注2)において認識された減損損失の減少によるものです。

（注2）武田テバ薬品株式会社は長期収載品事業およびジェネリック医薬品事業を営んでおります。

〔法人所得税費用〕

法人所得税費用は、前年度△75億円に対して、当年度は△1,050億円となりました。これは主に、当年度のスイスにおける税制改正に伴い計上された非資金性の繰延税金便益△946億円の計上、繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、および主に償却費、棚卸資産の公正価値調整、統合費用等のShire社買収に関連する費用を計上したことに伴う税引前利益の減少によるものです。これらの税金費用の減少影響は、不確実な税務ポジションによる税金負債の増加および事業構造再編にかかる税金影響と一部相殺されております。

〔当期利益〕

当期利益は、上記の要因を反映し、前年度から908億円減益（△67.2%）の443億円となりました。

(iv) 当年度における実質的な成長の概要

Coreと実質的な成長の定義

当社は、事業の計画策定および業績評価において、「実質的な成長」(Underlying Growth)の概念を採用しております。

「実質的な成長」は、当年度と前年度（四半期もしくは年間）の業績を共通の基準で比較するものであり、マネジメントによる業績評価に使用されています。これら共通の基準で比較される業績は、為替レートを一定として、事業等の売却影響およびその他の非定常的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない（ノン・コア）事象による影響を控除し算定されます。当社は、この「実質的な成長」が、事業活動のパフォーマンスを表す共通の基準を提供するため、投資家に有用であると考えています。なお、本指標は、国際会計基準（IFRS）に準拠したものではありません。

当社は、「Underlying Revenue Growth」（実質的な売上収益の成長）、「Underlying Core Operating Profit Growth」（実質的なCore営業利益の成長）および「Underlying Core EPS Growth」（実質的なCore EPSの成長）を重要な財務指標としています。

実質的な売上収益は、為替レートを一定として、財務ベースの売上収益に、報告期間における非定常的な事象に基づく影響および事業等の売却影響を調整して計算します。

実質的なCore営業利益は、為替レートを一定として、Core営業利益（以下に定義）に、報告期間における事業等の売却影響を調整して計算します。

Core営業利益*は、当期利益から、法人所得税費用、持分法による投資損益、金融損益、その他の営業収益およびその他の営業費用、製品に係る無形資産償却費及び減損損失を控除して算出します。その他、企業買収に係る会計処理の影響や買収関連費用など、本業に起因しない（ノン・コア）事象による影響を調整します。

* 2019年度より、「Core Earnings」の名称を「Core営業利益」に変更しました。なお、その定義に変更はありません。

実質的なCore EPSの算定にあたっては、為替レートを一定として、当期利益から、事業等の売却影響、およびCore営業利益の算出において控除された項目と営業利益以下の各科目のうち、重要性のある、非定常的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない（ノン・コア）事象による影響を調整します。これらには、条件付対価に係る公正価値変動（時間的価値の変動を含む）影響などが含まれます。さらに、これらの調整項目に係る税金影響を控除した後、比較年度末の自社株式控除後の発行済株式総数で除して算定します。

当年度の実質的な成長は、以下のとおりとなりました。

	当年度
実質的な売上収益の成長 ^(注1)	+1.6%
実質的なCore営業利益率	28.9%
実質的なCore EPS	395円

(注1) 当年度の実質ベースの成長率は、対前年度のpro-forma成長率。前年度 pro-formaは、前年度（2018年4月-2019年3月）の武田薬品売上収益（事業売却等を調整）と、前年度の年間平均レート（1米ドル111円）で円貨換算し米国会計基準（US GAAP）から国際会計基準（IFRS）に組み替えた（なお、重要な差異は認められなかった）2018年4月から買収完了日（2019年1月8日）までの旧Shire社売上収益（事業売却等を調整）の合計

〔実質的な売上収益の成長〕

実質的な売上収益の成長は、タケダの14のグローバル製品^(注2)の好調な業績（+21.2%）が牽引し、対前年度+1.6%となりました。競争の激化や後発品の浸透により、一部の製品、特に希少血液疾患領域において影響を受けましたが、当社の主要な疾患領域である消化器系疾患、血漿由来の免疫疾患治療、オンコロジーおよびニューロサイエンスにおいて、それぞれ+11.5%、+9.2%、+8.4%、+10.9%の成長となりました。

(注2) タケダの14のグローバル製品

消化器系疾患：エンティビオ、GATTEX/REVESTIVE、ALOFISEL
 希少疾患：NATPARA、アディノベイト/ADYNOVI、TAKHZYRO、エラプレース、ピプリブ
 血漿由来の免疫疾患治療：GAMMAGARD LIQUID/KIOVIG、HYQVIA、CUVITRU、アルブミン
 オンコロジー：ニンラーロ、アルンプリグ

・ 消化器系疾患

消化器系疾患領域の実質的な売上収益は、前年度から+11.5%の成長となりました。後発品のさらなる浸透により、「パントプラゾール」（△15.3%）、「ランソプラゾール」（△23.0%）、「リアルダ」（△38.9%）などの特許満了製品の売上が減少したものの、「エンティビオ」（+32.9%）と「タケキャブ」（+24.9%）が、これらの減収影響を上回る増収となりました。また、「GATTEX / REVESTIVE」は、2019年5月、米国において小児適応の効能追加を取得し、成人患者の平均治療期間が伸長したことなどにより+21.7%の増収となりました。

・ 希少疾患

希少疾患領域の実質的な売上収益は、競争圧力の高まりと米国における「NATPARA」の回収の影響により△4.9%の減収となりました。特に、希少血液疾患領域（△8.6%）では競合品による影響が顕著となり、半減期延長型製剤「アディノベイト」（+9.8%）の増収により一部相殺したものの、血友病A治療剤である「アドベイト」（△12.3%）と「ファイバ」（△15.5%）が大幅な減収となりました。希少代謝性疾患領域（△3.2%）では、副甲状腺ホルモン製剤「NATPARA」（△49.7%）のカートリッジのゴム製隔壁に関連する問題が判明したため、2019年9月、米国において同剤を回収しました。また、遺伝性血管性浮腫領域（+3.4%）においては、「フィラジル」（△50.2%）が後発品の参入により、「CINRYZE」（△30.7%）が患者数の減少により減収となりましたが、米国および欧州における「TAKHZYRO」（+318.3%）の増収がこれらの影響を上回り、増収となりました。

・ 血漿由来の免疫疾患治療

血漿由来の免疫疾患治療領域の実質的な売上収益は、+9.2%の成長となりました。免疫グロブリン製剤は、静注製剤、皮下注製剤ともに伸長し+7.2%の増収となりました。また、アルブミン製剤は、中国における需要の増加による好調な売上伸長や生産能力の拡大もあり、+20.3%の増収となりました。

・ オンコロジー

オンコロジー（がん）領域の実質的な売上収益は、「ニンラーロ」（+28.5%）と「アドセトリス」（+33.1%）が牽引し、前年度から+8.4%の成長となりました。また、「アルンプリグ」も+43.1%の増収となりました。オンコロジー製品の中では、唯一、「ベルケイド」（△5.9%）が減収となりましたが、これは、欧州において2019年4月に後発品が参入したことにより、米国外の売上にかかるロイヤルティ収益が△56.3%減少したことによります。

・ ニューロサイエンス

ニューロサイエンス（神経精神疾患）領域の実質的な売上収益は、それぞれが注意欠陥／多動性障害（ADHD）と大うつ病（MDD）治療の米国における主要製品である「バイバンス」（+13.7%）および「トリンテリックス」（+25.0%）の増収により、+10.9%の成長となりました。「ADDERALL XR」は、後発品との競合の影響が増大し、△27.5%の減収となりました。

疾患領域別の実質的な売上収益の成長 ^(注3)	当年度
消化器系疾患	+11.5%
希少疾患	△4.9%
希少代謝性疾患	△3.2%
希少血液疾患	△8.6%
遺伝性血管性浮腫	+3.4%
血漿由来の免疫疾患治療	+9.2%
オンコロジー	+8.4%
ニューロサイエンス	+10.9%
その他	△12.5%
合計	+1.6%

(注3) 当年度の実質ベースの成長率は、対前年度のpro-forma成長率。前年度 pro-formaは、前年度（2018年4月-2019年3月）の武田薬品売上収益（事業売却等を調整）と、前年度の年間平均レート（1米ドル111円）で円貨換算し米国会計基準（US GAAP）から国際会計基準（IFRS）に組み替えた（なお、重要な差異は認められなかった）2018年4月から買収完了日（2019年1月8日）までの旧Shire社売上収益（事業売却等を調整）の合計

実質的な売上収益の計算において控除した主な非定常的な事象に基づく影響および事業等の売却影響は次の通りです。

- 2019年3月期に連結子会社であった広東テックプール・バイオフーマCo., Ltd.（「テックプール社」）およびMultilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda.（「マルチラブ社」）を売却したため、前年度における両社の売上収益を連結の売上収益から控除しています。
- 2019年5月に売却に合意した「XIIDRA」（2019年7月に売却完了）および「TACHOSIL」の売上を、当年度および前年度の売上収益から控除しています。

〔当年度の実質的なCore営業利益率〕

当年度の実質的なCore営業利益率は、グローバル経費削減イニシアチブおよびShire社との統合のコストシナジーを反映し、28.9%となりました。

Shire社の統合費用や企業結合会計に伴う非資金性の費用など、当社の本業に起因しない（ノン・コア）事象による影響を控除した当年度のCore営業利益は9,622億円となりました。

〔当年度の実質的なCore EPS〕

当年度の実質的なCore EPSは、395円となりました。

(b) 当年度の財政状態の分析

前年度における連結財政状態計算書は、Shire社の買収に係る取得対価の配分が完了したことを反映し、遡及修正されております。

〔資産〕

当年度末における資産合計は、前年度末から9,717億円減少し、12兆8,211億円となりました。のれんおよび無形資産は、主に為替影響や無形資産の償却により、それぞれ2,277億円および5,798億円減少しました。また、主に「XIIDRA」の売却完了により売却目的で保有する資産が3,319億円減少し、さらに棚卸資産が主に買収により取得した棚卸資産の公正価値調整の費用化に伴い1,601億円減少しました。これらの減少は、主に繰延税金資産の増加2,191億円、「XIIDRA」の売却に伴い条件付対価契約に関する資産が認識されたことによるその他の金融資産（非流動）の増加704億円、および主に新リース会計基準（IFRS第16号）^(注1)を適用したことによる有形固定資産の増加544億円により一部相殺されております。

(注1) IFRS第16号では、リースの評価額および関連する負債を連結財政状態計算書の非流動資産および非流動負債に計上することを規定しております。負債に関する説明は以下をご覧ください。

〔負債〕

当年度末における負債合計は、前年度末から5,132億円減少し、8兆936億円となりました。この減少は、主に社債の償還、借入金の返済および為替影響により社債及び借入金が6,576億円減少し5兆933億円^(注2)となったことによるものです。なお、2019年6月にハイブリッド社債（劣後特約付社債）5,000億円を発行した一方、シンジケートローン5,000億円を返済しております。さらに、2019年8月には、1,404.5百万米ドル（1,502億円）の米ドル建て無担保普通社債を繰上償還し、2019年9月には3,300百万米ドル（3,507億円）の米ドル建て無担保普通社債を償還しました。2020年3月には700百万米ドル（774億円）の米ドル建てシンジケートローンを繰上返済しました。また、社債及び借入金の減少に加え、主に「XIIDRA」の売却完了により売却目的で保有する負債が1,278億円減少しております。これらの減少は、主に上述のIFRS第16号を適用したことによるその他の金融負債（非流動）の増加1,589億円により一部相殺されております。

(注2) 当年度における社債及び借入金の帳簿価額はそれぞれ3兆2,050億円および1兆8,883億円です。なお、社債及び借入金の内訳は以下の通りです。

社債：

銘柄 (外貨建発行額)	発行時期	償還期限	帳簿価額
15回 無担保社債	2013年7月	2020年7月	600億円
米ドル建無担保普通社債 (1,520百万米ドル)	2015年6月	2022年6月 ～2045年6月	1,646億円
米ドル建無担保普通社債 (8,800百万米ドル)	2016年9月	2021年9月 ～2026年9月	9,103億円
米ドル建無担保普通社債 (500百万米ドル)	2017年7月	2022年1月	541億円
ユーロ建無担保普通社債 (7,500百万ユーロ)	2018年11月	2020年11月 ～2030年11月	8,895億円
米ドル建無担保普通社債 (4,500百万米ドル)	2018年11月	2021年11月 ～2028年11月	4,858億円
ハイブリッド社債（劣後特約付社債）	2019年6月	2079年6月	4,968億円
コマーシャルペーパー	2020年2月 ～2020年3月	2020年4月 ～2020年6月	1,440億円
合計			3兆2,050億円

借入金：

名称 (外貨建借入額)	借入時期	返済期限	帳簿価額
シンジケートローン	2013年7月	2020年7月	600億円
〃	2016年4月	2023年4月 ～2026年4月	2,000億円
〃	2017年4月	2027年4月	1,135億円
〃 (1,500百万米ドル)	2017年4月	2027年4月	1,624億円
〃 (3,300百万米ドル)	2019年1月	2024年1月	3,572億円
〃 (3,057百万ユーロ)	2019年1月	2024年1月	3,634億円
株式会社国際協力銀行 (3,700百万米ドル)	2019年1月	2025年12月	4,015億円
その他			2,304億円
合計			1兆8,883億円

〔資本〕

当年度における資本合計は、前年度末から4,585億円減少の4兆7,275億円となりました。この減少は、主に2,827億円の配当金の支払により利益剰余金が2,255億円減少したことや、円高の影響による為替換算調整勘定の変動によりその他の資本の構成要素が2,573億円減少したことによります。

(c) 流動性および資金調達源

資金の調達および使途

当社グループにおいて流動性は、主に営業活動に必要な現金、資本支出、契約上の義務、債務の返済、利息や配当の支払いに関連して必要となります。営業活動においては、研究開発費、マイルストーン支払い、販売およびマーケティングに係る費用、人件費およびその他の一般管理費、原材料費等の支払いにあたり現金が必要となります。また、法人所得税の支払いや運転資金にも多額の現金が必要となります。

当社グループは、生産設備の能力増強・合理化、減価償却を終えた資産の入れ替え、業務管理の効率化等のために設備投資を行っています。無形資産に係る資本的支出は、主に第三者のパートナーから導入したライセンス製品に対するマイルストーン支払い、およびソフトウェア開発費です。連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産および無形資産に係る資本支出は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ2,446億円および2,463億円であります。また、2020年3月31日現在において、有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントは302億円であります。加えて、2020年3月31日現在において、無形資産の取得に関して契約上の取決めを有しております。無形資産に係るマイルストーン支払いの詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記32 コミットメントおよび偶発債務」をご参照ください。また、資本管理の一環として、当社グループは、資金需要、市場等の環境、またはその他の関連する要因に照らして、定期的に資本的支出の評価を行っています。

当社の配当金の支払額は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ1,430億円および2,827億円であります。1株当たり配当額は中間配当および期末配当金それぞれ90円ずつとし、年間180円を継続することを目指しています。詳細は、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

当社グループは、有利子負債に対し元本と利息を支払う必要があります。2020年3月31日現在において、1年以内に必要となる社債および借入金の返済額および利息の支払額は、それぞれ5,871億円、1,025億円であります。詳細は、「有利子負債および金融債務」をご参照ください。

当社グループの資金の調達源は、主に現金及び現金同等物、短期コマーシャルペーパー、金融機関からのコミットメントラインによる借入、グローバル資本市場からの長期借入金であります。当社グループは、キャッシュ・フロー予測に基づき保有外貨を監視し、調整しております。当社グループの事業の大部分は日本国外で行っており、多額の現金を日本国外に保有しております。日本国内で必要なキャッシュ・フローを創出するために外貨を使用することは国内規制による影響を受ける可能性があり、また比較的影響は小さいものの、日本へ現金を移転することから生じる所得税による影響も受けます。

2020年3月31日現在において、当社グループは6,376億円の現金及び現金同等物と7,000億円の未使用のコミットメントライン契約を保有しており、現在の事業活動に必要な資金は十分に確保できていると考えております。当社グループは、事業活動を支えるため、持続的に高い流動性を保ち、資本市場へのアクセス拡大を追求していきます。

連結キャッシュ・フロー

連結キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前年度	当年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,285	6,698
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,357	2,921
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,462	△10,052
現金及び現金同等物の増減額	4,390	△433
現金及び現金同等物の期首残高	2,945	7,021
現金及び現金同等物に係る換算差額	△313	△218
売却目的で保有する資産の純増減額	△2	6
現金及び現金同等物の期末残高	7,021	6,376

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年度3,285億円から3,413億円増加の6,698億円となりました。この増加は、前年度より当期利益は908億円減少したものの、主にShire社買収に関連する非資金性費用の影響を除いた、事業から生み出されるキャッシュが増加したことによります。非資金性費用の影響は、主にShire社買収に伴い計上した製品に係る無形資産により減価償却費及び償却費が3,360億円増加したこと、一部の上市後製品および開発中の製品、アイルランドの製造拠点や湘南アイパーク等の拠点再編に関連して減損損失が918億円増加したこと、また、主にShire社買収日において公正価値評価された棚卸資産の費用化に伴い棚卸資産が868億円減少したこと等によるものです。

また、Shire社買収のための資金調達にかかる利息費用を含む金融費用（純額）の増加707億円、および賞与引当金等の資産負債の増減影響が営業活動によるキャッシュ・フローのプラスの調整項目として含まれています。

これらの増加は、主に前年度に買収した旧Shire社における法人所得税の支払いによる法人所得税等の支払額の増加1,831億円により一部相殺されております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年度の△2兆8,357億円から3兆1,278億円増加の2,921億円となりました。これは主に、前年度においてShire社買収に伴い2兆8,919億円（取得した現預金等を除いた支出額）を支出したことによるものです。加えて、当年度において「XIIDRA」の売却による3,755億円の収入を計上したことに伴い、事業売却による収入が3,764億円増加したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年度の2兆9,462億円から△1兆52億円となりました。この3兆9,515億円の減少は主に、前年度にShire社買収のための社債の発行及び長期借入れによる収入2兆7,959億円を計上したこと、また当年度に7,011億円の社債の償還及び長期借入金の返済による支出を計上したことによるものです。さらに、短期借入金の減少7,185億円、配当金の支払額の増加1,396億円、および主にShire社買収のための資金調達に伴い利息の支払額の増加923億円等がありました。

なお、当年度において、ハイブリッド社債の発行5,000億円を含む長期借入れ及び社債の発行による収入4,962億円があった一方、主に短期シンジケートローンの返済5,000億円による短期借入金の純減少額3,512億円がありました。

有利子負債および金融債務

2019年3月31日および2020年3月31日現在において社債及び借入金はそれぞれ5兆7,510億円、5兆933億円であります。これらの有利子負債は、当社が過年度に発行した無担保社債、普通社債、およびシンジケートローン、また、Shire社買収に必要な資金の一部を調達するための借入金、およびShire社買収により引き受けた負債を含み、連結財政状態計算書に計上されております。当社の借入金は主に買収関連のものであり、季節性によるものではありません。

当社グループは2019年6月6日に合計元本額5,000億円の劣後特約付きハイブリッド社債（以下、「ハイブリッド債」）を発行しました。当発行による収入はShire社の買収に必要な資金を調達するために発行されたショートタームローンによる既存のシンジケートローンの返済に充てられました。当ハイブリッド債の返済期限は2079年6月6日ですが、当ハイブリッド債の契約条件に基づき、元本全額を、2024年10月6日以降の各利払日において早期償還

する可能性があります。利息は毎年改定される利率に基づき半年毎に支払われます。なお、当ハイブリッド債は無担保であり、財務制限条項は付されていません。

当社グループは2019年9月に7,000億円のコミットメントファシリティ契約を複数の日本および在外銀行と締結することに合意しました。当コミットメントファシリティの期間は、2019年10月から最低5年間です。なお、当コミットメントファシリティの契約締結にあたり、2020年3月に満期を迎える既存の短期コミットメントファシリティ3,000億円は、2019年9月に解約しております。当コミットメントファシリティは、一般事業資金として使用することを目的としております。なお、2020年3月31日現在において当7,000億円のコミットメントファシリティの使用はありません。

2019年3月期に関しては社債および長期借入金の償還または返済を行っていませんが、当社グループは2020年3月期に7,011億円の社債および長期借入金を償還または返済しております。2019年7月、600億円の無担保社債および600億円のシンジケートローンそれぞれの返済期限に伴い償還または返済しております。また2019年8月、合計1,404.5百万米ドル（1,502億円）の米ドル建無担保普通社債の早期償還を行っております。2019年9月、合計3,300百万米ドル（3,507億円）の米ドル建て無担保普通社債を償還期日に伴い償還しております。さらに2020年3月、700万米ドル（774億円）の米ドル建てシンジケートローンの早期償還を行っております。

当社グループは2019年12月に、2018年11月19日に私募により発行された2018年度米ドル建無担保普通社債のうち、2019年8月29日に償還した1,000百万米ドル（利率3.8%）を除く全額（以下、「発行済社債」）についてエクスチェンジ・オファーを完了しました。当該エクスチェンジ・オファーの結果、4,461百万米ドルに相当する発行済社債残高の概ねが、元本および契約条件を同一とする、1933年米国証券法に基づく登録債への交換に応募されました。本交換募集に応募され、受理された全ての発行済社債は償却された一方、応募されなかった元本金額39百万米ドル相当は未登録の発行済社債として残っております。

2020年3月31日時点において、当社グループの長期融資契約には、特定の財務比率や社債及び借入金の上限額、その他の制限を規定する各種の制限条項を含む様々な財務制限条項が付されております。2020年3月31日現在、当社グループはこれらの全ての制限条項を遵守しております。2020年3月期において、当社グループは特定の借入金に関する複数の財務制限条項を改定しました。この改定による主な変更は、2020年7月以降に最終返済期限を迎える一定の借入金を対象としております。当該変更は、連続する2事業年度において税引前利益がマイナスになることを禁じる財務制限条項の削除、並びにこれに替わる毎年3月末および9月末において連結財政状態計算書における純負債の過去12か月間の連結EBITDA（連結EBITDAは契約書にて定義されたもの）に対する比率が一定水準を上回らないことを求める財務制限条項の導入が含まれます。2020年3月31日現在、当社グループは全ての制限条項を遵守しております。これらは、7,000億円の未使用のコミットメントラインからの借入を制限するものではありません。

当社グループは、短期の流動性の管理のため、日本の無担保コマーシャルペーパープログラムを保有しております。2020年3月31日時点におけるコマーシャルペーパープログラムの資金調達額は1,440億円であります。当社グループは、さらに2020年3月期において極度額2,300億円の短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、借入はしていません。

借入金の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 20 社債及び借入金」をご参照ください。

信用格付け

当社グループの信用格付けは、当社グループの財務の健全性、業績、債務の返済能力等に関する各格付機関の意見が反映されております。本報告書時点における当社グループの信用格付けは以下のとおりです。

格付会社	カテゴリー	信用格付	評価構造
S&Pグローバル・レーティング	発行体格付け/外貨長期および国内通貨長期	BBB+	11段階の格付けのうち4番目であり、同じカテゴリーの中で最上位（例：BBB+, BBB, BBB-は同じカテゴリーに属する）
	発行体格付け（短期）	A-2	6段階の格付けのうちの2番目
ムーディーズ	長期発行体格付および長期優先無担保格付け	Baa2	9段階の格付けのうち上から4番目であり、同じカテゴリーの中で2番目（例：Baa1, Baa2, Baa3は同じカテゴリーに属する）

この格付けは、社債の購入、売却、保有を推奨するものではありません。この格付けは指定された格付機関によって適宜改訂あるいは撤回される可能性があります。それぞれの財務の健全性レーティングは、独立評価されたものであります。

オフバランス取引

マイルストーン支払

新製品の開発に係る第三者との提携契約に基づき、当社グループは、パイプライン品目の開発、新製品の上市および上市後の販売等にかかる一定のマイルストーン達成に応じた支払義務が生じる場合があります。2019年3月31日および2020年3月31日現在における潜在的なマイルストーン支払の契約金額は、それぞれ6,555億円および8,239億円です。これらは、開発中のパイプライン品目に係る潜在的なコマーシャルマイルストーン支払を除いた金額であります。

契約負債

2020年3月31日現在における契約負債は以下のとおりです。

(単位：億円)

	総契約額 ⁽¹⁾	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
社債及び借入金の返済 ⁽²⁾⁽³⁾					
社債 ⁽⁴⁾	37,284	5,517	9,754	10,334	11,679
借入金	19,840	1,378	2,263	7,368	8,831
有形固定資産の取得に関する義務	302	302	-	-	-
リース負債の返済	5,457	411	737	592	3,717
確定給付制度への拠出 ⁽⁵⁾	79	79	-	-	-
合計 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	62,962	7,687	12,754	18,294	24,227

- (1) 2020年3月31日現在における日本円以外の通貨建債務は、期末為替レートで日本円に換算しており、為替レートの変動により金額が異なる可能性があります。
- (2) 当社グループが関連する金融商品の財務制限条項違反を行った場合、返済義務が早まる可能性があります。
- (3) 利息支払義務を含みます。
- (4) 社債の契約額のうち、「3年超5年以内」の金額には、劣後特約付きハイブリッド社債（ハイブリッド債）元本全額を2024年10月6日以降の各利払日において早期償還する可能性があるため、当ハイブリッド債の元本5,000億円が含まれています（早期償還可能日である2024年10月6日までの利率(1.720%)を用いて期日別残高を作成しています。2024年10月以降の利息は上記の表には含まれておりません）。ハイブリッド債の詳細については、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 20 社債及び借入金」をご参照ください。
- (5) 2021年3月31日以降の年金および退職後給付制度への拠出額については、拠出の時期が不確実であり、利率、運用収益、および法律およびその他の変動要因に依存するため、確定することはできません。
- (6) 確定給付債務、訴訟引当金および長期未払法人税等、時期を見積もることができない契約負債、また、金額が公正価値の変動により変化するデリバティブ負債および条件付対価等の負債は含まれておりません。また、特定の将来の事象の発生に左右されるマイルストーン支払いも含んでおりません。
- (7) 通常の事業活動における購買に関する発注は含んでおりません。

4 【経営上の重要な契約等】

Shire社の買収

Shire社の買収に関連し、当社グループは2018年5月8日付でShire社買収に向けての協力契約をShire社との間で締結し、本件買収は2019年1月8日に完了しました。当社グループはShire社の買収に関連し、負債を負っております。かかる負債に関連する重要な契約は以下のとおりです。

2018年6月8日、当社グループは、JP Morgan Chase Bank, N.A.、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社みずほ銀行等との間で総借入限度額75億米ドルのタームローンクレジット契約を締結しました。2018年12月20日、当社グループは、技術的な一部変更を加えるため、タームローンクレジット契約の第1回変更契約を締結しました。2019年10月18日には、当社グループは、財務制限条項の改定を含む一部変更を加えるため、タームローンクレジット契約の第2回変更契約を締結しました。2020年3月12日、当社グループは、タームローンクレジット契約の元本残額のうち元本総額7億米ドルを期限前弁済しました。2018年10月26日、当社グループは、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、農林中央金庫および三井住友信託銀行株式会社との間で総借入限度額5,000億円のショートタームローンファシリティ契約を締結しました。2018年12月20日、当社グループは、技術的な一部変更を加えるため、ショートタームローンファシリティ契約の第1回変更契約を締結しました。また、2018年10月26日、当社グループは、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、農林中央金庫および三井住友信託銀行株式会社との間で、ショートタームローン契約に基づく借り入れの借り換えの一部または全部に充当可能な総借入限度額5,000億円の劣後特約付ローン契約を締結しました。2019年6月6日には、当社グループは、劣後特約付ローン契約を解約しました。2018年11月21日、当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間で同社を財務代理人とする財務代理人契約を締結し、同日付で、当該財務代理人契約に基づき総額75億ユーロのユーロ建無担保普通社債を発行しました。2018年11月26日、当社グループは、MUFU Union Bank, N.A.を受託者とする社債信託契約を締結し、同日付で、当該社債信託契約に基づき総額55億米ドルの米国ドル建無担保普通社債を発行しました。2019年8月29日、当社グループは、米国ドル建無担保普通社債のうち元本総額10億米ドルを償還しました。2018年12月3日、当社は、株式会社国際協力銀行との間で総借入限度額37億米ドルのローン契約（以下、「JBICローン契約」）を締結しました。2018年12月25日、当社グループは、技術的な一部変更を加えるため、JBICローン契約の第1回変更契約を締結しました。2019年12月25日、当社グループは、財務制限条項の改定を含む一部変更を加えるため、JBICローン契約の第2回変更契約を締結しました。2019年6月6日、当社グループは、ショートタームローンの借り換えを目的として、総額5,000億円のハイブリッド社債（劣後特約付社債）を発行しました。

上記契約の概要ならびにShire社買収が当社グループの財務状況および業績に与える影響については「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 当年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容 (c) 流動性および資金調達源 有利子負債および金融債務」をご参照ください。

Baxter International Inc. との協定書

2016年1月11日に、Baxter International Inc.（以下、「Baxter社」）、Shire社およびBaxalta社は、Shire社によるBaxalta社の買収に関連し、三社間協定を締結しました。当該協定書は、特に、2015年7月にBaxter社とBaxalta社が分割される以前に両社間で締結した税務契約の一部の取扱いに係る合意に関連するものです。

当該協定書に基づき、2016年6月3日のShire社によるBaxalta社の買収完了以降、Baxalta社はBaxter社およびその関連会社ならびにこれらの経営陣、取締役および従業員に対し、買収により生じる税関連の損失を免責することに合意し、Shire社はかかる免責について保証を提供しました。但し、買収と関連しないBaxter社によるBaxalta社の普通株式の処分、ならびに2015年7月1日付の当初の割り当て、一定の債務と株式との交換、エクステンジオファー、Baxter社の米国年金基金へのBaxalta社株式の抛出およびBaxter社の株主への配当（各事象の詳細は当該協定書で規定されています。）以外のBaxalta社普通株式の処分に起因する損失は補償の対象外となっております。

5 【研究開発活動】

当年度の研究開発費の総額は4,924億円であります。

医薬品の研究開発のプロセスは、長期にわたり、多額の費用を伴い、その期間は10年を越えることもあります。このプロセスには、新薬の有効性および安全性の評価のための複数の試験、データを審査し販売承認の可否を判断する規制当局に対する申請が含まれます。こうした精査の過程を通過し、臨床での治療に用いることができる候補物質はごく僅かです。承認取得後も、上市後の製品に対しては、メディカルアフェアーズやその他の投資を含め、継続的な研究開発活動による支援が行われます。

臨床試験は、地域的および国際的な規制ガイドラインを遵守し、通常5から7年もしくはそれ以上を費やして実施されるものであり、相応の費用を伴います。通常、臨床試験は医薬品規制調和国際会議（ICH）が制定したガイドラインに沿って実施されます。これに関わる規制当局は、米国では食品医薬品局（FDA）、欧州連合では欧州医薬品庁（EMA）、日本では厚生労働省、中国では国家食品薬品监督管理局（NMPA）です。

ヒトの臨床試験は以下の3相で実施されます（各相が一部重複することもあります）：

- ・臨床第1相（P-1）試験

少人数の健康な成人の志願者を被験者として、薬物の安全性、吸収、分布、代謝、排泄について評価するために実施

- ・臨床第2相（P-2）試験

少人数の志願患者を被験者として、安全性、有効性、用量および用法を評価するために実施

臨床第2相試験はP-2aとP-2bとの2つのサブカテゴリに分割されることがあります。P-2a試験は通常臨床上の有効性または生物学的活性を示すためにデザインされたパイロット試験であり、P-2b試験は薬物が最少の副作用で生物学的活性を示す最適用量を探索するために行われます。

- ・臨床第3相（P-3）試験

大人数の志願患者を被験者として、既存の薬剤またはプラセボと比較した安全性および有効性を評価するために実施

これら3相のうち、臨床第3相にかかる開発費用が最も大きく、臨床第3相試験へ進めるか否かの決定は、医薬品開発における重要なビジネス判断となります。臨床第3相試験を通過した候補薬物については、管轄の規制当局に新薬承認申請書（NDA）または医薬品販売承認申請（MAA）を提出し、規制当局より承認を取得した場合に上市します。NDAやMAAの作成には、膨大な量のデータの収集、検証、分析が必要であり、多額の費用が伴います。製品上市後も、保健当局により有害事象の市販後調査や、当該医薬品のリスク・ベネフィットに関する追加情報を提供するための市販後試験の実施を求められることがあります。

当社の研究開発は、サイエンスにより、患者さんの人生を根本的に変えうるような非常に革新性が高い医薬品を創製することに注力しています。当社は、「革新的なバイオ医薬品」、「血漿分画製剤」および「ワクチン」の3つの分野において研究開発活動を実施しています。革新的なバイオ医薬品に対する研究開発は、当社の研究開発投資の中で最も高い比率を占めています。革新的なバイオ医薬品における重点疾患領域（オンコロジー、希少疾患、ニューロサイエンス、消化器系疾患）には高いアンメットメディカルニーズが存在し、当社はベストインクラスあるいはファーストインクラスとなりうる画期的な新規候補物質を創出してまいりました。これまでの数年間、最近ではShire社の買収によってさらに強化されましたが、当社では新たな研究開発能力、さらには次世代プラットフォームに対して社内および外部との提携によるネットワークを通じて投資し、細胞療法および遺伝子治療の領域の強化を図ってまいりました。

自社の研究開発機能向上への注力に加え、社外パートナーとの提携も、当社研究開発パイプライン強化のための戦略における重要な要素の一つです。社外提携の拡充と多様化に向けた戦略により、様々な新製品の研究に参画し、当社が大きな研究関連のブレイクスルーを達成する可能性を高めます。

当社の主要な研究開発施設には以下を含みます：

- ・ 湘南ヘルスイノベーションパーク：日本の神奈川県藤沢・鎌倉地域に位置する湘南ヘルスイノベーションパーク

（「湘南アイパーク」）は、当社の湘南研究所として2011年に設立された、当社のニューロサイエンス研究の主要拠点です。2018年4月に、当社は、サイエンスイノベーションを推進し、多様な外部パートナーとのライフサイエンスエコシステムを構築するために、湘南アイパークを開所致しました。2020年4月に、当社はより多様なプレーヤーを招致し、湘南アイパークのさらなる成功を目指すため、湘南アイパークの所有権を信託設定することを発表しました。当社は、アンカーテナントとして、信託先と20年間のリースバック契約を締結するとともに、今後も日本におけるライフサイエンス研究活性化にコミットします。

- ・ グレーターボストン地区研究開発サイト：当社のボストン研究開発ハブは米国マサチューセッツ州ケンブリッジに位置しています。本サイトは当社のグローバルなオンコロジー（がん）、消化器系疾患領域および希少疾患領域の研究開発の中心であり、加えて血漿分画製剤やワクチンなど他の疾患領域の研究開発や免疫調節および生物学的製剤の研究も支援しています。最近開設された最先端の細胞療法の製造施設を備えた、当社の細胞療法研究の拠点です。
- ・ サンディエゴ研究開発サイト：米国カリフォルニア州サンディエゴにある当社の研究開発拠点であり、消化器系疾患およびニューロサイエンス領域における研究開発を支援しています。本研究サイトは、バイオテックのような形態で研究を行う拠点であり、構造生物学および生物物理学などの社内技術を駆使し、社内外で行われる研究を促進します。

当社の2019年4月以降の主要な研究開発活動の進捗は、以下のとおりです。

研究開発パイプライン

オンコロジー

世界中のがん患者さんに革新的な新薬をお届けするために努力し、患者さんの生活を改善するという情熱をもって、画期的なイノベーションの探求に取り組んでいます。本疾患領域では、（1）既発売品である「ニンラーロ」、「アドセトリス」、「アイクルシグ」のライフサイクルマネジメントならびに多発性骨髄腫、急性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群およびその他血液がんのパイプラインへの継続的な研究開発投資を通じた、血液がんにおける基盤的な専門性の構築、（2）既発売品である「ALUNBRIG」を含む肺がんを対象とするパイプラインおよび標的を絞った肺がん患者さんを対象とする開発プログラムのさらなる拡充、（3）社外との提携による新規のがん免疫療法標的および次世代基盤技術の追求ならびに革新的な細胞療法の探索、にフォーカスしています。

[ニンラーロ 一般名：イキサゾミブ]

- 2019年6月、当社は、「ニンラーロ」について、再発又は難治性の全身性（AL）アミロイドーシス患者を対象とした臨床第3相試験である「TOURMALINE-AL1試験」において、2つの主要評価項目のうち最初の結果が主要評価項目を満たさなかったことを公表しました。「ニンラーロ」および「デキサメタゾン」の併用群は、医師が選択した標準治療群と比較して、血液学的奏効率において有意な改善はみられませんでした。解析の結果より、当社は本試験を中止することを決定しましたが、副次評価項目の有望なデータについては、12月、第61回米国血液学会（American Society of Hematology：ASH）年次総会のオーラルセッションにおいて発表されました。
- 2019年11月、当社は、「ニンラーロ」について、移植歴のない初発の多発性骨髄腫患者を対象としたファーストライン維持療法に関する臨床第3相試験「TOURMALINE-MM4試験」が主要評価項目を達成したことを公表しました。無増悪生存期間が統計的に有意に改善され、本試験データはバーチャルで開催された第56回米国臨床腫瘍学会（American Society of Clinical Oncology：ASCO）年次総会のオーラルセッションにおいて発表されました。
- 2020年3月、当社は、「ニンラーロ」について、国際共同ランダム化二重盲検プラセボ対照の臨床第3相試験である「TOURMALINE-MM2試験」において、主要評価項目である無増悪生存期間（PFS）を達成しなかったことを公表しました。本試験は、幹細胞移植が適応とならない初発の多発性骨髄腫の成人患者を対象として、「ニンラーロ」を「レナリドミド」および「デキサメタゾン」に併用することにより、PFSの中央値が13.5ヵ月（プラセボ群21.8ヵ月）に対しニンラーロ群35.3ヵ月、HR=0.83、p=0.073改善が認められましたが、統計的有意水準を満たしませんでした。「TOURMALINE-MM2試験」から得られた「ニンラーロ」の安全性プロファイルは、既報の添付文書

と概ね同様でした。本試験結果は、本試験データはバーチャルで開催された第56回米国臨床腫瘍学会（American Society of Clinical Oncology : ASCO）年次総会のオーラルセッションにおいて発表されました。

- 2020年3月、当社は、「ニンラロ」について、多発性骨髄腫における自家造血幹細胞移植後の維持療法の治療薬として、厚生労働省より製造販売承認事項一部変更承認を取得したことを公表しました。今回の承認は、ランダム化プラセボ対照二重盲検多施設共同国際臨床第3相試験である「TOURMALINE-MM3試験」の結果に基づくものです。本試験では、大量化学療法および自家造血幹細胞移植に奏効した成人の多発性骨髄腫患者さんを対象に、無増悪生存期間（PFS）を主要評価項目として「ニンラロ」の維持療法の有効性と安全性をプラセボと比較検討しました。
- 2020年5月、当社は、「ニンラロ」について、多発性骨髄腫と診断された幹細胞移植歴の無い成人患者を対象としたファーストライン（一次）治療後の維持療法の適応追加に係る製造販売承認事項一部変更承認の申請を厚生労働省に行ったことを公表しました。今回の申請は、主にランダム化プラセボ対照二重盲検の多施設共同国際臨床第3相試験である「TOURMALINE-MM4試験」の結果に基づくものです。

[アイクルシグ 一般名:ポナチニブ]

- 2020年5月、当社は、「アイクルシグ」について、バーチャルで開催された第56回米国臨床腫瘍学会（American Society of Clinical Oncology : ASCO）年次総会のオーラルセッションにおいて、臨床第2相試験「OPTIC（Optimizing Ponatinib Treatment In CML）」の中間解析データを発表しました。「OPTIC試験」は、チロシンキナーゼ阻害薬（TKI）による前治療へ抵抗性または不耐性を示す慢性期の慢性骨髄性白血病（CP-CML）患者に対する、有効性および安全性を最適化することを目的として、アイクルシグの3つの投与開始用量（45mg～、30mg～あるいは15mg～）における奏効に基づく投与量調整レジメンをプロスペクティブに評価する、進行中の無作為化非盲検試験です。

[ALUNBRIG 一般名:ブリグチニブ]

- 2019年11月、当社は、「ALUNBRIG」について、未分化リンパ腫キナーゼ（ALK）阻害薬による前治療歴のない進行性未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性（ALK陽性）の非小細胞肺癌（NSCLC）の成人患者に対する「ALUNBRIG」とクリゾチニブを評価した臨床第3相試験「ALTA-1L試験」の最新情報を発表しました。試験結果では、2年以上の追跡後も、「ALUNBRIG」は、全患者においても病状進行または死亡リスクを57%低下させることを示しました（HR: 0.43、95%CI: 0.31-0.61）。また、登録時の治験責任医師評価において脳転移を有すると新たに診断された患者に対して、病状進行または死亡リスクを76%低下させることが示されました（HR: 0.24、95%CI: 0.12-0.45）。これらのデータは、欧州臨床腫瘍学会（European Society for Medical Oncology : ESMO）2019アジア大会のプレジデンシャルセッションで発表されました。
- 2020年2月、当社は、「ブリグチニブ」について、他の未分化リンパ腫キナーゼ（ALK）チロシンキナーゼ阻害剤での治療に不耐容もしくは同治療後に進行が認められたALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌に対する治療薬として厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、主に国内第2相試験のBrigatinib-2001（J-ALTA）および海外第2相試験のAP26113-13-201（ALTA）の結果に基づくものです。
- 2020年3月、当社は、「ALUNBRIG」について、欧州医薬品庁（EMA）の欧州医薬品評価委員会（CHMP）が、ALK阻害薬による前治療歴のない成人の未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性（ALK陽性）進行性非小細胞肺癌（NSCLC）患者に対する単剤療法として承認を推奨する肯定的見解を示したことを公表しました。続いて、2020年4月、欧州委員会（EC）より同適応での適応追加の承認を取得したことを公表しました。
- 2020年5月、当社は、「ALUNBRIG」について、米国食品医薬品局（FDA）が承認した検査により診断された成人の未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性（ALK陽性）転移性非小細胞肺癌患者に対する治療薬としてFDAより承認を取得したことを公表しました。今回の承認により、「ALUNBRIG」の適応症にファーストライン（一次）治療が追加されました。

[アドセトリス 一般名: ブレンツキシマブ ベドチン]

- 2019年12月、当社は、「アドセトリス」について、第61回米国血液学会（American Society of Hematology：ASH）年次総会において、「アドセトリス」のフロントライン治療としての有用性を検討した臨床第3相試験である「ECHELON-1試験」と「ECHELON-2試験」についての追加解析データを発表しました。
- 2019年12月、当社は、日本において、「アドセトリス」について、「CD30陽性末梢性T細胞リンパ腫（PTCL）」に対する効能および用法用量、ならびに小児の「再発または難治性のCD30陽性ホジキンリンパ腫および末梢性T細胞リンパ腫」に対する用法用量に関する製造販売承認事項一部変更承認を取得したことを公表しました。
- 2020年5月、当社は、「アドセトリス」について、欧州委員会（EC）より、現在の条件付承認に加えて、未治療の全身性未分化大細胞リンパ腫（sALCL）の成人患者に対するCHP（シクロホスファミド・ドキシソルビシン・プレドニゾン）との併用治療に関して適応追加の承認を取得したことを公表しました。ALCLは末梢性T細胞リンパ腫（PTCL）のサブタイプです。
- 2020年5月、当社は、「アドセトリス」について、再発・難治性の全身性未分化大細胞リンパ腫またはCD30陽性ホジキンリンパ腫の成人患者に対する治療薬として、中国国家食品薬品监督管理局（NMPA）より承認を取得したことを公表しました。

[カボメティクス 一般名：カボザンチニブ]

- 2020年1月、当社は、「カボザンチニブ」について、がん化学療法後に増悪した切除不能な肝細胞癌に対する治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、主に、プラセボ群と比較して「カボザンチニブ」の有効性が統計的に有意な結果を示し、かつ安全性プロファイルについても確認された二次治療以降の進行肝細胞癌患者を対象とした海外臨床第3相ランダム化二重盲検プラセボ対照試験である「XL184-309試験」、ならびに日本人における有効性および安全性を検討した国内臨床第2相試験である「Cabozantinib-2003試験」の結果に基づくものです。
- 2020年3月、当社は、「カボメティクス」について、切除不能又は転移性の腎細胞癌に対する治療薬として、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。今回の承認は、血管内皮細胞増殖因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤（VEGFR-TKI）による治療後に増悪した、根治切除不能または転移性の腎細胞癌患者さんを対象とした国際臨床第3相試験の「METEOR試験」、化学療法歴のない、根治切除不能または転移性の腎細胞癌患者さんを対象とした海外臨床第2相試験の「CABOSUN試験」、およびVEGFR-TKIによる治療後に増悪した日本人進行腎細胞癌患者さん35名を対象に有効性と安全性を検討した国内臨床第2相試験である「Cabozantinib-2001試験」の結果に基づくものです。
- 2020年4月、当社は、「カボメティクス」と小野薬品工業株式会社のヒト型抗ヒトPD-1（programmed cell death-1）モノクローナル抗体、「オブジーボ」（一般名：ニボルマブ）について、未治療の進行性又は転移性の腎細胞がんを対象に両製剤の併用療法を評価した多施設国際共同無作為化非盲検第3相試験である「CheckMate -9ER試験」のトップライン結果が得られたことを公表しました。本試験において、オブジーボとカボザンチニブの併用療法は、スニチニブと比較して、最終解析で主要評価項目である無増悪生存期間（PFS）を、あらかじめ計画されていた中間解析で副次評価項目である全生存期間（OS）、および奏効率（ORR）を改善しました。

[一般名：ニラパリブ]

- 2019年11月、当社は、「ニラパリブ」について、卵巣がんに対する治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。本申請は、海外臨床第3相試験である「NOVA試験」、海外臨床第2相試験である「QUADRA試験」、ならびに日本人卵巣がん患者に対し安全性を検討した国内臨床第2相試験の「Niraparib-2001試験」、日本人卵巣がん患者に対し有効性および安全性を検討した国内臨床第2相試験の「Niraparib-2002試験」の結果に基づくものです。

[開発コード：TAK-924 一般名：pevonedistat]

- 2020年5月、当社は、「pevonedistat」について、バーチャルで開催された第56回米国臨床腫瘍学会（American

Society of Clinical Oncology : ASCO) 年次総会のオーラルセッションにおいて、臨床第2相試験

「Pevonedistat-2001」の結果を発表しました。本試験では、高リスク骨髄異形成症候群 (HR-MDS) を含む造血器腫瘍の患者を対象に、pevonedistatとアザシチジンの併用療法とアザシチジン単剤療法を比較しました。これらの結果より、pevonedistatとアザシチジンの併用療法は非常に有効であり、有望な治療法であることが示されるとともに、HR-MDS患者群においては、アザシチジン単剤療法と同様の安全性プロファイルであり、全生存期間 (OS)、無イベント生存期間 (EFS)、完全寛解率 (CR) および輸血非依存達成率を含む臨床的に意義のある複数の評価項目でも有用性が示されました。

[開発コード: TAK-788 一般名: mobocertinib]

- 2019年6月、当社は、「TAK-788」について、2019年米国臨床腫瘍学会 (American Society of Clinical Oncology : ASCO) 年次総会のオーラルセッションにおいて、新たなデータを発表しました。非盲検、多施設共同臨床第1/2相試験により、EGFR エクソン20挿入遺伝子変異を有する局所進行性あるいは転移性の非小細胞肺癌患者において、「TAK-788」の無増悪生存期間 (PFS) の中央値が7.3ヵ月、客観的奏効率 (ORR) が43%という結果が示されました。
- 2020年4月、当社は、プラチナ製剤をベースとした化学療法を実施中あるいは実施後に病勢が進行した上皮増殖因子受容体 (EGFR) エクソン20挿入変異を伴う転移性非小細胞肺癌 (NSCLC) 患者に対する治療薬「mobocertinib (TAK-788)」を米国食品医薬品局 (FDA) がBreakthrough Therapyに指定したことを公表しました。

[開発コード: TAK-007]

- 2019年11月、当社とThe University of Texas MD Anderson Cancer Centerは、臨床段階にある、既成のCAR-NK細胞療法製品「TAK-007」の開発を共同で加速することを公表しました。現在実施中の「TAK-007」の臨床第1/2a相試験から、2021年には主要臨床試験への患者登録を予定しています。「TAK-007」は外来患者に投与可能な初めてのCAR細胞療法となる可能性があります。

[開発コード: TAK-605]

- 2019年12月、当社とTurnstone Biologics (「Turnstone社」) は、Turnstone社が有する独自のワクシニアウイルスプラットフォームを用いて幅広い種類のがんを対象とした複数の製品を開発するための戦略的共同開発契約を締結したことを発表しました。同社のリードプログラムである「TAK-605」 (TBio-6517, RIVAL-01) は、Flt3リガンド、抗CTLA-4抗体およびIL-12サイトカインに対する導入遺伝子をコードするワクシニアウイルスバックボーンから構成されています。

希少疾患

当社は、次の3治療分野に注力しています。(1) これまでの治療パラダイムを変え得る、最近上市された「TAKHZYRO」を含む希少免疫疾患 (例: 遺伝性血管性浮腫)、(2) 幅広いポートフォリオを有する希少血液疾患、(3) 希少代謝性疾患 (ファブリー病、ハンター症候群、ならびにゴーシェ病治療薬への注力)。

[TAKHZYRO 一般名: lanadelumab-flyo]

- 2019年6月、当社は、「TAKHZYRO」の効果発現を評価する臨床第3相試験である「HELP試験」における投与0~69日データについて追加解析を行い、新たなデータを欧州アレルギー・臨床免疫学会 (European Academy of Allergy and Clinical Immunology : EAACI) にて発表しました。追加解析により「TAKHZYRO」が、プラセボ群と比較して月間平均発作発現率を80.1%減少させ、初期治療期間中において遺伝性血管性浮腫 (HAE) の発症を防ぎ始めることが示唆されました。
- 2019年11月、当社は、12歳以上の遺伝性血管性浮腫 (HAE) 患者を対象に実施中の臨床第3相「HELP試験」(長期予防試験)の非盲検延長 (OLE) 試験より、「TAKHZYRO」注射剤の長期安全性および有効性を示す新たなデータを

発表しました。2019年米国アレルギー喘息免疫学会（American College of Allergy, Asthma and Immunology : ACAAI）年次総会において発表された解析結果では、「TAKHZYRO」が継続的にHAE発作を予防しており、多くの被験者が平均19.7ヵ月（0 - 26.1ヵ月）の投与延長期間においても、ピボタル「HELP試験」でみられた予防頻度と同様の割合で発作が発現しなかったことを示されました。解析結果は、ACAAIの学会誌である「Annals of Allergy, Asthma & Immunology」の11月号に掲載されました。

- 2020年5月、当社は、「TAKHZYRO」のプレフィルドシリンジ製剤の一部変更承認申請（Type II Variation）について、欧州医薬品庁（EMA）の欧州医薬品評価委員会（CHMP）より承認を推奨する旨の肯定的見解が示されたことを公表しました。TAKHZYROは、12歳以上の遺伝性血管性浮腫（HAE）患者における再発性発作の標準的抑制薬として、欧州では皮下投与製剤として承認されています。

[アディノベイト 一般名：ルリオクトコグ アルファ ペゴル（遺伝子組換え）]

- 2019年7月、当社は、第27回国際血栓止血学会（International Society on Thrombosis and Haemostasis Congress : ISTH）年次総会において、「アディノベイト」の臨床第3b/4相試験である「PROPEL試験」の新たな成績を発表しました。「PROPEL試験」は重症血友病A患者を対象とし、2つの異なる第Ⅷ因子トラフ値をターゲットとして、薬物動態（PK）に基づく定期補充療法後に「アディノベイト」の安全性および有効性を比較する前向き無作為化多施設共同試験です。

[ボンベンディ 一般名：ボニコグ アルファ（遺伝子組換え）]

- 2020年3月、当社は、ヒトフォン・ヴィレブランド因子（VWF）製剤「ボンベンディ」について、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。フォン・ヴィレブランド病は、止血に重要な役割を果たす凝固タンパク質であるフォン・ヴィレブランド因子の消失あるいは欠損に起因する遺伝性疾患です。フォン・ヴィレブランド因子の補充療法は、最も効果的な治療法です。

[開発コード：TAK-620 一般名：maribavir]

- 2019年9月、当社は、経口投与可能な抗ウイルス性化合物である「TAK-620」の臨床第2相試験結果がThe New England Journal of Medicineに掲載されたことを公表しました。当試験は、造血幹細胞移植または固形臓器移植後のサイトメガロウイルス（CMV）感染患者を対象とし、無作為化、非盲検で12週間実施されました。CMVはベータヘルペスウイルスであり、臓器または幹細胞の移植者を含む免疫力が低下した患者では、死亡する可能性のある臨床的に対処が難しい合併症を引き起こします。

ニューロサイエンス

当社は、治療法が確立していない神経疾患を患っている患者さんに革新的な医薬品を提供することを目指しています。当社は、社内の専門知識やパートナーとの提携をいかして、アルツハイマー病、パーキンソン病といった神経疾患、ナルコレプシーやその他の睡眠障害、ハンチントン病といった希少中枢疾患に対するパイプラインを構築します。

[トリンテリックス 一般名：ボルチオキセチン]

- 2019年7月、当社は、第16回日本うつ病学会総会において大うつ病性障害治療薬「ボルチオキセチン」について、国内第3相無作為化プラセボ対照二重盲検並行群間比較試験の結果を公表しました。本試験では、日本の成人再発うつ病患者さんを「ボルチオキセチン」10mg群、20mg群、プラセボ群のいずれかに無作為に割り付け、1日1回投与で有効性・安全性を評価しました。主要評価項目は、投与8週時におけるMontgomery-Åsberg Depression Rating Scale (MADRS) 合計スコアのベースラインからの変化量で、プラセボ群との群間差が「ボルチオキセチン」10mg、20mg群でそれぞれ-2.66、-3.07であり、プラセボ群に対して統計学的に有意な低下が認められました（P値 0.0080, 0.0023）。
- 2019年9月、当社は、「トリンテリックス」について、厚生労働省よりうつ病・うつ状態に対する治療薬として、製造販売承認を取得したことを公表しました。

[インチュニブ 一般名：グアンファシン塩酸塩]

- 2019年6月、当社は、塩野義製薬が製造販売承認を有し、塩野義製薬と当社が情報提供を行っている注意欠陥／多動性障害治療剤「インチュニブ」について、厚生労働省より成人患者（18歳以上）に対する適応追加による一部変更が承認されたことを公表しました。

[BUCCOLAM 一般名：ミダゾラム]

- 2020年2月、当社は、「ミダゾラム」（口腔用液）について、てんかん重積状態の治療剤として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、けいれん性てんかん重積状態を発症した18歳未満の患者さんに対して本剤を頬粘膜投与した2つの国内第3相多施設共同介入無作為化非盲検試験の結果などに基づくものです。これらの介入試験において、本剤の有効性が認められ、安全性に大きな問題はありませんでした。

[開発コード：TAK-925]

- 2019年9月、当社は、開発中のオレキシシン2受容体選択的作動薬である「TAK-925」のナルコレプシータイプ1に対する臨床第1相POC（コンセプト実証）試験ならびに断眠した健康成人を対象とする臨床試験の結果データを発表しました。これらの試験において、「TAK-925」の9時間単回静脈内投与時の安全性、忍容性、薬物動態、薬力学的作用が検討され、いずれの試験においても「TAK-925」はすべての用量において良好な忍容性を示しました。これらの試験結果は、2019年世界睡眠学会（World Sleep Congress）にて発表されました。

消化器系疾患

消化器系疾患・肝疾患の患者さんに革新的で人生を変えうる治療法をお届けすることにフォーカスしています。

「エンティビオ」および「アロフィセル」といった炎症性腸疾患におけるフランチャイズのポテンシャルを最大化するとともに、「ガテックス」のスペシャリティ消化器系疾患領域におけるポジショニングを拡大させ、社外との提携を通じて消化管運動関連疾患、セリアック病、肝疾患およびマイクロバイオーム（腸内細菌）における機会を探索し、パイプラインの構築を進めています。

[エンティビオ/エンタイビオ 一般名：ベドリズマブ]

- 2019年5月、当社は、成人の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者に対する維持療法として「ベドリズマブ」の皮下注射製剤の生物学的製剤承認申請を米国食品医薬品局（FDA）に提出し、受理されたことを公表しました。当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型を申請しています。
- 2019年5月、当社は、「エンタイビオ」について、中等症から重症の活動期のクローン病の治療及び維持療法の治療薬として、厚生労働省より製造販売承認事項一部変更の承認を取得したことを公表しました。
- 2019年5月、当社は潰瘍性大腸炎を対象とした2つの生物学的製剤を初めて直接比較し、「ベドリズマブ」が「アダリムマブ」に対し52週時点で有意に高い臨床的寛解^(註1)を達成したVARSITY試験から得た新たな探索的データを米国消化器病週間（Digestive Disease Week：DDW）2019において発表しました。
(註1) 主要評価項目である臨床的寛解は、完全Mayoスコア（潰瘍性大腸炎の疾患活動性を評価するための指標）が2ポイント以下、かつ全てのサブスコアが1ポイント以下と定義
- 2019年8月、当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与製剤について、中等症から重症の活動期の潰瘍性大腸炎に対する維持療法の治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型を申請しています。
- 2019年9月、当社は、「ベドリズマブ」が、中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者を対象に、「アダリムマブ」と直接比較したVARSITY試験において、主要評価項目である治療期52週時点での臨床的寛解^(註1)について「ベドリズマブ」が有意に優れる結果を示したデータが、The New England Journal of Medicineに掲載された

ことを公表しました。

(注1) 主要評価項目である臨床的寛解は、完全Mayoスコア（潰瘍性大腸炎の疾患活動性を評価するための指標）が2ポイント以下、かつ全てのサブスコアが1ポイント以下と定義

- 2019年10月、当社は、診療記録を用いたレトロスペクティブ研究である「EVOLVE試験」の結果を発表しました。本研究は、過去に生物学的製剤の投与経験のない中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者またはクローン病患者を対象に、「ベドリズマブ」および抗TNF α 抗体製剤による重篤な有害事象および重篤な感染症の発現の可能性を、実臨床の場において調査したものです。これらのデータは、欧州消化器病週間(United European Gastroenterology Week: UEGW)2019のオーラルセッションにおいて発表されました。
- 2019年12月、当社は、米国において、成人の中等症から重症の潰瘍性大腸炎における維持療法としての「ベドリズマブ」の皮下注射製剤の生物学的製剤承認申請に関し、米国食品医薬品局（FDA）から審査完了報告通知を受領したことを公表しました。本報告通知において、FDAからは、生物学的製剤承認申請に用いられた主試験から得られた臨床データおよびその結論とは関連のない質問が提起されています。
- 2020年2月、当社は、中等症から重症の活動期クローン病成人患者に対して、「ベドリズマブ」の皮下注射製剤による維持療法を実施した第3相「VISIBLE 2試験」における有効性および安全性の評価結果を発表しました。本試験は、治療開始時点（0週）および2週時点に非盲検下にてベドリズマブの点滴静注製剤による静脈内投与を2回行う導入療法を実施後、6週時点で臨床的改善^(注1)が得られた患者に対して実施されました。本試験の結果、52週時点で臨床的寛解^(注2)が得られた患者の割合は、ベドリズマブ皮下投与群でプラセボ投与群と比較して有意に高く（48.0% [n=132/275] 対34.3% [n=46/134]、p=0.008）、本試験の主要評価目的を達成したことが示されました。本成績は、第15回欧州クローン病・大腸炎会議（Congress of European Crohns and Colitis Organisation: ECCO）のオーラルプレゼンテーションにて発表されました。

(注1) 臨床的改善：クローン病活動指数（CDAI：Crohn's Disease Activity Index）のスコアがベースライン（0週）から70ポイント以上の減少と定義。

(注2) 主要評価項目：臨床的寛解は、CDAIのスコアが52週時点で150以下と定義
- 2020年3月、当社は、「ENTYVIO」について、中国国家薬品监督管理局（NMPA）より承認されたことを公表しました。本剤は、標準療法又はTNF α 阻害薬による治療のいずれかに対し効果不十分、効果消失がみられた、もしくは不耐性である中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎およびクローン病成人患者に対する治療薬として承認されました。「ENTYVIO」は、NMPAによる迅速承認のための「緊急に必要な」海外医薬品の、2018年の初回（first batch）のリストに含まれていました。
- 2020年4月、当社は、「ENTYVIO」の自己注射製剤について、カナダにおいて、既存療法またはTNF- α アンタゴニスト infliximab に対して、効果不十分、効果消失、または不耐性であった、18歳以上の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者の在宅での維持療法として承認されたことを公表しました。本承認は、中等症から重症の、活動期潰瘍性大腸炎の成人患者を対象とする、「ENTYVIO」皮下注用製剤の維持療法の有効性および安全性を評価した無作為化二重盲検プラセボ対照試験である「VISIBLE 1試験」に基づくものです。
- 2020年5月、当社は、中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎またはクローン病成人患者に対する維持療法として、「ENTYVIO」の皮下注射（SC）製剤の製造販売について、欧州委員会より承認を取得したことを公表しました。「ENTYVIO」のSC製剤は、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型で利用可能となります。

[ガテックス 一般名：teduglutide]

- 2019年5月、当社は、「ガテックス」について、追加の栄養もしくは液体の静脈投与（非経口栄養補給）が必要な短腸症候群の1歳以上の小児患者への投与が米国食品医薬品局（FDA）より追加で承認されたことを公表しました。

[キャブピリン：ボノプラザンと低用量アスピリンの配合剤]

- 2020年3月、当社は、「ボノプラザン」と低用量アスピリンの配合剤である「キャブピリン配合錠」について、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。

血漿分画製剤

当社は、血漿分画製剤（PDT）に特化したPDTビジネスユニットを設立し、血漿の収集から製造および商用化まで、エンド・ツー・エンドのビジネスを運営しています。本疾患領域では製品のライフサイクル全体にわたってイノベーションを推進することにより、希少および複雑な疾患に対する血漿分画製剤による治療の価値を最大化させます。血漿分画製剤に特化した研究開発組織は、新たな治療ターゲットの特定、および、現有する製品の製造効率の最適化という役割を担います。PDTでは、世界中で、様々な希少疾患や、生命を脅かす、慢性および遺伝性疾患の患者さんに有効な治療を行う上で不可欠な治療薬を開発することに焦点を絞ります。

[開発コード：CoVIg-19（旧 TAK-888） / 一般名：抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤]

- 2020年3月、当社は、米国議会において、当社が新型コロナウイルスに感染されたハイリスク患者さんに対する治療薬として抗SARS-CoV-2ポリクローナル高免疫グロブリン（H-IG）の開発を開始すること、および、当社の上市済みの製品およびパイプラインの中で感染者に対する有効な治療薬となり得るものを調査していることについて情報共有しました。SARS-CoV-2は、COVID-19の原因となるウイルスです。高度免疫グロブリンは、これまでに重症急性ウイルス性呼吸器感染症の治療薬として有効であることが示されている血漿分画製剤であり、COVID-19の治療選択肢となる可能性があります。
- 2020年4月、当社とCSL Behring社は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の治療薬となり得る血漿分画製剤の開発に関する提携契約、「CoVIg-19 Plasma Alliance」を締結し、本提携にBiotest、BPL、LFB、Octapharmaの各社が参画したことを公表しました。本提携を通じ、COVID-19による重篤な合併症を有する患者さんの治療薬となり得るノーブランドの製品として、抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤の臨床開発に直ちに着手します。
- 2020年5月、「CoVIg-19 Plasma Alliance」は参画メンバーとして血漿分画製剤に携わる企業を10社に拡大し、また、COVID-19から回復されたより多くの人々に血漿を提供してもらえるようにするために重要なサポートを行う血漿分画製剤の企業以外のグローバル機関も参画したことを公表しました。本アライアンスの発足当初に発表されたBiotest、BPL、CSL Behring、LFB、Octapharmaならびに当社に加え、新たな業界メンバーとしてADMA Biologics、BioPharma Plasma、GC Pharma、およびSanquinが参画します。これらの企業が一丸となり、COVID-19の治療選択肢となり得る薬剤の開発と流通を加速させるという本アライアンスの目標に寄与するため、専門知識に基づく助言、技術指導および/または物資による支援を提供します。

ワクチン

ワクチンでは、イノベーションを活用し、デング熱、ジカウイルス感染、ノロウイルス感染など、世界で最も困難な感染症に取り組んでいます。当社パイプラインの拡充およびプログラムの開発に対する支援を得るために、政府機関（日本、米国、シンガポール）や主要な世界的機関とのパートナーシップを締結しています。これらのパートナーシップは、当社のプログラムを実行し、それらのポテンシャルを最大限に引き出すための重要な能力を構築するために必要不可欠です。

[開発コード：TAK-003]

- 2019年11月、当社は、「TAK-003」について、現在進行中のグローバル臨床第3相試験である「TIDES試験」(Tetavalent Immunization against Dengue Efficacy Study)の主要評価項目の解析結果が、The New England Journal of Medicineに掲載されたことを公表しました。「TAK-003」は、4歳から16歳の小児・若年層において、デングウイルスの感染歴に関係なく、主要評価項目であるウイルス学的に確認されたデング熱感染（VCD）に対する予防効果を示しました。「TAK-003」の初回接種3か月後に2回目を接種した後、12か月の追跡期間におけるワクチン有効率（VE）は80.2%（95%信頼区間：73.3%～85.3%、 $p<0.001$ ）でした。また、あらかじめ設定されていた副次評価項目の探索的解析では、デングウイルス感染歴のある被験者および感染歴のない被験者において同様の予防効果が示されました（それぞれVE：82.2%（95%信頼区間：74.5%～87.6%）、VE：74.9%（95%信頼区間：57.0%～85.4%））。

- 2019年11月、当社は、「TAK-003」について、「TIDES試験」の最新結果を、米国熱帯医学会（American Society of Tropical Medicine and Hygiene：ASTMH）第68回年次学術集会にて発表しました。「TAK-003」の初回接種3ヵ月後に2回目を接種した後、18ヵ月の追跡期間で得られたデータには、ワクチン有効率（VE）に関する最新情報と、デングウイルスの血清型別、ワクチン接種前の血清反応（デングウイルス感染歴の有無）別および重症度別の有効性に関する副次評価項目の解析結果が含まれています。「TIDES試験」では解析に十分な発症例数を収集し、全ての副次評価項目を満たしました。18ヵ月間追跡におけるパート2のVEおよび安全性に関する結果は、12ヵ月間追跡における主要評価項目の解析で報告されたデータと一貫性のある結果を示しました〔接種2回目以後18ヵ月間追跡におけるVE：73.3%（95%信頼区間：66.5%～78.8%）、接種2回目以後12ヵ月間追跡における主要評価項目解析時のVE：80.2%（95%信頼区間：73.3%～85.3%）、 $p<0.001$ 〕。
- 2020年3月、当社は、「TAK-003」に関する2つの論文がLancetに掲載されたことを公表しました。これらの論文は、現在進行中の臨床第3相試験である「TIDES試験」の18ヵ月時点の解析結果および臨床第2相試験である「DEN-204試験」の最終的な48ヵ月の解析結果についての報告であり、既報における「TAK-003」の安全性、免疫原性および有効性データと一貫性のあるものでした。

パイプラインの現状

当社グループの各疾患領域および事業分野における研究開発活動の概要は、以下に示すとおりです。後出する主要な疾患領域および事業分野において開示されている当社グループパイプライン上の化合物は、それぞれ異なる開発段階にあり、現在開発中の化合物の開発中止や新規化合物の臨床ステージ入りにより、パイプラインの内容は今後変わる可能性があります。以下に示す化合物が製品として上市に至るかは、前臨床試験や臨床試験の結果、様々な医薬品の市場動向、規制当局からの販売承認取得の有無など、様々な要因に影響されます。以下の表記載は、米国・欧州・日本・中国に限定していますが、当社グループはその他の地域でも開発活動を行っています。以下、「グローバル」の表記は、米国・欧州・日本・中国を指します。

2020年5月13日（決算発表日）における当社グループのオンコロジー領域のパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階 (注2)		自社品/導入品
SGN-35 ＜brentuximab vedotin＞ アドセトリス (欧州、日本)	CD30モノクロー ナル抗体薬 物複合体 (注射剤)	末梢性T細胞リンパ腫（フ ロントライン適応）	欧州	申請（2019/6） (注3)	導入品 (Seattle Genetics社)
		再発・難治性のホジキンリ ンパ腫	中国	申請（2019/3） (注3)	
		再発・難治性の全身性未分 化大細胞リンパ腫 (sALCL)	中国	申請（2019/3） (注3)	
＜brigatinib＞ ALUNBRIG (米国、欧州)	ALK阻害薬 (経口剤)	ALK陽性非小細胞肺癌 (フロントライン適応)	米国 日本 中国	申請（2020/1） (注3) P-III P-III	自社品
		ALK阻害薬投与歴のある患 者におけるALK陽性非小細 胞肺癌	日本	申請（2020/2）	
		クリプチニブ投与歴のある 患者におけるALK陽性非小 細胞肺癌（アレクチニブ との直接比較試験）	グローバル	P-III	
		第2世代チロシンキナーゼ 阻害薬の投与歴のある患 者におけるALK陽性非小細胞 肺癌	グローバル	P-II	
＜cabozantinib＞ カボメティクス (日本)	マルチターゲ ットキナーゼ 阻害薬（経口 剤）	肝細胞がん（セカンドライ ン治療）	日本	申請（2020/1）	導入品 (Exelixis 社)
		腎がん（ファーストライン 治療、ニボルマブとの併 用）	日本	P-III	
＜niraparib＞	PARP1/2阻害薬 (経口剤)	卵巣がん（維持療法）	日本	申請 (2019/11)	導入品 (GlaxoSmithKl ine社)
		卵巣がん（サルベージ療 法）	日本	申請 (2019/11)	
MLN9708 ＜ixazomib＞ ニンラーロ (グローバル)	プロテアソー ム阻害薬 (経口剤)	自家造血幹細胞移植後の初 発の多発性骨髄腫の維持療 法	米国 欧州	P-III P-III	自社品
		自家造血幹細胞移植未実施 の初発の多発性骨髄腫の維 持療法	グローバル	P-III (注4)	
		再発・難治性の多発性骨髄 腫 (デキサメタゾンとの2剤 併用療法)	米国 欧州	P-II P-II	
		再発・難治性の多発性骨髄 腫 (ダラツムマブとデキサメ タゾンとの3剤併用療法)	グローバル	P-II	

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階 (注2)		自社品/導入品
＜ponatinib＞ ICLUSIG (米国)	BCR-ABL阻害薬 (経口剤)	フィラデルフィア染色体陽性の急性リンパ性白血病 (フロントライン適応)	米国	P-III	自社品
		チロシンキナーゼ阻害薬の治療に抵抗性を示す慢性骨髄性白血病の患者を対象とする用量設定試験	米国	P-II (b)	
TAK-924 ＜pevonedistat＞	NEDD8活性化酵素阻害薬 (注射剤)	高リスク骨髄異形成症候群、慢性骨髄単球性白血病、低プラスト急性骨髄性白血病	米国 欧州 日本	P-III P-III P-III	自社品
		移植非適応の急性骨髄性白血病	グローバル	P-III	
TAK-385 ＜relugolix＞	LH-RHアンタゴニスト (経口剤)	前立腺がん	日本 中国	P-III P-III	自社品
TAK-788 ＜mobocertinib＞	EGFR/HER2 阻害薬 (exon20変異対応) (経口剤)	exon20挿入変異を有する非小細胞肺癌 (フロントライン適応)	グローバル	P-III	自社品
		exon20挿入変異を有する非小細胞肺癌 (セカンドライン以降)	グローバル	P-II	
TAK-007 ＜-＞	CD19 CAR-NK細胞療法 (注射剤)	再発・難治性のB細胞性悪性腫瘍	-	P-I/II	導入品 (MD Anderson Cancer)
TAK-169 ＜-＞	CD38-SLTA (注射剤)	再発・難治性の多発性骨髄腫	-	P-I	導入品 (Molecular Templates社)
TAK-573 ＜-＞	抗CD38抗体 (IgG4) と活性減弱IFN α との融合蛋白 (注射剤)	再発・難治性の多発性骨髄腫	-	P-I	導入品 (Teva Pharmaceutical Industries社)
TAK-981 ＜-＞	SUMO阻害薬 (注射剤)	複数のがん種	-	P-I	自社品
TAK-252/SL-279252 ＜-＞	PD-1-Fc-OX40L (注射剤)	固形がん又はリンパ腫	-	P-I	導入品 (Shattuck Labs社)

2020年5月13日（決算発表日）における当社グループの希少疾患領域のパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階(注2)		自社品/導入品
TAK-743 ＜lanadelumab＞ TAKHZYRO (米国、欧州)	血漿カリクレ イン阻害薬 (注射剤)	遺伝性血管性浮腫	中国 日本	申請 (2018/12) P-III	自社品
		遺伝性血管性浮腫 (小児)	グローバル	P-III	
TAK-672 ＜-＞ OBIZUR (米国、欧州)	抗血友病因子 (遺伝子組換 え) (注射 剤)	インヒビター保有先天性血 友病A	米国 欧州	P-III P-III	購入品 (IPSEN社)
TAK-577/SHP677 ＜-＞ VONVENDI (米国) VEYVONDI (欧州)	フォン・ヴィ レブランド因 子 (遺伝子組換 え) (注射剤)	フォン・ヴィレブランド病 の予防	グローバル	P-III	自社品
		フォン・ヴィレブランド病 の出血時補充療法 (小児)	グローバル	P-III	自社品
TAK-660 ＜-＞ ADYNOVATE (米国) ADYNOVI (欧州)	抗血友病因子 (遺伝子組換 え)、PEG修飾 (注射剤)	血友病A(小児)	欧州	P-III	自社品
TAK-755 ＜-＞	欠損した ADAMTS13 酵素 の補充 (注射剤)	先天性血栓性血小板減少性 紫斑病	米国 欧州	P-III P-III	導入品 (KMバイオロ ジクス社)
		免疫性血栓性血小板減少性 紫斑病	米国 欧州	P-II P-II	
		鎌状赤血球症	米国	P-I/II	
TAK-620 ＜maribavir＞	ベンズイミダ ゾールリボン ド系阻害薬 (経口剤)	移植手術を受けた患者にお けるサイトメガロウイルス 感染症	米国 欧州	P-III P-III	導入品 (GlaxoSmithK line社)
TAK-607 ＜-＞	インスリン様 成長因子/イン スリン様成 長因子結合タ ンパク (注射剤)	早産児合併症	-	P-II	自社品
TAK-609 ＜-＞	髄腔内投与用 ヒトイゾロン 酸-2-スルファ ターゼ (遺伝子組換 え) (注射剤)	ハンター症候群(中枢性)	米国 欧州	P-II P-II	自社品
TAK-611 ＜-＞	ヒトアリアル スルファター ゼA (遺伝子組換 え) (髄腔内 投与)	異染性白質ジストロフィー	-	P-II	自社品
TAK-754 ＜-＞	内因性第Ⅷ因 子発現の回復 (遺伝子治 療)	血友病A (第Ⅷ因子遺伝子 治療)	-	P-I/II	導入品 (Askepios Biopharmaceuti cal社)

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階(注2)		自社品/導入品
TAK-079 (注5) ＜→	抗CD38モノクローナル抗体 (注射剤)	重症筋無力症	-	P-I/II	自社品
		全身性エリテマトーデス	-	P-I/II	
TAK-834 ＜→ NATPARA (米国) NATPAR (欧州)	副甲状腺ホルモン (注射剤)	副甲状腺機能低下症	日本	P-I (注6)	自社品

2020年5月13日(決算発表日)における当社グループのニューロサイエンス領域のパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階(注2)		自社品/導入品
TAK-815 ＜midazolam＞ BUCCOLAM (欧州)	GABAアロステリック調節薬 (経口剤)	てんかん重積状態	日本	申請 (2020/2)	自社品
TAK-831 (注7) ＜→	D-アミノ酸酸化酵素阻害薬 (経口剤)	統合失調症に伴う陰性症状および認知機能障害	-	P-II (a)	自社品
TAK-935 ＜soticlestat＞	CH24H阻害薬 (経口剤)	ドラベ症候群、レノックス・ガストー症候群	-	P-II	自社品 (Ovid Therapeutics社との共同開発)
		15q重複症候群、サイクリン依存性キナーゼ様5 (CDKL5) 遺伝子欠損症	-	P-II	
		複合性局所疼痛症候群	-	P-II	自社品
WVE-120101 ＜→	mHTT SNP1アンチセンスオリゴヌクレオチド (注射剤)	ハンチントン病	-	P-I/II	導入品 (Wave Life Science社)
WVE-120102 ＜→	mHTT SNP2アンチセンスオリゴヌクレオチド (注射剤)	ハンチントン病	-	P-I/II	導入品 (Wave Life Science社)
TAK-041 (注7) ＜→	GPR139アゴニスト (経口剤)	統合失調症に伴う陰性症状および認知機能障害	-	P-I	自社品
TAK-341/MEDI1341 ＜→	抗α-シヌクレイン抗体 (注射剤)	パーキンソン病	-	P-I	導入品 (AstraZeneca社)
TAK-418 ＜→	LSD1阻害薬 (経口剤)	歌舞伎症候群	-	P-I	自社品
TAK-653 (注7) ＜→	AMPA受容体ポテンシエーター (経口剤)	治療抵抗性うつ病	-	P-I	自社品
TAK-925 ＜→	オレキシン2Rアゴニスト (注射剤)	ナルコレプシー、その他の睡眠障害	-	P-I	自社品
TAK-994 ＜→	オレキシン2Rアゴニスト (経口剤)	ナルコレプシー	-	P-I	自社品

2020年5月13日（決算発表日）における当社グループの消化器系疾患領域のパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階 (注2)		自社品/導入品
MLN0002 ＜vedolizumab＞ エンティビオ (米国、欧州、日本)	ヒト化抗 $\alpha 4\beta 7$ インテグリン モノクローナル 抗体 (注射剤)	皮下投与製剤（潰瘍性大腸炎）	米国 日本	審査完了通知受領 (2019/12) (注8) 申請 (2019/8)	自社品
		皮下投与製剤（クローン病）	米国 日本	P-III P-III	
		同種造血幹細胞移植を受けている患者における 移植片対宿主病の予防	欧州 日本	P-III P-III	
		潰瘍性大腸炎・クローン病 (小児)	グローバル	P-II	
Cx601 ＜darvadstrocel＞ ALOFISEL (欧州)	同種異系脂肪由来幹細胞懸濁剤 (注射剤)	難治性のクローン病に伴う 肛門複雑瘻孔	米国 日本	P-III P-III	自社品
TAK-438 ＜vonoprazan＞ タケキャブ（日本） VOCINTI（中国）	カリウムイオン競合型アンチドブロッカ （経口剤）	酸関連疾患（逆流性食道炎の維持療法）	中国	申請 (2020/3)	自社品
		酸関連疾患（十二指腸潰瘍におけるヘリコバクター・ピロリの除菌の補助）	中国	申請 (2020/4)	
		口腔内崩壊錠	日本	P-III	
TAK-633 ＜teduglutide＞ GATTEX（米国）/ REVESTIVE（欧州）	GLP-2アナログ (注射剤)	短腸症候群（小児）	日本	P-III	自社品
		短腸症候群（成人）	日本	P-III	
TAK-721 ＜Budesonide＞	糖質コルチコステロイド (経口剤)	好酸球性食道炎	米国	P-III	自社品 (UCSDおよび Fortis Advisorsとの 研究協力)
TAK-906 ＜-＞	ドパミンD2/D3受容体アンタゴニスト (経口剤)	胃不全麻痺	-	P-II (b)	自社品
TAK-954 ＜-＞	5-HT4受容体アゴニスト（注射剤）	術後消化器機能障害	-	P-II (b)	導入品 (Theravance社)

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階 (注2)		自社品/導入品
TAK-101 (注9) ＜→	Tolerizing Immune Modifying nanoParticle (TIMP) (注射剤)	セリアック病	-	P-II (a)	導入品 (Cour Pharmaceuticals 社)
TAK-018/EB8018 ＜→	FimHアンタゴニ スト (経口剤)	クローン病	-	P-II	導入品 (Enterome 社)
TAK-951 ＜→	ペプチドアゴニ スト	悪心、嘔吐	-	P-I	自社品
TAK-671 ＜→	プロテアーゼ阻 害薬 (注射剤)	急性膵炎	-	P-I	自社品 (Samsung Bioepis社との 共同開発)
TAK-062 (注10) ＜→	グルテン分解酵 素 (経口剤)	セリアック病	-	P-I	自社品
TAK-039 ＜→	細菌コンソーシ アム (経口剤)	クロストリジウム・ディフ ィシル感染症	—	P-I	導入品 (NuBiyota 社)

2020年5月13日 (決算発表日) における当社グループの血漿分画製剤のパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階 (注2)		自社品/導入品
TAK-616 ＜→ CINRYZE (米国、欧州)	C1エステラー ゼ阻害薬 (注射剤)	遺伝性血管性浮腫	日本	P-III	自社品
TAK-771 ＜IG Infusion 10% (Human)w/ Recombinant Human Hyaluronidase＞ HYQVIA (米国、欧州)	遺伝子組換え 型ヒトヒアル ロニダーゼ含 有免疫グロブ リンG補充療 法 (注射剤)	原発性免疫不全症 (小児適 応)	米国	P-III	自社品 (Halozyme社 との提携)
		慢性炎症性脱髄性多発根神 経炎	米国 欧州	P-III P-III	

2020年5月13日（決算発表日）における当社グループのワクチンのパイプラインは以下のとおりです。

開発コード ＜一般名＞ 製品名 (国名/地域) (注1)	薬効 (投与経路)	適応症/剤型追加	開発段階(注2)		自社品/導入品
TAK-003 ＜-＞	4価デング熱 ワクチン (注射剤)	デング熱の予防	-	P-III	自社品
TAK-214 ＜-＞	ノロウイルス ワクチン (注射剤)	ノロウイルスによる急性胃 腸炎の予防	-	P-II (b)	自社品
TAK-021 ＜-＞	EV71ワクチン	エンテロウイルス71により 発症する手足口病の予防	-	P-I	自社品
TAK-426 ＜-＞	ジカウイルス ワクチン (注射剤)	ジカウイルス感染の予防	-	P-I	自社品 (米国政府 Biomedical Advanced Research and Development Authorityと の共同開発)

(注1) 製品名および国名/地域の記載は、米国・欧州・日本・中国のいずれかにおいて何らかの適応症で承認を取得した品目の製品名および国名であり、当社が該品目の販売権を有していることを意味します。

(注2) ここでの国/地域の記載は、米国・欧州・日本・中国のいずれかにおける販売承認取得の意図をもって臨床試験が進行中または承認申請済みであることを示しています。

(注3) 2020年5月に承認済み。

(注4) 日本については2020年5月に申請済み。

(注5) 再発・難治性の多発性骨髄腫の試験は試験終了まで継続。TAK-079は希少疾患の重症筋無力症および免疫性血小板減少性紫斑病で開発の予定（FSI（第一被験者の登録日）は2020年度前半の見込み）。

(注6) 日本におけるP-I試験が完了し、P-III試験開始の時期を検討。

(注7) 2020年6月16日に当社グループは、当社グループのTAK-041、TAK-653およびTAK-831を含む早期から中期開発段階の精神疾患領域パイプラインの開発および製品化に関する、Neurocrine Biosciences, Inc.との戦略的提携について発表致しました。当社グループは一時金として現金を受け取り、また、一定の開発マイルストーン、販売マイルストーン、および売上高に応じたロイヤルティを取得する権利を有します。特定の開発段階において、当社グループは、すべての臨床試験プログラムについて、1つひとつのパイプラインごとに、50:50の利益配分を受ける、または受けない選択をすることができます。当社グループが50:50の利益配分の適用を受けるパイプラインについて、当社グループは開発または販売マイルストーンを受領する権利を有しません。

(注8) 米国FDAから受領した皮下投与製剤に対するComplete Response Letter（審査完了通知）は、臨床での安全性・有効性データに関連するものではなく、皮下投与製剤のデザインやラベルに関する内容です。本CRLの内の解決に向けて取り組んでおり、2020年上半にタイムラインを更新できることを期待しております。

(注9) TAK-101（旧「TIMP-GLIA」）のライセンスはCour Pharmaceuticals社より取得しました。

(注10) TAK-062を含むPvP Biologics社を買収しました。旧開発コードはKuma062です。

当社グループの承認取得の進捗状況は以下のとおりであります。

開発コード 〈一般名〉	適応症／剤型追加	国／地域（注1）	進捗情報（注2）
MLN0002 〈vedolizumab〉	クローン病	日本	承認（2019/5）
TAK-633 〈teduglutide〉	短腸症候群（小児）	米国	承認（2019/5）
Lu AA21004 〈vortioxetine〉	うつ病・うつ状態	日本	承認（2019/9）
SGN-35 〈brentuximab vedotin〉	末梢性T細胞リンパ腫	日本	承認（2019/12）
TAK-438 〈vonoprazan〉	酸関連疾患（逆流性食道炎）	中国	承認（2019/12）
MLN9708 〈ixazomib〉	自家造血幹細胞移植後の初発の 多発性骨髄腫の維持療法	日本	承認（2020/3）
〈cabozantinib〉	根治切除不能又は転移性の腎細胞がん	日本	承認（2020/3）
TAK-577	フォン・ヴィレブランド病	日本	承認（2020/3）
MLN0002 〈vedolizumab〉	クローン病（静脈投与製剤）	中国	承認（2020/3）
MLN0002 〈vedolizumab〉	潰瘍性大腸炎（静脈投与製剤）	中国	承認（2020/3）
TAK-438 〈vonoprazan〉	低用量アスピリンとの配合剤	日本	承認（2020/3）
〈brigatinib〉	ALK陽性非小細胞肺癌（フロントライン適応）	欧州	承認（2020/4）
MLN0002 〈vedolizumab〉	皮下投与製剤（潰瘍性大腸炎、 クローン病）	欧州	承認（2020/5）

（注1）国／地域の記載は、米国・欧州・日本・中国のいずれかにおいて、臨床試験が継続しているまたは販売承認申請がなされた国／地域を示しています。

（注2）2020年5月13日（決算発表日）後、以下の品目が承認されています。

- ・ SGN-35 未治療の全身性未分化大細胞リンパ腫（sALCL）（欧州、2020年5月承認）
- ・ SGN-35 再発・難治性のホジキンリンパ腫（中国、2020年5月承認）
- ・ SGN-35 再発・難治性の全身性未分化大細胞リンパ腫（sALCL）（中国、2020年5月承認）
- ・ Brigatinib ALK陽性非小細胞肺癌（フロントライン適応）（米国、2020年5月承認）

ライセンスおよび共同研究開発契約

当社は通常の事業において、製品開発および商業化のために第三者とライセンス契約や業務提携を行うことがあります。当社の事業は、こうした個々の契約に大きく依存するものではありませんが、これらの契約は全体として、社内外のリソースを組み合わせることで新製品の開発や上市を可能にするという当社の戦略の一部を構成しています。これまで製品上市に寄与してきた契約の一部に関する概要は以下の通りであります。

- アドセトリス：2009年、当社はSeattle Genetics（以下、「シアトルジェネティクス社」）と、「アドセトリス」のグローバル共同開発および世界各国（当社が本剤を販売している米国、カナダを除く）における販売の提携契約を締結しました。本提携関係に基づき、当社による開発ならびに販売の進捗に関してマイルストーン支払が発生する可能性があります。また、契約対象地域における「アドセトリス」の正味売上高に基づき10%台半ばから20%台半ばの割合で段階的なロイヤルティを支払います。当社とシアトルジェネティクス社は、本提携関係のもとで実施される選択された開発活動の費用を均等に共同で負担します。本提携関係は、いずれか一方の当事者による正当な事由または両者の合意をもって解除することができます。当社は本提携関係を自由に解除でき、シアトルジェネティクス社は一定の状況において本提携関係を解除できます。両社により提携解除がなされなかった場合、本契約は全ての支払い義務の満了をもって自動的に終了します。2020年3月31日現在、当社の「アドセトリス」提携契約に基づく開発および商業マイルストンの残存支払見込額はありませぬ。
- トリンテリックス：2007年、当社はH. Lundbeck A/S（以下、「ルンドベック社」）とライセンス、開発、供給および販売契約を締結し、同社の保有する気分障害・不安障害治療薬パイプライン上の複数の化合物について米国および日本における独占的な共同開発および共同販売権を取得しました。本契約に基づき、当社は米国および日本で「トリンテリックス」を販売しております。本契約に基づき、当社とルンドベック社は、開発資金の大部分を当社が負担することとし、関連化合物の共同開発に合意しました。「トリンテリックス」による収益は当社が計上し、当社はルンドベック社に対し売上の一部に加え、当社による本剤の売上に基づき10%台前半から半ばの割合で段階的なロイヤルティを支払います。本契約は無期限に存続しますが、両者の合意または正当な事由をもって解除することができます。2020年3月31日現在、当社の「トリンテリックス」提携契約に基づく開発および販売マイルストンの残存支払見込額は、約5百万米ドルです。
- アミティーザ：2004年10月、当社はSucampo Pharmaceuticals（後にMallinckrodtが買収、以下、「マリנקロット社」）と消化器系の適応症での「アミティーザ」の米国およびカナダにおける購買、開発および販売の契約を締結しました。本契約は2020年12月31日まで有効であり、当社により解除されるまで自動的に更新されます。本契約に基づき、当社はマリנקロット社から「アミティーザ」を合意された価格で購入し、北米における売上高に基づき10%台の毎年見直される割合で段階的なロイヤルティを支払います。2021年1月1日以降は、当社とマリנקロット社で「アミティーザ」ブランドの販売による年間正味売上高を均等に分配します。当社とマリנקロット社は、一部を除いて、規制当局の指示による治験を含む開発費用を当社が負担し、該当費用が合意された上限額を超えた場合は超過分を均等に負担することに合意しております。同社とは、日本および中国を除く、他の国と地域についても類似の契約を締結しています。当社は、本契約の期間において、売上目標達成を条件とした追加の商業マイルストンの支払いと、年間販売活動に対する最低額の出費に合意しました。これらの支払いは、本剤の後発品発売により減額される可能性があります。2020年3月31日現在、当社の「アミティーザ」提携契約に基づく販売マイルストンの残存支払見込額はありませぬ。

将来に向けた研究プラットフォームの構築／研究開発における提携の強化

- 2019年7月、当社と京都大学iPS細胞研究所（「CiRA」（サイラ））は、新規iPS細胞由来キメラ抗原受容体（CAR）1遺伝子改変T細胞療法（iCART）に関する研究成果が、両社の共同研究プログラムであるT-CiRAから当社に継承されたことを公表しました。本プログラムの臨床試験に向けたプロセス開発が開始されています。
- 2019年10月、当社とCOUR Pharmaceuticals Development Company, Inc.（「COUR社」）は当社がCOUR社からグリアジンタンパク質含有のImmune Modifying Nanoparticleである「CNP-101/TAK-101」の全世界での独占的な開発および製品化の権利を獲得したことを公表しました。COUR社の抗原特異的な免疫寛容技術を用いた「TAK-101」は、グルテン摂取により小腸の炎症・傷害を引き起こす重篤な自己免疫疾患であるセリアック病の異常免疫反応に対するファーストインクラスとなる可能性のある治療薬です。セリアック病患者34名を対象とし、「TAK-101」の

有効性および安全性を示す可能性のあるマーカーを検討した、無作為化、二重盲検、プラセボ対照試験である臨床試験の結果は、欧州消化器病週間(United European Gastroenterology Week: UEGW)2019のLate-breaking Abstractとして発表されました。良好にコントロールされ、生検によりセリアック病と診断された患者が本試験に登録され、その後、患者はグルテンチャレンジを実施しました。本試験の結果を受け、当社は「TAK-101」の独占的な全世界のライセンスを獲得するオプション権を行使しました。

- 2019年11月、当社とThe University of Texas MD Anderson Cancer Center (「MD Anderson」)は、B細胞性悪性腫瘍やその他のがんをターゲットとしたIL-15分泌促進型キメラ抗原受容体を発現した臍帯血由来NK (CAR NK) 細胞療法に関し、独占的ライセンス契約ならびに共同研究開発契約を締結したことを公表しました。本契約に基づき、当社はMD AndersonのCAR NK基盤技術へのアクセス権と、CD19をターゲットとしたCAR NK細胞療法や、B細胞成熟抗原 (BCMA) をターゲットとしたCAR NK細胞療法を含む最大4つのプログラムについての開発および販売に関する独占的権利を獲得します。当社およびMD Andersonはまた、これらのCAR NKプログラムの開発をさらに進展させるための共同研究を実施します。
- 2019年12月、当社とTurnstone Biologics (「Turnstone社」)は、Turnstone社が有する独自のワクシニアウイルスプラットフォームを用いて幅広い種類のがんを対象とした複数の製品を開発するための戦略的共同開発契約を締結したことを公表しました。両社はTurnstone社のリードプログラムである「RIVAL-01」(TAK-605)についてグローバルで共同開発・商業化を行うとともに、今後、ワクシニアウイルスプラットフォームに基づいた追加の新規治療薬候補を特定するための共同研究も併せて実施します。
- 2020年2月、当社は、コントロール不良のセリアック病の治療薬である「TAK-062 (Kuma062)」の臨床第1相試験としてのproof-of-mechanism試験(作用機序の確認試験)の結果を受け、PvP Biologics, Inc.を買収したことを公表しました。「TAK-062」は、ベストインクラスとなり得る、極めて強力なスーパーグルテナーゼ(摂取したグルテンを分解するタンパク質)であり、グルテンの摂取によって小腸に炎症や損傷がもたらされる深刻な自己免疫疾患であるセリアック病の治療薬としてコンピュータで設計されました。臨床第1相試験では、健常人とセリアック病患者の両方で「TAK-062」の安全性と忍容性を検討しました。摂取したグルテンに対するTAK-062の分解能については、健常人を対象として検討しました。当社は、本臨床第1相試験の結果を、今後の医学会において発表するため、データを提出する予定です。

当社の上記以外の研究開発ライセンスおよび提携のパイプラインは下表のとおりですが、これらに限定されません。

提携先	国	提携の内容
オンコロジー（がん）：		
Adimab LLC	米国	がん領域において、3つのモノクローナル抗体及び3つのCD3二重特異性抗体の創薬・開発・販売。
Centre d'Immunologie de Marseille-Luminy	フランス	先天生物学における専門知識を当社のBacTrap技術と組み合わせ、骨髄細胞における新規の標的および経路を検証。
あすか製薬株式会社	日本	relugolix（一般名、開発コード：TAK-385）に関し、製品価値の最大化を目的に、日本における子宮筋腫の独占的販売権および子宮内膜症の独占的開発・販売権を、あすか製薬に導出するライセンス契約。
Crescendo Biologics Ltd.	英国	がん領域におけるHumabody®を用いた治療薬の創製、開発および販売。
CuraDev	英国	CuraDev社は新規低分子の Stimulator of Interferon Genes (STING) 作動薬(同社による呼称ではCRD5500) とその関連する特許を当社に導出。
Exelixis, Inc.	米国	がん治療薬cabozantinibに関して、日本における進行性腎細胞がん及び肝細胞がんをはじめ適応拡大を含めた独占的な開発・販売権を獲得。
GammaDelta Therapeutics Ltd. ("GammaDelta社")	英国	ヒト組織常在型のガンマ・デルタT細胞が有する独自の特性に基づくGammaDelta社の新規T細胞基盤技術を活用した、新たな免疫治療薬の研究開発。
HiFiBiO Inc.	米国	消化器系疾患およびがん領域において新規の治療抗体を見出すためのハイスループット抗体探索基盤技術。
Heidelberg Pharma GmbH	ドイツ	抗体薬物複合体に関する2標的とライセンスを含む研究提携（アルファアマニチン毒素及び独占権を有するリンカー）。
ImmunoGen, Inc. ("ImmunoGen社")	米国	ImmunoGen社が有するADC（抗体薬物複合体）技術を活用した抗がん剤（TAK-164）の開発・販売。
Maverick Therapeutics Inc. ("Maverick社")	米国	T細胞によるがん細胞認識および攻撃能力の有効性を向上させるために開発されたT細胞誘導療法の基盤技術開発。本契約に基づき、当社は5年後にMaverick社を買収する独占的オプション権を有する。
The University of Texas MD Anderson Cancer Center	米国	B細胞性の悪性腫瘍やその他のがんをターゲットとしたIL-15分泌促進型の臍帯血由来キメラ抗原受容体を発現したNK（CAR NK）細胞療法に関する独占的ライセンス契約ならびに共同研究開発契約。
Memorial Sloan Kettering Cancer Center	米国	血液がん・固形がんに対する、新規のキメラ抗原受容体発現T細胞（CAR-T）の細胞療法を研究・開発。
Molecular Templates, Inc. ("MTEM社")	米国	最初の提携契約では、MTEM社が有するengineered toxin bodies (ETB) 基盤技術の治療標的候補(TAK-169)に活用。2つ目の契約では、多発性骨髄腫などの疾患を対象とするCD38を標的とするETBを共同開発。
Myovant Sciences Ltd. ("Myovant社")	スイス	日本とアジアの一部の国を除く全世界におけるrelugolix (TAK-385) の独占的権利、および全世界におけるMVT-602 (TAK-448) の独占的権利をMyovant社に供与。
国立がん研究センター	日本	抗がん剤の創薬やがん生物学の研究に携わる研究者、医師などの交流促進を通じて、基礎研究から臨床試験までの治療オプションを探索。
Nektar Therapeutics ("Nektar社")	米国	Nektar社が保有する免疫治療候補薬であるNKTR-214 (CD122-biased agonist) と、当社のがん領域における5つの開発品目との併用治療を検証する共同研究。
ノイルイミュンバイオテック株式会社 ("ノイルイミュン社")	日本	山口大学玉田耕治教授により開発された次世代型キメラ抗原受容体発現T細胞（CAR-T）療法の研究開発。当社は本提携により創出されたノイルイミュン社のパイプラインや製品の開発・販売権を導入できる独占的オプションを有する。本共同研究の成果を受け、NIB-102とNIB-103を導入済み。

提携先	国	提携の内容
オンコロジー（がん）：		
Seattle Genetics	米国	CD30を標的とするADC（抗体薬物複合体）であるホジキンリンパ腫治療剤「アドセトリス」の共同開発。 現在は67カ国において承認済みであり、追加効能取得のための臨床試験を実施中。
Shattuck Labs Inc.（“Shattuck社”）	米国	免疫療法と単一薬剤の組み合わせを可能とするShattuck社独自のAgonist Redirected Checkpoint（ARC） TM プラットフォーム技術を用いたチェックポイント融合蛋白の探索及び開発。 当社はTAK-252/SL-279252のさらなる開発や販売の権利を導入する独占的オプションを有する。
GlaxoSmithKline plc	英国	新規がん治療薬niraparibに関して、日本における全てのがん、および韓国、台湾、ロシア、オーストラリアにおける前立腺がんを除く全てのがんに関する独占的開発・販売権を獲得。
Teva Pharmaceutical Industries Ltd.（“Teva社”）	イスラエル	TEV-48573（TAK-573）（CD38-Attenukine）の全世界の権利及びTeva社のAttenukineプラットフォーム技術を活用する複数のターゲットの研究提携。
Turnstone Biologics（“Turnstone社”）	米国	TAK-605（RIVAL-01）（aCTLA4、IL12-mb、flt3Lを発現する新しい腫瘍溶解性ウイルス）を共同開発するグローバル提携。Turnstone社のワクシニアウイルスプラットフォームに基づいて追加の新規治療薬候補を特定する共同研究も併せて実施する。
希少疾患：		
AB Biosciences, Inc.	米国	希少疾患を対象とする品目が開発される可能性を有する研究提携。自己免疫炎症性疾患にフォーカスし、特定の免疫状態を標的とする様々なタイプの受容体と相互作用する分子が研究の対象。
Asklepios Biopharmaceutical, Inc.	米国	血友病AおよびBを対象とする第Ⅷ因子の遺伝子治療を目的とする複数の研究開発提携。
BioMarin Pharmaceutical Inc.	米国	イデュルスルファアーゼの髄腔内投与により外因性イブロン酸-2-スルファターゼ補充を可能にする技術の導入。認知機能障害を伴うハンター症候群患者において、長期的な治療のために本酵素を中枢神経系に直接到達させることにより、認知機能障害の進行を遅らせる（TAK-609）。
Evox Therapeutics（“Evox社”）	英国	新規のタンパク質補充療法およびmRNA治療薬、ならびにEvox社独自のエキソソーム技術を活用した選択的な薬剤送達の開発を目的とした提携。最大5つの希少疾患をターゲットし、当社は臨床開発の責任を負う。
GlaxoSmithKline plc（“GlaxoSmithKline社”）	英国	GlaxoSmithKline社およびミシガン大学とのヒトサイトメガロウイルス感染症治療薬としてのTAK-620（maribavir）導入契約。
Harrington Discovery Institute at University Hospitals in Cleveland, Ohio	米国	希少疾患治療薬の開発に関する提携。
IPSEN	フランス	後天性血友病A治療薬としてのObizur開発のための譲渡（購入）契約。緊急および非緊急の手術におけるインヒビター保有先天性血友病A患者への適用開発も含む。
KMバイオロジクス株式会社	日本	ADAMTS13欠損克服と臨床的寛解の誘導により、先天性血栓性血小板減少性紫斑病による病的状態と致死を低減させることを目的としたTAK-755の開発提携。
NanoMedSyn	フランス	NanoMedSyn社独自の合成誘導体AMFAを用いて酵素補充療法の可能性を評価する前臨床研究提携。
Novimmune SA	スイス	血友病A治療を対象とした前臨床開発段階にある革新的な二重特異性抗体に関する独占的な全世界での開発および商用化の権利。
Rani Therapeutics	米国	血友病治療として第Ⅷ因子を経口で送達するためのマイクロタブレットピルの評価を行う研究提携。
Ultragenyx Pharmaceutical Inc.	米国	希少遺伝子疾患治療を対象とする開発および商用化契約。
Xenetic Biosciences, Inc.	米国	PolyXen（ポリシアル酸ポリマー）を用いた血友病第Ⅶ因子、第Ⅷ因子、第Ⅸ因子および第Ⅹ因子の送達技術に関する独占的研究開発ライセンス契約。

提携先	国	提携の内容
ニューロサイエンス（神経精神疾患）：		
AstraZeneca plc （“AstraZeneca社”）	英国	パーキンソン病の治療薬候補として、alpha-synuclein抗体であるMEDI1341の共同開発・販売契約。
Denali Therapeutics Inc.（“Denali社”）	米国	Denali社が有する脳へのバイオ治療薬移行性を高めるAntibody Transport Vehicle (ATV) プラットフォーム技術を用いた、3つの神経変性疾患治療薬候補の開発および販売に関する戦略的オプションを含む提携契約。
Lundbeck	デンマーク	Vortioxetineの共同開発・販売契約。
Mindstrong Health	米国	特定の精神疾患（特に、統合失調症および治療抵抗性のうつ病）を対象としたデジタルバイオマーカーの開発。
Neurocrine Biosciences社 （“Neurocrine社”）	米国	当社の早期から中期開発段階の精神疾患領域パイプラインの開発および製品化に関する戦略的提携契約。統合失調症、治療抵抗性うつ病、無快楽症に関し臨床試験段階にある3つのパイプラインを含む7つのパイプラインプログラムについて、Neurocrine社に対し独占的権利を付与。
Ovid Therapeutics Inc.（“Ovid社”）	米国	CH24H阻害薬であるTAK-935（経口剤）の希少小児てんかんでの共同開発。当社とOvid社は開発・製品化にかかる費用を折半し、開発成功時の利益も折半。
Skyhawk Therapeutics	米国	神経変性疾患をターゲットとするRNA調整治療薬の開発及び販売に関する共同研究・ライセンス契約。
StrideBio Inc.	米国	In vivoでAAVによるフリードライヒ運動失調症とその他二つの非開示ターゲットを対象とする治療法開発を行う共同研究・ライセンス契約。
Wave Life Sciences Ltd.	シンガポール	神経疾患に対するアンチセンスオリゴヌクレオチド医薬品の開発を目指した研究開発および販売に関する契約、ならびに複数のプログラムに関するオプション契約。
消化器系疾患：		
Ambys Medicines （“Ambys社”）	米国	様々な肝疾患において、肝機能の回復および肝不全への進行抑制という差し迫った医療ニーズに対し、細胞治療、遺伝子治療、機能獲得薬物療法を含む新規モダリティを臨床応用。本契約に基づき、当社はIND申請に達する最初の4つの品目の米国以外での販売権を得るオプションを有する。
Arcturus Therapeutics, Inc. （“Arcturus社”）	米国	非アルコール性脂肪肝炎及び他の消化器系疾患において、Arcturus社が有するLUNAR TM 脂質媒体薬物送達システム及びUnlocked Nucleomonomer Agent (UNA) オリゴマーの化学的性質を活用し、RNAをベースとする治療薬を共同開発。
Beacon Discovery （“Beacon社”）	米国	消化器系疾患に対するG蛋白質共役型受容体に関連する薬剤の創薬・開発プログラム。本契約に基づき、当社は共同研究によって創出された品目のグローバルの開発・生産・販売権を有する。
Cerevance inc. （“Cerevance社”）	米国	中枢神経系で発現する新規標的タンパク質を特定し、ある種の消化器系の障害に対する新しい治療法を開発するための複数年にわたる研究提携。提携の目標は、Cerevance社のNETSseq技術によって生成された遺伝子発現データセットから、ターゲットを選択、特定および検証すること。
Cour Pharmaceutical Development Company, Inc.（“Cour社”）	米国	Cour社からグリアジンタンパク質含有のImmune Modifying NanoparticleであるTIMP-GLIA (TAK-101) の全世界での独占的な開発および製品化の権利を獲得。
Enterome Bioscience SA	フランス	潰瘍性大腸炎などの炎症性腸疾患を含む消化器系疾患において重要な役割を担うと考えられる腸内細菌を標的とした新たな治療薬を創出・開発。また、EB8018/TAK-018のクローン病におけるグローバルのライセンス及び共同開発。
Finch Therapeutics Group, Inc.（“Finch社”）	米国	炎症性腸疾患を対象とした腸内細菌移植試験における良好な臨床結果との関連が示唆される複数の細菌株を培養した前臨床段階の生菌カクテル製剤であるFIN-524の全世界を対象とした共同開発。本契約に基づき、当社はFIN-524のグローバル開発・販売権を獲得し、炎症性腸疾患に対する後継品権利も有する。
Hemoshear Therapeutics, LLC（“Hemosher社”）	米国	非アルコール性脂肪肝炎を含む肝臓の疾患において、Hemoshear社の創薬基盤技術であるREVEAL-TxTMを活用し、新規創薬標的および治療法を創出。
Janssen Pharmaceuticals, Inc.	ベルギー	慢性便秘症治療薬prucaloprideの米国における開発・販売にかかる独占的ライセンス。本薬は2018年12月に製品名Motegrityとして米国で承認取得。
NuBiyota LLC （“NuBiyota社”）	カナダ	Microbial Ecosystem Therapeuticを活用した腸内細菌由来の治療薬の研究開発。

提携先	国	提携の内容
消化器系疾患：		
Phathom Pharmaceuticals	米国	当社は米国、欧州、カナダにおけるvonoprazan（酸関連消化器疾患）に関する開発権と独占的販売権をPhathom Pharmaceuticals社に導出。当社はその対価として契約一時金と株式を受領し、さらに将来達成されたマイルストーンに応じて金銭と正味売上に基づくロイヤルティーを受け取る。
Samsung Bioepis Co, Ltd	韓国	アンメットニーズの高い疾患領域における複数の新規生物学的治療薬への共同出資・共同開発を行う戦略的提携。本プログラムの最初の治療薬候補は重症膵炎への適応を企図とするTAK-671。
Silence Therapeutics plc (“Silence社”)	英国	Silence社が有するGalNAc-siRNA技術プラットフォームにアクセスできる技術評価契約。評価の目的は、当社独自の標的の発現を阻害するGalNAc結合siRNAの特定。
Theravance Biopharma Inc	米国	消化管運動障害治療薬候補である5-HT4受容体アゴニストTAK-954のグローバルにおける提携契約。
UCSD/Fortis Advisors LLC	米国	UCSD（カリフォルニア大学サンディエゴ校）からのライセンス技術を活用し、好酸球性食道炎治療薬としてブデソニド経口製剤（TAK-721）を開発。
血漿分画製剤：		
Halozyme Therapeutics, Inc. (“Halozyme社”)	米国	HyQviaの拡散と吸収を高めることを目的としたHalozyme社の独自基盤技術ENHANZE™の導入。進行中の開発活動は、原発性の免疫不全を対象とする小児効能追加（米国）および慢性炎症性脱髄性多発根神経炎の効能取得を目的とするP-III試験。
Kamada Ltd.	イスラエル	静脈投与α1-プロテアーゼインヒビター(Glassia)の開発および商用化の導入契約。Glassiaの米国、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドにおける独占的供給および流通、実施中の市販後コミットメント臨床試験のプロトコール立案。
ProThera Biologics, Inc	米国	急性炎症状態を対象とする、新規血漿由来インターアルファ阻害タンパク質（IATP）の開発を対象とするグローバルライセンス契約
ワクチン：		
Biological E. Limited (“Biological E.社”)	インド	インド、中国および低・中所得国において安価な混合ワクチンの開発を促進するため、既存の麻しんワクチンおよび無細胞性百日せきワクチンの原末生産技術を当社からBiological E.社へ移管。
米国政府 - The Biomedical Advanced Research and Development Authority (“BARDA”)	米国	米国や世界中の流行地域でのジカウィルス感染への取り組みとして、当社が有するジカ熱ワクチン（TAK-426）の開発をBARDAが助成。
Zydus Cadila	インド	顧みられない新興感染症への取り組みとして、チクングニア熱ワクチン（TAK-507）を共同開発。
その他／複数の疾患領域：		
Bridge Medicines	米国	Tri-I TDIで採択された研究プロジェクトに対して、資金面、運用面、管理面での支援を行い、有効性やターゲットの創薬上の検証であるブルーフ・オブ・コンセプト（POC）試験から臨床試験への移行まで継続的に実施。
京都大学iPS細胞研究所 (CiRA)	日本	当社重点領域疾患（ニューロサイエンス、オンコロジー、消化器系）及びその他疾患領域でトランスレーショナルサイエンス探索のためのiPS細胞の臨床応用。
Charles River Laboratories	米国	Charles River Laboratories社が有するエンドツーエンドの創薬および安全性評価プラットフォーム活用に関する提携。当社の重点疾患領域における複数のプログラム群を候補化合物の段階まで進めるため提携。
Evotec GT	ドイツ	当社で増加する研究段階の遺伝子治療創薬プログラムをサポートするための研究提携。
HitGen Ltd. (“HitGen社”)	中国	HitGen社のDNAエンコードライブラリーデザイン、合成、スクリーニング技術によって発見された新規リード化合物に関して、当社は独占的ライセンスの権利を有する。
Portal Instruments, Inc. (“Portal社”)	米国	針を使わない医療用デバイスの武田薬品の開発中または承認済み生物学的製剤への応用開発および商品化。

提携先	国	提携の内容
その他／複数の疾患領域：		
Schrödinger, LLC ("Schrödinger社")	米国	保有するin silico技術に基づく創薬力と当社の疾患領域に対する深い知見および構造生物学における専門性を融合した、複数の創薬標的に関する共同研究。
Seattle Collaboration	米国	SPRInT (Seattle Partnership for Research on Innovative Therapies) : Fred Hutchinson Cancer Research Center及びWashington大学によるヒト疾患治療への先進的発見の促進 (オンコロジー、消化器系疾患、ニューロサイエンスに注力)。
Stanford University	米国	革新的な治療薬をさらに効率的に開発するために、Stanford Alliance for Innovative Medicines (Stanford AIM)を設立。
Tri-Institutional Therapeutics Discovery Institute (Tri-I TDI)	米国	産学連携を推進し、革新的な医薬品を創出。

知的財産

特許や登録商標を用いて可能な限り自社の製品や技術を守ることは、当社グループの事業戦略において重要な部分を占めています。当社グループが市場競争力を維持し高めるためには、企業秘密、当社グループ独自のノウハウ、技術的イノベーションおよび第三者との契約が欠かせません。当社がビジネス上の成功を収めることが出来るかどうかは、強固な特許を取得し行使する能力や、企業秘密を保護し続ける能力、第三者の知的財産権を侵害することなく事業を行う能力、付与されたライセンスの条件を遵守する能力に依存する場合があります。新薬の開発は長期間にわたり、研究開発は多くの費用を必要とします。また、新化合物のうち上市されるものはごくわずかであることから、知的財産の保護は新薬の研究開発への投資の回収において重要な役割を担っています。

当社グループは米国、日本、欧州の主要国において可能な限り当社独自の技術の特許保護を求めていきます。その他の国々についても、可能な国々において、選別したうえで特許保護を求めていきます。いずれの場合にも特許保護自体を取得するか、ライセンサーを通じて特許出願をサポートするよう努めています。特許は、当社グループが使用する技術を保護するための主要な手段です。特許は、医薬品に関する発明の使用から他者を排除する権利を保持者に付与します。当社グループの医薬品を保護するために、有効成分をカバーする物質特許、薬の用途、製造方法、製剤に関する特許等、様々な種類の特許を使用しています。当社グループの低分子化合物は、主に物質特許によって保護されています。通常は物質特許の存続期間終了をもって当該医薬品の市場独占権は失われますが、その後も当該物質の用途、用法、製造方法、新規組成または剤型に関する特許等の非物質特許によって、商業利益が保護されることがあります。物質特許が満了した場合でも、各国の関連法規制によるデータ保護制度により対象製品が保護されることもあります。当社グループのバイオ製品は1件以上の物質特許によって保護されることがありますが、製品によっては物質特許以外の特許または規制当局によるデータ保護、またはその両方が適用されることもあります。しかし、競合会社によって、同じ疾患に対する類似製品および（または）バイオシミラーが当社グループの特許を侵害することなく開発され、販売されることがあることから、バイオ製品にとって特許による保護の重要性は伝統的な医薬品に比べて低いと思われまます。

米国では、原則として出願から20年で特許は満了しますが、米国特許商標庁の審査遅延による特許の発行遅延があった場合は特許期間の調整が行われる可能性があります。また、製品、製品を使用した治療法、製品の製造方法に関する米国の医薬特許は、米国食品医薬品局 (FDA) による製品の承認審査期間に応じて特許期間延長の対象となる場合があります。このような場合の存続期間の延長は5年を上限としており、製品の承認取得から14年を超える延長は認められません。FDAの遅延に基づく期間延長が認められるのは、1製品につき1件の特許のみです。FDAは、新規化合物または「オーファンドラッグ」に対しては、特許独占権に加えて、データあるいは市場の独占権を追加付与することがあり、これらは既にある特許保護期間と並行して存続します。データ保護規制またはデータ独占権は、ジェネリック医薬品を発売し得る競合他社が、先発品の安全性および有効性を確立する際にスポンサーが作成した臨床試験データを新規化合物については5年間、「オーファンドラッグ」については7年間使用できないようにするものです。市場独占権は、同一薬剤を同効 (同じ適応症) に対して販売することを禁止するものです。

日本では、有効成分については、特許庁が特許を付与します。用量や投与方法など、治療法は日本では特許の対象となりませんが、特定の用法・用量にて使用する医薬組成物や、医薬組成物の製造方法については、特許の対象となります。日本では原則として出願より20年で特許は満了します。医薬特許は、承認までの審査に要した時間により、5年を限度として延長されることがあります。また、日本ではデータ保護制度として「再審査期間」を設けており、その期間は新有効成分含有医薬品については8年、新効能・新医療用配合剤については4年から6年、オーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）については10年となっています。

欧州連合（EU）では、欧州特許庁（EPO）または欧州各国で特許を申請することができます。EPOの制度では、EU全体およびスイス、トルコ等のいくつかのEU非加盟国での特許を一括申請することができます。EPOが特許を付与すれば、特許権者が指定する国々において特許が有効となります。EPOまたは欧州諸国のいずれかが認める特許の存続期間は、延長や調整があり得ますが、原則として出願から20年です。医薬品の特許は、補充的保護証明書（SPC）制度のもと、さらに追加の独占期間を付与されます。SPCは、特許権者が欧州医薬品庁または各国の規制当局から販売承認を受けるのに要した時間を補償する制度です。SPCにより、特許期間とあわせて、欧州で最初の販売承認を取得した日から最長15年の独占権を与えられます。ただし、SPCの最長期間は5年です。認可された小児臨床試験計画によるデータが提出された製品であれば、6ヶ月の小児用医薬品に係る延長が認められます。SPC制度を含め、承認後の特許は、各国の法制度により運用されています。特許およびSPCに関する規制はそれぞれ欧州特許庁およびEUのレベルで作られましたが、国ごとの運用の違いにより、例えば、EU各国の国内裁判所で無効申立てされた場合など、必ずしも同じ結果にはつながりません。また、EUは承認されたヒト用医薬品につき、特許保護と並行してデータ独占権を与えています。現在承認されている医薬品に関する制度は、通常「8+2+1」と呼ばれています。これは、まず初めに競合他社が関連データに依拠することができないデータ保護期間が8年間、続いて競合他社が販売承認申請のために当該データを使用できるものの、競合品を上市することができない市場独占期間が2年間、さらに、スポンサーが最初のデータ保護期間8年間の間に、他の治療薬が存在しない適応症か「既存治療薬に比べて有意な臨床的有効性」が認められる新たな適応症を追加した場合、追加で1年間の市場独占権を認めるものです。これは各国での承認にもEUの中央審査による承認にも当てはまります。また、EUには米国の類似したオーファンドラッグの独占制度があります。医薬品がオーファンドラッグとして指定された場合、10年間の市場独占権が与えられ、この間当該医薬品と同じ適応症を持つ同様の医薬品には販売承認が付与されません。特定の条件下では、さらに2年間の小児用医薬品に係る延長が認められます。

当社グループ製品の関連特許満了後の後発品の市場参入や、競合他社によるOTC医薬品の発売等、当社グループは世界中で知的財産に関わる課題に直面しています。当社グループのグローバルジェネラルカウンセルは、知的財産権および法務の業務について監督責任を負っています。当社グループの知的財産部は、下記3つの優先事項に注力することにより、当社グループの全社的な戦略をサポートしています。

- ・疾患領域別ユニットの戦略に沿った自社製品および研究開発パイプラインの価値の最大化および関連する権利の保護
- ・パートナーとの提携サポートによる外部イノベーションのよりダイナミックな活用の促進
- ・新興国市場を含む世界各国での知的財産権取得および保護

当社グループの知的財産権が侵害されることは、それらの権利から得ることが期待される収益が失われるリスクとなるため、当社グループは特許やその他の知的財産を管理するための内部プロセスを整備しています。このプログラムでは、第三者からの侵害に継続的に警戒するとともに、当社グループの自社製品および活動が第三者の知的財産を侵害しないよう、製品開発段階から注意を払っています。

通常の事業活動において、当社グループの特許は第三者から異議の申し立てを受ける可能性があります。当社グループは、当事者として知的財産権に関する訴訟等に関与しております。継続中の重要な訴訟の詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメント及び偶発負債 (5) 訴訟」をご参照ください。

下表では、記載された製品について、対象地域ごとに、存続している物質特許およびデータ保護期間（以下、「RDP」）（米国およびEU）もしくは再審査期間（以下、「RP」）（日本）ならびに満了日を記載しております。RDPとRPについてはそれらの制度的な独占期間が特許満了日後にも与えられる場合にのみ記載しています。特許期間の延長（PTE）、補充的保護証明書（SPC）、小児用医薬品に係る独占期間（以下、「PEP」）は当局により認められたものについては満了日に反映され、申請手続中で認められていないものについては、延長された満了日を別途記載しています。

当社グループのバイオ医薬品は、下記の特許満了期間に関わらず、同じ適応症に対する類似製品またはバイオンミラーを製造する他社との競争に直面するか、今後直面する可能性があります。また、欧州の特許の一部は、SPCにより、いくつかの国で下表に記載の満了期限を超えて対象製品に追加的な保護が付与されます。

製品名	特許満了日（日本） （注1）（注2）	特許満了日（米国） （注1）	特許満了日（EU） （注1）
消化器系疾患領域：			
ENTYVIO エンティビオ／エンタイビオ	特許：－ RP：2026年7月（注2）	特許：2021年9月 RDP：2026年5月	特許：2017年8月 （いくつかの国では2022年8月まで延長） RDP：2024年5月
DEXILANT デクスラント	未発売	特許：－	特許：－
PANTOPRAZOLE パントプラゾール	特許：－	特許：－	特許：－
TAKECAB タケキャブ（注3）	特許：2031年8月 RP：2022年12月（注2）	特許：－（注3）	特許：－（注3）
GATTEX/REVESTIVE	特許：－	特許：2020年10月 （注5）	特許：－ RDP：2024年9月
PENTASA（注4）	特許：－（注4）	特許：－	特許：－（注4）
LIALDA/MEZAVANT（注3） リアルダ／MEZAVANT（注3）	特許：－（注3） RP：2022年9月（注2）	特許：－	特許：－
AMITIZA（注4） アミティーザ	特許：－（注4）	特許：2021年5月 （注6）	未発売
RESOLOR/MOTTEGRITY	未発売	特許：－ RDP：2023年12月	特許：2020年11月 RDP：2020年10月

製品名	特許満了日（日本） （注1）（注2）	特許満了日（米国） （注1）	特許満了日（EU） （注1）
希少代謝性疾患領域：			
ELAPRASE エラプレース	特許：－	特許：2019年9月	特許：－
REPLAGAL リプレガル	特許：－	未発売	特許：－
VPRIV ビプリブ	特許：－ RP：2024年7月（注2）	特許：－	特許：－ RDP：2022年8月
NATPARA	特許：－	特許：－ RDP：2027年1月	特許：－ RDP：2029年4月
希少血液疾患領域：			
ADVATE アドベイト	特許：－	特許：－	特許：－
ADYNOVATE アディノベイト	特許：2026年1月 RP：2024年3月（注2）	特許：2026年2月 RDP：2027年11月	特許：認められれば2028年1月 RDP：2028年1月
FEIBA（注7） ファイバ	特許：－	特許：－	特許：－
HEMOFIL M（注7） ヘモフィル	未発売	特許：－	未発売
IMMUNATE（注7）	特許：－	未発売	特許：－
IMMUNINE（注7）	未発売	未発売	特許：－
BEBULIN（注7）	未発売	特許：－	未発売
PROTHROMPLEX（注7）	未発売	未発売	特許：－
FACTOR VII（注7）	未発売	未発売	特許：－
VONVENDI	未発売	特許：2030年12月 RDP：2027年12月	特許：－ RDP：2028年8月
OBIZUR	未発売	特許：2020年10月 RDP：2026年10月	特許：2026年2月 RDP：2025年11月
RIXUBIS リクスビス	特許：－ RP：2022年12月（注2）	特許：－ RDP：2020年1月	特許：－
AGRYLIN/XAGRID アグリリン	特許：－ RP：2024年9月（注2）	特許：－	特許：－
RECONBINATE	未発売	特許：－	未発売
遺伝性血管性浮腫領域：			
FIRAZYR フィラジル	特許：－ RP：2028年9月（注2）	特許：2019年7月	特許：－ RDP：2020年7月
TAKHZYRO	特許：2031年1月 PTEが認められれば2034年11月まで延長	特許：2031年12月、2032年2月、2032年3月 PTEが認められれば2032年8月まで延長	特許：2031年1月 （いくつかの国では2033年11月まで延長）
KALBITOR	未発売	特許：2023年12月	未発売
CINRYZE（注7）	特許：－	特許：－ RDP：2020年10月	特許：－

製品名	特許満了日（日本） （注1）（注2）	特許満了日（米国） （注1）	特許満了日（EU） （注1）
血漿由来の免疫疾患治療領域：			
GAMMAGARD LIQUID（注7）	未発売	特許：－	特許：－
HYQVIA（注7）	未発売	特許：－ RDP：2026年9月	特許：－ RDP：2024年5月
CUVITRU（注7）	未発売	特許：－ RDP：2028年9月	特許：－ RDP：2027年7月
FLEXBUMIN（注7）	未発売	特許：－	特許：－
ALBUMIN IN GLASS（注7） アルブミン	未発売	特許：－	特許：－
GLASSIA（注7）	特許：－（注4）	特許：－ RDP：2022年7月	特許：－（注4）
ARALAST（注7）	未発売	特許：－	未発売
CEPROTIN（注7）	未発売	特許：－	特許：－
ANTITHROMBIN III（注7）	未発売	未発売	特許：－
KENKETU-GLOVENIN-I（注7） 献血グロベニン-I	特許：－	未発売	未発売
KENKETSU-NONTHRON（注7） 献血ノンスロン	特許：－	未発売	未発売
KENKETU-ALUBMIN（注7） 献血アルブミン	特許：－	未発売	未発売
オンコロジー（がん）領域：			
VELCADE（注3） ベルケイド	特許：－（注3）	特許：－	特許：－（注3）
LEUPLIN/ENANTONE リユープリン/ENANTONE	特許：－	特許：－	特許：－
NINLARO ニンラーロ	特許：2031年7月 RP：2027年3月（注2）	特許：2029年11月	特許：2031年11月
ADCETRIS（注4） アドセトリス	特許：2022年4月、 2026年4月 RP：2024年1月（注2）	特許：－（注4）	特許：2027年10月
ICLUSIG（注3） アイクルシグ	特許：－（注3）	特許：2027年1月	特許：－（注3）
ALUNBRIG アルンブリグ	特許：2029年5月 PTEが認められれば2032年 9月まで延長	特許：2030年7月 PTEが認められれば2031年 4月まで延長	特許：2029年5月 SPCが認められれば2033年 11月まで延長
VECTIBIX（注4） ベクティビックス	特許：2022年8月	特許：－（注4）	特許：－（注4）

製品名	特許満了日（日本） （注1）（注2）	特許満了日（米国） （注1）	特許満了日（EU） （注1）
ニューロサイエンス（神経精神疾患）領域：			
VYVANSE バイバンス／ビバンセ	特許：2029年6月 RP：2027年3月（注2）	特許：2023年2月	特許：2024年6月（いくつかの国では2028年2月または2029年3月まで延長）
TRINTELLIX（注4） トリンテリックス	特許：2022年10月 PTEが認められれば2027年10月まで延長 RP：2027年9月（注2）	特許：2026年6月 PTEが認められれば2026年12月まで延長	特許：－（注4）
ADDERALL XR	未発売	特許：－	未発売
ROZEREM ロゼレム	特許：2022年3月	特許：－	未発売
REMINYL レミニール	特許：－	特許：－	特許：－
INTUNIV インチュニブ	特許：－ RP：2025年3月（注2）	特許：－	特許：－ RDP：2025年9月
COPAXONE（注4） コパキソン	特許：－ RP：2025年9月（注2）	特許：－（注4）	特許：－（注4）
AZILECT（注4） アジレクト	特許：－ RP：2026年3月（注2）	特許：－（注4）	特許：－（注4）
MYDAYIS	未発売	特許：－ RDP：2020年6月	未発売
BUCCOLAM	未発売	特許：－	特許：－ RDP：2021年9月
EQUASYM	未発売	特許：－	特許：－
CABATROL	未発売	特許：－ RDP：2021年10月	未発売
その他：			
AZILVA アジルバ	特許：－ RP：2021年10月（注2）	未発売	未発売
NESINA ネシーナ	特許：2028年4月	特許：2028年6月	特許：2028年9月
ULORIC（注4） ユーロリック	特許：－（注4）	特許：－	特許：－（注4）
COLCRYS コルクリス	未発売	特許：－	未発売
ENBREL（注4） エンブレル	特許：－	特許：－（注4）	特許：－（注4）
LOTRIGA（注4） ロトリガ	特許：－ RP：2020年9月（注2）	特許：－（注4）	特許：－（注4）

（注1） 表中の「－」は物質特許の満了または該当なしを表します。

（注2） 日本では、後発品の承認申請は、先発品の再審査期間終了後に行われ、規制当局による審査の後、承認、薬価収載されます。したがって、後発品は再審査期間の満了後から一定の期間を経て市場に参入します。

（注3） 本製品は、第三者への導出契約を締結しているため、全ての地域で当社グループが販売を行っているわけではありません。

（注4） 本製品は、特定の地域限定で第三者からの導入契約を締結しているため、全ての地域で当社グループが販売を行っているわけではありません。詳細については「ライセンスおよび共同研究開発契約」をご参照ください。

（注5） ANDA申請者との合意により、2023年3月以降に後発品が発売される可能性があります。

（注6） ANDA申請者との合意により、2021年1月以降（または一定の状況下でより早期）に後発品が発売される可能性があります。

（注7） これらの医薬品は血漿分画製剤です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、競争力の維持向上のため、生産設備の能力増強・合理化および新製品研究開発体制の充実・強化また販売力の強化や管理業務の効率化などの設備投資を継続して行っております。

当年度におけるグループ全体の設備投資（有形固定資産取得ベース）総額は1,409億円となりました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社および連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名等 《所在地》	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
				面積 (㎡)	金額				
グローバル本社 《東京都中央区》	管理販売設備	6,558	—	13,102	26,123	576	1,998	35,255	990
本社 《大阪市中央区ほか》	〃	3,534	82	450,804	1,332	—	834	5,783	531
大阪工場 《大阪市淀川区》	生産設備	7,972	4,218	(6,542) 163,568	1,005	2	7,048	20,246	376
大阪工場地区CMC部門 《大阪市淀川区》	研究設備	7,434	3	(大阪工場に含まれる)		—	18	7,455	3
光工場 《山口県光市》	生産・研究設備	26,270	15,672	(4,573) 1,011,061	3,618	668	5,252	51,481	731
光工場地区CMC部門 《山口県光市》	研究用製造設備	3,100	1,351	(光工場に含まれる)		2	1,647	6,101	—
湘南研究所 《神奈川県藤沢市》	研究設備	38,057	599	243,105	3,064	213	5,106	47,040	656
研修所 《大阪府吹田市》	教育厚生施設	4,066	—	—	—	—	28	4,094	—
札幌支店 《札幌市中央区》	管理販売設備	21	—	—	—	—	5	26	124
東北支店 《仙台市青葉区》	〃	13	—	—	—	—	6	20	181
東京支店ほか 《東京都中央区》	〃	53	—	—	—	—	15	68	676
名古屋支店 《名古屋市西区》	〃	18	—	—	—	—	4	23	251
大阪支店ほか 《大阪市中央区》	〃	39	—	—	—	—	14	54	570
福岡支店 《福岡市博多区》	〃	8	—	—	—	—	5	13	276

- (注) 1 帳簿価額は、日本基準に基づく個別財務諸表の帳簿価額を記載しております。
- 2 当社の設備が帰属するセグメントは、医薬品事業であります。
- 3 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品、及び建設仮勘定の合計であります。
- 4 連結会社以外の者への賃貸中の土地249百万円(2,698㎡)及び建物5,063百万円を含んでおります。
- 5 土地及び建物の一部を連結会社以外の者から賃借しております。賃借料は2,882百万円であります。土地の面積については、()で外書きしております。
- 6 本社については、主として本社の管理する建物・附属設備およびそれらの土地(寮・社宅を含みます。)により構成されております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

子会社事業所名 《主な所在地》	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		使用権 資産	その他	合計	
					面積 (㎡)	金額				
武田薬品不動産㈱ 《東京都中央区》	医薬品 事業	本社及び 賃貸用設備等	24,614	324	(1,502) 78,125	254	1,234	329	25,521	7
日本製薬㈱ 《大阪府泉佐野市》	医薬品 事業	生産・研究設備 等	2,492	1,399	71,556	1,181	216	610	5,683	392
武田ヘルスケア㈱ 《京都府福知山市》	医薬品 事業	生産設備等	2,699	2,895	(5,000) 86,001	239	7	383	6,216	181

- (注) 1 帳簿価額は、IFRSに基づく金額を記載しております。
2 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品、及び建設仮勘定の合計であります。
3 上表において、連結会社以外の者への賃貸中の土地6百万円(3,951㎡)、建物及び構築物278百万円を含んでおります。
4 上表において、土地の一部を連結会社以外の者から賃借しております。賃借料は1百万円であります。土地の面積については、()で外書きしております。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

子会社事業所名 《主な所在地》	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		使用権 資産	その他	合計	
					面積 (㎡)	金額				
ミレニアム・ファーマシュー ティカルズ Inc. 《米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ》	医薬品 事業	研究設備等	—	5,064	(2,686) 144,675	402	128,874	17,854	152,194	2,408
バクスアルタUS Inc. 《米国 ジョージア州 コピントン》	医薬品 事業	生産設備等	158,332	103,004	653,811	5,397	424	17,033	284,190	3,788
シャイアー・ヒューマン・ ジェネティック・セラピーズ Inc. 《米国 マサチューセッツ州 レキシントン》	医薬品 事業	生産設備等	46,612	27,960	390,927	26,604	245	2,988	104,409	2,492
バクスター AG 《オーストリア ウィーン》	医薬品 事業	生産設備等	37,607	15,469	368,551	6,255	—	4,866	64,197	3,292
武田ダンボイン・バイオロジ ックス Limited 《アイルランド ダブリン》	医薬品 事業	生産設備等	106	—	—	608	—	37,095	37,809	210
バクスアルタ・マニユファク チャリング S.à r.l. 《スイス ヌーシャテル》	医薬品 事業	生産設備等	11,324	17,690	109,924	1,861	—	1,846	32,722	615
バクスアルタ・ベルギー・マ ニユファクチャリング S.A. 《ベルギー レシーヌ》	医薬品 事業	生産設備等	7,378	10,994	110,321	202	147	15,961	34,682	1,247
バイオライフ・プラズマ・サ ービスズ LP 《米国 イリノイ州 バノックバーン》	医薬品 事業	生産設備等	15,620	6,553	356,204	4,008	13	4,009	30,202	5,858

- (注) 1 帳簿価額は、IFRSに基づく金額を記載しております。
2 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品、及び建設仮勘定の合計であります。
3 上表において、連結会社以外の者への賃貸中の建物及び構築物221百万円を含んでおります。
4 上表において、建物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産および土地の一部を連結会社以外の者から賃借しております。賃借料は5,630百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

① 重要な設備の新設、除却等

重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

当社の設備が所属するセグメントは、医薬品事業であります。

区分	事業所名 《所在地》	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
新設	大阪工場 《大阪市淀川区》	生産支援・品質 保証設備	10,990	5,411	自己資金	2018年7月	2022年4月
新設	光工場 《山口県光市》	製造設備	6,507	1,545	自己資金	2019年9月	2021年9月

区分	事業所名 《所在地》	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除売却の 予定年月
売却	湘南研究所 《神奈川県藤沢市》	研究設備	58,874	2020年9月

(注) 帳簿価額は、日本基準に基づく個別財務諸表の帳簿価額を記載しております。

(2) 国内子会社

該当なし

(3) 在外子会社

区分	子会社事業所名 《主な所在地》	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
新設	武田 GmbH 《ドイツ プランブルク州 オラニエンブルク》	医薬品 事業	製造設備	9,617	9,497	自己資金及び 補助金	2014年8月	2020年12月
新設	武田 GmbHおよび武田 Singen Real Estate GmbH & Co. KG 《ドイツ バーデン=ヴュルテン ベルク州ジゲン》	医薬品 事業	製造設備	16,088	15,496	自己資金	2016年11月	2020年8月
新設	ミレニアム・ファーマシューティ カルズ Inc. 《米国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ》	医薬品 事業	製造設備	11,458	12,115	自己資金	2015年12月	2020年6月
新設	バクスアルタUS Inc. 《米国 ジョージア州 コヴィントン》	医薬品 事業	製造設備	226,573	217,174	自己資金	2012年6月	2021年12月
改修	バクスター AG 《オーストリア ウィーン》	医薬品 事業	製造設備	6,247	204	自己資金	2018年8月	2022年6月
改修	バクスアルタ・ベルギー・マニユ ファクチャリング S.A. 《ベルギー レシーヌ》	医薬品 事業	製造設備	16,312	4,667	自己資金	2017年2月	2021年7月

区分	事業所名 《所在地》	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除売却の 予定年月
売却	武田ダンボイン・バイオロジック ス Limited 《アイルランド ダブリン》	医療品事業	製造設備	37,809	未定

(注) 帳簿価額は、IFRSに基づく金額を記載しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,500,000,000
計	3,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,576,373,908	1,576,373,908	東京、名古屋（以上市場 第一部）、福岡、札幌、 ニューヨーク各証券取引 所	単元株式数は100 株であります。
計	1,576,373,908	1,576,373,908	—	—

(注) 1 米国預託証券(ADS)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2 提出日現在株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	101 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月16日～2021年7月15日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,727 (注) 4 資本組入額 1,364
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率} (*)$$
- (*) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。
- 調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。
- 3 2014年7月16日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。
- 4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,726円)を合算しております。なお、各取締役に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部 113
新株予約権の数(個) ※	8,787 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 878,700 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,705
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月16日～2031年7月15日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,132 (注) 4 資本組入額 2,066
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 新株予約権者に当社または当社グループに対する背信行為があったと認められる場合には、その新株予約権を行使することができないものとする。 3) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その新株予約権を行使することができないものとする。 4) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 5) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率 (*)

(*) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

3 2014年7月16日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。

4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり3,705円)と割当日における新株予約権の公正価値(1株当たり427円)を合算しております。なお、各コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に割り当てられた新株予約権の公正価値相当額については、当該コーポレート・オフィサーおよび上級幹部のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

決議年月日	2012年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	186(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 18,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月18日～2022年7月17日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,679(注)4 資本組入額 1,340
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率} (*)$$
- (*) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。
- 調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。
- 3 2015年7月18日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。
- 4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,678円)を合算しております。なお、各取締役に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

決議年月日	2012年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部 118
新株予約権の数(個) ※	13,962 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,396,200 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,725
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月18日～2032年7月17日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,094 (注) 4 資本組入額 2,047
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 新株予約権者に当社または当社グループに対する背信行為があったと認められる場合には、その新株予約権を行使することができないものとする。 3) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その新株予約権を行使することができないものとする。 4) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 5) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率} (*)$$
- (*) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。
- 調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。
- 3 2015年7月18日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。
- 4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり3,725円)と割当日における新株予約権の公正価値(1株当たり369円)を合算しております。なお、各コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に割り当てられた新株予約権の公正価値相当額については、当該コーポレート・オフィサーおよび上級幹部のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

決議年月日	2013年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	143 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 14,300 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月20日～2023年7月19日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,710 (注) 4 資本組入額 1,855
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率(※)

(※) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

3 2016年7月20日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。

4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり3,709円)を合算しております。なお、各取締役に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

決議年月日	2013年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部 134名
新株予約権の数(個) ※	10,533 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,053,300 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	4,981
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月20日～2033年7月19日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,534 (注) 4 資本組入額 2,767
新株予約権の行使の条件 ※	1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 2) 新株予約権者に当社または当社グループに対する背信行為があったと認められる場合には、その新株予約権を行使することができないものとする。 3) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その新株予約権を行使することができないものとする。 4) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 5) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率(※)

(※) 株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とします。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

3 2016年7月20日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。

4 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり4,981円)と割当日における新株予約権の公正価値(1株当たり553円)を合算しております。なお、各コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に割り当てられた新株予約権の公正価値相当額については、当該コーポレート・オフィサーおよび上級幹部のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において合意相殺しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注) 1	361	790,284	722	64,766	722	50,863
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注) 1	238	790,521	436	65,203	436	51,300
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) 1、2	4,167	794,688	12,711	77,914	12,708	64,008
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 1、3	770,318	1,565,006	1,565,671	1,643,585	1,565,671	1,629,679
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注) 1、4	11,368	1,576,374	24,538	1,668,123	24,538	1,654,217

- (注) 1 発行済株式総数増減数のうち2015年度の361千株、2016年度の238千株、2017年度の617千株、2018年度の15千株および2019年度の18千株については、新株予約権の行使による増加であります。
- 2 2017年度の発行済株式総数増減数のうち3,550千株については、第三者割当募集株式発行による増加であります。
発行価格：6,415円 資本組入額：3,208円
割当先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口 75,805口）
- 3 2019年1月8日を払込期日とする当社によるShire plcの買収の対価の一部となる当社普通株式の発行により、発行済株式総数が770,303千株、資本金および資本準備金がそれぞれ1,565,641百万円増加しております。
発行価格：4,065円 資本組入額：2,032.50円
- 4 2019年度の発行済株式総数増減数のうち11,350千株については、第三者割当募集株式発行による増加であります。
発行価格：4,318円 資本組入額：2,159円
割当先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
- 5 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使による発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加はありません。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	245	67	2,268	1,133	366	389,784	393,863	—
所有株式数 (単元)	—	4,545,178	589,066	412,146	7,295,977	4,824	2,909,727	15,756,918	682,108
所有株式数 の割合(%)	—	28.85	3.74	2.62	46.30	0.03	18.47	100.00	—

(注) 自己株式169,878株は、「個人その他」に1,698単元、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	125,740	7.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	240 GREENWICH STREET, 8TH FLOOR WEST, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	84,991	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	81,195	5.15
J P MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	47,739	3.03
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	35,360	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	33,897	2.15
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	25,727	1.63
J P MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	25,030	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	23,355	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,268	1.41
計	—	505,304	32.06

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 169,800	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 287,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,575,235,000	15,752,350	—
単元未満株式	普通株式 682,108	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,576,373,908	—	—
総株主の議決権	—	15,752,350	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式16,569,500株(議決権165,695個)及び役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式1,783,500株(議決権17,835個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式78株、株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式121株及び役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式187株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町 4丁目1-1	169,800	—	169,800	0.01
(相互保有株式) 天藤製薬株式会社	豊中市新千里東町1丁目 5-3	275,000	—	275,000	0.02
渡辺ケミカル株式会社	大阪市中央区平野町3丁目 6-1	12,000	—	12,000	0.00
計	—	456,800	—	456,800	0.03

(注) 上記の自己保有株式及び自己保有の単元未満株式78株のほか、株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式16,569,621株及び役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式1,783,687株を財務諸表上、自己株式として処理しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 従業員（当社グループ幹部）に対する株式付与制度

当社は、国内外の当社グループ幹部を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高いグローバルで共通のインセンティブプランとして、2014年度より株式付与制度（以下本①において「本制度」）を導入しています。

また、当社は、2020年6月24日開催の取締役会において、国外の当社グループ従業員へのインセンティブプランとして、従業員米国預託株式購入制度（Employee Stock Purchase Plan）（以下、本①および②において「ESPP」）および長期インセンティブ報酬制度（Long Term Incentive Plan）（以下、本①および②において「LTIP」）の導入を決議しました。これにより、2020年度以降、新たに設定され、または、信託期間を延長することにより継続される本制度に基づく信託は、国内の当社グループ幹部を対象とすることとなります。

(i) 本制度の概要

本制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「ESOP信託」）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブプランです。当社は、ESOP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を、職位や業績目標の達成度等に応じて当社株式から生じる配当金とともに従業員に交付または給付します。

当社は、2014年度より毎年度新たなESOP信託を設定し、または信託期間の満了した既存のESOP信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。従って、2018年2月28日には同月1日開催の取締役会における本制度の継続および第三者割当による新株発行にかかる決議に基づき、2015年に設定済みのESOP信託の信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました。また、2019年5月31日には同月14日開催の取締役会における本制度の継続および第三者割当による新株発行にかかる決議に基づき、2016年に設定済みのESOP信託の信託期間を延長し、金銭追加信託を行い、2020年5月21日には同月13日開催の取締役会における国内の当社グループ幹部に対する本制度の継続に係る決議に基づき、国内の当社グループ幹部を対象として2014年に設定済みのESOP信託の信託期間を延長しました。

(ii) 信託契約の内容

<2018年度>

・ 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
・ 信託の目的	国内外の当社グループ幹部に対するインセンティブの付与
・ 信託者	当社
・ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
・ 受益者	国内外の当社グループ幹部のうち受益者要件を充足する者
・ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
・ 信託契約日	2015年5月22日（2018年2月28日付で変更契約を締結）
・ 信託の期間	2015年5月22日～2021年8月31日 （2018年2月28日付の信託契約の変更により延長） （2018年7月1日に基準ポイントを付与）
・ 議決権の行使	行使しないものとします
・ 取得株式の種類	当社普通株式
・ 取得株式の総額	228億円（信託報酬および信託費用を含む）
・ 株式の取得時期	2018年3月9日
・ 株式の取得方法	当社から取得（第三者割当による新株式発行）
・ 帰属権利者	当社

<2019年度>

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 国内外の当社グループ幹部に対するインセンティブの付与
- ・ 信託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 国内外の当社グループ幹部のうち受益者要件を充足する者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2016年5月20日（2019年5月31日付で変更契約を締結）
- ・ 信託の期間 2016年5月20日～2022年8月31日
（2019年5月31日付の信託契約の変更により延長）
（2019年7月1日に基準ポイントを付与）
- ・ 議決権の行使 行使しないものとします
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得株式の総額 490億円（信託報酬および信託費用を含む）
- ・ 株式の取得時期 2019年6月10日
- ・ 株式の取得方法 当社から取得（第三者割当による新株式発行）
- ・ 帰属権利者 当社

<2020年度>

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 国内の当社グループ幹部に対するインセンティブの付与
- ・ 信託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 国内の当社グループ幹部のうち受益者要件を充足する者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2014年5月21日（2020年5月21日付で変更契約を締結）
- ・ 信託の期間 2014年5月21日～2023年8月31日
（2020年5月21日付の信託契約の変更により延長）
（2020年7月1日（予定）に基準ポイントを付与）
- ・ 議決権の行使 行使しないものとします
- ・ 帰属権利者 当社

(iii) 信託・株式関連事務の内容

- ・ 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社がESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います
- ・ 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います

(iv) 従業員に取得させる予定の株式上限総数

2020年度信託 約70万株（予定）

(v) 本制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

国内外の当社グループ幹部のうち受益者要件を充足する者

② 国外の従業員に対するESPPおよびLTIP

当社は、2020年6月24日開催の取締役会における決議に基づき、(i) 国外の当社グループ従業員による当社米国預託証券 (American Depositary Share) (以下、本②において「当社ADS」) の保有を奨励することを目的として、国外の当社グループ従業員に対して当社ADSを市場価格から割り引いた価格で取得する機会を与えるESPPを導入し、また、(ii) 国外の当社グループ従業員に対し、株主との一層の価値共有を進め、さらに、リスクと報酬のバランスが適切に取れたインセンティブ報酬を付与することによって当社グループ幹部およびその他の従業員へのリテンション効果を高め、リスクを軽減しつつ当社の戦略を推進することを目的として、国外の当社グループ従業員に対し当社ADSに基づくインセンティブ報酬を付与するLTIPを導入しました。

(i) ESPPの概要

ESPPにおいては、国外の当社グループ従業員が金銭を拠出し、取引市場にて購入された当社ADSを取得する仕組みを採用します。ESPPにおいては、一定の国外の当社グループ従業員は、2020年10月以降、半年ごとにESPPに任意に加入し、原則として退職時に脱退するものとします。また、ESPPに加入した各従業員が拠出する金銭の上限は、原則として、半年あたり7,500米ドルに相当する額とします。

(ii) LTIPの概要

LTIPにおいては、リストラクテッド・ストック・ユニット (Restricted Stock Unit) (以下、本②において「RSU」) およびパフォーマンス・ストック・ユニット (Performance Stock Unit) (以下、本②において「PSU」) を含む株式報酬を付与する仕組みを採用します。LTIPにおいては、一定の国外の当社グループ従業員に対して、当社が新たに発行する当社普通株式から転換された当社ADSもしくは取引市場にて購入された当社ADSまたは当社ADSの換価処分金相当額の金銭が交付または支給されます。また、2020年度については、2020年7月に、一定の国外の当社グループ従業員に対してRSU及びPSUを付与します。RSUは、継続勤務等の一定の要件の充足を条件として、3年間に亘り、毎年、付与したRSUの3分の1ずつに相当する当社ADSを交付するものです (ただし、死亡等の一定の事由が生じた場合には当社ADSの換価処分金相当額の金銭を一定の時期に支給します。PSUについても同じです)。PSUは、継続勤務等の一定の要件の充足を条件とすることに加え、2020年度を含む3事業年度について設定した業績目標の達成度等に応じて算出される数の当社ADSを、当該3事業年度の終了後に交付するものです。

③ 役員 (当社取締役) に対する株式報酬制度

当社は、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会の決議を経て、当社取締役 (社外取締役および海外居住の取締役を除く) を対象に、2014年度より株式報酬制度 (以下、「旧制度」) を導入していましたが、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社取締役に対するインセンティブプランとして、旧制度に代えて、旧制度の対象取締役の範囲を拡張した株式報酬制度 (以下本③において「本制度」) を導入することを決議し、本制度を導入しております。なお、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会において、その内容の一部改定が可決承認されました。

(i) 本制度の概要

本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「BIP信託」) と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。当社は、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を、①監査等委員でない当社取締役 (社外取締役および海外居住の取締役を除く) に対しては業績目標の達成度等に応じて一定時期に、②監査等委員である当社取締役および社外取締役に対しては客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する観点から業績目標の達成度等にかかわらず一定数を基準ポイントの付与日から3年経過後に、それぞれ、当社株式から生じる配当金とともに交付または給付します。

当社は、2014年度より毎年度新たなBIP信託を設定し、または信託期間の満了した既存のBIP信託の変更および追加信託を行うことにより、旧制度と同種のインセンティブプランを継続的に実施することを予定しています。2016年度には、旧制度に代えて本制度を導入するにあたり、2016年度より選任される監

査等委員である当社取締役および社外取締役を新たに対象として加えることとし、監査等委員でない当社取締役（社外取締役でない海外居住の取締役を除く）および監査等委員である当社取締役のそれぞれにつき、新たにBIP信託を設定いたしました（以下、監査等委員でない当社取締役に係るBIP信託を「NSV（Non-Supervisory）信託」、監査等委員である当社取締役に係るBIP信託を「SV（Supervisory）信託」）。2017年5月16日には同月10日開催の取締役会における本制度の継続にかかる決議に基づき、2014年度に設定済のBIP信託を本制度におけるNSV信託として一部改定の上、信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました（2017年度におけるSV信託は、2017年度より新たに対象とすべき新任の監査等委員である取締役が存しないことから、設定しておりません）。2018年5月21日には同月14日開催の取締役会における本制度の継続にかかる決議に基づき、2015年度に設定済みのBIP信託を本制度におけるNSV信託として一部改定の上、信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました。また、同決議に基づき、2016年度に設定済みのSV信託の信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました。2019年8月1日には6月27日開催の定時総会における本制度の一部改正にかかる可決承認に基づき、2016年度に設定済みのNSV信託について、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く）に対するプラン（以下、「本プランI」）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するプラン（以下、「本プランII」）、監査等委員である取締役に対するプラン（以下、「本プランIII」）として、信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました。2020年5月21日には同月13日開催の取締役会における本制度継続にかかる決議に基づき、2014年度に設定済みのNSV信託について、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く）に対するプラン（以下、「本プランI」）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するプラン（以下、「本プランII」）、監査等委員である取締役に対するプラン（以下、「本プランIII」）として、信託期間を延長し、金銭追加信託を行いました。

(ii) 信託契約の内容

<2018年度>

(a) NSV信託

・ 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
・ 信託の目的	監査等委員でない当社取締役に対するインセンティブの付与
・ 信託者	当社
・ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
・ 受益者	監査等委員でない当社取締役のうち受益者要件を充足する者
・ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
・ 信託契約日	2015年5月22日（2018年5月21日付で変更契約を締結）
・ 信託の期間	2015年5月22日～2021年8月31日 （2018年5月21日付の信託契約の変更により延長） （2018年7月1日に基準ポイントを付与）
・ 議決権の行使	行使しないものとします
・ 取得株式の種類	当社普通株式
・ 取得株式の総額	10.3億円（信託報酬および信託費用を含む）
・ 株式の取得時期	2018年5月22日
・ 株式の取得方法	取引所市場より取得
・ 帰属権利者	当社

(b) SV信託

・ 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
・ 信託の目的	監査等委員である当社取締役に対するインセンティブの付与

・信託者	当社
・受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
・受益者	監査等委員である当社取締役のうち受益者要件を充足する者
・信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
・信託契約日	2016年8月3日 (2018年5月21日付で変更契約を締結)
・信託の期間	2016年8月3日～2020年8月31日 (2018年5月21日付の信託契約の変更により延長) (2018年7月1日に基準ポイントを付与)
・議決権の行使	行使しないものとします
・取得株式の種類	当社普通株式
・取得株式の総額	0.6億円 (信託報酬および信託費用を含む)
・株式の取得時期	2018年5月22日
・株式の取得方法	取引所市場より取得
・帰属権利者	当社

<2019年度 (本プランI/II/III) >

・信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
・信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
・信託者	当社
・受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
・受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者
・信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
・信託契約日	2016年8月3日 (2019年8月1日付で変更契約を締結予定)
・信託の期間	2016年8月3日～2022年8月31日 (2019年8月1日付の信託契約の変更により延長予定) (2019年7月1日に基準ポイントを付与)
・議決権の行使	行使しないものとします
・取得株式の種類	当社普通株式
・取得株式の総額	36.6億円 (信託報酬および信託費用を含む)
・株式の取得時期	2019年8月2日
・株式の取得方法	取引所市場より取得
・帰属権利者	当社

<2020年度 (本プランI/II/III) >

・信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
・信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
・信託者	当社
・受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
・受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者
・信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
・信託契約日	2014年8月4日 (2020年5月21日付で変更契約を締結)

- ・ 信託の期間 2014年8月4日～2023年8月31日
(2020年5月21日付の信託契約の変更により延長)
(2020年7月1日(予定)に基準ポイントを付与)
- ・ 議決権の行使 行使しないものとします
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得株式の総額 20.8億円(信託報酬および信託費用を含む)
- ・ 株式の取得時期 2020年5月22日
- ・ 株式の取得方法 取引所市場より取得
- ・ 帰属権利者 当社

(iii) 信託・株式関連事務の内容

- ・ 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です
- ・ 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です

(iv) 役員に取得させる予定の株式上限総数

2020年度信託 約65万株(予定)

(v) 本制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

対象となる当社取締役のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,033	20,578,715
当期間における取得自己株式	246	839,615

- (注) 1 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。
 2 上記の取得自己株式には、株式付与E S O P信託にかかる信託口が取得した当社株式および役員報酬B I P信託にかかる信託口が取得した当社株式を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡し請求による売渡し及び新株予約権の権利行使)	305	1,259,558	70	252,560
保有自己株式数	169,878	—	170,054	—

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取や売渡しによる株式数は含めておりません。
 2 上記の処理自己株式数および保有自己株式数には、株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式数および役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式数を含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務的なコミットメントを果たし、ビジネスモメンタム、コストシナジー、ノン・コア資産の売却から潤沢なキャッシュ・フローを得る見通しの下に、患者さんと株主に対する価値を最大化するよう資本を配分してまいります。

当社の資本配分に関する基本方針は次の通りです。

- ・ レバレッジの速やかな低下
- ・ 成長ドライバーへの投資
- ・ 株主還元

「レバレッジの速やかな低下」につきましては、純有利子負債／調整後EBITDA倍率を2021年度から2023年度の間に2倍にすることを目標とし、投資適格格付の維持にコミットしております。「成長ドライバーへの投資」では、研究開発、中国市場におけるグローバル製品の上市、また、拡大する血漿分画製剤事業など、価値を創造する事業機会に対して規律をもって集中的な投資を行ってまいります。また、「株主還元」においては、1株当たり年間配当金180円の確立された配当方針を維持しております。当社は、成長のモメンタムは2020年度も継続し、中期に亘り加速していくことを見込んでおります。

なお、当社は中間配当ができる旨を定款に定めており、当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(基準日が当事業年度に属する剰余金の配当については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 26 資本及びその他の資本項目」参照)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. 企業統治の体制

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションのもと、グローバルに事業展開する研究開発型のバイオ医薬品企業にふさわしい事業運営体制の構築に向け、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能とする体制の整備を進めるとともに、コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っています。これらの取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、企業価値の最大化に努めています。

2. 機関構成・組織運営等に係る事項

<組織形態>

監査等委員会設置会社

(現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由)

当社は、2016年6月29日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会の監査・監督体制を整備し、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めることにより、取締役会の透明性および客観性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化しています。さらに、取締役に対し権限委譲を行うことで、業務執行と監督との分離を促進し、もって、業務執行にかかる意思決定の一層の迅速化を実現するとともに、取締役会は経営戦略や特に重要度の高い課題の議論により多くの時間を充てることのできる体制を整えています。

<取締役関係>

- ・取締役会の議長・・・・・・・・独立社外取締役
- ・取締役の人数・・・・・・・・16名（男性15名、女性1名。うち、監査等委員である取締役4名）
- ・社外取締役の選任状況
選任の有無・・・・・・・・選任している

<監査等委員会関係>

- ・監査等委員の人数・・・・・・・・4名（うち、社外取締役3名）
- ・監査等委員会監査について
監査等委員会は、「監査等委員会監査等規程」に基づき、独立性と実効性を確保する体制を整備し、取締役の職務執行の監査その他法令および定款に定められた職務を行っています。
- ・当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として監査等委員会室を設置し、専任のスタッフを適切な員数確保しております。監査等委員会室のスタッフの任命・異動等に関しては、監査等委員会の同意を要するものとしています。
- ・監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
(監査等委員会と会計監査人の連携状況)
監査等委員会は、会計監査人より各事業年度の監査計画、監査体制および監査結果について直接報告を受け、また、必要に応じて、随時、情報交換や意見交換を実施して、緊密な連携を図っています。
(監査等委員会と内部監査部門の連携状況)
監査等委員会は、内部監査システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、内部監査部門からの監査報告ならびに監査等委員会から内部監査部門への指示を通じ、緊密な連携を保持しつつ監査効率の向上を図っています。
(監査等委員会と内部統制推進部門との関係)
監査等委員会は、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門等の内部統制推進部門との連携を密にし、その情報を活用し、監査等委員会の監査等が実効的に行われる体制を整備しています。

<社外取締役の独立性に関する基準>

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうち2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

3. 業務執行に係る事項

<経営体制について>

当社は、取締役会においてタケダグループの基本的な方針を定め、その機関決定に基づいて、経営・執行を行う体制をとっています。また、監査等委員会による監査を通じて取締役会の透明性を確保するとともに、社外取締役の起用により、業界の常識に囚われることなく適正に業務を執行する体制を目指しています。さらに、多様化する経営課題に機動的かつ迅速に対応するため、社長CEOおよび当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（以下、「TET」）を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（リスク管理、企業倫理およびコンプライアンス案件を所管）を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しています。

<取締役会について>

当社は取締役会を「会社経営における戦略的な事案や特に重要な事案につき意思決定を行うと同時に、業務執行を監視・監督することを基本機能とする機関」と位置付けています。取締役会は、取締役16名（うち1名が女性）のうち11名が社外取締役、また日本人8名・外国人8名の構成であり、原則年8回の開催により、経営に関する重要事項について決議および報告が行われています。2019年度には8回開催され、2019年度末時点で在任中であった社内取締役の全員がすべての取締役会に出席しております。また、取締役会の独立性をより高めるため、独立社外取締役が取締役会の議長を務めています。また、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、すべての委員が社外取締役で構成されている指名委員会・報酬委員会を設置しています。

<内部監査について>

グループ内部監査部門（部門構成員54名）およびグローバルマニュファクチャリング&サプライ部門内のコーポレートEHS（環境、健康、安全）部門は、「グループ内部監査基準」および「EHSに関するグローバルポリシー」に基づき、当社各部門およびグループ各社に対して定期的な内部監査をそれぞれ実施しています。

<タケダ・エグゼクティブ・チーム（TET）について>

社長CEOおよび社長CEOへのレポートラインを有する各機能を統括する責任者から構成されています。

<ビジネス・レビュー・コミッティーについて>

TETから構成され、原則月2回の開催により、会社経営・業務執行上の重要事項の審議・意思決定を行っています。

<ポートフォリオ・レビュー・コミッティーについて>

TETに加え、研究開発の主要機能の各責任者から構成され、原則月2-3回開催しています。経営戦略の目標を達成すべく、研究開発ポートフォリオの最適化、すなわち、各パイプラインアセットへの投資を審議・承認することで、研究開発ポートフォリオの構成を決定しています。加えて、各研究開発投資の配分も決定しています。

<リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーについて>

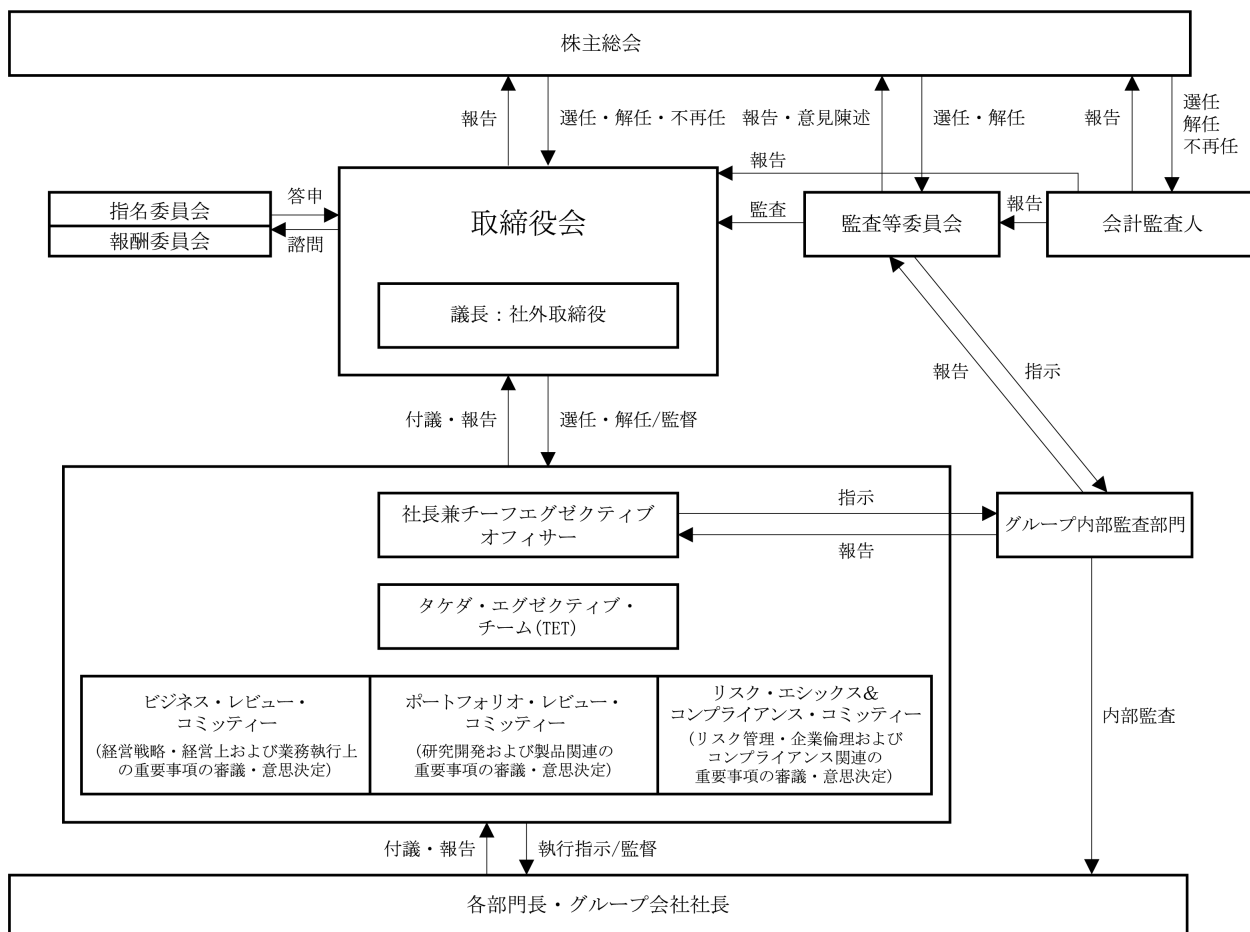
TETおよび内部監査責任者に加え、案件により担当責任者が適宜出席し、原則四半期毎の開催により、リスク管理、企業倫理およびコンプライアンス案件の重要事項の審議・意思決定を行っています。

<内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況>

当社は、「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」を当社グループ全体で共有し、これらに基づく企業文化の醸成に努めております。

当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を進めております。また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、意思決定機関の体制を含めて、必要に応じて改定を実施しており、2019年5月、リスク管理の実効性を高めるため、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーをリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーに改編し、その組織体制および役割等について見直しました。

当社の内部統制体制の概要図は次のとおりです。



① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査・監督にかかる職務を実効ある形で遂行できる体制を整えるとともに、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めています。これらによる適切な監視・監督のもとで、取締役会は、透明性および客観性の高い意思決定を行うとともに、その決議をもって、取締役に対し権限委譲を行い事業運営の迅速化を図っています。
- ・取締役会の任意の諮問機関（委員会）として、指名委員会および報酬委員会を設置し、それぞれ社外取締役が委員長となり社外委員が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選任・報酬に関する客観性と公正性を担保しています。なお、両委員会の委員のうち1名以上を監査等委員である取締役とすることにより、監査等委員会による、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等に関する監督機能の実効性を高めています。なお、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。

- ・このような体制のもとで、取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項（経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制やリスク管理にかかる事項を含む）にかかる意思決定および経営戦略に関する討議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行っています。
- ・グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるTETを設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（リスク管理、企業倫理およびコンプライアンス案件を所管）を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しています。
- ・取締役会決議をもって、重要な業務執行の決定権限の一部につき、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関における決裁を通して取締役に委任しており、機動的で効率的な意思決定を行っています。
- ・当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針（T-MAP）」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよびその他のTETメンバーに一定の権限を委譲し、適切なガバナンスの下で意思決定を行っています。また、各TETメンバーは所管する各部門において、業務手順書および権限委譲に関するルールを定め、適正な内部統制の体制を整えています。
- ・当社グループ全体を横断的・統一的に管理・監督するため、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等（グローバルポリシーとは、3つ以上のTET組織の従業員に適用されるルールをいう）を整備しています。
- ・当社グループのリスク管理および発生した危機の管理については、「グローバルリスク管理ポリシー」および「グローバル危機管理ポリシー」に基づき、事業継続計画を含む当社グループのリスク管理体制および発生した危機の管理体制をそれぞれ定めています。
- ・グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、グループ各社のエシックス&コンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図っています。グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、当社グループの事業活動が法令および社内規定を遵守して実施されていることをモニタリングする仕組みを整備しています。また、内部通報によるものを含め、当社グループのエシックス&コンプライアンス関連事案に関しては、定期的にリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告しています。
- ・グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、当社各部門およびグループ各社に対して定期的な内部監査を行い、監査結果を社長CEO、監査等委員会および取締役会に報告しています。
- ・グローバルファイナンス部門は、主要子会社の責任者が財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じて自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画を実行するプロセスを運用するとともに、金融商品取引法および内閣府令、米国サーベンス・オクスリー法に準拠するため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した規準である「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行っています。
- ・グローバルオリエーター部門は、研究・開発・製造・市販後安全対策に関わるグローバルな品質保証ポリシー等を策定し、定期的あるいは必要に応じ随時、その遵守状況の監査、監視・指導を行っています。
- ・グローバルマニュファクチャリング&サプライ部門内のコーポレートEHS（環境、健康、安全）部門は、「EHSに関するグローバルポリシーおよびガイドライン」等を策定し、定期的あるいは必要に応じて監査を行っています。また、環境、労働衛生、安全に関するリスクの低減を図るための支援と助言を行っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「グローバルRIMポリシー」に従い、情報類型毎に保存の期間・方法・場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「グローバルリスク管理ポリシー」に基づき、リスクの特定・評価・低減・報告・モニタリングと管理の5段階アプローチにより、全社的リスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)を行っており、主要なリスクとその対応策等がリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび取締役会に報告される体制を整えています。具体的には、当社の主要なリスク（研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟、ITセキュリティおよび情報管理等）をはじめ、あらゆるリスク・ファクターについて、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンティンジェンシープランに基づき軽減措置を行っています。また、製造部門、ITその他コア部門における主要リスクについて必要に応じて事業継続計画を策定しています。
 - ・緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、サイトヘッド、インシデント地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保しています。
- ⑤ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・チーフ・エシックス&コンプライアンス・オフィサーおよびグローバルエシックス&コンプライアンス部門を設置し各部門を支援しています。また、エシックス&コンプライアンス・プログラムを組織全体にわたって実施しています。
 - ・当社は、当社の会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する内部通報を含め、法令、タケダ・グローバル行動規準、グローバルポリシーまたは社内規定の違反に関する内部通報の受領、保管、調査、取扱いに関する手続を定めています。当社はまた、従業員がタケダ・エシックスラインを通じて機密かつ匿名で内部通報を行うことができる体制を整えています。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 「監査等委員会監査等規程」に従い、以下のとおりとしています。
- ・常勤の監査等委員を置き、監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を置いています。
 - ・監査等委員会室の業務執行者からの独立性、および監査等委員会からの指示の実効性確保のため、同室のスタッフの任命・異動等に関しては、監査等委員会の同意を要するものとしています。
 - ・経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査等委員会に通知しています（ただし、該当事項を審議・報告する取締役会その他の会議に監査等委員が出席したときはこの限りではない）。
 - ・取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しています。
 - ・監査等委員会は、取締役・使用人等に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または当社の業務・財産の状況の調査、その他監査等委員会の職務の一部を行う権限を与えられた選定監査等委員を選定しています。
 - ・監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、指示権を有する内部監査部門、内部統制推進部門や会計監査人との連携を密にし、これらからの情報も活用した組織的な監査を行うことで監査の実効性と効率性を高めています。
 - ・監査等委員は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出しています。
 - ・監査等委員会は、内部通報システムによるものも含め、監査等委員会や内部監査部門等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制について、必要に応じて取締役会に対して提案または意見の表明を行っています。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力とは、正常な取引関係を含めた一切の関係を遮断する」ことを基本方針としており、次のような取り組みを行っています。

- ・ 所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力に関する情報収集を積極的に行っています。
- ・ 反社会的勢力に関する情報を社内関係部門に周知するとともに、社内研修においても適宜従業員に周知を図る等して、反社会的勢力による被害の未然防止のための活動を推進しています。

4. 買収防衛に関する事項

当社では現在、敵対的買収防衛策を導入していません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに関する事項

< 社外取締役との責任限定契約について >

- ・ 当社は、非業務執行取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しています。

< 取締役の定数・取締役の選解任の決議要件に関する別段の定めについて >

- ・ 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の定数につき12名以内とし、監査等委員である取締役の定数につき4名以内とする旨を定款に定めています。
- ・ 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

< 株主総会決議事項・取締役会決議事項に関する別段の定めについて >

- ・ 当社は、資本政策および配当政策を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。
- ・ 当社は、取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議により会社法第423条第1項の取締役（および監査役であったもの）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めています。
- ・ 当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性15名 女性1名 (役員のうち女性の比率6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (うち、株式報酬制度または株式付与制度に基づく交付予定株式の数)(千株)
代表取締役社長 チーフ エグゼクティブ オフィサー	クリストフ ウェバー (Christophe Weber)	1966年11月14日	2012年4月 同年同月 同年同月 2014年4月 同年同月 同年6月 2015年4月	グラクソ・スミスクライン ワクチン社 社長兼ゼネラルマネジャー グラクソ・スミスクライン バイオロジカルズ社 CEO グラクソ・スミスクライン社 コーポレート エグゼクティブ チームメンバー チーフ オペレーティング オフィサー コーポレート・オフィサー 代表取締役社長(現) チーフ エグゼクティブ オフィサー(現)	注5	398 (162)
取締役 ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント	岩崎真人	1958年11月6日	2008年4月 2012年1月 同年4月 同年6月 2015年4月	製品戦略部長 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. CMSOオフィス長 医薬営業本部長 取締役(現) ジャパン ファーマ ビジネスユニットプレジデント(現)	注5	30 (11)
取締役 リサーチ&デベロップメント プレジデント	アンドリュー プランプ (Andrew Plump)	1965年10月13日	2008年1月 2014年3月 2015年2月 同年同月 同年6月 同年同月 同年同月 2019年1月	メルク社ヴァイスプレジデント 循環器疾患領域グローバル探索責任者 サノフィ社 シニアヴァイスプレジデント 研究・展開医療部門副責任者 次期チーフメディカル&サイエンティフィック オフィサー コーポレート・オフィサー 取締役(現) チーフ メディカル&サイエンティフィック オフィサー 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長(現) リサーチ&デベロップメント プレジデント(現)	注5	60 (60)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (うち、株式報酬制度または株式付与制度に基づく交付予定株式の数)(千株)
取締役 チーフフィナンシャル オフィサー	コンスタンティン サルウコス (Constantine Saroukos)	1971年4月15日	2012年7月 2014年9月 2015年5月 2018年4月 2019年6月	メルク・シャープ・アンドドーム社 東欧・中東・アフリカ地域担当 エグゼクティブ ファイナンス ディレクター アラガン社 アジア太平洋地域担当 ファイナンス/事業開発部門長 ヨーロッパ・カナダビジネスユニット チーフ フィナンシャル オフィサー チーフ フィナンシャル オフィサー (現) 取締役(現)	注5	35 (34)
取締役 取締役会 議長	坂根正弘	1941年1月7日	2001年6月 2007年6月 2010年6月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2017年6月 2019年7月	株式会社小松製作所 代表取締役社長 同社 代表取締役会長 同社 取締役会長 同社 相談役 社外取締役(現) 鹿島建設株式会社 社外取締役(現) 取締役会議長(現) 株式会社小松製作所 顧問(現)	注5	10 (10)
取締役	オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	1959年1月3日	2001年1月 2009年7月 2010年9月 2011年4月 2015年7月 2018年7月 2019年1月 同年2月	グラクソ・スミスクライン・ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ社 取締役兼欧州コマーシャルオペレーション担当シニアヴァイス プレジデント アボット・ラボラトリーズ社 エグゼクティブ ヴァイス プレジデント ピエール・ファーブル社 チーフ エグゼクティブ オフィサー スミス&ネフュー社 チーフ エグゼクティブ オフィサー シャイアー社 社外取締役 スミス・グループ社 社外取締役(現) 社外取締役(現) レオ・ファーマ社 社外取締役兼会長(現)	注5	7 (7)
取締役	ジャン=リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	1956年11月8日	1998年1月 1999年11月 2008年5月 2015年1月 同年7月 2016年6月 2017年3月 2017年9月 2019年6月	ベクトン・ディッキンソン社 コーポレート・オフィサー グローバル大衆薬部門 プレジデント ジョンソン・エンド・ジョンソン・インディペンデント・テクノロジー社 プレジデント メドトロニック社 コーポレート・オフィサー エグゼクティブ・コミッティー・メンバー エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 国際事業部門グループ・プレジデント バクスター・インターナショナル社 国際事業部門 プレジデント K8 グローバル社 グローバル・ヘルスケア・アドバイザー兼プレジデント(現) 社外取締役(監査等委員) バリアン・メディカル・システムズ社 社外取締役(現) ノボ・ホールディングス社 社外取締役(現) 社外取締役(現)	注5	12 (12)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (うち、株式報酬制度または株式付与制度に基づく交付予定株式の数)(千株)
取締役	イアン クラーク (Ian Clark)	1960年8月27日	2010年1月	ジェネンテック社 取締役チーフ エグゼクティブ オフィサー兼北米コマースオペレーション部門長	注5	7 (7)
			2016年12月	アジオス・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現)		
			2017年1月	シャイアー社 社外取締役		
			同年同月	コーパス・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現)		
			同年同月	ガーダント・ヘルス社 社外取締役(現)		
			同年11月	アプロバイオ社 社外取締役(現)		
			2018年4月	フォーティセブン社 社外取締役		
			2019年1月	社外取締役(現)		
取締役	藤森義明	1951年7月3日	2001年5月	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア ヴァイス プレジデント	注5	13 (10)
			2011年3月	日本GE株式会社 代表取締役会長		
			同年8月	株式会社LIXIL代表取締役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー		
			同年同月	株式会社LIXILグループ 取締役代表執行役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー		
			2016年1月	株式会社LIXIL 代表取締役会長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー		
			同年6月	社外取締役(現)		
			2017年2月	シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社最高顧問(現)		
			2018年8月	日本オラクル株式会社 社外取締役会長(現)		
			2019年6月	株式会社東芝 社外取締役(現)		
			2020年3月	株式会社資生堂 社外取締役(現)		
取締役	スティーブン ギリス (Steven Gillis)	1953年4月25日	1981年8月	イミュネクス社(現アムジェン社) 創業者、取締役兼研究開発担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント	注5	7 (7)
			1993年5月	同社 チーフ エグゼクティブ オフィサー		
			1994年10月	コリクサ社(現グラクソ・スミスクライン社) 創業者、取締役兼チーフ エグゼクティブ オフィサー		
			1999年1月	同社 取締役兼会長		
			2005年8月	アーチ・ベンチャー・パートナーズ社 マネージング ディレクター(現)		
			2009年10月	パルマトリクス社 社外取締役(現)		
			2012年10月	シャイアー社 社外取締役		
			2016年5月	VBIワクチン社 社外取締役兼会長(現)		
			2019年1月	社外取締役(現)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (うち、株式報酬制度または株式付与制度に基づく交付予定株式の数)(千株)
取締役	国谷史朗	1957年2月22日	1982年4月 1987年5月 2002年4月 2012年3月 同年6月 2013年6月 同年同月 2016年6月 2019年6月	弁護士登録(大阪弁護士会) 大江橋法律事務所入所 ニューヨーク州弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員(現) 株式会社ネクソン 社外取締役(現) 株式会社荏原製作所 社外取締役 社外監査役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役(現) 社外取締役(監査等委員長) 社外取締役(現)	注5	12 (10)
取締役	志賀俊之	1953年9月16日	2000年4月 2005年4月 同年6月 2013年11月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2018年9月	日産自動車株式会社 常務(執行役員) 同社 最高執行責任者 同社 取締役 同社 取締役副会長 株式会社産業革新機構 代表取締役会長CEO 社外取締役(現) 日産自動車株式会社 取締役 株式会社INCJ 代表取締役会長CEO(現)	注5	12 (10)
取締役 常勤 監査等委員	山中康彦	1956年1月18日	2003年6月 2007年4月 同年6月 2011年6月 2015年6月 2016年6月	事業戦略部長 医薬営業本部長 取締役 常務取締役 常勤監査役 取締役(常勤監査等委員)(現)	注6	36 (11)
取締役 監査等委員長	初川浩司	1951年9月25日	1974年3月 1991年7月 2005年10月 2009年5月 2012年6月 2013年6月 2016年6月 2019年6月	プライスウォーターハウス会計事務所入所 青山監査法人 代表社員 中央青山監査法人 理事 国際業務管理部長 あらた監査法人 代表執行役チーフ エグゼクティブ オフィサー 農林中央金庫 監事(現) 富士通株式会社 社外監査役(現) 社外取締役(監査等委員) 社外取締役(監査等委員長)(現)	注6	11 (10)
取締役 監査等委員	東恵美子	1958年11月6日	1994年5月 2000年4月 2003年1月 2010年11月 2016年6月 同年同月 2017年5月 2019年6月 同年同月	メリルリンチ社 投資銀行部門担当マネージング ディレクター ギロ・ベンチャーズ社 チーフ エグゼクティブ オフィサー 東門パートナーズ社 マネージング ディレクター(現) KLAテンコア社(現KLA社) 社外取締役(現) メットライフ生命保険株式会社 社外取締役 社外取締役 ランバス社 社外取締役(現) 社外取締役(監査等委員)(現) サンケン電気株式会社 社外取締役(現)	注6	12 (12)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (うち、株式報酬制度または株式付与制度に基づく交付予定株式の数)(千株)
取締役 監査等委員	ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	1957年9月15日	2001年3月	ノバルティス社 大衆薬部門グローバル責任者	注6	12 (12)
			2007年4月	シンセス社(現ジョンソン・エンド・ジョンソン社) 社長兼チーフ エグゼクティブオフィサー		
			2012年6月	ジョンソン・エンド・ジョンソン社 デビューシンセス グローバル整形外科領域部門会長		
			同年同月	同社 グローバルマネジメントチームメンバー		
			2016年6月	社外取締役		
			2019年6月	社外取締役(監査等委員)(現)		
					計	675 (383)

- (注) 1 取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、ジャン＝リュック プテル、イアン クラーク、藤森義明、ステイーブン ギリス、国谷史朗および志賀俊之は、社外取締役であります。
- 2 取締役 初川浩司、東恵美子およびミシェル オーシンガーは、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 各取締役の所有株式数には、内数として表示している株式報酬制度(取締役のうちアンドリュウ プランプの全部およびコンスタンティン サルウコスの2017年および2018年付与分については、株式付与制度)に基づき在任中または退任時に交付される予定の株式の数(2020年3月31日現在)を含めて表示しております。
〔株式報酬制度等に基づく交付予定株式の数のご説明〕
当社は、当社取締役(社外取締役でない海外居住の取締役を除く)に対する株式報酬制度および国内外の当社グループ幹部に対する株式付与制度(以下、総称して「本制度」といいます)を採用しております。
社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く)(以下、「業績連動報酬対象取締役」といいます)に対する株式報酬制度および国内外の当社グループ幹部に対する株式付与制度において取締役に交付される株式には、(ア)業績に連動しない固定部分(以下、「固定部分」といいます)および(イ)業績に連動する変動部分(以下、「業績連動部分」といいます)がありますが、各取締役の本制度に基づく交付予定株式の数には、このうち、当該取締役が将来交付を受ける当社株式の数が確定している(ア)固定部分にかかる当社株式の数のみを含めております。(イ)業績連動部分にかかる当社株式の数は、業績達成度に応じ0%~200%の範囲で変動するものであり、現時点において確定できないため、本制度に基づく交付予定株式の数には含めておりません。なお、業績連動報酬対象取締役に対する実際の株式交付は、(ア)固定部分および(イ)業績連動部分のいずれも、在任中の一定の時期に行われる予定です。
監査等委員である取締役および社外取締役(以下、「業績連動報酬対象外取締役」といいます)に対する株式報酬制度において取締役に交付される株式は、(ア)固定部分のみであるため、当該取締役が将来交付を受ける当社株式の数が全て確定しているものとして、本制度に基づく交付予定株式の数に含めております。なお、業績連動報酬対象外取締役に対する実際の株式交付は、退任時または一定の時期に行われる予定です。
なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、各取締役に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の50%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が各取締役に交付される予定です。
- 4 所有株式数は表示単位未満を四捨五入して表示しております。
- 5 各取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 各取締役(監査等委員)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

社外取締役の人数・・・・・・11名（うち、監査等委員である社外取締役3名）

社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所など、当社が上場している金融商品取引所の定めに基づく独立役員（以下、「独立役員」といいます。）に指定されている人数・・・・・・11名

坂根正弘氏は、2014年6月に社外取締役に就任され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画頂いているほか、2017年6月からは、取締役会議長として、取締役会の議事進行に加え、社外取締役による会合での議論をリードするなど、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は指名委員会委員長として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定の確保に貢献頂いております。同氏は、2020年6月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

オリビエ ボユオン氏は、Shire社での社外取締役としての経験からの同社ポートフォリオや関連疾患領域に関する深い専門性に加えて、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任し、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しています。また、ヘルスケア領域全般のマーケティングに特に高い専門性を有しています。2019年1月に社外取締役に就任され、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中7回出席）。また、同氏は、報酬委員会委員として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

ジャン＝リュック ブテル氏は、2016年6月に監査等委員である社外取締役、2019年6月に監査等委員でない社外取締役に就任しています。同氏は、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております。（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定の確保に貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

イアン クラーク氏は、Shire社での社外取締役としての経験からの同社ポートフォリオや関連疾患領域に関する深い専門性に加えて、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任し、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しています。また、オンコロジー領域のマーケティングおよびヘルスケア企業におけるバイオ技術部門の運営に特に高い専門性を有しています。2019年1月に社外取締役に就任され、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中7回出席）。また、同氏は、報酬委員会委員として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

藤森義明氏は、2016年6月に社外取締役に就任され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は、報酬委員会委員として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献頂いております。同氏は、2020年6月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

スティーブン ギリス氏は、Shire社での社外取締役としての経験からの同社ポートフォリオや関連疾患領域に関する深い専門性に加えて、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任し、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しています。また、生物学の博士号を有しており、免疫関連のヘルスケア事業に特に高い専門性を有しています。2019年1月に社外取締役に就任され、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は、指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定の確保に貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

国谷史朗氏は、2013年6月より社外監査役、2016年6月からは監査等委員である社外取締役（監査等委員長）、2019年6月に監査等委員ではない社外取締役に就任しています。同氏は、弁護士としての企業法務・国際法務に関する高度な知識と幅広い経験をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております。（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。同氏は、2020年6月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

志賀俊之氏は、2016年6月に社外取締役に就任され、企業経営および我が国の産業界にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は、指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定の確保に貢献頂いております。同氏は、2020年6月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

初川浩司氏は、公認会計士として財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。同氏は、2016年6月に監査等委員である社外取締役、2019年6月に監査等委員長に就任し、監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。同氏は、2020年6月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

東恵美子氏は、2016年6月に監査等委員でない社外取締役に就任され、ヘルスケア・テクノロジー・金融業界についてのグローバルで高度な知識と幅広い経験をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は報酬委員会委員長として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献頂いております。同氏は、2019年6月に監査等委員である社外取締役に就任し、監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

ミシェル オーシinger氏は、2016年6月に監査等委員でない社外取締役に就任され、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献頂いております（2019年度開催の取締役会全8回中8回出席）。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定の確保に貢献頂いております。同氏は、2019年6月に監査等委員である社外取締役に就任し、監査

等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に貢献頂いております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

・社外取締役のサポート体制

社外取締役に対しては、その適確な判断に資するために、各部門の連携のもと経営に関わる重要事項に関する情報を遅滞なく提供するとともに、取締役会の議題内容の事前説明を行っています。監査等委員でない社外取締役との調整業務は社長室が担当しています。監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会等で監査等の職務に必要な情報を共有しています。監査等委員会の職務補助および監査等委員会の事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を設置しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

1. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会の組織、人員及び手続については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 2. 機関構成・組織運用等に係る事項 <監査等委員会関係>」ならびに「(2) (「役員の状況」①役員一覧 ②社外役員の状況)を参照ください。

2. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を11回開催し、1回あたりの所要時間は約2時間でした。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

区分	氏名	監査等委員会出席状況
社外監査等委員	ジャン＝リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	全4回中3回 (75%)
社外監査等委員	国谷 史朗	全4回中3回 (75%)
常勤監査等委員	山中 康彦	全11回中11回 (100%)
社外監査等委員	初川 浩司	全11回中11回 (100%)
社外監査等委員	東 恵美子	全7回中7回 (100%)
社外監査等委員	ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	全7回中7回 (100%)

(注) 1. 社外監査等委員 ジャン＝リュック ブテルおよび国谷史朗は2019年6月27日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任し、取締役に就任いたしましたので、出席対象となる監査等委員会は監査等委員である取締役辞任前に開催の監査等委員会となっております。

2. 社外監査等委員 東恵美子およびミシェル オーシンガーは2019年6月27日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任いたしましたので、出席対象となる監査等委員会は監査等委員である取締役就任後に開催の監査等委員会となっております。

監査等委員会における主な共有・検討事項は、監査の方針および監査実施計画、取締役等の職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等であり、以下に示す監査活動を行っています。

監査活動の概要

(1) 取締役等の業務執行	取締役会への出席
	代表取締役との意見交換（半期）
	チーフ フィナンシャル オフィサーとの意見交換（四半期）
	重要会議（ビジネス・レビュー・コミッティー等）への出席（※）
	重要書類の閲覧・確認（重要会議議案書、議事録等）（※）
(2) 内部統制システム	本社・事業所等への監査（※）
	グループ内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告
	内部統制推進部門（グローバルエシックス&コンプライアンス部門、SOX担当チーム等）との意見交換
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告（内部統制監査を含む）
(3) 会計監査人	会計監査人評価の実施

常勤監査等委員は、上述の監査活動の中で（※）に記した活動を主に担当し、その実施状況は監査等委員会にて報告され、社外監査等委員と随時共有することにより監査等委員会による監査の実効性を確保しています。

② 内部監査の状況

内部監査の組織、人員及び手続については、「（1）コーポレート・ガバナンスの概要 3. 業務執行に係る事項 <内部監査について>」を参照ください。また、内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携については、「（1）コーポレート・ガバナンスの概要 2. 機関構成・組織運用等に係る事項 <監査等委員会関係>」を参照ください。

③ 会計監査の状況

1. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 継続監査期間

13年間

3. 業務を執行した公認会計士

目加田雅洋氏（継続監査年数1年）、野中浩哲氏（継続監査年数2年）、西田直弘氏（継続監査年数5年）

4. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 42名、その他 77名

5. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の専門性、監査品質、独立性、および、当社のグローバルな事業運営に対する監査および品質管理体制等を総合的に勘案しうる選任基準を策定しており、その基準に照らして、有限責任 あずさ監査法人を当社の会計監査人として選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、あるいは、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に沿って会計監査人の評価基準を策定しており、その基準に基づいて有限責任 あずさ監査法人の専門性、監査品質、独立性等について年次評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

1. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	2,826	40	2,766	55
連結子会社	17	3	22	—
計	2,843	43	2,788	55

(注) 1. 前年度の提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、当社米国預託証券の上場に伴う、米国公開株式会社会計監視委員会(PCAOB)が設定する監査基準に基づいた過去3ヵ年分(2015-2017年度)の監査に対する報酬および前年度に買収したShire社への監査に対する報酬が含まれております。

2. 当年度の提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、主に買収したShire社への監査に対する報酬が含まれております。

前年度および当年度の当社における非監査業務の主な内容は、「社債発行時のコンフォートレター作成等」であります。

2. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に対する報酬(監査公認会計士等に対する報酬を除く)

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	6	—	6
連結子会社	912	13	1,119	32
計	912	19	1,119	38

連結子会社における非監査業務の主な内容は、前年度は税務アドバイザー契約等であり、当年度は合意された手続等の非監査業務であります。

3. その他の重要な監査証明業務に関する報酬

前年度および当年度は、その他重要な監査証明業務に関する報酬はありません。

4. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査業務実態を勘案して見積もられた監査予定工数から算出された金額について、監査等委員会の同意を得て監査報酬として決定するよう定めております。また、監査公認会計士等が当社及び連結子会社に業務を提供する際には、監査等委員会が監査公認会計士等の独立性について確認のうえ、事前承認を行っております。

5. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況および報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、下記「取締役報酬ポリシー」を策定し、この方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しています。

当社の役員報酬等に関する株主総会決議についてその内容と決議年月日は以下の通りです。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等について

[1] 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本（1）において同じ）の基本報酬額は、月額150百万円以内（うち社外取締役分は月額30百万円以内）（2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による、決議当時の対象取締役は11名（うち社外取締役は6名））となります。

[2] 2019年度に係る取締役の賞与について、「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与の支給の件」が2020年6月24日開催の第144回定時株主総会に付議され、原案どおりに承認可決されましたので、当該議案に定める賞与の支給額の上限1,100百万円の範囲内で取締役3名に支給されることとなります。

[3] 2017年度から2018年度に付与した株式報酬は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために拠出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次のとおりです。

(a) 交付対象者を海外居住の取締役を除く社内取締役（決議当時の交付対象取締役は4名）とするもの
各事業年度において連続する3事業年度を対象として27億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

(b) 交付対象者を社外取締役（決議当時の交付取締役は6名）とするもの
各事業年度において連続する3事業年度を対象として3億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

[4] 2019年度に付与した株式報酬は、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために拠出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次の通りです。

(a) 交付対象者を海外居住の取締役を除く社内取締役（決議当時の交付対象取締役は3名）とするもの
各事業年度において連続する3事業年度を対象として45億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

(b) 交付対象者を社外取締役（決議当時の交付取締役は8名）とするもの
各事業年度において連続する3事業年度を対象として3億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

(2) 監査等委員である取締役の報酬等について

[1] 監査等委員である取締役の基本報酬額は、月額15百万円以内（2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による。決議当時の対象取締役は4名）において、役職別に定額としています。

[2] 2017年度から2018年度に付与した株式報酬は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づくものであり（決議当時の交付対象取締役は4名）、各事業年度において、連続する2事業年度を対象として2億円を上限とする金銭を拠出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

[3] 2019年度に付与した株式報酬は、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会決議に基づくものであり（決議当時の交付対象取締役は4名）、各事業年度において連続する3事業年度を対象として2億円を上限として拠出し、各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、取締役（監査等委員である取締

役を除く)の報酬等については取締役会、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会が有します。

また、当社では報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会の過半数および委員長は社外取締役とすることとしていますが、2019年度においてすべての報酬委員は社外取締役でした。取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動報酬(長期インセンティブプランおよび賞与)の目標設定等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定については、取締役会決議をもって、報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。なお、2019年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動として、2019年度においては、報酬委員会を全委員参加により8回開催しました。2019年度の報酬委員会では、外部の報酬アドバイザーの助言の元、当社の役員報酬制度にグローバルにおける上位10社の製薬企業の役員報酬の枠組みをいかに反映し、進展させていくかに引き続き焦点を置きました。そのなかで、委員会は、業績連動報酬の目標と結果、会社の中長期計画の達成とビジネス環境への報酬方針の連動性、取締役の報酬額、クローバックポリシーの導入、報酬の開示などについて検討議論し、委員会はさらに取締役会にガイダンスを提供しました。また、取締役会は、報酬委員会の答申を受け、監査等委員でない取締役の報酬について決定をしました。

当社は、エグゼクティブ報酬返還ポリシー(クローバックポリシー)を導入しました。クローバックポリシーでは、決算内容の重大な修正再表示または重大な不正行為が発生した場合、当社取締役会の独立社外取締役は当社に対し、インセンティブ報酬の返還を要求することができると規定しています。返還の対象となり得る報酬は、タケダ・エグゼクティブ・チーム(TET)のメンバー、取締役会のメンバーである社内取締役、およびその他取締役会の独立社外取締役が特定した個人が、決算内容の重大な修正再表示または重大な不正行為が発生した事業年度およびその前の3事業年度において受け取った報酬の全部または一部です。本ポリシーは2020年4月1日に発行し、2020年度の賞与および同年度に付与された長期インセンティブよりその適用対象となり、以降すべての期間において適用されます。

<2019年度の報酬委員会の構成>

委員長：東 恵美子(監査等委員である社外取締役) 委員：藤森 義明(社外取締役) オリビエ ボユオン(社外取締役) イアン クラーク(社外取締役)

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されています。その支給割合の決定方法は後述の当社「取締役報酬ポリシー」に記載されている方針と意思決定プロセスに基づいて決定されています。役員報酬制度の充実の一環として、監査等委員でない社内取締役に対する長期インセンティブのうち業績連動型株式報酬(Performance Shares)の比率を60%まで増加させています。

業績連動報酬のうち、賞与は、社内取締役を支給対象とし、年次計画達成へのインセンティブを目的として導入しております。賞与の額は、役職ごとに設定した賞与ターゲット額(目標値100%達成時の額)に対して業績指標(全社業績指標および部門業績指標)の目標数値の達成度(0~200%の範囲)を乗じて決定されます。

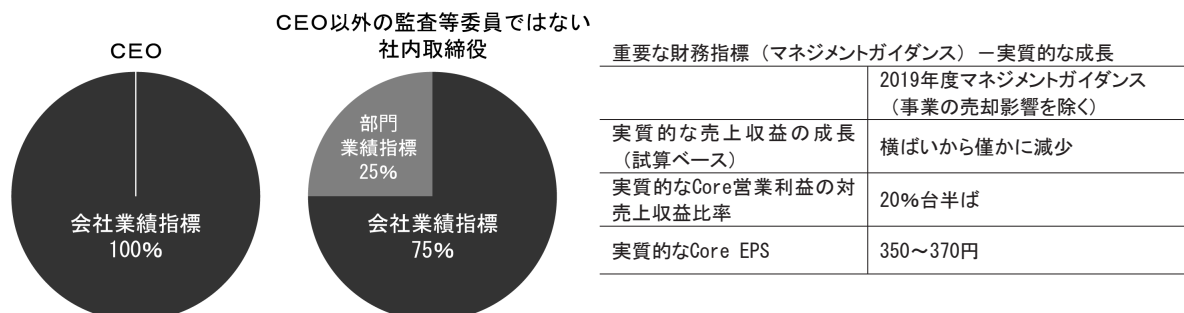
2019年度は、賞与に係る全社業績指標として、当社の業績評価のための財務指標として継続的に使用している指標である、実質的な売上収益、実質的なCore営業利益、および実質的なCore EPSを採用し、『目標とする経営指標(マネジメントガイダンス)』の達成に資する単年度の目標数値を、報酬委員会の答申を経て取締役会において設定いたしました。

また、部門業績指標は、CEOを例外として、各部門を担当する取締役の責任・役割に応じて定めることとし、営業部門については売上収益等、研究部門については研究開発目標等が含まれます。当該指標の目標値は、グループ全体目標の達成のために各部門が取り組む年間計画に基づき設定いたしました。

なお、2019年度の賞与において、CEOについては、全社業績指標を100%としました。責任部門をもつその他の取締役については、25%を部門業績指標、75%を全社業績指標と連動させ、武田グループ全体の目標へ向かう

原動力となるよう構成いたしました。

2019年度は、戦略的優先事項の着実な進捗と規律ある営業経費管理により、全社業績指標の各構成指標はいずれについても目標値以上の水準での達成となりました。また、責任部門をもつ取締役に応用される部門業績指標についても、目標値以上の水準で達成されました。



2019年度については、監査等委員でない社内取締役の長期インセンティブプランについて、60%を業績連動型株式報酬（Performance Shares）制度および40%を譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を採用し、報酬と会社業績や株価との連動性を高め中長期的な企業価値の増大へのコミットメントを強められるようにしています。

2021年度に交付予定の2019年度に付与された業績連動型株式報酬のために用いられたKPI指標は、3年間の実質的な売上収益の累計、3年終了時点での実質的なCore営業利益率、3年間のフリー・キャッシュ・フローの累計、当社の研究開発パイプラインに基づく重要な臨床試験の開始、であります。2017年度から2019年度、2018年度から2020年度の各3年度にわたる指標については、3年間の売上収益の累計、3年間の営業フリー・キャッシュ・フローの累積、3年間の累積EPS、および研究開発指標を採用し、2017年度および2018年度の長期インセンティブプランでは50%が業績連動型株式報酬、50%が譲渡制限付株式報酬として付与されました。また、業績連動報酬額は、100%達成時のターゲット額に業績指標の目標達成度等に応じて0～200%（目標：100%）の比率を乗じて決定されます。

業績連動型株式報酬（Performance Shares）の2017年度から2019年度にわたる指標の目標については、当該3年度の計画の達成に資する各業績指標について、報酬委員会の答申を経て取締役会において決定する数値を設定し、当該3年度の業績指標は総体として目標を超える数値を達成いたしました。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	長期 インセンティブ	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く) (注)	2,987	500	1,091	1,396	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	50	38	—	12	1
社外取締役	447	231	—	216	11

(注) 使用人兼務取締役の使用人分給与および使用人分賞与は含まれていません。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等（社内取締役）

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬	賞与	長期インセンティブ (注) 1	その他
クリストフ ウェバー (取締役)	2,073	提出会社	273 (注) 2	675	1,125 (注) 3	—
岩崎真人 (取締役)	297	提出会社 役員報酬	35	97	106 (注) 5	—
		提出会社 使用人分報酬 (注) 4	27	32	—	—
アンドリュー ブランブ (取締役)	1,046	提出会社	12	—	—	—
		武田ファーマシュー ティカルズ・インタ ーナショナル Inc. (注) 6	125	379	485 (注) 7	45 (注) 8
コンスタンティ ン サルウコス (取締役)	664	提出会社 (注) 9	180 (注) 10	319	165 (注) 11	—
山中康彦 (監査等委員であ る取締役)	50	提出会社	38	—	12 (注) 12	—

(注) 1 長期インセンティブプランは報酬の対象期間に応じて、複数年度にわたって費用を計上する報酬制度であり、当該年度に費用計上した額を記載しています。

2 基本報酬には、住宅や年金等の相当額およびこれに対する税金相当額（102百万円）を含みます。

3 2016年度から2019年度に付与した株式報酬制度（役員報酬BIP信託）のうち、当年度に費用計上した額です。

4 ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント等としての給与等を記載しています。2020年6月24日開催の第144回定時株主総会に付議、承認された「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与の支給の件」に係る2019年度の賞与支給額の総額には当該使用人分賞与は含まれません。

5 2016年度から2019年度に付与した株式報酬制度（役員報酬BIP信託）のうち、当年度に費用計上した額です。

6 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. リサーチ & デベロップメントプレジデントとしての給与等を記載しています。

7 2016年度から2019年度に付与した株式付与制度（ESOP信託）のうち、当年度に費用計上した額です。

8 アンドリュー ブランブ取締役に対して当年度に武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. から支払われた、現地の年金拠出金、FRINGE・ベネフィット相当額およびこれに対する税金相当額です。

9 コンスタンティン サルウコス取締役が、取締役就任以前にチーフファイナンシャルオフィサーとして受け取った報酬額は含まれておりません。

10 基本報酬には、住宅、年金および子女教育費用等の相当額およびこれに対する税金相当額（97百万円）を含みます。

11 2019年度に付与した株式報酬制度（役員報酬BIP信託）のうち、当年度に費用計上した額です。

12 2016年度から2019年度に付与した株式報酬制度（役員報酬BIP信託）のうち、当年度に費用計上した額です。

④ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等（社外取締役）

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬	賞与	長期インセンティブ(注)	その他
坂根正弘 (取締役)	44	提出会社	24	—	20	—
オリビエ ボユオン (取締役)	40	提出会社	19	—	21	—
ジャン=リュック ブ テル (取締役)	39	提出会社	21	—	18	—
イアン クラーク (取締役)	40	提出会社	19	—	21	—
藤森義明 (取締役)	39	提出会社	19	—	20	—
スティーブン ギリ ス (取締役)	40	提出会社	19	—	21	—
国谷史朗 (取締役)	40	提出会社	20	—	20	—
志賀俊之 (取締役)	40	提出会社	20	—	20	—
初川浩司 (監査等委員である 取締役)	42	提出会社	22	—	20	—
東恵美子 (監査等委員である 取締役)	43	提出会社	25	—	18	—
ミシェル オーシン ガー (監査等委員である 取締役)	41	提出会社	23	—	18	—

(注) 長期インセンティブプランは報酬の対象期間に応じて、複数年度にわたって費用を計上する報酬制度であり、当年度に費用計上した額を記載しています。

⑤ 使用人分報酬等の総額、使用人分報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数

役員区分	連結報酬等の 総額 (百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	長期インセンティブ	その他	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	1,093	152	411	485	45	2

上記は、岩崎真人取締役のジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント等としての給与等およびアンドリュウ プランブ取締役のリサーチ & デベロップメントプレジデントとしての給与等を合計したものです。

⑤ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

「取締役報酬ポリシー」

当社の取締役報酬制度は、当社経営の方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則（プリンシプル）に沿って、以下を基本方針としております。

1. 基本方針

- ・「ビジョン2025」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・リテンションと動機付けに資するものであること
- ・常に患者さんを中心とする当社のバリュー（価値観）をさらに強固なものとする一方で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ・タケダイズムの不屈の精神に則り、取締役のチャレンジ精神を促すものであること
- ・ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、透明性のある適切な取締役報酬ガバナンスを確立すること

2. 報酬水準の考え方

企業価値を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業への変革を牽引し続ける人材を確保・リテインするため、グローバルに競争力のある報酬の水準を目標とします。

取締役報酬の水準については、グローバルに事業展開する主要企業の水準を参考に決定しています。具体的には、外部調査機関の調査データを活用した上で、取締役の役職毎に、当社の競合となる主要なグローバル製薬企業の報酬水準および米国・英国・スイスの主要企業の報酬水準をベンチマークとしています。

3. 報酬の構成

3-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成します。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」と、3カ年にわたる長期的な業績および当社株価に連動する「長期インセンティブプラン」（株式報酬）で構成します。当社取締役と当社株主の利益を一致させ、中長期的に企業価値の増大を目指すため、業績連動報酬のうち特に長期インセンティブプランの割合を高めています。なお、比較対象企業群や主要な産業と並ぶよう長期インセンティブプランの割合を2018年度比で増加させました。取締役報酬のうち「賞与」および「長期インセンティブプラン」は、会社の業績にあわせて変動するようその割合を高めています。グローバルに事業展開する企業の報酬構成を参考に、「賞与」は基本報酬の100～250%程度、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の200%～600%程度とします。

・標準的な監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬構成モデル

基本報酬	賞与 基本報酬の100%-250%程度*	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の200%-600%程度*
固定報酬	業績連動報酬	

* 賞与および長期インセンティブプランの基本報酬に対する割合は、ポジションに応じて決まります。

3-2. 監査等委員でない社外取締役

監査等委員でない社外取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン（株式報酬）」とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。取締役会議長、報酬委員会委員長、指名委員会委員長には、基本報酬に加えて手当が支給されます。現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

・標準的な監査等委員でない社外取締役の報酬構成モデル

基本報酬 議長・委員長には、手当をあわせて支払います	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

3-3. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン」（株式報酬）とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定基礎となる付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。監査等委員である社外取締役には、基本報酬に加えて手当が支給されます。現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

・標準的な監査等委員である取締役の報酬構成モデル

基本報酬 社外取締役には、委員会手当をあわせて支払います	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

4. 業績連動報酬

4-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

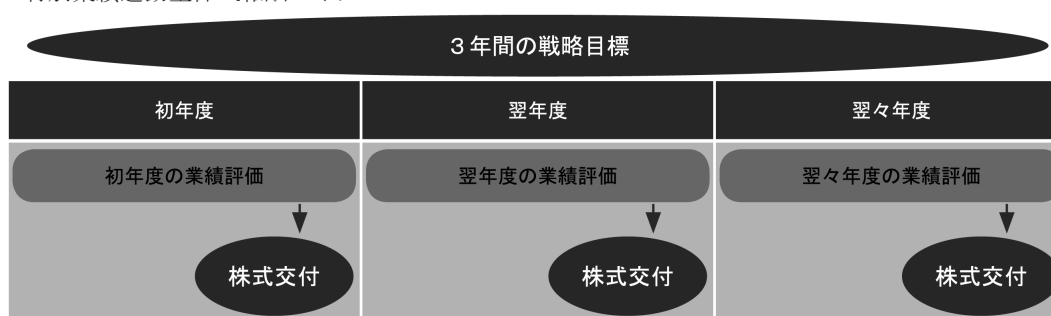
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の長期インセンティブプランについては、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、60%を業績連動型株式報酬（Performance Shares）制度および40%を譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした仕組みを導入し、報酬と会社業績や株価との連動性を高めています。長期インセンティブプランに用いる業績指標は、最新の中長期的な業績目標（3年度後の3月期の目標値）に連動させるとともに、透明性・客観性のある指標である連結売上収益、フリー・キャッシュ・フロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等を採用します。なお、業績連動部分は業績指標の目標達成度等に応じて0~200%（目標：100%）の比率で変動します。2019年度以降新たに付与される株式報酬（業績連動型報酬も含む）については、株式が交付されてから2年間の保有期間を設けています。

・各年度の業績に応じた長期インセンティブプラン（株式報酬）のイメージ



監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対し、株主の期待に沿った企業戦略に直結する特別業績連動型株式報酬を状況に応じて支給することがあります。特別業績連動型株式報酬の業績指標は、3年間にわたり各年度ごとに独立して設定され、かかる株式報酬は、各年度の業績に基づき、交付または給付されます。特別業績連動型株式報酬により交付された株式については、交付後の保有期間は設定されません。

・特別業績連動型株式報酬のイメージ



・年次賞与

年次計画達成へのインセンティブを目的として賞与を付与します。賞与は、業績指標として採用する連結売上収益、Core営業利益、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案して、0~200%（目標：100%）の比率で変動します。CEOについては全社業績指標を100%としています。責任部門をもつその他の取締役については、75%を全社業績指標と連動させ、武田グループ全体の目標へ向かう原動力となるように構成しています。

4-2. 監査等委員である取締役および社外取締役

監査等委員である取締役および社外取締役の長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することが求められます（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。

・役員報酬制度の全体像

		監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
		社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
基本報酬		●	●	●	●
賞与		● ²			
長期インセンティブプラン (株式報酬)	業績連動 ¹	● ^{3,4}			
	非業績連動	● ⁴	● ⁵	● ⁵	● ⁵

*1 特別業績連動型株式報酬を含む

*2 単年度の連結売上収益、Core営業利益、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案し、0%~200%の比率で変動

*3 3年度後の目標値に対する連結売上収益、フリー・キャッシュ・フロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等に応じ、0%~200%の比率で変動

*4 在任中

*5 算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付

5. ガバナンス

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動報酬（長期インセンティブプランおよび賞与）の目標設定等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。また、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。取締役報酬の基本方針を変更する際には、タケダイズムに則り、株主価値の創出を目指すとともに、取締役が果たすべき役割と責任に応じた報酬制度とします。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的株式には、専ら株式価値の変動または配当金を目的として保有する株式を、純投資目的以外の株式には、中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業の基盤となる取引先・提携先の株式に限り、政策保有株式として最低限の銘柄を保有しています。保有に当たっては、個別銘柄ごとに中長期的な事業戦略上の保有意義を勘案し、保有に伴う便益（配当金のほか、商取引や戦略的提携により期待されるリターン）につき資本コストとの関係を検証の上、当社グループの企業価値向上に資するかを総合的に判断しています。その結果、保有意義が乏しいと判断される銘柄については縮減対象とし、資金需要や市場環境等を考慮しつつ売却します。当事業年度は、検証の結果、8銘柄の保有を継続するという方針を決定しています。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	49	6,862
非上場株式以外の株式	8	17,533

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	—	持分法適用関連会社から区分変更
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	—
非上場株式以外の株式	4	29,498

c. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
Denali Therapeutics, Inc.	4,214,559	4,214,559	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	無
	8,007	10,827		
Ultragenyx Pharmaceuticals, Inc.	727,120	727,120	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	無
	3,505	5,580		
あすか製薬(株)	2,204,840	2,204,840	(保有目的) 当社事業における取引関係 および提携関係の維持のため の投資 (定量的な保有効果) (注2)	有
	2,421	2,527		
(株)バイタルケー エスケー・ホー ルディングス	1,163,215	1,163,215	(保有目的) 当社事業における取引関係 の維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	有 (注3)
	1,276	1,270		
Wave Life Sciences, Ltd.	1,096,892	1,096,892	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	無
	1,115	4,715		
Ovid Therapeutics, Inc.	1,781,996	1,781,996	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	無
	576	349		
Rhythm Pharmaceuticals, Inc.	223,544	223,544	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	無
	369	678		
(株)ほくやく・竹 山ホールディン グス	370,599	370,599	(保有目的) 当社事業における取引関係の 維持のための投資 (定量的な保有効果) (注2)	有 (注4)
	263	284		
(株)メディパルホ ールディングス	—	11,517,333	(保有目的) 当社事業における取引関係の 維持のための投資	有
	—	30,291		
アルフレッサホ ールディングス (株)	—	804,800	(保有目的) 当社事業における取引関係の 維持のための投資	有 (注5)
	—	2,535		
(株)スズケン	—	253,467	(保有目的) 当社事業における取引関係の 維持のための投資	有
	—	1,625		
Dermira, Inc.	—	157,057	(保有目的) 当社事業における提携関係の 維持のための投資	無
	—	235		

(注1) 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(注2) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。

当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額に加え、戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断しており、検証の結果、十分な定量的な効果があるまたは中長期的な企業価値向上に資すると判断し保有しています。

(注3) 当社株式の保有会社は同銘柄の子会社である㈱バイタルネットです。

(注4) 当社株式の保有会社は同銘柄の子会社である㈱ほくやくです。

(注5) 当社株式の保有会社は同銘柄の子会社であるアルフレッサ㈱です。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	2	39	3	237

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	151	39

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」)第93条の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上収益	4	2,097,224	3,291,188
売上原価		△651,729	△1,089,764
販売費及び一般管理費		△717,599	△964,737
研究開発費		△368,298	△492,381
製品に係る無形資産償却費及び減損損失	12	△178,617	△455,420
その他の営業収益	5	159,863	60,213
その他の営業費用	5	△103,159	△248,691
営業利益		237,685	100,408
金融収益	6	16,843	27,831
金融費用	6	△83,289	△165,006
持分法による投資損益	14	△43,627	△23,987
税引前当期利益(△は損失)		127,612	△60,754
法人所得税費用	7	7,468	105,044
当期利益		135,080	44,290
当期利益の帰属			
親会社の所有者持分	8	135,192	44,241
非支配持分		△112	49
合計		135,080	44,290
1株当たり当期利益(円)			
基本的1株当たり当期利益	8	140.61	28.41
希薄化後1株当たり当期利益	8	139.82	28.25

※ 当年度において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結純損益計算書を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「連結財務諸表注記 31 企業結合」をご参照ください。

②【連結純損益及びその他の包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期利益		135,080	44,290
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動	9	6,000	△3,512
確定給付制度の再測定	9	△11,665	△6,398
		△5,665	△9,910
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	9	30,976	△207,072
キャッシュ・フロー・ヘッジ	9	△33,793	△25,689
ヘッジコスト	9	△4,909	△857
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	9, 14	△94	△181
		△7,820	△233,799
その他の包括利益合計	9	△13,485	△243,709
当期包括利益合計		121,595	△199,419
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者持分		121,859	△199,569
非支配持分		△264	150
合計		121,595	△199,419

※ 当年度において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結純損益およびその他の包括利益計算書を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「連結財務諸表注記 31 企業結合」をご参照ください。

③【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
資産			
非流動資産			
有形固定資産	10	1,331,931	1,386,370
のれん	11	4,240,251	4,012,528
無形資産	12	4,751,169	4,171,361
持分法で会計処理されている投資	14	108,185	107,334
その他の金融資産	15	191,737	262,121
その他の非流動資産		87,472	103,846
繰延税金資産	7	88,991	308,102
非流動資産合計		10,799,736	10,351,662
流動資産			
棚卸資産	16	919,670	759,599
売上債権及びその他の債権	17	741,907	757,005
その他の金融資産	15	23,276	15,822
未収法人所得税等		7,212	27,916
その他の流動資産		109,666	114,196
現金及び現金同等物	18	702,093	637,614
売却目的で保有する資産	19	489,213	157,280
流動資産合計		2,993,037	2,469,432
資産合計		13,792,773	12,821,094

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
負債及び資本			
負債			
非流動負債			
社債及び借入金	20	4,766,005	4,506,487
その他の金融負債	21	240,215	399,129
退職給付に係る負債	22	156,513	156,617
未払法人所得税		61,900	54,932
引当金	23	33,762	37,605
その他の非流動負債	24	73,882	52,793
繰延税金負債	7	721,456	710,147
非流動負債合計		6,053,733	5,917,710
流動負債			
社債及び借入金	20	984,946	586,817
仕入債務及びその他の債務	25	327,394	318,816
その他の金融負債	21	47,200	95,706
未払法人所得税		150,698	182,738
引当金	23	388,722	405,245
その他の流動負債	24	439,055	499,386
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	19	215,034	87,190
流動負債合計		2,553,049	2,175,898
負債合計		8,606,782	8,093,608
資本			
資本金		1,643,585	1,668,123
資本剰余金		1,650,232	1,680,287
自己株式		△57,142	△87,463
利益剰余金		1,595,431	1,369,972
その他の資本の構成要素		349,879	92,564
親会社の所有者に帰属する持分		5,181,985	4,723,483
非支配持分		4,006	4,003
資本合計		5,185,991	4,727,486
負債及び資本合計		13,792,773	12,821,094

※ 当年度において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結財政状態計算書を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「連結財務諸表注記 31 企業結合」をご参照ください。

④【連結持分変動計算書】

前年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分						
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
						在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産の 公正価値の 変動	売却可能 金融資産の 公正価値の 変動
2018年4月1日残高		77,914	90,740	△74,373	1,557,307	272,597	—	73,037
会計方針の変更による累 積的影響額	2				15,401		84,672	△73,037
会計方針の変更を反映し た期首残高		77,914	90,740	△74,373	1,572,708	272,597	84,672	—
当期利益					135,192			
その他の包括利益						26,301	5,938	
当期包括利益		—	—	—	135,192	26,301	5,938	—
新株の発行		1,565,671	1,565,671					
自己株式の取得				△1,172				
自己株式の処分			△0	3				
配当	26				△142,697			
持分変動に伴う増減額					△2,337	230		
その他の資本の構成要素 からの振替					32,565		△44,230	
株式報酬取引による増加	28		20,102					
株式報酬取引による減少 (権利行使)	28		△26,281	18,400				
非金融資産への振替								
所有者との取引額合計		1,565,671	1,559,492	17,231	△112,469	230	△44,230	—
2019年3月31日残高		1,643,585	1,650,232	△57,142	1,595,431	299,128	46,380	—

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							非支配 持分	資本合計
		その他の資本の構成要素				合計	売却目的 で保有す る資産に 関連する その他の 包括利益	合計		
		キャッシ ュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジ コスト	確定給付 制度の 再測定	合計					
2018年4月1日残高		3,391	1,606	—	350,631	△4,795	1,997,424	19,985	2,017,409	
会計方針の変更による累 積的影響額	2	△1,378			10,257		25,658	△10	25,648	
会計方針の変更を反映し た期首残高		2,013	1,606	—	360,888	△4,795	2,023,082	19,975	2,043,057	
当期利益					—		135,192	△112	135,080	
その他の包括利益		△33,793	△4,909	△11,665	△18,128	4,795	△13,333	△152	△13,485	
当期包括利益		△33,793	△4,909	△11,665	△18,128	4,795	121,859	△264	121,595	
新株の発行					—		3,131,342		3,131,342	
自己株式の取得					—		△1,172		△1,172	
自己株式の処分					—		3		3	
配当	26				—		△142,697	△169	△142,866	
持分変動に伴う増減額					230		△2,107	△15,536	△17,643	
その他の資本の構成要素 からの振替				11,665	△32,565		—		—	
株式報酬取引による増加	28				—		20,102		20,102	
株式報酬取引による減少 (権利行使)	28				—		△7,881		△7,881	
非金融資産への振替		34,739	4,715		39,454		39,454		39,454	
所有者との取引額合計		34,739	4,715	11,665	7,119	—	3,037,044	△15,705	3,021,339	
2019年3月31日残高		2,959	1,412	—	349,879	—	5,181,985	4,006	5,185,991	

当年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産の 公正価値の 変動
2019年4月1日残高	2	1,643,585	1,650,232	△57,142	1,595,431	299,128	46,380
会計方針の変更による累積的影響額					△512		
会計方針の変更を反映した期首残高		1,643,585	1,650,232	△57,142	1,594,919	299,128	46,380
当期利益					44,241		
その他の包括利益						△207,280	△3,586
当期包括利益		—	—	—	44,241	△207,280	△3,586
新株の発行	26	24,538	24,538	△52,750			
自己株式の取得				1			
自己株式の処分			△0				
配当					△282,693		
その他の資本の構成要素からの振替					13,505		△19,903
株式報酬取引による増加	28		29,122				
株式報酬取引による減少 (権利行使)	28		△23,605	22,428			
所有者との取引額合計		24,538	30,055	△30,321	△269,188	—	△19,903
2020年3月31日残高		1,668,123	1,680,287	△87,463	1,369,972	91,848	22,891

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
		その他の資本の構成要素				合計	合計		
		キャッシ ュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジ コスト	確定給付 制度の 再測定	合計				
2019年4月1日残高	2	2,959	1,412	—	349,879	5,181,985	4,006	5,185,991	
会計方針の変更による累積的影響額					—	△512		△512	
会計方針の変更を反映した期首残高		2,959	1,412	—	349,879	5,181,473	4,006	5,185,479	
当期利益					—	44,241	49	44,290	
その他の包括利益		△25,689	△857	△6,398	△243,810	△243,810	101	△243,709	
当期包括利益		△25,689	△857	△6,398	△243,810	△199,569	150	△199,419	
新株の発行	26				—	49,076		49,076	
自己株式の取得					—	△52,750		△52,750	
自己株式の処分					—	1		1	
配当					—	△282,693	△153	△282,846	
その他の資本の構成要素からの振替				6,398	△13,505	—		—	
株式報酬取引による増加	28				—	29,122		29,122	
株式報酬取引による減少 (権利行使)	28				—	△1,177		△1,177	
所有者との取引額合計		—	—	6,398	△13,505	△258,421	△153	△258,574	
2020年3月31日残高		△22,730	555	—	92,564	4,723,483	4,003	4,727,486	

※ 当年度において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結持分変動計算書を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「連結財務諸表注記 31 企業結合」をご参照ください。

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益		135,080	44,290
減価償却費及び償却費		247,691	583,649
減損損失		10,120	101,882
持分決済型株式報酬		20,084	29,122
有形固定資産の処分及び売却に係る利益		△45,220	△990
事業譲渡及び子会社株式売却益		△82,975	△16,755
在外営業活動体の清算損益 (△は益)		△2,669	399
条件付対価に係る公正価値変動額		△5,966	△18,387
金融収益及び費用 (純額)		66,446	137,175
持分法による投資損益		43,627	23,987
法人所得税費用		△7,468	△105,044
資産及び負債の増減額			
売上債権及びその他の債権の増加額		△13,382	△34,826
棚卸資産の減少額		50,717	137,492
仕入債務及びその他の債務の減少額		△16,413	△29,932
引当金の増加額		47,063	21,938
その他 (純額)		△73,347	22,520
営業活動による現金生成額		373,388	896,520
法人所得税等の支払額		△51,536	△234,612
法人所得税等の還付及び還付加算金の受取額		6,627	7,844
営業活動によるキャッシュ・フロー		328,479	669,752
投資活動によるキャッシュ・フロー			
利息の受取額		6,305	11,487
配当金の受取額		2,739	1,382
有形固定資産の取得による支出		△77,677	△127,082
有形固定資産の売却による収入		50,717	12,578
無形資産の取得による支出		△56,437	△90,628
投資の取得による支出		△17,099	△7,551
投資の売却、償還による収入		65,035	49,402
事業取得による支出 (取得した現金及び現金同等物控除後)	31	△2,958,686	△4,890
事業売却による収入 (処分した現金及び現金同等物控除後)		85,131	461,546
拘束性預金の払戻による収入		71,844	—
その他 (純額)		△7,570	△14,125
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,835,698	292,119

(単位：百万円)

	注記 番号	前年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金及びコマーシャルペーパーの純増減額 (△は減少)	27	367,319	△351,223
社債の発行及び長期借入れによる収入	27	2,795,926	496,190
社債の償還及び長期借入金の返済による支出	27	—	△701,057
自己株式の取得による支出		△1,172	△3,737
利息の支払額		△34,914	△127,211
配当金の支払額		△142,952	△282,582
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		△2,392	△1,700
リース負債の支払額 (前年度：ファイナンス・リース債務の返済による支出)	27	△1,741	△30,000
借入契約に係るファシリティ・フィー		△19,507	—
その他 (純額)		△14,330	△3,893
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,946,237	△1,005,213
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		439,018	△43,342
現金及び現金同等物の期首残高 (連結財政状態計算書計上額)	18	294,522	702,093
売却目的で保有する資産からの振戻額	19	451	629
現金及び現金同等物の期首残高		294,973	702,722
現金及び現金同等物に係る換算差額		△31,269	△21,766
現金及び現金同等物の期末残高		702,722	637,614
売却目的で保有する資産への振替額	19	△629	—
現金及び現金同等物の期末残高 (連結財政状態計算書計上額)	18	702,093	637,614

※ 当年度において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の連結キャッシュ・フロー計算書を遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細については、「連結財務諸表注記 31 企業結合」をご参照ください。

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

武田薬品工業株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する上場企業であります。当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」）は、バリュー（価値観）、すなわち当社の経営の基本方針に基づき患者さんを中心に考える、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業です。当社グループは、革新的なポートフォリオを有し、医薬品の研究、開発、製造、および販売を主要な事業としております。当社グループは、既存事業の自立的な伸長とこれまで実施した複数の企業買収を通じて、疾患領域、地理的拠点、パイプラインの拡大を推進し、成長してまいりました。当社グループの主要な医薬品には、当社の主要なビジネスエリアである消化器系疾患、希少疾患、血漿分画製剤、オンコロジー（がん）、ニューロサイエンス（神経精神疾患）の医薬品が含まれております。

2 作成の基礎

(1) 準拠する会計基準

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に規定する「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 財務諸表の承認

当社グループの連結財務諸表は、2020年6月24日に代表取締役社長CEO クリストフ ウェバーおよび取締役CFO コンスタンティン サルウコスによって承認されております。

(3) 測定の基礎

連結財務諸表は、投資、デリバティブおよび条件付対価等の公正価値で測定される特定の資産および負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(4) 機能通貨および表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示されており、特に記載のない限り、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(5) 適用された新たな基準書および解釈指針

2020年3月期において当社グループは以下の基準書を適用しております。

IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）

当社グループはIFRS第16号を2019年4月1日より適用しております。IFRS第16号はIAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」）および、IFRIC第4号「契約にリースが含まれるか否かの判断」（以下、「IFRIC第4号」）に代わる単一のリース会計モデルであり、ほとんどすべてのリース取引についてリース負債および使用権資産を認識することを借手に要求しております。これにより、従前、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費、およびその他の営業費用に計上されていたオペレーティング・リースに係る費用のうち、財務的要素は金融費用として報告しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従前、営業活動によるキャッシュ・フローに含まれていたリース料の支払は、財務活動によるキャッシュ・フローに含めて報告しております。

当社グループは、2019年4月1日において、遡及修正による累積的影響額を適用日時点で認識する方法（修正遡及アプローチ）を選択してIFRS第16号を適用しております。これにより、リース負債は適用日時点の残存リース料を同時点の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。また、使用権資産はリース負債の測定額に前払リース料、未払リース料、不利なリース契約、および企業結合にかかる公正価値の修正を調整した金額で認識しております。

IFRS第16号の適用により、2019年4月1日の連結財政状態計算書において、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースとして認識していたリースを除き、リース負債（「その他の金融負債」に含まれております）が217,325百万円、使用権資産（「有形固定資産」に含まれております）が199,256百万円、それぞれ増加しております。2019年4月1日にリース負債に適用した借手の追加借入利率の加重平均は2.8%であります。また、当年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、従前、営業活動によるキャッシュ・フローに含めていたキャッシュ・アウトフローが、財務活動によるキャッシュ・フローに32,943百万円含まれております。IFRS第16号の適用

による本連結財務諸表におけるその他の影響で重要なものではありません。

当社グループは、適用日時点において、従前、IAS第17号に基づきオペレーティング・リースに分類されていたリースについて、以下の移行時の実務上の便法を適用しております。

- ・適用日時点で残存リース期間が12ヶ月以内のリースに認識の免除を適用
- ・減損レビューの代替として、適用開始日の直前におけるIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく不利な契約に係る引当金の金額で使用権資産を調整する

また、当社グループは、2019年4月1日より前に締結した契約について、適用日時点で、契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかの再評価を行わず、代わりに、IAS第17号及びIFRIC第4号の適用結果を引き継ぐことを選択しております。

注記32において開示されるIAS第17号に基づく当社グループのオペレーティング・リースに係るコミットメントと、2019年4月1日の連結財政状態計算書に計上されたリース負債総額との調整表は以下の通りです。

(単位：百万円)

2019年3月31日のオペレーティング・リースに係るコミットメント(注記32)	233,578
減算：適用日においてリース期間が12ヵ月未満の短期リースの認識の免除	△1,256
減算：原資産が少額であるリースの認識の免除	△319
加算：行使することが合理的に確実な延長オプション	20,266
減算：開始日が2019年3月31日より後であるリース契約	△4,394
減算：2019年4月1日の追加借入利率による割引額	△31,783
加算：2019年3月31日に認識されたファイナンス・リース債務	179,411
その他	1,233
2019年4月1日に認識されたリース負債	396,736

IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

当社グループはIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」（以下、「IFRIC第23号」）を適用しております。IFRIC第23号は、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと考えられる場合には、その税務処理に基づいて税額を算定することを明確化しています。不確実な税務処理が認められる可能性が高くないと結論付けた場合には、不確実性の影響を見積もり、税金費用に反映する必要があります。不確実性の評価においては、税務当局が報告金額に関連性のあるすべての情報を把握していることを仮定することが要求されます。IFRIC第23号の適用が連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

IFRS第3号「事業」の定義

2018年10月、IFRS第3号「企業結合」（以下、「IFRS第3号」）の事業の定義が改訂されました。当基準書の改訂では取得した活動および資産の組み合わせが事業に該当する場合は、最低限、アウトプットを創出する能力に、組み合わせられて重要な寄与をもたらすインプットおよび実質的なプロセスを含まなければならないことが明確化されました。加えて、取得した資産および活動の組合せが事業か否かの評価に関して、簡便化された評価方法（コンセントレーション・テスト）が新たに容認されました。当基準書の改訂は2020年4月1日から適用となりますが、早期適用も認められています。当社グループは当基準書の改訂を早期適用しておりますが、改訂の適用が連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(6) 未適用の新たな基準書および解釈指針

連結財務諸表に重要な影響を与えることが見込まれる基準書および適用指針の新設または改訂はありません。また、これらの基準書および適用指針のうち早期適用が認められるものについて、当社グループは早期適用を予定していません。

(7) 会計上の判断、見積りおよび仮定

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額、ならびに偶発資産および偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが要求

されております。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間および影響を受ける将来の会計期間に認識されます。

会計方針を適用する過程で行われた判断および見積り、ならびに会計上の見積りおよび仮定のうち、連結財務諸表に報告された金額に重大な影響を及ぼすものに関する情報は以下のとおりであります。

- ・不確実な税務上のポジションに基づく税金の認識および測定（注記7）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記7）
- ・有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損（注記10、11、12）
- ・企業結合により取得した資産および引き受けた負債ならびに条件付対価の公正価値の測定（注記27、31）
- ・確定給付債務の測定（注記22）
- ・当社グループの製品販売に伴う割戻および返品に対する見積りを含む引当金の測定（注記23）
- ・株式報酬に関する評価における仮定（注記28）
- ・偶発負債の将来の経済的便益の流出の可能性（注記32）

なお、当社グループの事業活動は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行拡大により今後影響を受ける可能性があります。当社グループの業績に対する影響は限定的であると考えており、当連結財務諸表に使用した会計上の見積りおよび仮定に与える重要な影響はありません。

3 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

当連結財務諸表は、当社および当社が直接的または間接的に支配する子会社の財務諸表に基づき作成しております。当社グループ内の重要な債権債務残高および取引は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

当社グループは、企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、企業に対するパワー、すなわち関連性のある活動を指図する現在の能力を用いて、当該リターンに影響を及ぼすことができる場合に、当該企業を支配しております。当社グループが企業を支配しているかどうかの判定に際しては、議決権または類似の権利の状況、契約上の取決めおよびその他の特定の要因が考慮されます。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。また子会社の財務諸表は、当社が採用する会計方針との整合性を確保する目的で必要に応じて調整しております。

子会社に対する所有持分の変動で支配の喪失とならないものは、資本取引として会計処理しております。非支配持分の変動額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。子会社に対する支配を喪失した場合、支配喪失後も保持する持分を、支配喪失日現在の公正価値で再測定し、再測定および持分の処分に係る利得または損失を、純損益に認識しております。

(2) 関連会社および共同支配の取決めへの投資

関連会社とは、当社グループがその財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配をしていない企業をいいます。関連会社への投資は、持分法を用いて会計処理しており、取得時に取得原価で認識しております。その帳簿価額を増額または減額することで、取得日以降の関連会社の純損益およびその他の包括利益に対する当社グループの持分を認識しております。持分法適用会社との取引から発生した未実現利益は、関連会社に対する当社グループ持分を上限として投資から消去しております。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で投資から消去しております。

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する取決めをいいます。共同支配とは、取決めに対する契約上合意された支配の共有をいい、関連性のある活動に関する意思決定が、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。当社グループは、共同支配の取決めを、当社グループのその取決め資産に対する権利または負債に係る義務により、ジョイント・オペレーション（共同支配に参加している投資企業が、関連する資産に対する権利および負債に対する義務を直接的に有しているもの）と、ジョイント・ベンチャー（事業を各投資企業から独立した事業体が担っており、各投資企業は当該事業体の純資産に対してのみ

権利を有するもの)に分類しております。

ジョイント・オペレーションについては、当社グループの持分に関連した資産、負債、収益および費用を認識しております。ジョイント・ベンチャーについては、持分法を適用して会計処理しております。各決算日において、当社は、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する投資が減損しているという客観的な証拠があるかどうかを判断します。客観的な証拠がある場合、当社は、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する投資に係る回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として測定し、純損益に認識しております。

(3) 企業結合

企業結合は、取得法を適用して会計処理をしております。被取得企業における識別可能な資産および負債は取得日の公正価値で測定しております。のれんは、企業結合で移転された対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。当社グループは、取得日において、被取得企業が様々な機能通貨を持つ多くの在外営業活動体で構成される場合、在外営業活動体の見積キャッシュ・フローを基礎として買収時に認識したのれんを当該在外営業活動体に配分しております。

企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得日における公正価値の合計で計算しております。当社グループは非支配持分を公正価値もしくは被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分相当額で測定するかについて、企業結合ごとに選択しております。

特定の企業結合の対価には、開発マイルストーンおよび販売目標の達成等の将来の事象を条件とする金額が含まれております。企業結合の対価に含まれる条件付対価は、取得日現在の公正価値で計上しております。一般的に、公正価値は適切な割引率を用いて割り引いたリスク調整後の将来のキャッシュ・フローに基づいております。公正価値は、各報告期間の末日において見直しております。貨幣の時間的価値による変動は「金融費用」として、その他の変動は「その他の営業収益」または「その他の営業費用」としてそれぞれ連結純損益計算書に認識しております。

取得関連費用は発生した期間に費用として処理しております。当社グループと非支配持分との取引から生じる所有持分の変動は、子会社に対する支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理し、のれんの調整は行っておりません。

(4) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の直物為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に換算しております。取得原価で測定される外貨建の非貨幣性項目は、当初の取引日の直物為替レートで機能通貨に換算しております。

当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。公正価値で測定される非貨幣性項目の換算から生じる為替差額は、当該項目の公正価値変動から生じる利得または損失の認識と整合する方法で会計処理されます。(すなわち、公正価値の変動から生じる利得または損失がその他の包括利益に認識される場合には、当該項目に係る為替差額はその他の包括利益に、公正価値変動から生じる利得または損失が純損益に認識される場合には、当該項目に係る為替差額は純損益に認識されます。)

② 在外営業活動体

在外営業活動体の財政状態計算書の資産および負債は、決算日現在の直物為替レートで、純損益およびその他の包括利益を表示する各計算書の収益および費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分損益の一部として認識しております。

(5) 収益

当社グループの収益は主に医薬品販売に関連したものであり、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識されております。収益の認識額は、当社グループが製品と交換に受け取ると見込まれる対価に基づいております。一般的には、出荷時または顧客による受領時点もしくはサービスが履行された時点で収益は認識されます。収益の認識額は、当社グループが財およびサービスと交換に受け取ると見込んでいる対価に基づいております。契約に複数の履行義務が含まれる場合、対価は独立販売価格の比率で各履行義務に配分しております。

当社グループが財およびサービスと交換に受け取る対価は固定金額または変動金額の場合があります。変動対価は重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合のみ認識しております。

総売上高からは、主に小売業者、政府機関、卸売業者、医療保険会社およびマネージドヘルスケア団体に対する割戻や値引等の様々な項目が控除されております。これらの控除額は関連する義務に対し見積られますが、報告期間における当該総売上高に係る控除額の見積りには判断が伴います。総売上高からこれらの控除額を調整して、純売上高が算定されます。当社グループは、これらの控除額に係る義務を少なくとも四半期毎に確認しており、割戻の変動、リベート・プログラムおよび契約条件、法律の改定、その他重大な事象により関連する義務の見直しが適切であることが示されている場合には、調整を行っております。なお、これまで売上割戻に関する引当金に対する調整が、純損益に重要な影響を与えたことはありません。

米国市場における収益控除に関する取り決めが最も複雑なものになっております。収益に係る調整のうち最も重要なものは以下のとおりであります。

- ・ 米国メディケイド：米国のメディケイド・ドラッグ・リベート・プログラムは、連邦政府および州が共同で拠出した資金により医療費を賄えない特定の条件を満たす個人および家族に対して医療費を負担する制度であり、各州が運営を行っております。当プログラムに係る割戻の支払額の算定には、関連規定の解釈が必要となりますが、これは異議申し立てによる影響または政府機関の解釈指針の変更による影響を受ける可能性があります。メディケイドの割戻に係る引当金は、割戻の対象として特定された製品、過去の経験、患者さんからの要請、製品価格ならびに各州の制度における契約内容および関連条項を考慮して算定しております。メディケイドの割戻に係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、メディケイドに係る割戻はその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的なメディケイドに係る割戻の会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社グループの売上取引が米国のメディケイド・プログラムの対象となるかに関連しています。
- ・ 米国メディケア：米国のメディケア・プログラムは65歳以上の高齢者もしくは特定の障害者向けの公的医療保険制度であり、当プログラムのパートDにおいて処方薬に係る保険が規定されております。パートDの制度は民間の処方薬剤費保険により運営、提供されております。メディケア・パートDに係る割戻の引当金は各処方薬剤費保険の制度内容、患者さんからの要請、製品価格ならびに契約内容を考慮して算定しております。メディケア・パートDの割戻に係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、メディケア・パートDに係る割戻はその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的なメディケア・パートDに係る割戻の会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社グループの売上取引が米国のメディケア・プログラムの対象となるかに関連しています。
- ・ 顧客に対する割戻：当社グループは、マーケットシェアの維持と拡大、また、患者さんの当社グループ製品へのアクセスを確実にするために、購入機関、保険会社、マネージドヘルスケア団体およびその他の直接顧客ならびに間接顧客に対して、米国コマーシャル・マネージドケアを含む割戻を実施しております。割戻は契約上取決めがなされているため、係る引当金は各取決めの内容、過去の経験および製品の需要を基に算定しております。米国コマーシャル・マネージドケアの割戻に係る引当金は関連する売上収益と同じ期間に計上されますが、米国コマーシャル・マネージドケアに係る割戻はその期間に全額が支払われません。当社グループの売上控除額計上時点から最終的な米国コマーシャル・マネージドケアに係る割戻の会計処理までには通常数カ月の差が生じます。当社グループの売上控除額の算定に用いる製品固有の条件は、当社グループの売上取引が米国コマーシャル・マネージドケアの対象となるかに関連しています。
- ・ 卸売業者に対するチャージバック：当社グループは特定の間接顧客と、顧客が卸売業者から割引価格で製品を購入可能とする取決めを結んでおります。チャージバックは卸売業者に対する当社グループの請求額および間接顧客に対する契約上の割引価格の差額であります。チャージバックの見積額は各取決めの内容、過去の経験

および患者さんからの要請を基に算定しております。当社グループは、売上債権とチャージバックを相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有しております。そのため、チャージバックの見積額は連結財政状態計算書において売上債権から控除しております。

- ・ 返品調整引当金：返品権付き製品を顧客に販売する際は、当社グループの返品ポリシーや過去の返品率に基づいた返品見込み額を引当金として計上しております。返品見込み率を見積る際は、過去の返品実績、予想される流通チャネル内の在庫量および製品の保管寿命を含む関連要因を考慮しております。

引当額は見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があります。特に購入機関の種類、最終消費者および製品の売上構成により変動する可能性があります。

当社グループは、一般的に製品が顧客に引き渡された時点から90日以内に顧客から支払を受けます。当社グループは主としてそれらの取引を本人として履行しますが、他の当事者に代わって販売を行うことがあります。その場合は、代理人として受け取ることが見込まれる販売手数料の金額が収益として認識されます。

当社グループは、知的財産の導出にかかるロイヤルティ、契約一時金およびマイルストーンにかかる収益を計上しております。知的財産にかかるロイヤルティ収益は、基礎となる売上が発生した時点で認識しております。契約一時金にかかる収益は、一般的には知的財産権の使用権を付与した時点で認識されます。マイルストーンにかかる収益は、一般的にはマイルストンの支払条件が達成される可能性が非常に高く、認識した収益の額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高くなった時点で認識しております。導出した化合物の研究開発等のその他のサービスにかかる収益については、サービスの提供期間に応じて認識しております。

当社グループは、一般的に知的財産の導出契約の締結または顧客によるマイルストンの支払条件の達成の確認から60日以内に顧客から支払を受けます。当社グループはグループの知的財産を導出しているため、本人として契約を履行しております。また、当社グループはその他のサービスも本人として提供しております。

(6) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られる場合に認識しております。有形固定資産の取得に対する補助金は、繰延収益として計上し、関連する資産の耐用年数にわたって定期的に純損益に認識し、対応する費用から控除しております。発生した費用に対する補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間に純損益として認識し、対応する費用から控除しております。

(7) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用として計上しております。2019年3月期および2020年3月期の広告宣伝費は、それぞれ106,755百万円および121,340百万円であります。

(8) 研究開発費

研究費は発生時に費用として認識しております。内部開発費は、IAS第38号「無形資産」に従って資産の認識要件を満たす場合、通常は主要市場において規制当局に対して提出した申請書が認可される可能性が非常に高いと判断される場合に資産化しております。規制上またはその他の不確実性により資産の認識要件が満たされない場合には、支出を連結純損益計算書において純損益に認識しております。研究開発に使用する有形固定資産は、資産計上した後、当該資産の見積耐用年数にわたり減価償却しております。

(9) 法人所得税

法人所得税は当期税金と繰延税金との合計額であります。当期税金および繰延税金は、企業結合に関連する法人所得税、および同一または異なる期間に、純損益の外で、すなわちその他の包括利益または資本に直接認識される項目に関連する法人所得税を除き、純損益に認識されます。

① 当期税金

当期末払税金および未収税金は当期の課税所得に基づき計上しております。課税所得は、非課税項目、課税控除項目、または税務上異なる会計期間に課税対象または課税控除となる項目を含まないため、会計上の損益とは異なります。当年度および過年度の未払法人所得税および未収法人所得税等は、決算日において施行されて

いる、または実質的に施行されている法定税率および税法を使用し、税務当局に納付または税務当局から還付されると予想される額を、法人所得税に関連する不確実性を合理的に加味した上で算定しております。当社グループの当期税金には、不確実な税務ポジションに関する負債が含まれております。

② 繰延税金

繰延税金は、決算日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しております。これには、将来の課税所得および事業計画の可能性を評価する必要がありますが、本質的に不確実性を伴います。将来の課税所得の見積りの不確実性は、当社グループが事業活動を行う経済の変化、市場状況の変化、為替変動の影響、または他の要因により増加する可能性があります。当社グループの繰延税金には、不確実な税務ポジションに関する負債が含まれております。繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の場合には、繰延税金資産または負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から将来加算一時差異が生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から一時差異が生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、当社が一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、決算日における法定税率または実質的法定税率および税法に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予想される税率で算定しております。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている場合、相殺しております。

(10) 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、当社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(11) 有形固定資産

有形固定資産は原価モデルで測定しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去および原状回復費用の当初見積額等が含まれております。土地および建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。使用権資産の減価償却費は、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3－50年
機械装置及び運搬具	2－20年
工具器具及び備品	2－20年

(12) のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、予想されるシナジーに基づき資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入は行っておりません。

(13) 製品に係る無形資産

上市後製品

上市後製品に係る無形資産は、特許が存続する見込期間に基づき、3-20年にわたって定額法で償却しております。上市後製品に係る無形資産の償却費は、連結純損益計算書の「製品に係る無形資産償却費及び減損損失」に含まれております。製品に係る無形資産は、様々な包括的な権利を有し、製品の販売、製造、研究、マーケティング、流通に貢献し、複数の事業機能に便益をもたらすため、「製品に係る無形資産償却費及び減損損失」は、連結純損益計算書に独立して記載されております。

仕掛研究開発品

当社グループは、製品および化合物の研究開発プロジェクトにおいて、第三者との共同研究開発および導入契約を定期的に締結しております。通常、共同研究開発契約については、契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。一方、導入契約については、契約一時金および契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。導入契約に係る契約一時金は導入契約の開始時に、開発マイルストンの支払についてはマイルストンの達成時に資産計上しております。

開発中の製品に係る無形資産は使用可能ではないため償却しておりません。これらの無形資産は、年次または減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。無形資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、減損損失を計上しております。開発段階で失敗、または何らかの理由により開発中止となった製品に係る無形資産は、回収可能価額（通常はゼロ）まで減額しております。

開発中製品の商用化が承認された場合は、その時点で、研究開発中の資産を上市後製品に係る無形資産に振り替え、製品の製造販売承認日から見積耐用年数にわたって償却しております。

(14) 無形資産—ソフトウェア

ソフトウェアは取得原価で認識し、3-10年の見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。ソフトウェアの償却費は、連結純損益計算書の「売上原価」「販売費及び一般管理費」「研究開発費」に含まれております。

(15) リース

2019年4月1日以降

借手側

当社グループは、契約の開始時点において契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかを判断しております。借手として当社グループは、リース期間の開始時点において、当社グループがリース契約の借手となっているすべての契約について使用権資産および関連するリース負債を連結財政状態計算書において認識しております。

使用権資産は、リース負債にリース開始日または開始日前に発生したリース料の支払を調整した金額で当初測定し、当該金額からリース開始日後に発生した減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で事後測定しております。使用権資産の減価償却費は、対象資産のリース期間と見積耐用年数のいずれか短いほうの期間にわたり定額法で計上しております。使用権資産は、減損テストの対象となります。

リース負債は、契約の開始時点において、リースの計算利率を容易に算定可能な場合には当該利率を、それ以外の場合には当社グループの追加借入利率を用いて未決済のリース料総額を現在価値に割引いて測定しております。当社グループは、一般的に当社の追加借入利率を割引率として使用しております。リース期間は、リース契約の解約不能期間に、延長または解約オプションを行使することが合理的に確実である場合にこれらのオプションを加味した期間であります。当初認識後、リース負債は実効金利法により償却原価で測定され、リース期間の延長、解約オプションが行使されるかどうかの評価の見直しなどにより将来のリース料が変更された場合に再測定されます。再測定により生じた差額は、使用権資産を調整するか、または、使用権資産がすでにゼロまで償却済みである場合には純損益で認識しております。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内、または少額資産のリースについて認識の免除規定を適用しております。その結果、これらのリースに係る支払リース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。また、実務上の便法として、当社グループは非リース構成部分をリース構成部分と区別せず、リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

2019年4月1日より前

リースは、所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する場合には、ファイナンス・リースとして分類し、ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しております。

借手側

ファイナンス・リースについては、リース期間の起算日においてリース開始日に算定したリース物件の公正価値またはリース開始日に算定した最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、連結財政状態計算書に資産および負債として認識しております。

オペレーティング・リースについては、リース料は他の規則的な方法により利用者の便益の時間的パターンがより良く表される場合は別として、リース期間にわたり定額法によって費用として計上しております。

(16) 非金融資産の減損

当社グループでは、決算日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、および退職給付に係る資産を除く非金融資産の帳簿価額を評価し、減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合または年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産または資金生成単位については、決算日において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却または償却額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

(17) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は主として加重平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。上市前製品の在庫は、規制当局による製品認可の可能性が非常に高い場合に、資産として計上しております。それ以前は、帳簿価額に対して評価損を計上して回収可能価額まで減額しており、認可の可能性が非常に高いと判断された時点で当該評価損を戻し入れております。

(18) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(19) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産または処分グループのうち、現況で直ちに売却することが可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約しており、1年以内に売却が完了する予定である資産または処分グループを売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と、売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しております。

売却目的保有に分類した有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は中止し、売却目的で保有する資産および売却目的で保有する資産に直接関連する負債は、財政状態計算書上において流動項目として他の資産および負債と区分して表示しております。

(20) 退職後給付

当社グループは、退職一時金、年金、および退職後医療給付等の退職後給付制度を運用しております。これらの制度は、制度の性質に従い確定給付制度と確定拠出制度に分類されます。

① 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。制度改定または縮小により生じる確定給付債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、当該制度改定または縮小が行われた時点で純損益に認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

(21) 引当金

当社グループは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部または全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、売上割戻及び返品調整に関する引当金を認識しております。

また、過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。当社グループの引当金は主に、売上割戻及び返品調整に関する引当金、ならびに訴訟および事業構造再編に係る引当金で構成されております。

(22) 金融商品

金融商品には、リース関連の金融商品、売上債権、仕入債務、その他の債権および債務、企業結合における条件付対価に関する負債、デリバティブ金融商品、ならびに特定の会計方針に従って処理される従業員給付制度に基づく権利および義務が含まれております。

① 金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約条項における当事者となった時点で連結財政状態計算書において認識しております。金融資産は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品を除き、取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。

(a) 償却原価で測定される負債性金融商品

契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる売上債権及びその他の債権等の金融資産は償却原価で測定される金融資産に分類しております。売上債権は消費税等を含んだ請求書金額から損失評価引当金、現金値引等の見積控除金額を差し引いた金額で認識されます。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の要件を満たさない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

当社グループは、戦略的目的で長期的に保有される特定の資本性金融商品について、当初認識時において、金融商品ごとに行われる、資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をしております。当社グループは、報告日時点において、全ての資本性金融商品をその他の包括

利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しております。

(ii) 事後測定および認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡しほとんどすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定される負債性金融商品

償却原価で測定される負債性金融商品については、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で事後測定しております。利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。また、認識の中止時に生じた利得または損失は純損益として認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、実効金利法により算定された利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益は、その他の包括利益として認識して、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益に計上された累積額を純損益に組替調整しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定しております。配当は、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益はその他の包括利益として認識し、事後的に純損益に振り替えることはできず、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益の金額を資本内で利益剰余金に振り替えております。

(iii) 減損

損失評価引当金は予想信用損失モデルを用いて計算しております。引当金の見積りは将来予測的な予想信用損失モデルに基づいており、売上債権の保有期間にわたって起こりうる債務不履行事象を含んでおります。当社グループは売上債権、契約資産およびリース債権の損失評価引当金について、全期間の予想信用損失で測定することを選択しております。当社グループは、将来見通しのための調整を加えた過去の貸倒実績率に基づく引当マトリクスを用いて全期間の予想信用損失を算定しております。これらの引当金の金額は、連結財政状態計算書における売上債権およびリース債権の契約上の金額と見積回収可能額との差額を表しております。

② 金融負債

(i) 当初認識および測定

金融負債は、当社グループが契約の当事者となる時点で連結財政状態計算書において認識しております。金融負債は、当初認識時点において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、社債及び借入金、または債務に分類しております。

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債はデリバティブおよび条件付対価契約に関する金融負債を含んでおります。

(b) その他の金融負債（社債及び借入金含む）

その他の金融負債は、主として実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

契約中において、特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③ デリバティブ

為替レートおよび金利の変動等によるリスクに対処するため、先物為替予約、通貨オプション、金利スワップ、金利通貨スワップおよび金利先物等のデリバティブを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

デリバティブは、デリバティブ契約がヘッジ手段に指定されていない限り、純損益を通じて公正価値で測定されます。ヘッジ会計を適用していないデリバティブにかかる利得および損失は純損益に計上されます。ヘッジ手段に指定されているデリバティブの会計処理は、以下に記載のとおり、ヘッジ会計の種類により異なっております。

④ ヘッジ会計

為替換算リスクに対処するため、外貨建借入金等の非デリバティブを在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定しております。また、外貨建取引による為替リスクに対処するため、当社グループは先物為替予約、通貨オプションおよび金利通貨ワップ等一部のデリバティブを予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。金利リスクに対処するため、金利スワップ、金利通貨ワップおよび金利先物を予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。

ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、リスク管理目的、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時および毎四半期において、ヘッジ手段がヘッジ取引もしくは純投資の変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フローが純損益として認識された期に、連結純損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。通貨のベース・スプレッドおよび通貨オプションの時間的価値は、キャッシュ・フロー・ヘッジからは区分して会計処理され、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストに計上されます。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しております。

⑤ 負債コスト

負債に係る金融コストは、実行金利法を用いて、負債の最も早い償還日までの期間にわたり償却され、償却額が連結純損益計算書に計上されます。当該負債の償還に際して、未償却の繰延金融コストは、連結純損益計算書において、支払利息として費用処理されます。

(23) 株式に基づく報酬

当社グループは、株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度として持分決済型と現金決済型を運用しております。

① 持分決済型

持分決済型の株式報酬は、従業員、取締役、および上級幹部の役務に基づいて付与されます。受領した役務およびそれに対応する資本の増加を付与された資本性金融商品の付与日における公正価値で測定し、権利確定期間にわたって費用として計上し、同額を資本の増加として認識しております。

② 現金決済型

現金決済型の株式報酬は、従業員、取締役、および上級幹部の役務に基づいて付与されます。受領した役務およびそれに対応する負債は、当該負債の公正価値で測定されます。負債に分類される従業員、取締役、および上級幹部に対する報酬の公正価値は、権利確定期間にわたって費用として計上され、同額を負債の増加として認識しております。

当社グループは、当該負債の公正価値を決算日および決済日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(24) 資本

① 普通株式

普通株式は、発行価格を資本金および資本剰余金に計上しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合には、その支払対価を資本の控除項目として認識しております。

自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却時の対価の差額を資本剰余金として認識しております。

4 事業セグメントおよび売上収益

当社グループは、医薬品、一般用医薬品および医薬部外品ならびにその他のヘルスケア製品の研究開発、製造、販売に従事しており、単一の事業セグメントから構成されております。これは、資源配分、業績評価、および将来予測において最高経営意思決定者であるCEOの財務情報に対する視点と整合しております。

(1) 収益の分解

当社グループの顧客との契約から生じる売上収益の内訳は、以下のとおりであります。

財またはサービスの種類別の売上収益

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
医薬品販売	2,026,273	3,204,152
ロイヤルティ収益・役務収益	70,951	87,036
合計	2,097,224	3,291,188

疾患領域別および製品別の売上収益

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
消化器系疾患		
エンティビオ	269,199	347,196
タケキャブ (注)	58,241	72,713
デクスラント	69,197	62,797
Gattex/Revestive	12,753	61,812
パントプラゾール	61,629	49,463
Alofisel	45	373
その他	68,254	103,542
消化器系疾患合計	539,318	697,896
希少疾患		
希少代謝性疾患		
エラプレース	15,083	67,924
リプレガル	11,437	51,253
ビプリブ	8,688	38,013
Natpara	7,094	13,635
希少代謝性疾患合計	42,302	170,825
希少血液疾患		
アドベイト	32,099	157,856
アディノベイト	10,740	58,672
ファイバ	9,634	51,508
その他	14,231	66,204
希少血液疾患合計	66,704	334,240
遺伝性血管性浮腫		
Takhzyro	9,729	68,271
フィラジル	6,416	32,662
Cinryze	3,104	24,346
Kalbitor	1,166	4,544
遺伝性血管性浮腫合計	20,415	129,823
希少疾患合計	129,421	634,888

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
血漿由来の免疫疾患治療		
免疫グロブリン	73,462	298,697
アルブミン	12,299	67,215
その他	7,718	28,253
血漿由来の免疫疾患治療合計	93,479	394,165
オンコロジー		
ベルケイド	127,869	118,321
リュープロレリン	110,074	109,048
ニンラーロ	62,171	77,555
アドセトリス	42,903	52,672
アイクルシグ	28,705	31,815
アルンブリグ	5,199	7,237
その他	22,519	24,308
オンコロジー合計	399,440	420,956
ニューロサイエンス		
バイバンス/ピバンセ	49,354	274,077
トリンテリックス	57,550	70,666
Adderall XR	5,404	24,305
その他	42,362	69,472
ニューロサイエンス合計	154,670	438,520
その他		
アジルバ (注)	70,762	76,749
ネシーナ (注)	54,789	57,958
ロトリガ	30,856	31,752
その他	624,489	538,304
その他合計	780,896	704,763
売上収益合計	2,097,224	3,291,188

(注) 配合剤、パック製剤を含む。

(2) 地域別情報

当社グループの顧客との契約から生じる売上収益の地域別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本	米国	欧州および カナダ	ロシア/CIS	中南米	アジア	その他	合計
前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	571,016	828,985	405,641	59,741	88,115	105,411	38,315	2,097,224
当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	592,786	1,595,922	645,528	76,835	143,456	165,401	71,260	3,291,188

(注) 「その他」には、中東・大洋州・アフリカが含まれております。売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

当社グループの非流動資産の地域別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本	米国	スイス	その他	合計
前年度 (2019年3月31日)	400,342	6,490,692	2,004,907	1,481,209	10,377,150
当年度 (2020年3月31日)	385,709	6,533,733	1,484,238	1,240,046	9,643,726

(注) 金融商品、繰延税金資産および退職給付に係る資産を含んでおりません。

2020年3月期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債への取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の非流動資産の地域別内訳を遡及修正しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

2019年3月期において、売上収益が当社グループ全体の売上収益の10%以上の相手先は、株式会社メディパルホールディングスおよびそのグループ会社であります。当該相手先に対する売上収益は、225,962百万円であります。

2020年3月期において、売上収益が当社グループ全体の売上収益の10%以上の相手先は、アメリソースバーゲン・コーポレーションおよびそのグループ会社（以下、「アメリソースバーゲン社」）、マッケソン・コーポレーションおよびそのグループ会社（以下、「マッケソン社」）であります。アメリソースバーゲン社およびマッケソン社に対する売上収益は、それぞれ367,625百万円および342,210百万円であります。

(4) その他の収益に関する情報

当社グループの契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
売上債権（注記17）	657,681	670,708
契約資産		
未請求の対価に対する権利	4,237	5,315
契約負債		
繰延収益（注記24）	6,819	3,890
前受金	1,101	1,898

当社グループの契約資産は、対価を受領する権利に関連するものであります。契約に基づく履行義務は充足しており、対価に対する権利が無条件となった時に売上債権が認識されます。

当社グループの契約負債は主として導出契約に関連しており、契約の下、履行義務の充足の前に現金対価を受領することによるものであります。2019年3月期および2020年3月期に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額はそれぞれ781百万円および2,704百万円であります。また、2019年3月期および2020年3月期において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額はそれぞれ53,931百万円および48,825百万円であり、主にロイヤルティ収益であります。

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	合計	履行義務の残存期間		
		1年以内	1年超5年以内	5年超
前年度（2019年3月31日）	7,920	4,200	1,015	2,705
当年度（2020年3月31日）	5,788	2,598	1,003	2,187

5 その他の営業収益及び費用

(1) その他の営業収益

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
条件付対価に係る公正価値変動額 (注記27)	5,966	18,383
有形固定資産および投資不動産の売却益	50,330	3,152
武田テバ薬品株式会社への事業譲渡益 (注記14)	30,366	14,166
子会社株式売却益	56,625	2,553
保険金収入	799	8,279
その他	15,777	13,680
合計	159,863	60,213

(2) その他の営業費用

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
寄付金	3,627	8,513
事業構造再編費用 (注記23)	82,962	181,040
在外営業活動体の清算損	2,112	—
子会社株式売却損	4,016	—
承認前在庫にかかる評価損 (△は益)	△4,113	30,411
売却目的で保有する資産の減損 (注記19)	—	12,897
その他	14,555	15,830
合計	103,159	248,691

当年度における売却目的で保有する資産の減損は、中近東・アフリカ、およびロシア、ジョージアなどの独立国家共同体の国々で当社が販売する一部の医療用医薬品および一般用医薬品製品のポートフォリオを譲渡したことによるものであります。なお、一部、売却目的で保有する資産の減損損失が事業構造再編費用に含まれております。

前年度における有形固定資産および投資不動産の売却益は、主に旧東京本社ビルの売却益が含まれております。また、前年度における子会社株式の売却益では、旧大阪本社ビルを含む不動産事業の譲渡に伴う連結子会社株式の譲渡や、当社グループが保有していた広東テックプール・バイオフィーマCo., Ltd. の全株式を売却したことによる株式売却益を計上しております。

6 金融収益及び費用

(1) 金融収益

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
受取利息	6,619	11,202
償却原価で測定される金融資産に係る受取利息	6,171	10,763
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る受取利息	448	248
サブリースに係る受取利息	—	191
受取配当金	2,614	1,444
その他の包括利益を通じて公正価値で測定され、当年度に処分された金融資産に係る受取配当金	1,353	603
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る受取配当金	1,116	745
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る受取配当金	145	96
為替差益	7,007	10,979
条件付対価に係る公正価値変動額（注記27）	—	3,478
その他	603	728
合計	16,843	27,831

(2) 金融費用

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
支払利息	48,158	149,010
金融負債に係る支払利息	—	137,176
リース負債に係る支払利息	—	11,834
条件付対価に係る公正価値変動額（注記27）	3,743	4,637
デリバティブ評価損	11,365	1,790
Shire社買収のためのブリッジローン契約に伴うファシリティー・フィー	16,102	—
その他	3,921	9,569
合計	83,289	165,006

7 法人所得税

(1) 法人所得税費用(便益)

法人所得税費用(△便益)の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期税金費用	61,606	238,856
繰延税金費用 (△は便益)	△69,074	△343,900
合計	△7,468	△105,044

当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う当期税金費用の減少額は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ10,875百万円および4,667百万円であります。

繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う繰延税金費用の減少額は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ6,975百万円および62,015百万円であります。

当社グループは主に、法人税、住民税および損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した2019年3月期および2020年3月期における法定実効税率は、ともに30.6%であります。

各年度の国内の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりであります。

(単位：%)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
国内の法定実効税率 (注1)	30.6	30.6
課税所得計算上減算されない費用 (注2)	17.3	△42.9
未認識の繰延税金資産および繰延税金負債の増減 (注3)	△45.8	207.5
税額控除 (注4)	△10.0	57.8
在外子会社の適用税率との差異 (注5)	3.7	△117.7
在外子会社未分配利益に係る税効果増減	5.9	△3.9
税率変更および税法改正による影響 (注6)	1.4	156.3
法人所得税の不確実性に係る調整 (注7)	△7.5	△28.2
課税所得計算上減算されないのれんの減損による影響	—	△9.1
条件付対価の公正価値変動による影響	△1.5	2.0
前年度の調整項目による影響	△0.5	5.8
組織再編による影響 (注8)	—	△96.8
その他	0.5	11.5
実際負担税率	△5.9	172.9

(注1) 前年度は税引前当期利益を計上したため、正の値は税金費用、負の値は税務便益を表しております。当年度は税引前当期損失を計上したため、正の値は税務便益、負の値は税金費用を表しております。

(注2) 2019年3月期における17.3%および2020年3月期における△42.9%には連結上内部取引消去されるため税引前利益には影響しないものの、異なる税務管轄地域間の内部取引に税率差が残ることによる影響を含んでおります。また、2019年3月期における17.3%にはShire社の取得にかかる課税所得計算上減算されない取引コストの影響を含んでおります。

(注3) 2019年3月期における△45.8%および2020年3月期における207.5%の影響は主に、子会社再編に伴う減資に関

連して生じた税務便益によるものであります。また、2020年3月期における207.5%の影響は、繰越欠損金の評価減の戻し入れにより生じた繰延税金便益の影響も含んでおります。

- (注4) 2020年3月期における57.8%の影響には、過年度における税額控除申告額の増加による影響が17.1%含まれております。
- (注5) 2019年3月期における3.7%および2020年3月期における△117.7%の影響は主に、在外子会社における合算課税によるものであります。
- (注6) 2020年3月期における156.3%の影響は主に、スイスの税制改革の施行による繰延税金便益によるものであります。
- (注7) 2019年3月期における△7.5%の影響は主に、税務調査において有利な結果となったことによるものであります。
- (注8) 2020年3月期における△96.8%の影響は主に、無形資産を事業活動に合わせて再編成したことによる税務管轄の変更から生じた繰延税金費用と、グループ内の法人の再編成において発生した税金費用によるものです。

税制改革及びAHV財源に係る連邦法(別称TRAFもしくはスイス税制改革法)が2019年5月19日に国民投票で可決され、また2019年9月1日にチューリッヒ州で可決された結果、当社グループはスイスの子会社の所有する資産の見積価額に関連する税務上の純資産のステップアップを認識しました。当該資産の償却額は課税所得の減算として、当該子会社の2020年から2029年の課税年度における将来の課税所得の一部と相殺可能です。この純資産のステップアップにより、2020年3月期において純額の税務便益102,499百万円を認識しております。上記の純資産のステップアップに関連する繰延税金資産の認識に加えて、当社グループは、スイス連邦税及び州税の税率の変更に応じたスイスにおける繰延税金資産および負債の再測定に係る繰延税金費用7,888百万円を認識しております。上記のスイス税制改革の施行の結果、当社グループは2020年3月期において純額で94,611百万円の税務上の便益を計上しております(税率変更及び税法改正による影響)。

当社グループの実際負担税率は、2019年3月期の△5.9%(税務便益)から2020年3月期の172.9%(税務便益)に増加しております。これは主に、2020年3月期におけるスイス税制改革法の施行から生じた非資金性の税務便益の認識によるものです(税率変更及び税法改正による影響)。また、2020年3月期の税務便益の増加は、過年度に未認識であった繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識の影響も含まれております(未認識の繰延税金資産および繰延税金負債の増減)。これらの有利な変更の一部は、不確実な税務ポジションに係る税務引当金の増加(法人所得税の不確実性に係る調整)および組織再編に係る税務上の影響によって一部相殺されております。

(2) 繰延税金

連結財政状態計算書上の繰延税金資産および繰延税金負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	88,991	308,102
繰延税金負債	△721,456	△710,147
純額	△632,465	△402,045

2020年3月期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債への取得対価の配分を完了しました。この結果、Shire社買収時に暫定的な評価額で認識した繰延税金負債867,061百万円を721,456百万円に遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細は注記31をご参照ください。

繰延税金資産および繰延税金負債の内訳および増減内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年4月 1日残高	当期利益へ の計上額	その他の包 括利益への 計上額	企業結合に よる増加	その他 (注)	2019年3月 31日残高
研究開発費	18,363	△5,512	—	16,355	650	29,856
棚卸資産	31,909	18,504	—	△26,261	△5,965	18,187
有形固定資産	△33,029	4,514	—	△58,523	△3,288	△90,326
無形資産	△168,958	41,675	—	△675,435	△9,727	△812,445
売却可能金融資産	△24,078	—	—	—	24,078	—
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定される金融資産	—	—	△1,202	15	△28,095	△29,282
未払費用および引当金等	68,333	△3,528	—	32,694	1,957	99,456
確定給付制度	2,378	422	3,241	9,959	448	16,448
繰延収益	17,768	283	—	△48	△520	17,483
繰越欠損金	47,687	30,418	—	49,060	△3,467	123,698
税額控除	36,421	△335	—	38,571	△979	73,678
子会社および関連会社に対する投資	△28,610	△20,353	—	△23,361	△1,211	△73,535
その他	6,071	2,986	720	△13,796	△1,664	△5,683
合計	△25,745	69,074	2,759	△650,770	△27,783	△632,465

(単位：百万円)

	2019年4月 1日残高	当期利益への 計上額	その他の包括利 益への計上額	その他(注)	2020年3月 31日残高
研究開発費	29,856	1,403	—	1,916	33,175
棚卸資産	18,187	31,156	—	△6,786	42,557
有形固定資産	△90,326	12,857	—	△5,058	△82,527
無形資産	△812,445	234,184	—	△121,589	△699,850
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定される金融資産	△29,282	△1,754	3,210	8,409	△19,417
未払費用および引当金等	99,456	29,056	—	7,408	135,920
確定給付制度	16,448	1,679	749	4,208	23,084
繰延収益	17,483	△2,862	—	92	14,713
繰越欠損金	123,698	△8,892	—	10,085	124,891
税額控除	73,678	10,413	—	△1,967	82,124
子会社および関連会社に対する投資	△73,535	8,979	—	1,697	△62,859
その他	△5,683	27,681	11,694	△27,548	6,144
合計	△632,465	343,900	15,653	△129,133	△402,045

(注) その他は、主に為替換算差額、売却目的で保有する資産および直接関連する負債に分類された繰延税金資産および負債の振り替え、資本の部に直接計上される項目に係る税効果であります。2019年3月期における、資本の部に直接計上される項目にかかる税金の影響は△1,992百万円であります。2020年3月期における、資本の部に直接計上される項目にかかる税金の影響はありません。

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、一部または全ての将来減算一時差異、繰越欠損金または税額控除が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、将来加算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の予測およびタックスプランニングを考慮しております。なお、認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準および繰延税金資産が認識できる期間における将来課税所得の予測に基づき、税務上の便益が実現する可能性が高いと判断しております。

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金、将来減算一時差異および繰越税額控除は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
繰越欠損金	843,923	1,580,235
将来減算一時差異	45,135	333,336
繰越税額控除	6,054	9,278

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金および繰越税額控除の金額と繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

繰越欠損金	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
1年目	—	—
2年目	1	—
3年目	22,690	40
4年目	163	23,454
5年目	615	753
5年超	748,917	1,522,251
無期限	71,537	33,737
合計	843,923	1,580,235

(単位：百万円)

繰越税額控除	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
5年未満	1,200	2,606
5年以上	4,460	6,394
無期限	394	278
合計	6,054	9,278

繰延税金資産を認識していない子会社に対する投資に係る一時差異の総額は、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ1,728,537百万円および1,638,847百万円であります。

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る一時差異の総額は、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ2,488,999百万円および3,496,081百万円であります。

8 1株当たり利益

当社の普通株主に帰属する基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は以下のとおりであります。

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	135,192	44,241
1株当たり当期利益の算定に使用する当期利益 (百万円)	135,192	44,241
普通株式の加重平均株式数 (千株)	961,477	1,557,204
希薄化効果の影響 (千株)	5,420	9,000
希薄化効果の影響調整後 (千株)	966,897	1,566,204
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益 (円)	140.61	28.41
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	139.82	28.25

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その会計年度の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。この計算には自己株式の平均株式数は含まれておりません。希薄化後1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その会計年度の発行済普通株式の加重平均株式数に希薄化効果を有するすべての潜在株式を普通株式に転換する際に発行されるであろう普通株式の加重平均株式数を加算した合計株式数で除して計算しております。

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の計算に含まれなかったストック・オプション等の潜在的普通株式は、2019年3月31日および2020年3月31日現在においてそれぞれ814千株であります。

9 その他の包括利益

その他の包括利益の当期発生額および組替調整額、ならびに税効果額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
確定給付制度の再測定		
当期発生額	△14,906	△7,147
税効果額	3,241	749
確定給付制度の再測定	△11,665	△6,398
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	39,276	△190,190
組替調整額	△3,134	399
税効果調整前	36,142	△189,791
税効果額	△5,166	△17,281
在外営業活動体の換算差額	30,976	△207,072
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動		
当期発生額	7,202	△6,722
税効果額	△1,202	3,210
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動	6,000	△3,512
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
当期発生額	△28,063	△37,626
組替調整額	△6,363	620
税効果調整前	△34,426	△37,006
税効果額	633	11,317
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△33,793	△25,689
ヘッジ・コスト		
当期発生額	△4,088	△344
組替調整額	△908	△890
税効果調整前	△4,996	△1,234
税効果額	87	377
ヘッジ・コスト	△4,909	△857
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		
当期発生額	△101	△181
組替調整額	7	—
税効果調整前	△94	△181
税効果額	—	—
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△94	△181
その他の包括利益合計	△13,485	△243,709

10 有形固定資産

(1) 種類別取得原価、減価償却累計額および減損損失累計額の増減ならびに帳簿価額

① 取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日残高	548,329	408,745	106,551	70,089	57,684	1,191,398
取得	123,099	12,974	7,374	383	44,564	188,394
企業結合による増加(注記31)	282,280	246,123	26,967	46,117	100,724	702,211
振替	42,353	9,511	3,055	△11,519	△55,388	△11,988
処分	△35,073	△23,933	△10,132	△3,397	△374	△72,909
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	△2,272	△167	△9,784	△69	—	△12,292
為替換算差額	1,819	△2,580	△1,270	125	△2,618	△4,524
その他	△3,490	△1,699	△625	△921	△2,033	△8,768
2019年3月31日残高	957,045	648,974	122,136	100,808	142,559	1,971,522
IFRS第16号の適用開始による使用権 資産の認識(注記2)	187,986	11,222	48	—	—	199,256
2019年4月1日残高	1,145,031	660,196	122,184	100,808	142,559	2,170,778
取得	23,745	11,548	10,269	2,290	93,097	140,949
振替	△35,993	23,232	8,153	11	△57,826	△62,423
処分	△14,354	△10,391	△9,374	—	△195	△34,314
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	△26,786	△7,042	△296	△3,465	△45,286	△82,875
為替換算差額	△18,979	△16,990	△4,012	△3,015	△4,726	△47,722
その他	△661	△861	1,930	—	△677	△269
2020年3月31日残高	1,072,003	659,692	128,854	96,629	126,946	2,084,124

② 減価償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日残高	△254,699	△309,759	△86,988	△395	△2,756	△654,597
減価償却費	△24,261	△29,888	△9,169	—	—	△63,318
減損損失	△355	△151	△72	—	△43	△621
振替	△1,269	374	895	—	—	—
処分	27,045	23,225	9,953	—	—	60,223
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	1,109	168	9,342	—	—	10,619
為替換算差額	1,203	3,535	831	21	9	5,599
その他	1,079	1,179	246	—	—	2,504
2019年3月31日残高	△250,148	△311,317	△74,962	△374	△2,790	△639,591
減価償却費	△60,570	△58,860	△19,324	—	—	△138,754
減損損失	△18,057	△710	△647	△601	—	△20,015
振替	37,101	3,931	882	—	—	41,914
処分	3,842	7,816	8,835	—	—	20,493
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	17,600	5,158	252	—	—	23,010
為替換算差額	7,427	6,856	2,449	15	8	16,755
その他	△439	1,491	△2,618	—	—	△1,566
2020年3月31日残高	△263,244	△345,635	△85,133	△960	△2,782	△697,754

③ 帳簿価額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日残高	293,630	98,986	19,563	69,694	54,928	536,801
2019年3月31日残高	706,897	337,657	47,174	100,434	139,769	1,331,931
2020年3月31日残高	808,759	314,057	43,721	95,669	124,164	1,386,370

(2) リース

有形固定資産に含まれているIAS第17号を適用して過去に認識されていたファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	合計
2018年4月1日残高	55,941	1,523	330	57,794
2019年3月31日残高	179,668	1,331	220	181,219

有形固定資産に含まれている使用権資産の取得原価の変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	合計
2019年4月1日残高	396,824	15,981	864	413,669
取得	16,077	2,211	93	18,381
処分	△11,666	△3,329	△239	△15,234
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	△1,545	△47	—	△1,592
為替換算差額	△1,604	△503	△2	△2,109
その他	355	△345	2	12
2020年3月31日残高	398,441	13,968	718	413,127

有形固定資産に含まれている使用権資産の減価償却累計額および減損損失累計額の変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	合計
2019年4月1日残高	△29,169	△3,428	△596	△33,193
減価償却費	△32,422	△4,214	△147	△36,783
減損損失	△1,831	—	△6	△1,837
処分	1,665	1,118	233	3,016
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	1,375	—	—	1,375
為替換算差額	1,011	162	1	1,174
その他	137	3	△1	139
2020年3月31日残高	△59,234	△6,359	△516	△66,109

有形固定資産に含まれている使用権資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	合計
2020年3月31日残高	339,207	7,609	202	347,018

当社グループのリース負債の測定に含めていないリースに係る費用は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
短期リースに係る費用	5,772
少額資産のリースに係る費用（短期リース除く）	1,560
変動リース料に係る費用	8,172
合計	15,504

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、2020年3月期において、41,834百万円であります。

(3) 減損損失

連結純損益計算書にて認識している減損損失は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
売上原価	△35	△29
販売費及び一般管理費	△354	△469
研究開発費	△41	△293
その他の営業費用	△191	△19,224
合計	△621	△20,015

2019年3月期の減損損失は、主として日本国内における管理および販売活動に供しており当期中に売却された資産に関連しております。2020年3月期の減損損失は、主として湘南ヘルスイノベーションパークに関連して認識し、事業構造再編費用の一部として計上したものです（注記5）。

減損した資産の帳簿価額は回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は、予定される設備の売却取引または類似の取引で提示された売却価格から不動産販売手数料などの処分コストを控除することにより測定されます。当該公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

11 のれん

(1) 取得原価および減損損失累計額の増減ならびに帳簿価額

① 取得原価

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
期首残高	1,029,291	4,240,251
企業結合による増加(注記31)	3,183,657	3,387
連結除外	△3,899	—
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	—	△116,524
為替換算差額	31,202	△114,586
期末残高	4,240,251	4,012,528

② 減損損失累計額

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
期首残高	△43	—
連結除外	40	—
為替換算差額	3	—
期末残高	—	—

③ 帳簿価額

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
期首残高	1,029,248	4,240,251
期末残高	4,240,251	4,012,528

2020年3月期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債への取得対価の配分を完了しました。この結果、Shire社買収時に、暫定的な評価額で認識したのれん3,087,369百万円を3,165,513百万円に遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細は注記31をご参照ください。

(2) のれんの減損テスト

2019年3月期において、当社グループはのれんを資金生成単位グループである「全世界における医療用医薬品」、「米国および日本を除く医療用医薬品」および「その他」に配分しておりました。2020年3月期において、Shire社買収や当社グループのシナジー最大化のためのその後の事業統合を契機とした、経営管理体制および報告体制の再編により、当社グループはのれんの配分を変更しました。その結果、2020年3月31日現在において、のれんの減損テストは単一の事業セグメント単位で実施しており、これはのれんを内部管理目的で監視している単位を表しています。なお、当社グループは、変更前の資金生成単位グループに基づき実施した減損テストの結果、減損損失を認識しておりません。

2019年3月31日現在におけるのれんは以下の資金生成単位グループに配分されております。

(単位：百万円)

資金生成単位グループ	前年度 (2019年3月31日)
全世界における医療用医薬品	3,764,200
米国および日本を除く医療用医薬品	403,474
その他	72,577
合計	4,240,251

のれんの減損損失は、回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に認識しております。回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額であります。

2019年3月期において、資金生成単位グループの回収可能価額は使用価値により見積られております。使用価値は、経営陣によって承認された3年間の将来予測を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しており、適切な成長率および割引率を使用しております。将来予測に用いられる仮定には、製品の上市、競合品との競争、価格政策、ジェネリック品の市場参入、および独占販売権の終了が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは過去の経験、外部の情報源、競合他社の活動に関する知識、および業界動向を考慮しております。

回収可能価額（使用価値）の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

	成長率	割引率（税引後）	割引率（税引前）
	資金生成単位グループが属する国もしくは市場の長期平均成長率による算定	資金生成単位グループが属する国もしくは市場の加重平均資本コストによる算定	資金生成単位グループが属する国もしくは市場の加重平均資本コストによる算定
前年度（2019年3月31日）	1.3%～2.8%	6.1%～11.8%	8.8%～15.5%

2020年3月期において、回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により見積られております。処分コスト控除後の公正価値は、5年間の将来予測を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いた上で処分コスト見積額を控除して算定しており、適切な成長率および割引率を使用しております。将来予測に用いられる仮定には、製品の上市、競合品との競争、価格政策、ジェネリック品の市場参入、および独占販売権の終了が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは過去の経験、外部の情報源、競合他社の活動に関する知識、および業界動向を考慮しております。この評価技法は観察可能な市場データでないインプットを使用しているため、この処分コスト控除後の公正価値は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されます。

更なる検証として、当社グループは、2020年3月31日現在で当社グループの株式時価総額が資本の帳簿価額を大きく超過していることを確認しております。

減損テストの割引キャッシュ・フロー法で使用された永久成長率および割引率は以下の通りです。

	当年度（2020年3月31日）
永久成長率	0.0%
割引率（税引後）	7.0%

永久成長率は経営陣の長期的な平均成長率の見積りに基づいております。割引率は当社グループの加重平均資本コスト（WACC）に基づいております。

なお、回収可能価額は帳簿価額を上回っており、使用した仮定に合理的な範囲で変動があった場合にも減損は発生しないと判断しております。

12 無形資産

(1) 種類別取得原価、償却累計額および減損損失累計額の増減ならびに帳簿価額

① 取得原価

(単位：百万円)

	ソフトウェア	製品に係る 無形資産	その他	合計
2018年4月1日残高	84,785	2,020,861	22,204	2,127,850
取得	26,188	29,857	141	56,186
企業結合による増加(注記31)	51,722	3,780,775	—	3,832,497
処分	△2,522	△131	△11	△2,664
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	△120	—	—	△120
連結除外	△220	△28,794	△4	△29,018
為替換算差額	404	60,382	3	60,789
2019年3月31日残高	160,237	5,862,950	22,333	6,045,520
取得	28,274	77,016	44	105,334
処分	△20,078	△5,179	△10,573	△35,830
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	△83	△179,788	—	△179,871
為替換算差額	△3,430	△151,746	△38	△155,214
2020年3月31日残高	164,920	5,603,253	11,766	5,779,939

② 償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	製品に係る 無形資産	その他	合計
2018年4月1日残高	△51,771	△1,050,864	△10,951	△1,113,586
償却費	△13,774	△169,972	△61	△183,807
減損損失	△53	△8,645	—	△8,698
処分	2,388	22	6	2,416
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	59	—	—	59
連結除外	153	17,888	4	18,045
為替換算差額	55	△8,858	23	△8,780
2019年3月31日残高	△62,943	△1,220,429	△10,979	△1,294,351
償却費	△32,771	△412,074	△29	△444,874
減損損失	△4,731	△43,346	—	△48,077
処分	19,784	3,029	10,573	33,386
売却目的で保有する資産への振替 (注記19)	—	96,608	—	96,608
為替換算差額	2,101	46,629	—	48,730
2020年3月31日残高	△78,560	△1,529,583	△435	△1,608,578

③ 帳簿価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	製品に係る 無形資産	その他	合計
2018年4月1日残高	33,014	969,997	11,253	1,014,264
2019年3月31日残高	97,294	4,642,521	11,354	4,751,169
2020年3月31日残高	86,360	4,073,670	11,331	4,171,361

各決算日において重要な自己創設無形資産はありません。

製品に係る無形資産の構成は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	上市後製品	仕掛研究開発品	帳簿価額の合計
2018年4月1日残高	698,329	271,668	969,997
2019年3月31日残高	4,135,520	507,001	4,642,521
2020年3月31日残高	3,602,384	471,286	4,073,670

上市後製品とは、主に販売可能となった製品に関連するライセンスであります。研究開発局面にあるものは開発中の製品および、当社グループのライセンス(導入)契約および共同研究開発契約に関連して獲得した開発中の製品に関する販売ライセンスであります(注記13)。

重要な無形資産に関する情報は以下のとおりであります。

		帳簿価額 (単位：百万円)		残存償却期間
		前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
免疫グロブリン	上市後製品	860,201	788,628	15年
Takhzyro	上市後製品	620,926	567,589	14年
バイバンス/ビバンセ	上市後製品	620,117	517,695	6年
アドベイト/アディノベイト	上市後製品	355,163	313,509	10年
アルンブリグ	仕掛研究開発品	163,738	160,580	—
	上市後製品	85,251	76,688	11年

2020年3月期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債への取得対価の配分を完了しました。この結果、Shire社買収時に、暫定的な評価額で認識した無形資産3,899,298百万円を3,769,076百万円に遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細は注記31をご参照ください。

(2) 減損損失

当社グループの無形資産の減損評価には、見積販売価格およびコスト、規制当局による承認の可能性、想定している市場および当該市場における当社グループのシェア等、回収可能価額の見積りにおいて経営者による重要な判断が必要となります。上市後製品に関連する無形資産の最も重要な仮定は治療領域の製品市場シェアおよび見積価格であり、開発中製品および研究開発局面に関連する無形資産の最も重要な仮定は規制当局による承認の可能性であります。当該仮定の変更は、期中に計上される減損損失の金額に重大な影響を及ぼす可能性があります。例えば、臨床試験が否定的な結果となった場合は、仮定の変更により減損が生じる可能性があり、臨床試験が失敗に終わり開発資産を代替使用できない場合には、開発中製品に関連する無形資産を全額減損処理する可能性があります。

当社グループは、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ8,698百万円の減損損失および48,077百万円の減損損失を計上しております。これらの損失は、主に連結純損益計算書上の「製品に係る無形資産償却費及び減損損失」に計上されております。

当社グループは、2019年3月期において、主としてオンコロジー（がん）製品の開発に係る共同研究開発契約の終了により、8,698百万円の減損損失を計上しております。当該減損処理した無形資産の回収可能価額は、29,667百万円であります。

当社グループは、2020年3月期において、主として希少疾患製品の開発中止および希少疾患製品の治験デザイン変更に伴う開発費の将来発生見込額の増加により、48,077百万円の減損損失を計上しております。当該減損処理した無形資産の回収可能価額は、11,815百万円であります。

減損損失は帳簿価額から回収可能価額を控除して計算されます。

回収可能価額（使用価値）の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

	割引率（税引後）
2019年3月31日	11.0%
2020年3月31日	7.0~8.0%

回収可能価額のうち一部は処分コスト控除後の公正価値（売却見込額等）により測定しており、当該公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

13 共同研究開発契約およびライセンス契約

当社グループは、共同研究開発契約およびライセンス契約を締結しております。

(1) 導出契約

当社グループは、様々な導出契約を締結しており、特定の製品または知的財産権に関するライセンスを付与し、その対価として契約一時金、パートナーの株式、開発マイルストーン、販売マイルストーン、売上を基準とするロイヤルティ等を受領しております。これらのマイルストーンにかかる変動対価の受取は不確実であり、ライセンシーによる特定の開発マイルストンの達成や、指定された年間正味売上水準の到達に左右されます。

(2) 共同研究開発契約およびライセンス（導入）契約

通常、これらの契約では、提携企業の製品または開発中の製品の販売権を獲得し、その対価として、契約締結時の一時金の支払いの他、将来の開発、規制当局からの承認取得、またはコマーシャルマイルストーンおよびロイヤルティの支払いに対する義務を負います。これらの契約においては、当社グループおよびライセンシーは、ライセンス製品の開発および販売に積極的に関与しており、晒されるリスクおよび得られる経済的価値はその商業的な成功に依存する場合があります。

これらの共同研究開発契約および導入契約の条件に基づいて、当社グループは、各年度において以下の支払いを行いました。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
契約一時金およびマイルストーン	29,857	77,016
共同研究開発およびライセンス（導入）パートナーの株式取得	5,994	1,317

これらの共同研究開発契約およびライセンス（導入）契約の中、当社グループが過去3連結会計年度において締結した主要なものは以下のとおりであります。

① GlaxoSmithKline plc. (以下、「GSK社」)

2017年7月、当社グループとTESARO, Inc. (以下、「TESARO社」)は、TESARO社の有するポリADPリボースポリメラーゼ (PARP) 阻害薬Niraparibについて、独占的開発・販売に関するライセンス契約を締結いたしました。2019年3月期においてTESARO社はGSK社に買収されました。当該契約は、当社グループに、日本におけるNiraparibに関する全てのがんに関して、また、韓国、台湾、ロシア、およびオーストラリアにおける前立腺がんを除く全てのがんに関して独占的開発・販売権を供与するものであります。2020年3月、オーストラリアにおけるライセンス契約を解消いたしました。当該契約に基づき、GSK社は、契約一時金を受領し、今後の承認および販売の成果に応じた追加的なマイルストーン支払いを受領する権利を有します。また、同社は売上に応じたロイヤルティを受領する権利を有しております。

② Denali Therapeutics (以下、「Denali社」)

2018年1月、当社グループとDenali社は、3つの神経変性疾患治療薬候補の開発および販売に関して提携契約を締結いたしました。各治療薬候補の開発プログラムは、アルツハイマー病やその他の神経変性疾患に対する遺伝学的に検証されたターゲットを対象としており、Denali社が有する脳へのバイオ治療薬移行性を高めるAntibody Transport Vehicle (ATV) プラットフォーム技術を用います。当該契約に基づき、当社グループはオプション権およびDenali社の株式購入対価として契約一時金を支払っております。またDenali社は、開発および販売のマイルストーン支払いを受領する権利を有しております。Denali社は、新薬治験許可申請前における3つそれぞれのプログラムに対する全ての開発活動およびそれに伴う費用を負担しております。当社グループは、3つのプログラムそれぞれについて共同開発および共同販売のオプション権を有しております。当社グループがオプション権を行使した場合、両社は共同で開発を行い、均等に費用を負担することになります。Denali社は早期臨床開発をリードし、当社グループは後期臨床開発をリードいたします。当社グループとDenali社は米国および中国において共同で販売活動を行い、当社グループはその他全ての市場における独占的販売権を有しております。両社はグロ

ーバルにおける利益を均等に分配いたします。

③ Wave Life Sciences Ltd. (以下、「Wave社」)

2018年2月、当社グループとWave社は、中枢神経系障害のための核酸療法の発見、開発、販売に関する契約を締結いたしました。当該契約により、当社グループはハンチントン病 (HD)、筋萎縮性側索硬化症 (ALS)、前頭側頭型認知症 (FTD)、脊髄小脳失調症3型 (SCA3) の領域で、共同開発、共同販売するオプション権を有しているとともに、アルツハイマー病やパーキンソン病等の中枢神経系障害に対する複数の前臨床プログラムのライセンスを有しております。当社グループは、Wave社に対して契約一時金の支払い、Wave社への株式投資を行い、将来において開発および販売マイルストンの支払いが求められます。

④ Rani Therapeutics LLC (以下、「Rani社」)

2019年1月、当社グループは、Shire社の買収を通じて、血友病A患者に対するFactor VIII (FVIII) 治療の経口デリバリーにおけるRANI PILL技術の使用に係る研究に関して、Rani社との提携契約を獲得いたしました。当該提携契約により、当社グループは、実現可能性調査およびRani社の0.84%の株式の取得を完了した後に、FVIII治療のデリバリー技術を開発、販売する権利を交渉する独占オプション権を有しております。

⑤ Novimmune S.A. (以下、「Novimmune社」)

2019年1月、当社グループは、Shire社の買収を通じてNovimmune社とのライセンス契約を獲得いたしました。当該契約により、当社グループは血友病Aや血友病Aインヒビター患者の治療のための二重特異性抗体の全世界における独占的開発・販売権を有しております。当社グループは当該契約に基づき、開発を行い、承認された場合は製品を販売いたします。Novimmune社は、臨床、医薬品の承認申請、販売段階における進捗に基づくマイルストン支払いや一桁台のロイヤルティを受領する権利を有しております。

⑥ AB Biosciences Inc. (以下、「AB Biosciences社」)

2019年1月、当社グループは、Shire社の買収を通じてAB Biosciences社とのライセンス契約を獲得いたしました。当該契約により、当社グループは、組み換え免疫グロブリンの候補製品の全世界における独占的開発・販売権と、全受容体相互反応作用に関するAB Biosciences社の知的財産権の全世界における独占的ライセンスを有しております。AB Biosciences社は、研究、開発および販売のマイルストン支払いおよび段階的なロイヤルティを受領する権利を有しております。

⑦ The University of Texas MD Anderson Cancer Center (以下、「MD Anderson」)

2019年10月、当社グループとMD Andersonは、B細胞性悪性腫瘍やその他のがんをターゲットとしたIL-15分泌促進型キメラ抗原受容体を発現した臍帯血由来NK (CAR NK) 細胞療法に関し、独占的ライセンス契約ならびに共同研究開発契約を締結いたしました。

本契約に基づき、当社グループはMD AndersonのCAR NK基盤技術へのアクセス権と、CD19をターゲットとしたCAR NK細胞療法や、B細胞成熟抗原 (BCMA) をターゲットとしたCAR NK細胞療法を含む最大4つのプログラムについての開発および販売に関する独占的権利を獲得します。当社グループおよびMD Andersonはまた、これらのCAR NKプログラムの開発をさらに進展させるための共同研究を実施します。

当社グループは、本契約に基づき、あらゆるCAR-NK製品の開発、製造および商用化の責任を負います。MD Andersonは、契約一時金を受領するとともに、開発および販売マイルストン、これらのCAR NK製品の正味売上高に応じた段階的ロイヤルティを受領する権利を有します。

14 持分法で会計処理されている投資

(1) 重要性のある関連会社

武田テバファーマ株式会社（以下、「武田テバファーマ」）は、当社グループとイスラエルに本社をおく Teva Pharmaceutical Industries Ltd.（以下、「テバ社」）が設立した合弁会社であります。

当社グループは、2016年4月1日付で、当社グループの特許期間および再審査期間が満了した日本における医療用医薬品事業（以下、「長期収載品事業」）を会社分割（吸収分割）により武田テバファーマの連結子会社である武田テバ薬品株式会社（以下、「武田テバ薬品」）に承継し、対価として武田テバファーマの発行済株式総数の49.0%の株式の交付を受けました。武田テバファーマの残りの株式は、テバ社の子会社が所有しています。なお、承継した長期収載品事業の処分日における帳簿価額は3,755百万円でありました。当社グループは、武田テバファーマに対して重要な影響力を有していると判断しており、持分法を適用しております。当社グループは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従って、受領した対価（武田テバファーマの株式）の公正価値と当該事業の帳簿価額との差額のうち、実現した範囲で譲渡益を認識し、49%の譲渡益は繰り延べております。繰り延べられた未実現利益は、取得価格の配分過程にて識別した無形資産と同じ15年にわたり償却しております。未実現利益の償却はその他の営業収益に計上しております。

武田テバファーマはジェネリック医薬品事業を営んでおり、長期収載品事業およびジェネリック医薬品事業を営む武田テバ薬品と日本において一体となって事業を行っております。当社グループは、武田テバ薬品に対して長期収載品の供給を行うことにより製品売上収益を認識するとともに、武田テバファーマおよび武田テバ薬品のジェネリック医薬品も含めた製品を当社グループがその流通網を通じて医療機関に提供することにより役務収益を認識しております。

武田テバ薬品を含めた武田テバファーマの要約連結財務情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
売上収益	89,686	79,987
当期損失	△87,106	△49,443
その他の包括利益	—	—
当期包括利益合計	△87,106	△49,443
当期包括利益合計 (49.0%)	△42,682	△24,227
その他の連結調整	211	32
当期包括利益合計の当社グループ持分	△42,471	△24,195

（単位：百万円）

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
非流動資産	111,379	93,221
流動資産	108,423	114,827
非流動負債	△15,615	△11,365
流動負債	△18,695	△17,631
資本	185,492	179,052
資本のうち当社グループ持分 (49.0%)	90,891	87,735
のれん	32,921	10,921
未実現利益	△39,881	△24,689
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	83,931	73,967

2019年3月期および2020年3月期において、武田テバ薬品を含めた武田テバファーマの当期損失には、日本における薬価制度改革や事業環境の変化に伴い計上された減損損失がそれぞれ117,890百万円、68,546百万円が含まれており、当社グループの持分相当はそれぞれ50,183百万円、30,070百万円であります。

2019年3月期および2020年3月期においては、当社グループは武田テバファーマから配当金を受領しておりません。武田テバファーマが配当を行うには、合弁会社2社の合意が必要であります。

(2) 個々に重要性のない関連会社

個々に重要性のない関連会社に関する財務情報は、以下のとおりであります。

なお、これらの金額は、当社グループの所有割合に基づくものであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期利益 (△は損失)	△1,156	208
その他の包括利益	△94	△181
当期包括利益合計	△1,250	27

個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	24,254	33,367

15 その他の金融資産

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
デリバティブ資産	8,315	25,629
転換社債への投資	9,865	9,418
負債性金融資産への投資	1,608	1,029
資本性金融資産への投資	168,732	127,455
条件付対価契約に関する金融資産	—	92,516
拘束性預金	15,577	8,490
その他	10,916	13,406
合計	215,013	277,943
その他の金融資産 (非流動)	191,737	262,121
その他の金融資産 (流動)	23,276	15,822

2019年3月31日および2020年3月31日現在の資本性金融商品には上場会社への投資がそれぞれ119,907百万円および79,218百万円含まれており、注記27で定義されている公正価値ヒエラルキーはレベル1と判断しております。残りの資本性金融商品は、主に共同研究開発契約およびライセンス契約の締結に伴い取得した投資に関連しており(注記13)、公正価値ヒエラルキーはレベル3と判断しております。

2020年3月31日現在の条件付対価契約に関する金融資産は、「XIIDRA」の売却に伴い認識されたもので(注記27)、公正価値ヒエラルキーはレベル3と判断しております。

2019年3月31日現在の拘束性預金は、主に当社グループによる企業結合に関連する預託金であり、2020年3月31日現在の拘束性預金は、主に当社グループによる企業結合に関連する預託金および保険契約に関連する預金であります。

16 棚卸資産

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	267,323	205,979
仕掛品	490,752	395,842
原材料及び貯蔵品	161,595	157,778
合計	919,670	759,599

2020年3月期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債への取得対価の配分を完了しました。この結果、Shire社買収時に、暫定的な評価額で認識した棚卸資産825,985百万円を751,832百万円に遡及修正しております。完了した取得対価の配分の詳細は注記31をご参照ください。

売上原価として計上された棚卸資産の評価損は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ9,321百万円および37,210百万円であります。

17 売上債権及びその他の債権

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
売上債権	698,601	715,159
その他の債権	84,226	86,297
損失評価引当金	△3,318	△5,197
チャージバックおよびその他の引当金	△37,602	△39,254
合計	741,907	757,005

18 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	462,890	188,640
短期投資	239,203	448,974
合計	702,093	637,614

19 売却目的で保有する資産または処分グループ

当社グループは、連結財政状態計算書において特定の資産を売却目的保有に分類しております。非流動資産および処分グループの帳簿価額が主に売却により回収される見込みであり、売却の可能性が非常に高いと考えられる場合に、売却目的で保有する資産に振り替えております。売却目的で保有する非流動資産および処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で計上しております。

売却目的保有に分類された処分グループを、帳簿価額と、売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で計上する際に測定される利得または損失は、その他の営業収益または営業費用に計上しております。

(1) 売却目的で保有する資産

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
持分法で会計処理されている投資	450	—
合計	450	—

2019年3月31日現在における売却目的保有資産は持分法で会計処理されているPRA Health Sciencesへの投資であり、経営者による売却の意思決定に基づき売却目的保有に分類されたものであります。当該持分法で会計処理されている投資の売却目的保有への分類により生じた減損損失はありません。当該投資は、2019年5月に売却済みであります。資産の公正価値は予定売却価格から処分費用を控除したものであります。

2019年3月31日における売却目的で保有する資産の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

(2) 売却目的で保有する処分グループ

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
有形固定資産	451	41,316
のれん	—	63,538
無形資産	463,772	27,513
棚卸資産	21,096	3,266
売上債権及びその他の債権	179	—
現金及び現金同等物	629	—
繰延税金資産	1,738	21,073
その他	898	574
資産合計	488,763	157,280
退職給付に係る負債	383	—
引当金	93,978	80,841
仕入債務及びその他の債務	210	—
繰延税金負債	104,644	6,349
その他の金融負債	14,860	—
その他	959	—
負債合計	215,034	87,190

(注) 前年度末の売却目的で保有する処分グループにはShire社買収による特定の資産または処分グループが含まれません。

2019年3月31日現在の売却目的で保有する処分グループは、主に当社の連結子会社であるAxcelead Drug Discovery Partners, Inc.に関連する資産、負債であり、経営者が当該子会社を売却する決定を行ったため売却目的保有に振り替えられたものであります。なお、当該子会社株式は2019年4月に売却されております。資産の公正価値は予定売却価

格から処分費用を控除したものであり、売却目的で保有する資産の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

また、2019年3月31日現在の売却目的で保有する処分グループは、Shire社買収日において、譲渡する意図を有しており売却目的で保有していた特定の資産または処分グループを含んでおります。これには、買収後に売却することを公表した「XIIDRA」(lifitegrast点眼剤)に関連する処分グループ、および当社がShire社を買収したことに伴い欧州委員会(以下、「EC」)で処分を要請された研究開発中のSHP647に関連する資産を含んでおります。

当社グループは、2020年3月期に「XIIDRA」に関連する処分グループを375,536百万円で売却しております。なお、「XIIDRA」の売却が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。また、当社グループは、2020年3月期中近東・アフリカ、およびロシア、ジョージアなどの独立国家共同体の国々で当社グループが販売する一部の医療用医薬品および一般用医薬品製品のポートフォリオを譲渡する契約を締結しました。当社グループは当該製品に関連する資産及び関連する負債を売却目的で保有する処分グループとして振替えるとともに、当年度中に85,578百万円で譲渡完了しております。これらの売却収入は2020年3月期に連結キャッシュ・フロー計算書に計上された事業売却による収入461,546百万円の大部分を構成しております。

2020年3月31日現在の売却目的で保有する処分グループは、主に以下のとおりであり、公正価値のヒエラルキーレベルはレベル3であります。

- ・2019年3月期において売却目的で保有する処分グループに含まれていた研究開発中のSHP647に関連する資産については、2020年3月31日現在においても譲渡契約の締結に至らなかったため、2020年3月31日現在において売却目的で保有する処分グループに含まれております。なお、当該資産は2020年5月にECが当社グループの売却義務を解除することを決定したため(注記33)、2021年3月期において、売却目的で保有する処分グループへの振替を中止する予定です。
- ・アイルランドの製造拠点および日本の湘南ヘルスイノベーションパーク設備の売却を経営者が決定し、売却契約を締結したことに伴い、関連する有形固定資産を売却保有目的に振替えております。
- ・2020年3月に、当社グループがラテンアメリカで販売する一部の医療用医薬品および一般用医薬品製品のポートフォリオをHypera S.A.へ譲渡する契約を締結し、当該製品に関連する無形資産、のれん等の資産及び負債を売却目的で保有する処分グループに振替えております。
- ・2019年5月に、「TachoSil」(手術用パッチ剤)をEthicon社へ譲渡する契約を締結し、当該製品に関連する無形資産、のれん等の資産及び負債を売却目的で保有する処分グループに振替えております。なお、2020年4月にECによる独占禁止法上の懸念が生じた結果、Ethicon社との譲渡契約は解除しましたが、当社グループは売却について他社との協議を継続いたします。

当社グループは、2019年3月期において、処分グループを売却目的保有に分類したことによる減損損失の計上はありません。2020年3月期において、当社グループは処分グループを売却目的保有に分類したことにより33,790百万円の減損損失をその他の営業費用に計上しております。なお、一部減損損失は事業構造再編費用に含まれております。

20 社債及び借入金

	前年度 (2019年3月31日) (百万円)	当年度 (2020年3月31日) (百万円)
社債 (注) 1	3,196,365	3,204,965
短期借入金 (注) 2	500,002	5,014
長期借入金 (注) 2	2,054,584	1,883,325
合計	5,750,951	5,093,304
社債及び借入金 (非流動)	4,766,005	4,506,487
社債及び借入金 (流動)	984,946	586,817

(注) 1 社債の内訳は以下のとおりであります。

銘柄	発行通貨ベースの元 本額	前年度 (2019年3月31日) (百万円)	当年度 (2020年3月31日) (百万円)	利率 (%)	償還期限
第14回 無担保社債	60,000百万円	59,992	—	0.540	2019年7月
第15回 無担保社債	60,000百万円	59,968	59,993	0.704	2020年7月
劣後特約付 ハイブリッド社債	500,000百万円	—	496,773	2024年10月6日 まで1.720 上記以降 6ヶ月LIBOR+マ ージン (1.750-2.750)	2079年6月
米ドル建 無担保普通社債	500百万米ドル	55,129	54,129	2.450	2022年1月
2018年度ユーロ建 無担保普通社債 (変動金利)	1,750百万ユーロ	216,717	208,229	3ヶ月EURIBOR +マージン (0.550-1.100)	2020年11月～ 2022年11月
2018年度ユーロ建 無担保普通社債 (固定金利)	5,750百万ユーロ	708,860	681,244	0.375-3.000	2020年11月～ 2030年11月
2018年度米ドル建 無担保普通社債 (固定金利)	前年度 5,500百万米ドル 当年度 4,500百万米ドル	605,261	485,780	4.000-5.000	2021年11月～ 2028年11月
Shire社買収により 引き継いだ米ドル建 無担保普通社債	前年度 12,100百万米ドル 当年度 8,800百万米ドル	1,278,490	910,252	2.400-3.200	2021年9月～ 2026年9月
Shire社買収により 引き継いだ米ドル建 無担保普通社債	前年度 1,925百万米ドル 当年度 1,520百万米ドル	211,948	164,565	3.600-5.250	2022年6月～ 2045年6月
コマーシャル ペーパー	144,000百万円	—	144,000	—	2020年4月～ 6月
合計		3,196,365	3,204,965		

(注) 2 借入金の内訳は以下のとおりであります。

名称	発行通貨ベースの 元本額	前年度 (2019年3月31日) (百万円)	当年度 (2020年3月31日) (百万円)	利率 (%)	返済期限
2013年度 シンジケートローン	前年度 120,000百万円 当年度 60,000百万円	120,000	60,000	3ヶ月LIBOR+ 0.010	2020年7月
2016年度 シンジケートローン	200,000百万円	200,000	200,000	0.200-0.300	2023年4月～ 2026年4月
2017年度 シンジケートローン	113,500百万円	113,500	113,500	0.350	2027年4月
2017年度米ドル建 シンジケートローン	1,500百万米ドル	165,599	162,442	6ヶ月LIBOR+ 0.500	2027年4月
2019年度 シンジケートローン	500,000百万円	500,000	—	1ヶ月TIBOR+ 0.100	2019年7月
2019年度米ドル建 シンジケートローン	前年度 7,500百万米ドル 当年度 6,800百万米ドル	819,482	720,581	LIBOR +変動マージン (0.750-1.500)	2024年1月
2019年度米ドル建株 式会社国際協力銀行 ローン	3,700百万米ドル	409,346	401,450	6ヶ月LIBOR+ 0.600	2025年12月
その他		226,659	230,366		
合計		2,554,586	1,888,339		

当社グループは2019年6月6日に合計元本額500,000百万円の劣後特約付きハイブリッド社債（以下、「ハイブリッド債」）を発行しました。当発行による収入はShire社の買収に必要な資金を調達するために発行されたショートタームローンによる既存のシンジケートローンの返済に充てられました。当ハイブリッド債の返済期限は2079年6月6日ですが、当契約の規定に基づき、元本全額を、2024年10月6日以降の各利払日において早期償還する可能性があります。当ハイブリッド債に係る利息は、2024年10月6日までは1.720%、それ以降は6ヶ月LIBOR+マージン（1.750-2.750）の範囲内で毎年改定される利率に基づき半年毎に支払われます。なお、当ハイブリッド債に財務制限条項は付されておられません。

当社グループは2019年9月に7,000億円のコミットメントファシリティー契約を複数の日本および在外銀行と締結することに合意しました。当コミットメントファシリティーの期間は、2019年10月から最低5年間です。なお、当コミットメントファシリティーの契約締結にあたり、2020年3月に満期を迎える既存の短期コミットメントファシリティー3,000億円は、2019年9月に解約しております。当コミットメントファシリティーは、一般事業資金として使用することを目的としております。なお、2020年3月31日現在において当7,000億円のコミットメントファシリティーの使用はありません。

当社グループの長期融資契約には、特定の財務比率や社債及び借入金の上限額、その他の制限を規定する各種の制限条項を含む様々な財務制限条項が付されております。2020年3月期において、当社グループは特定の借入金に関する複数の財務制限条項を改定しました。この改定による主な変更は、2020年8月以降に最終返済期限を迎える一定の借入金を対象としております。当該変更は、連続する2連結会計年度において税引前利益がマイナスになることを禁じる財務制限条項の削除、およびこれに替わる毎年3月末および9月末において連結財政状態計算書における純負債の過去12か月間の連結EBITDA（連結EBITDAは契約書にて定義されたもの）に対する比率が一定水準を上回らないことを求める財務制限条項の導入が含まれます。2020年3月31日現在、当社グループは全ての財務制限条項を遵守しております。

当社グループの負債のうち、Shire社の買収に必要な資金を調達するために発行された社債および実行された借入は以下の通りです。

- 2018年度ユーロ建無担保普通社債（変動金利）
（1,000百万ユーロ（償還期限2020年、利率3ヶ月EURIBOR+0.550%）、750百万ユーロ（償還期限2022年、利率3ヶ月EURIBOR+1.100%））
- 2018年度ユーロ建無担保普通社債（固定金利）
（1,250百万ユーロ（償還期限2020年、利率0.375%）、1,500百万ユーロ（償還期限2022年、利率1.125%）、1,500百万ユーロ（償還期限2026年、利率2.250%）、1,500百万ユーロ（償還期限2030年、利率3.000%））
- 2018年度米ドル建無担保普通社債（固定金利）
（1,000百万米ドル（償還期限2020年、利率3.800%、2019年8月29日に全額償還）、1,250百万米ドル（償還期限2021年、利率4.000%）、1,500百万米ドル（償還期限2023年、利率4.400%）、1,750百万米ドル（償還期限2028年、利率5.000%））2020年3月31日現在の社債残高は4,500百万米ドルであります。
- 2019年度シンジケートローン
（総額500,000百万円を上限とする短期のシニアショートタームローンファシリティ契約（返済期限2019年7月、利率1ヶ月TIBOR+0.100%））当年度に全額返済済みであります。
- 2019年度米ドル建シンジケートローン
（総額7,500百万米ドルを上限とし、うち3,500百万米ドルまではユーロ建による借入が可能なタームローンクレジット契約（返済期限2024年、利率LIBOR+公募債格付に基づく変動マージン））2020年3月31日現在、米ドル建ておよびユーロ建ての借入残高は、それぞれ3,300百万米ドルおよび3,057百万ユーロであります。
- 2019年度米ドル建株式会社国際協力銀行ローン
（総額3,700百万米ドル（返済期限2025年、利率6ヶ月LIBOR+0.600%））

Shire社買収によりShire社から引き継いだ主な社債及び借入金は以下の通りです。

- 米ドル建無担保普通社債
（当社が債務保証、3,300百万米ドル（償還期限2019年、利率1.900%、2019年9月23日に全額償還）、3,300百万米ドル（償還期限2021年、利率2.400%）、2,500百万米ドル（償還期限2023年、利率2.875%）、3,000百万米ドル（償還期限2026年、利率3.200%））2020年3月31日現在の社債残高は8,800百万米ドルであります。
- 米ドル建無担保普通社債
（当社が債務保証、405百万米ドル（償還期限2020年、利率2.875%、2019年8月9日に全額償還）、220百万米ドル（償還期限2022年、利率3.600%）、800百万米ドル（償還期限2025年、利率4.000%）、500百万米ドル（償還期限2045年、利率5.250%））2020年3月31日現在の社債残高は1,520百万米ドルであります。
- Shire社のリボルビングクレジットファシリティ契約
2014年12月12日において、Shire社は多くの金融機関と2,100百万米ドルのリボルビングクレジットファシリティ契約を締結しておりましたが、当該契約は2019年2月に終了いたしました。

当社グループは、米ドル建無担保普通社債のうち200百万米ドルおよび2017年度米ドル建シンジケートローンのうち925百万米ドルに対し、発行時において、円建ての支払額を固定することを目的として金利通貨スワップ契約を締結しております。また、2020年7月が返済期限の2013年度シンジケートローン60,000百万円、2017年度米ドル建シンジケートローンのうち575百万米ドルおよび2021年3月期に発行予定の社債2,000百万米ドル、1,500百万ユーロに対し、支払金利を固定するため金利スワップ契約を締結しております。

21 その他の金融負債

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
デリバティブ負債（注記27）	8,745	52,589
ファイナンス・リース債務	179,411	—
リース負債（注記27）	—	369,459
条件付対価契約に関する金融負債 （注記27）	67,294	41,664
その他	31,965	31,123
合計	287,415	494,835
その他の金融負債（非流動）	240,215	399,129
その他の金融負債（流動）	47,200	95,706

(1) IAS第17号に基づくファイナンス・リース債務（2019年4月1日より前）

ファイナンス・リース債務に係る将来の最低リース料の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	最低リース料総額	最低リース料総額の現在価値
	前年度 (2019年3月31日)	前年度 (2019年3月31日)
1年以内	6,925	2,145
1年超5年以内	37,738	9,634
5年超	288,470	167,632
合計	333,133	179,411
控除：財務費用	153,722	
最低リース料の現在価値	179,411	
ファイナンス・リース債務（非流動）	177,266	
ファイナンス・リース債務（流動）	2,145	

22 従業員給付

(1) 確定給付制度

当社および当社の一部連結子会社では、確定給付制度として、退職一時金、確定給付型年金制度等を採用しております。従業員が退職時、退職後に受け取る給付額は、通常、従業員の年齢、勤続年数、報酬、職位、および役務等の複数の要因によって算定されております。

当社グループの確定給付債務および制度資産の大半は、当社における確定給付制度によるものです。

確定給付型年金制度

日本

当社の確定給付型企業年金制度は積立型の確定給付年金制度であり、我が国の年金法の一つである確定給付企業年金法の定めに従い運用されております。従業員の勤続年数および当社への貢献度に応じ、一定期間（通常3年以上）勤務した従業員に給付が支払われます。

当社の年金基金（以下、「基金」）は、我が国の年金法に従って、当社から独立した組織として設立されており、当社グループは掛金の拠出が義務付けられております。基金の理事には、法令、法令に基づく厚生労働大臣および地方厚生局長からの通達、基金の規約および代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実に業務を遂行する責務が課されております。また、掛金拠出額は法令が認める範囲で定期的に見直され、必要に応じて調整を行っております。

海外

当社グループのその他の確定給付型年金制度については、現地の法令に基づき、上記と同様の方法で設立および運営されております。

確定給付債務の現在価値は、割引率、予定昇給率（給付の増加率）等の様々な数理計算上の仮定に基づき毎年算定されております。確定給付制度に関連して営業費用として計上している勤務費用は、現役加入者が当会計年度において稼得した年金給付から生じる確定給付債務の増加を表しております。当社グループは、投資およびその他の業績上のリスクに晒されており、定期拠出金、予想投資収益、および保有資産からの給付額が十分でないと予想される場合は、追加の拠出金が必要となる場合があります。

連結純損益計算書および連結財政状態計算書で認識した金額は以下のとおりであります。

連結純損益計算書

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
国内	4,621	4,769
海外	6,786	11,493
確定給付費用合計	11,407	16,262

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)			当年度 (2020年3月31日)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
確定給付債務の現在価値	198,293	227,975	426,268	190,552	226,400	416,952
制度資産の公正価値	223,191	80,625	303,816	211,114	79,600	290,714
退職給付に係る負債 (△は資産)	△24,898	147,350	122,452	△20,562	146,800	126,238
連結財政状態計算書						
退職給付に係る負債 (注)	9,461	147,435	156,896	9,817	146,800	156,617
退職給付に係る資産 (注)	34,359	85	34,444	30,379	—	30,379
連結財政状態計算書における 資産および負債の純額	△24,898	147,350	122,452	△20,562	146,800	126,238

(注) 退職給付に係る資産は、連結財政状態計算書上、「その他の非流動資産」に含まれております。

2019年3月期現在において、退職給付に係る資産のうち771百万円は「売却目的で保有する資産」に含まれており、退職給付に係る負債のうち383百万円は「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に含まれております(注記19)。

① 確定給付債務

(i) 現在価値の増減

各会計年度における確定給付債務の現在価値増減の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)			当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
期首残高	198,686	99,174	297,860	198,293	227,975	426,268
当期勤務費用	4,774	5,041	9,815	4,832	9,580	14,412
利息費用	1,390	2,356	3,746	1,166	4,021	5,187
確定給付制度の再測定						
人口統計上の仮定の変化 による数理計算上の差異	1,499	△44	1,455	△1,787	△1,155	△2,942
財務上の仮定の変化によ る数理計算上の差異	2,577	13,101	15,678	△5	4,417	4,412
実績修正	301	△1,301	△1,000	△1,351	△2,495	△3,846
過去勤務費用	71	—	71	46	△580	△534
清算	△262	—	△262	△70	48	△22
給付支払額	△11,784	△5,156	△16,940	△10,390	△10,419	△20,809
企業結合及び処分の影響額	1,041	116,060	117,101	△182	62	△120
為替換算差額	—	△1,256	△1,256	—	△5,054	△5,054
期末残高	198,293	227,975	426,268	190,552	226,400	416,952

確定給付債務の加重平均残存期間は、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ15.2年および15.9年であります。

(ii) 現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定

		前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
割引率	国内	0.6%	0.6%
	海外	1.7%	1.7%
昇給率	国内	0.2%	0.2%
	海外	2.2%	2.1%

(iii) 感応度分析

他の変動要因が一定である前提で、重要な数理計算上の仮定が0.5%変動した場合に、年度末の退職給付債務の現在価値に与える影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

			前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
割引率	国内	0.5%上昇した場合	△12,608	△11,855
		0.5%低下した場合	14,193	13,322
	海外	0.5%上昇した場合	△19,158	△19,559
		0.5%低下した場合	17,699	18,972
昇給率	国内	0.5%上昇した場合	499	484
		0.5%低下した場合	△470	△457
	海外	0.5%上昇した場合	2,745	3,041
		0.5%低下した場合	△3,995	△2,668

② 制度資産

確定給付制度に関する基金は当社グループから独立しておりますが、当社グループからの拠出のみを財源としております。制度資産の運用は、現在または将来の加入者に対する年金給付等の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクのもとで必要とされるリターンを長期的に確保することを目的としております。また、掛金等の収入と給付支出の中長期的な動向とその変動を考慮して十分な検討を行うこととしております。この目的、検討を踏まえ、投資対象としてふさわしい資産を選択するとともに、その期待収益率・リスク等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定しております。

(i) 公正価値の増減

各会計年度における制度資産の公正価値増減の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	期首残高	251,628		303,816
制度資産に係る利息収益	2,225		2,803	
確定給付制度の再測定				
制度資産に係る収益	468		△9,680	
事業主による拠出	5,706		9,036	
清算	—		851	
給付支払額	△12,923		△17,226	
企業結合及び処分の影響額	55,133		70	
為替換算差額	1,579		1,044	
期末残高	303,816		290,714	

2021年3月期における、確定給付制度への拠出金額は7,942百万円と予測しております。

(ii) 公正価値の資産種類別内訳

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)		当年度 (2020年3月31日)	
	活発な市場での 市場価格が あるもの	活発な市場での 市場価格が ないもの	活発な市場での 市場価格が あるもの	活発な市場での 市場価格が ないもの
	株式			
国内	15,025	3,444	10,519	2,622
海外	20,680	85,708	16,786	80,298
債券				
国内	1,040	16,523	2,196	13,080
海外	12,011	40,097	10,203	39,965
生命保険一般勘定	—	88,178	—	89,599
現金及び現金同等物	9,663	—	14,481	—
その他	404	11,043	△1,215	12,180
制度資産合計	58,823	244,993	52,970	237,744

活発な市場での市場価値がない株式および債券は、主に活発な市場に上場している株式および債券にかかる合同運用投資への出資が含まれます。生命保険一般勘定は生命保険会社が複数の契約の資金を合同運用する勘定であり、元本および一定の予定利率が保証されています。

(2) 確定拠出制度

当社および一部の連結子会社は確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の給付額は、拠出額、各加入者が選択した投資の運用実績、および加入者が選択した給付金の受給形式に基づいております。これらの制度への拠出は、通常、独立して管理されている基金に対して行われます。これらの制度について、当社グループが支払う拠出金は営業費用として計上しております。当社グループは、確定拠出制度について、投資リスクやその他の業績上のリスクに晒されておられません。

確定拠出制度に関して費用として計上された金額は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ21,068百万円および25,138百万円であります。なお、これらの金額には公的制度への拠出に関して費用として認識した金額を含んでおります。

(3) その他の従業員給付費用

退職給付以外の従業員給付に係る費用のうち主なものは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
給料	272,930	417,860
賞与	89,439	135,938
その他	93,711	157,722

上記には解雇給付費用を含んでおりません。

23 引当金

引当金の内訳および増減内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	訴訟引当金 (注記32)	事業構造再編に 係る引当金	売上割戻及び返 品調整に関する 引当金	その他	合計
2018年4月1日残高	23,182	12,616	101,841	23,184	160,823
期中増加額	10,382	30,547	441,188	13,208	495,325
企業結合による引継ぎ	29,570	14,506	218,852	10,434	273,362
期中減少額(目的使用)	△11,426	△8,594	△462,335	△10,836	△493,191
期中減少額(戻入)	△3,146	△679	△11,447	△3,335	△18,607
連結除外による減少	△1,032	—	△994	△295	△2,321
為替換算差額	△755	1,285	8,138	△1,575	7,093
2019年3月31日残高	46,775	49,681	295,243	30,785	422,484
IFRS第16号適用影響	—	△129	—	△10,070	△10,199
2019年4月1日残高	46,775	49,552	295,243	20,715	412,285
期中増加額	24,238	59,484	771,233	27,114	882,069
期中減少額(目的使用)	△18,911	△59,414	△738,242	△11,705	△828,272
期中減少額(戻入)	△1,965	△1,360	△4,940	△486	△8,751
連結除外による減少	—	—	—	△40	△40
為替換算差額	△426	△3,215	△7,004	△3,796	△14,441
2020年3月31日残高	49,711	45,047	316,290	31,802	442,850

引当金のうち流動負債に計上されている金額は、2018年4月1日、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ132,781百万円、388,722百万円、405,245百万円であり、引当金のうち非流動負債に計上されている金額は、2018年4月1日、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ28,042百万円、33,762百万円、37,605百万円であります。

事業構造再編に係る引当金

当社グループは、2019年3月期および2020年3月期に、次のような様々な事業構造再編の取組みを行っております。

- ・研究開発体制の変革

当社グループは、研究開発体制の変革およびその運営体制の効率性の改善に関連して、様々な事業構造再編の取組みを2019年3月期および2020年3月期において行っております。これらの取組みには、事業拠点および部門の統廃合および従業員の削減が含まれております。

- ・Shire社の統合

2019年3月期および2020年3月期において、当社グループはShire社の買収に係る様々な事業構造再編の取組みを行っております。これらの取組みには、システム、拠点、機能の統合と人材配置の最適化を含んでおります。

- ・買収により引き継いだ事業構造再編の取組み

当社グループは、Shire社の買収に伴い様々な事業構造再編の取組みを引継ぎました。これらには、2016年6月にShire社が取得したBaxalta社の統合に係るShire社の取組みが含まれます。これらの取組みは、2020年3月期において完了しております。

- ・運営体制や関連設備の効率性を向上させるその他の様々な取組み

事業構造再編に係る引当金は、事業構造再編に係る詳細な公式計画を策定した時点で認識しております。当社グループは、その計画に関して発生する費用の見積り発生額に基づき引当金および関連費用を計上しております。

計画に係る最終的な費用発生額および支払時期は、実際の再編実施時期および事業再編により影響を受ける従業員の活動により影響を受けます。なお、非流動負債にかかる事業構造再編に係る引当金の支払時期は概ね3年以内と見込んでおります。

各報告年度において計上された事業構造再編に係る費用は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
資金取引		
退職手当	17,574	33,538
コンサルタント費用	19,040	18,086
その他	44,906	78,746
資金取引合計額	81,520	130,370
非資金取引		
減価償却費および減損損失	1,442	50,670
合計額	82,962	181,040

その他の事業構造再編に係る費用は主に従業員のリテンションおよび契約解除費用に関連するものであります。2020年3月期におけるその他の事業構造再編費用のうち28,140百万円が人件費であり、その主な内容はリテンションボーナスと事業構造再編の取り組みに専念する従業員に対する給与であります。

売上割戻および返品調整

当社グループは、主に販売した製商品の売上割戻、返品調整等に係る引当金を認識しております。上表の残高には、米国メディケイド、米国メディケア、米国コマーシャル・マネージドケア・プログラム等の、米国での医療機関との契約や州および連邦政府が行う公的医療制度に関連する契約上および法定の割戻支払額にかかる引当金が、2019年3月31日および2020年3月31日現在においてそれぞれ213,978百万円および213,189百万円含まれております。これらの費用は通常1年以内に支払われることが見込まれております。売上割戻および返品調整については、月次で、または金額に重要な変動があった場合に、見直しおよび調整を行っております。

その他

その他の引当金は、主に資産除去債務、契約解除費用および不利な契約に関連するものであります。

24 その他の負債

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
未払費用 (注) 1	408,122	456,621
繰延収益 (注) 2	45,431	31,591
その他	59,384	63,967
合計	512,937	552,179
その他の負債 (非流動)	73,882	52,793
その他の負債 (流動)	439,055	499,386

(注) 1 未払費用には、従業員給付に係る未払費用が2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ163,241百万円および193,981百万円含まれております。

2 繰延収益には、有形固定資産の取得に関して受領した政府補助金が、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ21,145百万円および15,810百万円含まれております。このうち主なものは、当社グループの新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制整備への投資の一部を補助するものであり、設備への投資額の返還を受けております。この政府補助金は、関連設備の耐用年数にわたって、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、および「研究開発費」に含まれる減価償却費の減額として純損益に認識しております。

25 仕入債務及びその他の債務

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
仕入債務	212,348	211,627
未払金	115,046	107,189
合計	327,394	318,816

仕入債務は、当社グループの製造に係る費用に関連しており、未払金は業務に係るその他の費用に関連したものであります。

26 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数および発行済株式数

(単位：千株)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
授権株式数	3,500,000	3,500,000
発行済株式数		
期首	794,688	1,565,006
ストック・オプションの行使による増加	15	18
新株発行による増加(注記31)	770,303	11,350
期末	1,565,006	1,576,374

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

上記の発行済株式数に含まれる自己株式数は、2018年4月1日、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ13,379千株、10,226千株、18,608千株であります。このうち、株式付与ESOP信託および役員報酬BIP信託が所有する自社の株式数は2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ9,976千株および18,353千株であり、2020年3月期において12,343千株を取得し、3,966千株を売却しております。

2019年3月期において、当社はShire社買収のため普通株式770,303千株を発行しております(注記31)。

2020年3月期において、当社は、当社グループ子会社のESOP信託である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する第三者割当により、新たに11,350千株を発行しました。新株発行により、当社の資本金および資本剰余金は、それぞれ24,505百万円および24,505百万円増加しました。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、株式付与ESOP信託契約の共同受託者であります。当該新株発行は取締役会において決議されました。なお当社は、株式報酬制度に基づく株式交付を目的として本株式をESOP信託口より再取得しており、連結財政状態計算書において自己株式が49,009百万円増加しました。

(2) 配当

	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)				
2018年度第1四半期	71,507	90.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年度第3四半期	71,509	90.00	2018年9月30日	2018年12月3日
当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)				
2019年度第1四半期	140,836	90.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年度第3四半期	141,857	90.00	2019年9月30日	2019年12月2日

なお、配当の効力発生日が翌年度となるものは以下のとおりであります。

	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年度第1四半期	141,858	90.00	2020年3月31日	2020年6月25日

27 金融商品

(1) 財務上のリスク管理

① リスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社グループの晒されている主なリスクは、市場リスク、取引先の信用リスク、流動性リスクを含み、為替、金利、商品その他の金融資産の価格変動等の市場環境の変化により生じるものであります。これらのリスクは、当社グループのリスク管理方針に基づき管理しております。

② 金融商品の内容

(単位：百万円)

前年度 (2019年3月31日)	償却原価で 測定される 金融資産	その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定	純損益を通 じて公正価 値で測定	ヘッジ会計を 適用している デリバティブ	その他の金融 負債	合計
公正価値で測定される 金融資産						
その他の金融資産						
資本性金融商品	—	168,732	—	—	—	168,732
デリバティブ	—	—	4,590	3,725	—	8,315
転換社債への 投資	—	—	9,865	—	—	9,865
負債性金融商品 への投資	—	—	1,608	—	—	1,608
合計	—	168,732	16,063	3,725	—	188,520
公正価値で測定されな い金融資産						
その他の金融資産						
その他	26,493	—	—	—	—	26,493
売上債権及び その他の債権	741,907	—	—	—	—	741,907
現金及び現金同等物	702,093	—	—	—	—	702,093
合計	1,470,493	—	—	—	—	1,470,493
公正価値で測定される 金融負債						
その他の金融負債						
デリバティブ	—	—	7,120	1,625	—	8,745
条件付対価契約に 関する金融負債	—	—	67,294	—	—	67,294
その他	—	—	8,057	—	—	8,057
合計	—	—	82,471	1,625	—	84,096
公正価値で測定されな い金融負債						
その他の金融負債						
ファイナンス・ リース債務	—	—	—	—	179,411	179,411
その他	—	—	—	—	23,908	23,908
仕入債務及び その他の債務	—	—	—	—	327,394	327,394
社債及び借入金	—	—	—	—	5,750,951	5,750,951
合計	—	—	—	—	6,281,664	6,281,664

当年度 (2020年3月31日)	償却原価で 測定される 金融資産	その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定	純損益を通じ て公正価値で 測定	ヘッジ会計を 適用している デリバティブ	その他の金 融負債	合計
公正価値で測定される 金融資産						
その他の金融資産						
資本性金融商品	—	127,455	—	—	—	127,455
デリバティブ	—	—	25,509	120	—	25,629
転換社債への 投資	—	—	9,418	—	—	9,418
負債性金融商品 への投資	—	—	1,029	—	—	1,029
条件付対価契約に 関する金融資産	—	—	92,516	—	—	92,516
合計	—	127,455	128,472	120	—	256,047
公正価値で測定されな い金融資産						
その他の金融資産						
その他	21,896	—	—	—	—	21,896
売上債権及び その他の債権	757,005	—	—	—	—	757,005
現金及び現金同等物	637,614	—	—	—	—	637,614
合計	1,416,515	—	—	—	—	1,416,515
公正価値で測定される 金融負債						
その他の金融負債						
デリバティブ	—	—	13,673	38,916	—	52,589
条件付対価契約に 関する金融負債	—	—	41,664	—	—	41,664
その他	—	—	9,057	—	—	9,057
合計	—	—	64,394	38,916	—	103,310
公正価値で測定されな い金融負債						
その他の金融負債						
リース負債	—	—	—	—	369,459	369,459
その他	—	—	—	—	22,066	22,066
仕入債務及び その他の債務	—	—	—	—	318,816	318,816
社債及び借入金	—	—	—	—	5,093,304	5,093,304
合計	—	—	—	—	5,803,645	5,803,645

③ 公正価値測定

デリバティブおよび非デリバティブ金融商品は、公正価値測定を行う際のインプットの重要性を反映した、以下の3段階の公正価値階層に分類しております。レベル1は活発に取引される市場での同一の資産負債の取引相場価格などの観察可能なインプットとして定義されます。レベル2は、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なものとして定義されます。レベル3は資産又は負債に関する観察可能でないインプットであります。短期間で決済され、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合、金融商品の公正価値情報は下の表から除外しております。

(単位：百万円)

2019年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ	—	4,590	—	4,590
転換社債への投資	—	—	9,865	9,865
負債性金融商品への投資	—	—	1,608	1,608
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	3,725	—	3,725
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	119,907	—	48,825	168,732
合計	119,907	8,315	60,298	188,520
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ	—	7,120	—	7,120
条件付対価契約に関する金融負債	—	—	67,294	67,294
その他	—	—	8,057	8,057
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	1,625	—	1,625
合計	—	8,745	75,351	84,096

(単位：百万円)

2020年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ	—	25,509	—	25,509
転換社債への投資	—	—	9,418	9,418
負債性金融商品への投資	—	—	1,029	1,029
条件付対価契約に関する金融資産	—	—	92,516	92,516
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	120	—	120
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	79,218	—	48,237	127,455
合計	79,218	25,629	151,200	256,047
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ	—	13,673	—	13,673
条件付対価契約に関する金融負債	—	—	41,664	41,664
その他	—	—	9,057	9,057
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	38,916	—	38,916
合計	—	52,589	50,721	103,310

④ 評価技法

デリバティブの公正価値は、取引先金融機関から入手した時価情報、またはブラック・ショールズ・モデルを用いて測定しております。これらの評価技法への重要なインプットは観察可能な市場情報に基づいております。なお、2020年3月期において、当社がワラントを保有する未上場企業の株式が上場したことに伴い、当該ワラントに係る上場時の評価益25,660百万円を金融収益に計上しております。

転換社債の公正価値は、割引キャッシュ・フロー法、オプション・プライシング・モデル等の評価技法を用いて算定しております。

資本金金融商品および負債性金融商品は売買目的保有ではありません。資本金金融商品または負債性金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は期末日の市場価格に基づいております。資本金金融商品または負債性金融商品が活発な市場で取引されていない場合、公正価値は各期末日現在の入手可能な情報および類似企業に基づき、簿価純資産法またはEBITDA倍率法を用いて算定しております。レベル3に分類された資本金金融商品または負債性金融商品の公正価値算定に用いた観察可能でない主なインプットは、EBITDA倍率法におけるEBITDA倍率であり、5.0倍から11.9倍の範囲に分布しております。2019年3月期および2020年3月期において、特定の上場株式の処分により、それぞれ44,230百万円、19,903百万円の資本金金融商品に係る累積利得を、その他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。これら資本金金融商品の処分時における公正価値はそれぞれ65,035百万円、35,435百万円です。当該投資は、当社グループの事業戦略を勘案し、経営者による評価に基づき処分されております。

条件付対価契約に関する金融資産および金融負債は、売却時または企業結合における取得日時点の公正価値で測定しております。条件付対価が金融資産または金融負債の定義を満たす場合は、その後の各期末日において公正価値で再測定しております。公正価値はシナリオ・ベース・メソッドや割引後のキャッシュ・フロー等を基礎として算定しており、主な仮定として、各業績指標の達成可能性、将来収益予測および割引率が考慮されております。なお、条件付対価契約に関する金融資産は「XIIDRA」の売却に伴い認識した金融資産であります。条件付対価契約に関する金融負債の詳細は、⑦ 条件付対価契約に関する金融負債 に記載しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の「その他」に含まれているジョイント・ベンチャーの売建オプション（ネット）は取得日時点の公正価値で測定し、その後の各期末日において公正価値で再測定しております。公正価値はモンテカルロ・シミュレーション・モデルを基礎として算定しており、主な仮定として、加重分布、利益予想および割引率が考慮されております。

⑤ 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

当社グループは、報告期間に発生した公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を報告期間の末日において生じたものとして認識しております。2019年3月期および2020年3月期において、レベル3からレベル1への振替がありました。当該振替は、以前取引所に上場しておらず、観察可能である活発な市場で取引がなかった企業の株式が取引所に上場したことによるものです。同社の株式は現在活発な市場において取引されており、活発な市場における取引相場価格を有しているため、公正価値の測定額を公正価値ヒエラルキーのレベル3からレベル1に振替えております。上記以外に、2019年3月期および2020年3月期において公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

⑥ レベル3の金融資産の公正価値

当社グループは、主に研究協力企業への出資を目的として、資本性金融商品への投資を行っております。2019年3月期および2020年3月期におけるレベル3の金融資産の公正価値の期首残高から期末残高への調整は以下のとおりであります。レベル3の金融負債である条件付対価契約に関する金融負債については、⑦ 条件付対価契約に関する金融負債に記載しております。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	資本性金融商品	条件付対価契約に 関する金融資産	資本性金融商品
期首残高	40,213	—	48,825
企業結合による増加額	5,687	—	—
条件付対価契約に関する金融資産の認識	—	83,245	—
金融収益として計上された公正価値の変動	—	3,478	—
条件付対価契約に関する金融資産の時間の経過以外による公正価値の変動	—	5,652	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動および在外営業活動体の換算差額にかかる変動	△4,304	141	15,157
購入	7,031	—	7,187
売却	△1,844	—	△191
レベル1への振替	△111	—	△17,334
転換社債の転換による取得	2,153	—	273
持分法で会計処理されている投資からの振替	—	—	199
持分法で会計処理されている投資への振替	—	—	△5,879
期末残高	48,825	92,516	48,237

条件付対価契約に関する金融資産の公正価値に影響を与える重要な仮定が変動した場合に、条件付対価契約に関する金融資産の公正価値に与える影響は以下のとおりです。なお、その他のレベル3の金融資産に関して、公正価値に影響を与える重要な仮定が変動した場合における、公正価値の重要な変動はありません。

(単位：百万円)

		当年度 (2020年3月31日)
「XIIDRA」の予測売上	5%上昇した場合	13,015
	5%低下した場合	△17,137
割引率	0.5%上昇した場合	△4,013
	0.5%低下した場合	4,230

⑦ 条件付対価契約に関する金融負債

条件付対価契約に関する金融負債は、当社グループが買収した被買収企業における既存の条件付対価契約を含む、開発マイルストーンおよび販売マイルストンの達成等の将来の事象を条件とする企業結合における条件付対価またはライセンス契約に基づき認識した金融負債であります。

各期末日において、条件付対価契約に関する金融負債の公正価値は、リスク調整後の将来キャッシュ・フローを適切な割引率を用いて割り引いた金額に基づいて再測定しております。

2019年3月31日および2020年3月31日現在の残高は主にShire社の過去の買収から生じた既存の条件付対価契約に関するものであります。

Shire社の過去の買収から生じた既存の条件付対価契約に関する金融負債は、様々な開発および販売ステージにおける製品の開発、規制、販売開始およびその他の販売マイルストーンに関連した特定のマイルストンの達成を条件としており、今後20年間以上にわたり最大で64,310百万円（割引前）を支払う可能性があります。条件付対価契約に関する金融負債の公正価値は、公正価値測定的前提となる特定の仮定が変動することにより増減します。当該仮定には、マイルストンの達成可能性が含まれます。

条件付対価契約に関する金融負債の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

（単位：百万円）

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
期首残高	30,569	67,294
企業結合による増加額（注記31）	48,599	—
期中公正価値変動額	△2,223	△8,094
期中決済額	△7,734	△15,253
未払金への振替	△1,648	△95
為替換算差額	△146	△1,426
その他	△123	△762
期末残高	67,294	41,664

期日別支払予定額（割引前）

（単位：百万円）

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
1年以内	17,348	4,610
1年超3年以内	18,988	9,918
3年超5年以内	9,222	5,014
5年超	51,737	45,229

条件付対価契約に関する金融負債の公正価値に影響を与える重要な仮定が変動した場合に、条件付対価契約に関する金融負債の公正価値に与える影響は以下のとおりです。

（単位：百万円）

		前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
Shire社の過去の買収から生じた条件付対価契約に関する金融負債におけるマイルストンの達成可能性	5%上昇した場合	3,629	4,051
	5%低下した場合	△3,629	△4,051
割引率	0.5%上昇した場合	△1,598	△1,367
	0.5%低下した場合	1,598	1,367

⑧ 公正価値で測定されない金融商品

連結財政状態計算書上において公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)		当年度 (2020年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
社債	3,196,365	3,323,592	3,204,965	3,351,400
長期借入金	2,054,584	2,058,929	1,883,325	1,876,613

長期金融負債は帳簿価額で認識しております。社債の公正価値は、評価技法への重要なインプットが観察可能な市場情報に基づいている、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、長期借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。社債および長期借入金の公正価値のヒエラルキーはレベル2であります。なお、当年度よりリース負債の公正価値の開示は要求されません。

(2) 市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには①為替リスク、②金利リスク、③価格変動リスクがあります。市場リスクの影響を受ける金融商品には、貸付金及び借入金、預金、資本性金融商品ならびにデリバティブ金融商品が含まれております。

① 為替リスク

当社グループは、主に事業活動（収益または費用が外貨建ての場合）および当社の在外子会社に対する純投資により、為替変動リスクに晒されております。当社グループはデリバティブ金融商品を利用して為替リスクを集約して管理しております。当社グループのポリシーでは投機目的で外貨建て金融資産やデリバティブを保有することは認められておりません。当社グループは、個別に金額的に重要な外貨建取引について、先物為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションを利用してヘッジを行っております。また、Shire社買収に伴う資金調達にかかる米ドル建ておよびユーロ建ての金融負債を含む米ドル建ておよびユーロ建ての借入金および社債をヘッジ手段に指定し、純投資ヘッジを適用しております。当該外貨建借入金および外貨建社債の公正価値は、2019年3月31日現在においてそれぞれ1,404,031百万円、3,203,040百万円であり、2020年3月31日現在においてそれぞれ1,292,239百万円、2,636,053百万円であります。

当社グループは主に米ドルとユーロの為替リスクに晒されております。当社グループが決算日現在において保有する金融商品について、円が米ドルおよびユーロに対して5%円安となった場合に、純損益が受ける影響は2019年3月期、2020年3月期においてそれぞれ19,530百万円、9,635百万円であります。なお、機能通貨建ての金融商品、および在外営業活動体の資産および負債、収益および費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。その他の変動要因、特に金利は一定であることを前提としております。上記以外の通貨の為替変動リスクに対する当社グループのエクスポージャーに重要性はありません。

前年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	契約額等	契約額等のうち1年超	公正価値
先物為替予約			
売建			
ユーロ	219,580	—	544
米ドル	200,571	—	△2,145
その他	722	—	△2
買建			
ユーロ	357,550	—	△4,156
米ドル	227,262	—	3,254
通貨スワップ			
買建			
米ドル	123,993	123,959	2,621
通貨カラーオプション			
ロシアルーブル	11,463	—	△9
ブラジルリアル	13,507	—	△15

当年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	契約額等	契約額等のうち1年超	公正価値
先物為替予約			
売建			
ユーロ	15,478	—	△93
米ドル	212,638	—	2,764
買建			
ユーロ	111,249	—	△3,845
米ドル	423,060	—	△8,095
通貨スワップ			
買建			
米ドル	123,959	123,924	△473
通貨カラーオプション			
ロシアルーブル	10,124	—	△89
ブラジルリアル	6,753	—	△63
インドルピー	1,258	—	△1

上記の通貨スワップは、当社がキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した外貨建社債および借入金に関連するものであります。通貨スワップにかかるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来見積キャッシュ・フローが発生するのと同じ期間に純損益に振り替えております。

② 金利リスク

当社グループは、変動利付負債について市場金利および為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクおよび為替変動リスクを抑制するため、キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略に基づき、金利先渡取引や金利スワップおよび通貨スワップを実施して支払金利の固定化を図っております。各会計年度末において、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された金利スワップおよび金利通貨スワップは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	契約額等	契約額等のうち1年超	公正価値
前年度（2019年3月31日）	308,078	248,078	2,100
当年度（2020年3月31日）	640,205	184,450	△38,796

上記のスワップは、当社がキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した変動利付負債に関連するものであります。

各会計年度末における金利の感応度分析は以下の通りであります。この分析は、その他の変動要因、特に為替レートは一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)		当年度 (2020年3月31日)	
	1%増加	1%減少	1%増加	1%減少
純損益（税引前）への影響	△4,632	4,632	△15,432	15,432
その他の包括利益（税効果考慮前）への影響	14,840	△14,840	34,296	△34,296

③ 価格変動リスク

商品価格リスク

当社グループは、事業活動において価格変動リスクにさらされております。当社グループは主に固定価格の契約を締結することによってリスクを管理しておりますが、価格を固定する金融商品を使用する場合があります。

市場価格リスク

当社グループの固定支払の金融資産および負債の市場価格と評価は上記の通り管理されている為替レート、金利および信用スプレッドの影響を受けます。資本性金融商品について、当社グループは、株価および発行会社の財務状況をレビューすることにより価格変動リスクを管理しております。

決算日現在において保有する資本性金融商品および当社グループのために資本性金融商品を保有する信託に対する投資について、市場価格が10%上昇した場合に当社グループのその他の包括利益（税効果考慮前）に与える影響は、2019年3月期、2020年3月期においてそれぞれ11,991百万円、7,922百万円であります。なお、その他の変動要因、特に金利と為替レートは一定であることを前提としております。

(3) デリバティブ金融商品

上記の通り、当社グループは、海外における様々な通貨による事業活動および機能通貨の異なる在外営業活動体に関連して為替レートの変動によるリスクに晒されております。また、当社グループの事業活動や取得にかかる資金調達を目的として実行した借入金および社債に関連して為替レートおよび金利の変動に晒されております。これらの借入金および社債は、為替レートおよび金利の変動によるリスクに晒される様々な通貨および変動利率による場合があります。

為替レートおよび金利の変動によるリスクに対応するため、当社グループは格付けの高い金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。当社グループは、契約締結に係る権限や取引の制限を規定した当社グループのリスク管理方針に従いデリバティブ取引の契約を締結しております。当社グループの方針として、デリバティブは為替レートおよび金利変動によるリスクの軽減を目的とする場合のみ利用することとなっており、投機目的での利用はありません。当該方針は継続的に遵守されています。

当社グループは、通常デリバティブ取引を会計処理の目的でヘッジ手段として指定しております。場合によっては、ヘッジ会計の適用条件を満たさないが、実質的なリスクの管理を目的としたデリバティブ契約（エコノミック・ヘッジ）を締結することがあります。当社グループには投機目的の金融商品の利用はありません。当社グループは、金融商品の使用に係るリスク評価方法やコントロールに関する方針を策定しており、この中で、取引実行にかかる責任と運営、会計、管理にかかる責任を明確に区分する職務分掌を規定しております。

デリバティブおよびヘッジ活動が財政状態および業績に与える影響の要約

2019年3月31日現在のヘッジ手段として指定された項目、その他の包括利益に認識されたヘッジ対象として指定された項目に関する金額、およびその他の包括利益に認識されたヘッジ手段の公正価値の変動および純損益に振り替えた金額の詳細は以下のとおりであります。

	契約額	帳簿価額 -資産 (百万円)	帳簿価額 -負債 (百万円)	ヘッジ手段が含まれて いる連結財政状態計算 書上の表示科目	ヘッジ手段の 公正価値評価 に使用されて いる平均レー ト
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利リスク					
金利スワップ	120,000百万円 575百万米ドル	— 396	917 —	その他の金融負債 その他の金融資産	0.66% 2.83%
金利リスク及び為替リスク					
金利通貨スワップ	1,125百万米ドル	3,329	708	その他の金融資産/負債	109.97JPY 0.03%
純投資ヘッジ					
外貨建社債及び借入金	12,881百万米ドル 10,540百万ユーロ	— —	1,425,116 1,308,686	社債及び借入金 社債及び借入金	

(単位：百万円)

	キャッシュ・フロー・ヘッジ 剰余金および 純投資ヘッジ剰余金	ヘッジコスト剰余金
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
金利リスク		
金利スワップ		—
金利先渡取引		—
△362		
33		
金利リスク及び為替リスク		
金利通貨スワップ		1,412
△109		
為替リスク		
企業結合に係るヘッジ		—
3,397		
純投資ヘッジ		
外貨建社債及び借入金		—
7,969		

(単位：百万円)

	その他の包括利益に認識した金額		のれんへの振替額		純損益への組替調整額		
	ヘッジ手段の価値の変動	ヘッジコスト	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジコスト	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジコスト	組替調整額を含む表示科目
キャッシュ・フロー・ヘッジ							
金利リスク							
金利スワップ	△2,177	—	—	—	845	—	金融費用
金利先渡取引	—	—	—	—	53	—	金融費用
金利リスクおよび為替リスク							
金利通貨スワップ	7,204	627	—	—	△7,261	△908	金融収益/金融費用
為替リスク							
企業結合に係るヘッジ	△33,090	△4,715	35,773	4,715	—	—	—
純投資ヘッジ							
外貨建社債及び借入金	△8,488	—	—	—	—	—	—

2020年3月31日現在のヘッジ手段として指定された項目、その他の包括利益に認識されたヘッジ対象として指定された項目に関する金額、およびその他の包括利益に認識されたヘッジ手段の公正価値の変動および純損益に振り替えた金額の詳細は以下のとおりであります。

	契約額	帳簿価額 -資産 (百万円)	帳簿価額 -負債 (百万円)	ヘッジ手段が含まれている連結財政状態計算書上の表示科目	ヘッジ手段の公正価値評価に使用されている平均レート
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利リスク					
金利スワップ	60,000百万円	—	223	その他の金融負債	0.68%
	575百万米ドル	—	7,081	その他の金融負債	2.83%
金利先渡取引	2,000百万米ドル	—	28,642	その他の金融負債	1.81%
	1,500百万ユーロ	33	2,410	その他の金融資産/負債	0.13%
金利リスク及び為替リスク					
金利通貨スワップ	1,125百万米ドル	87	560	その他の金融資産/負債	109.97JPY 0.03%
純投資ヘッジ					
外貨建社債及び借入金	12,415百万米ドル	—	1,347,047	社債及び借入金	
	10,552百万ユーロ	—	1,257,492	社債及び借入金	

(単位：百万円)

	キャッシュ・フロー・ヘッジ 剰余金および 純投資ヘッジ剰余金	ヘッジコスト剰余金
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
金利リスク		
金利スワップ		△5,070
金利先渡取引		△21,488
金利リスク及び為替リスク		
金利通貨スワップ		266
為替リスク		
企業結合に係るヘッジ		3,560
純投資ヘッジ		
外貨建社債及び借入金		71,795

(単位：百万円)

	その他の包括利益に認識した金額		純損益への組替調整額		
	ヘッジ手段の価値の変動	ヘッジコスト	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジコスト	組替調整額を含む表示科目
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利リスク					
金利スワップ	△7,409	—	627	—	金融費用
金利先渡取引	△31,022	—	21	—	金融費用
金利リスクおよび為替リスク					
金利通貨スワップ	568	△344	△28	△890	金融収益/金融費用
為替リスク					
企業結合に係るヘッジ	237	—	—	—	
純投資ヘッジ					
外貨建社債及び借入金	△72,854	—	—	—	

2019年3月期および2020年3月期において、純損益に認識したヘッジの非有効部分に係る金額に重要性はありません。

2019年3月期および2020年3月期において、その他の包括利益に認識したがヘッジ対象からのキャッシュ・フローの発生が見込まれないため純損益に振り替えた金額に重要性はありません。

(4) 資本リスク管理

当社グループの資本は、株主資本（注記26）、社債及び借入金（注記20）および現金及び現金同等物（注記18）で構成されております。当社グループは、経営の健全性・効率性を堅持し、持続的な成長を実現するため、安定的な財務基盤を構築および維持することを資本リスク管理の基本方針としております。当該方針に沿い、競争力のある製品の開発・販売を通じて獲得している潤沢な営業キャッシュ・フローを基盤として、事業上の投資、配当等による株主還元、借入返済を実施しております。当社グループは、資本と負債のバランスを考慮しつつ、保守的な財務政策を順守しております。

(5) 信用リスク

① 信用リスク

当社グループは、営業活動における信用リスク（主に売上債権）、銀行等の金融機関への預金および外国為替取引ならびにその他の金融商品取引を含む財務活動における信用リスクに晒されております。決算日現在における、保有する担保の評価額を考慮に入れない場合の最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結財政状態計算書上の帳簿価額としております。当社グループは銀行等の金融機関に対する信用リスクの状況を定期的にモニタリングしております。

顧客の信用リスク

売上債権およびその他の債権は顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、債権管理に係る社内規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握や潜在的な信用リスクの軽減を図っております。さらに必要に応じて、担保・保証などの保全措置も講じております。

② 期日が経過しているが減損していない金融資産

2019年3月31日および2020年3月31日現在の売上債権の帳簿価額およびこれに対する損失評価引当金の期日別分析は以下のとおりであります。

前年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	期日内	期日経過					合計
		30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 1年以内	1年超	
売上債権（総額）	613,062	17,244	7,441	5,968	14,336	2,948	660,999
損失評価引当金	△2,350	△27	△24	△99	△477	△341	△3,318
売上債権（純額）	610,712	17,217	7,417	5,869	13,859	2,607	657,681
加重平均損失率（%）	0.4%	0.2%	0.3%	1.7%	3.3%	11.6%	0.5%

当年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	期日内	期日経過					合計
		30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 1年以内	1年超	
売上債権（総額）	626,334	15,341	8,635	5,692	12,010	7,893	675,905
損失評価引当金	△748	△316	△168	△198	△438	△3,329	△5,197
売上債権（純額）	625,586	15,025	8,467	5,494	11,572	4,564	670,708
加重平均損失率（%）	0.1%	2.1%	1.9%	3.5%	3.6%	42.2%	0.8%

過去の支払状況および顧客の信用リスクを幅広く分析した結果、期日を経過している未減損の額は全額回収可能であると判断しております。

2019年3月31日および2020年3月31日現在、当社グループは、期日の経過していない売上債権およびその他の債権について、取引先の信用情報の分析に基づいて損失評価引当金を測定しております。売上債権に対する損失評価引当金は、実務上の便法を用いて予想信用損失を集散的に測定しております。しかし、顧客の財務状況の悪化や支払遅延等の将来キャッシュ・フローの見積りに悪影響を与える事象が発生した場合、予想信用損失は信用減損金融資産として個別の資産ごとに測定しております。当社グループは、該当がある場合に担保の回収を除き、顧客が債務の全額を返済する可能性が低くなった場合に、金融資産が債務不履行に陥ったと判断しております。

前年度および当年度における売上債権に対する損失評価引当金の増減は以下のとおりであります。売上債権以外の債権に対して認識された損失評価引当金の金額に重要性はありません。

(単位：百万円)

	実務上の便法により測定された損失評価引当金	信用減損金融資産に対して認識された損失評価引当金	合計
2018年4月1日残高	3,661	5,158	8,819
期中増加額	1,305	2,243	3,548
期中減少額（直接償却）	△2,716	△5,257	△7,973
期中減少額（戻入）	△942	△208	△1,150
売却目的で保有する資産への振替	△36	—	△36
為替換算差額	119	△9	110
2019年3月31日残高	1,391	1,927	3,318
期中増加額	2,061	2,275	4,336
期中減少額（直接償却）	△908	△302	△1,210
期中減少額（戻入）	△617	△329	△946
為替換算差額	△257	△44	△301
2020年3月31日残高	1,670	3,527	5,197

その他のカウンターパーティーリスク

当社グループの手許資金につきましては、その大部分を、プーリングを通じて当社および欧米の地域財務管理拠点に集中しております。この資金は、資金運用に係る社内規程に従い、格付の高い短期の銀行預金および債券等に限定し、格付・運用期間などに応じて設定している限度額に基づいて運用しているため、信用リスクは僅少であります。

プーリングの対象としていない資金につきましては、連結子会社において当社の規程に準じた管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(6) 流動性リスク

① 流動性リスク管理

当社グループは流動性リスクを管理しており、当社グループの短期、中期、長期の資金と流動性の管理のための、適切な流動性リスク管理のフレームワークを設定しております。

当社グループは、予算と実際のキャッシュ・フローを継続的に監視することにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクに備えるため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております（注記20）。当社グループは、偶発的なリスクを軽減し、予測される資金需要を上回る資金水準を維持することを目的として、流動性のある短期投資と格付けの高い相手方とのコミットメントラインとの組み合わせにより、利用可能な流動性を最大化するよう努めております。

② 金融負債の期日別残高

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。なお、契約上の金額は利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。2019年3月31日および2020年3月31日現在の金額は、割引前将来キャッシュ・フローを各決算日の直物為替レートで換算したものであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	合計	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2019年3月31日								
社債及び借入金								
社債	3,196,365	3,790,239	507,158	572,336	625,401	358,700	490,302	1,236,342
借入金	2,554,586	2,780,332	603,589	152,453	75,627	190,754	787,720	970,189
仕入債務及びその他の債務	327,394	327,394	327,394	—	—	—	—	—
ファイナンス・リース	179,411	333,133	6,925	8,996	9,360	9,575	9,807	288,470
デリバティブ負債	8,745	7,106	7,246	△301	161	—	—	—
デリバティブ資産	△8,315	△30,902	△8,090	△2,983	△2,576	△2,633	△2,816	△11,804
2020年3月31日								
社債及び借入金								
社債	3,204,965	3,728,427	551,728	621,138	354,268	489,171	544,236	1,167,886
借入金	1,888,339	1,984,005	137,812	55,478	170,844	677,391	59,424	883,056
仕入債務及びその他の債務	318,816	318,816	318,816	—	—	—	—	—
リース負債	369,459	545,688	41,084	40,623	33,085	30,407	28,747	371,742
デリバティブ負債	52,589	48,806	44,255	1,396	804	695	510	1,146
デリバティブ資産	△25,629	△10,059	△5,433	△551	△562	△652	△722	△2,139

社債の契約上の金額のうち、「4年超5年以内」の金額には、劣後特約付きハイブリッド社債（以下、「ハイブリッド債」）元本全額を2024年10月6日以降の各利払日において早期償還する可能性があるため、当ハイブリッド債の元本500,000百万円が含まれています（早期償還可能日である2024年10月までの利率(1.720%)を用いて期日別残高を作成しています。2024年10月以降の利息は上記の表には含まれておりません）。ハイブリッド債の詳細については、社債及び借入金（注記20）をご参照ください。

(7) 財務活動から生じた金融負債の調整表

前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	社債	長期借入金	短期借入金	ファイナンス・リース債務	負債のヘッジに用いられるデリバティブ資産	負債のヘッジに用いられるデリバティブ負債	合計
2018年4月1日残高	172,889	812,755	18	53,149	△180	1,953	1,040,584
財務活動によるキャッシュ・フロー							
短期借入金及びコマーシャルペーパーの純増減額 (△は減少)	—	—	367,319	—	—	—	367,319
長期借入れによる収入	—	1,215,526	—	—	—	—	1,215,526
社債の発行による収入	1,580,400	—	—	—	—	—	1,580,400
ファイナンス・リース債務の返済による支出	—	—	—	△1,741	—	—	△1,741
利息の支払額	—	—	—	△4,643	—	—	△4,643
企業結合による増加	1,461,627	4,170	138,674	8,685	—	—	1,613,156
非資金項目							
為替レートの変動	△23,562	21,955	△6,009	1,281	—	—	△6,335
公正価値の変動	—	—	—	—	△3,149	△1,245	△4,394
契約の締結、修正による増加	—	—	—	118,037	—	—	118,037
その他	5,011	178	—	4,643	—	—	9,832
2019年3月31日残高	3,196,365	2,054,584	500,002	179,411	△3,329	708	5,927,741

「その他」には、償却原価法の適用による債務の増加額が含まれております。

当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	社債	長期借入金	短期借入金	リース負債	負債のヘッジに用いられるデリバティブ資産	負債のヘッジに用いられるデリバティブ負債	合計
2019年4月1日残高	3,196,365	2,054,584	500,002	396,736	△3,329	708	6,145,066
財務活動によるキャッシュ・フロー							
短期借入金及びコマーシャルペーパーの純増減額 (△は減少)	144,000	—	△495,223	—	—	—	△351,223
社債の発行による収入	496,190	—	—	—	—	—	496,190
長期借入金の返済による支出	—	△137,444	—	—	—	—	△137,444
社債の償還による支出	△563,613	—	—	—	—	—	△563,613
リース負債の支払額	—	—	—	△30,000	—	—	△30,000
利息の支払額	—	—	—	△11,834	—	—	△11,834
非資金項目							
為替レートの変動	△85,541	△34,980	235	△15,658	—	—	△135,944
公正価値の変動	—	—	—	—	3,242	△148	3,094
契約の締結、修正による増加	—	—	—	18,381	—	—	18,381
その他	17,564	1,165	—	11,834	—	—	30,563
2020年3月31日残高	3,204,965	1,883,325	5,014	369,459	△87	560	5,463,236

「その他」には、償却原価法の適用による債務の増加額が含まれております。

28 株式報酬

当社グループは、当社グループの取締役および一部の従業員に対し、株式に基づく報酬制度を採用しております。2019年3月期および2020年3月期において、連結純損益計算書に計上した株式に基づく報酬制度に係る報酬費用の総額は、それぞれ18,787百万円および30,016百万円であります。

(1) 持分決済型株式報酬（ストック・オプション制度）

当社グループは、2014年3月期まで、取締役、コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対するストック・オプション制度を有しておりました。前年度および当年度において付与されたストック・オプションはありません。また、過去に付与されたストック・オプションはすべて権利が確定しております。当該ストック・オプションは、通常付与日から3年後に権利が確定するものであります。取締役に対するストック・オプションの権利行使期間は付与日から10年間、コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対するストック・オプションの権利行使期間は付与日から20年間です。ストック・オプションを行使する者は、行使時において当社の取締役または従業員であることを要します。ただし、任期満了により退任、定年退職またはその他正当な理由により退職した場合はこの限りではありません。

なお、2019年3月期および2020年3月期において、ストック・オプションはすべて権利確定済みであるため、ストック・オプション制度に関して計上された報酬費用はありません。

各連結会計年度におけるストック・オプション数の変動および加重平均行使価格の要約は以下のとおりであります。

(i) スtock・オプション数の変動および加重平均行使価格

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	オプション数(株)	加重平均 行使価格(円)	オプション数(株)	加重平均 行使価格(円)
期首未行使残高	3,403,800	4,054	3,389,200	4,055
権利行使	△14,600	3,721	△18,000	2,266
期末未行使残高	3,389,200	4,055	3,371,200	4,065

2019年3月31日および2020年3月31日現在における期末残高は全て権利確定済みであり行使可能です。

(ii) スtock・オプションの行使の状況

ストック・オプション行使時の加重平均株価は2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ4,679円および4,390円です。

未行使のストック・オプションの加重平均行使価格は2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ4,055円および4,065円であり、加重平均残存契約年数はそれぞれ13年および12年です。

(2) 持分決済型株式報酬（株式付与制度）

当社グループは、当社グループの取締役および上級幹部に対して株式に基づく2つのインセンティブ報酬制度を導入しております。

役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」）

BIP信託とは、当社の取締役を対象とした株式に基づくインセンティブプランであり、当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と業績連動型株式報酬 (Performance Shares) (1ポイント=1株) が付与されます。当該BIP信託による報酬のうち、譲渡制限付株式報酬は付与日から3年間にわたって3分の1ずつ権利が確定し、業績連動型株式報酬は、付与日から3年目に権利が確定します。報酬の決済は、株価、外国為替レート（日本国外の場合）、および当社の配当金に基づいて行われます。業績連動型株式報酬 (Performance Shares) については、報酬付与日において設定される連結売上収益、営業フリー・キャッシュ・フロー、1株当たり利益および研究開発に係る目標等の、透明性が高く客観的な目標の達成度に応じて決済が行われます。当社

グループは、当社が完全保有している信託を通じて、付与日において市場から当社株式を取得し、その株式を用いて報酬の決済を行っております。個人が受領する株式数（株式現物または株式の換価処分金相当額の金銭）は、業績目標の達成度および権利の確定に基づいております。BIP信託は、日本国内に在住する個人について株式交付により決済を行い、日本国外に在住する個人については、その個人が権利を有する株式の売却による換価相当の金銭を支払うことで決済しております。

株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「ESOP信託」）

ESOP信託とは、上級幹部を対象とした株式に基づくインセンティブプランであり、従業員に対して報酬（1ポイント＝1株）が付与されます。一部の上級幹部については、BIP信託と同様に権利が確定し、それ以外の従業員については権利付与日から3年間にわたって毎年3分の1ずつ権利が確定します。報酬の決済は、株価、外国為替レート（日本国外の場合）、および当社の配当金に基づいて行われます。業績連動型株式報酬（Performance Shares）については、報酬付与日において設定される連結売上収益、営業フリー・キャッシュ・フロー、1株当たり利益および研究開発に係る目標等の、透明性が高く客観的な目標の達成度に応じて決済が行われます。当社グループは、当社が完全保有している信託を通じて、付与日において市場から当社株式を取得し、その株式を用いて報酬の決済を行っております。個人が受領する株式数（株式現物または株式の換価処分金相当額の金銭）は、業績目標の達成度および権利の確定に基づいております。ESOP信託は、日本国内に在住する個人に対しては株式を交付して決済を行い、日本国外に在住する個人については、その個人が権利を有する株式の売却による換価相当の金銭を支払うことで決済しております。

株式付与制度に関して認識された報酬費用の総額は、2019年3月期および2020年3月期において、それぞれ20,084百万円および29,122百万円であります。

付与された報酬ポイントの付与日現在の加重平均公正価値は以下のとおりであります。

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
BIP信託：		
付与日現在の加重平均公正価値	4,631	3,857
ESOP信託：		
付与日現在の加重平均公正価値	4,678	3,857

付与日の公正価値は、付与日の当社株式の株価に近似していると判断されたことから、付与日の株価を使用して算定しております。

各連結会計年度における株式付与制度における報酬ポイント数の変動は以下のとおりであります。

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	ESOP信託 (ポイント数)	BIP信託 (ポイント数)	ESOP信託 (ポイント数)	BIP信託 (ポイント数)
期首残高	6,891,762	433,260	7,939,675	485,232
権利付与	5,021,627	252,647	11,152,440	591,508
権利失効	△781,033	△17,832	△2,003,789	△22,689
権利行使	△3,192,681	△182,843	△3,689,575	△234,822
期末残高	7,939,675	485,232	13,398,751	819,229

2019年3月31日および2020年3月31日現在において、行使可能残高はありません。

BIP信託、ESOP信託のポイントの加重平均残存契約年数は、2019年3月31日現在および2020年3月31日現在、それぞれ1年であります。

(3) 現金決済型株式報酬

当社グループは、特定の従業員に対して、擬似株式増価受益権（PSAR：Phantom Stock Appreciation Right）および譲渡制限付株式ユニット（RSU：Restricted Stock Unit）を付与しております。これらの株式報酬は、当社株式の価格に連動しており、現金で決済されます。これらの現金決済型の株式報酬に関して、2019年3月期においては費用の戻入1,297百万円を、2020年3月期においては費用894百万円を計上しております。

また、連結財政状態計算書に認識された負債は、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ2,597百万円および1,620百万円であります。

① 擬似株式増価受益権（PSAR）

PSAR（PSAR：Phantom Stock Appreciation Right）は、付与日の属する連結会計年度末から3年間にわたって毎年付与数の3分の1ずつ権利が確定します。権利行使期間は、付与日の属する連結会計年度末から10年間であります。株式報酬は、付与日における当社の株価と権利行使日における株価との差額を現金で支払うことで決済されます。

各年度におけるPSARの権利数および加重平均行使価格の変動は以下のとおりであります。

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	PSAR(権利数)	加重平均行使価格 (円)	PSAR(権利数)	加重平均行使価格 (円)
期首残高	4,584,937	4,650	4,175,347	4,849
権利行使	△214,296	4,428	△17,737	4,284
権利満期消滅	△195,294	4,940	△1,470,861	4,562
期末残高	4,175,347	4,849	2,686,749	4,873

2019年3月31日および2020年3月31日現在における残高は全て権利確定済みであり行使可能です。

② 譲渡制限付株式ユニット（RSU）

RSU（RSU：Restricted Stock Unit）は、付与日の属する連結会計年度末から3年間にわたって毎年付与数の3分の1ずつ権利が確定し、権利確定時における株価相当額に権利確定期間中の配当金相当額を加味した金額を現金で支払うことにより決済されます。RSUには、権利保有者が支払うべき行使価格はありません。

各年度におけるRSUの権利数の変動は以下のとおりであります。

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
	RSU(権利数)		RSU(権利数)	
期首残高		398,479		401,153
権利付与		279,436		1,403,045
権利失効		△92,829		△188,383
権利行使		△183,933		△176,279
期末残高		401,153		1,439,536

2019年3月31日および2020年3月31日現在において、行使可能残高はありません。

権利が確定した現金決済型株式報酬制度に関する本源的価値は、2019年3月31日現在および2020年3月31日現在においてはありません。

29 子会社および関連会社

2020年3月期において、連結子会社は29社減少しました。これは主に、Shire社グループの統合の一環として資本関係を整理すべく子会社の清算手続きを行っていることによるものであります。また、持分法適用関連会社は、取得等により3社増加しました。

2020年3月31日時点の当社グループの連結子会社および持分法適用関連会社の内訳は、以下のとおりであります。

(連結子会社 (パートナーシップを含む))

会社名	国名	議決権所有割合 (%)
武田ファーマシューティカルズUSA Inc.	米国	100.0
ミレニウム・ファーマシューティカルズ Inc.	米国	100.0
アリアド・ファーマシューティカルズ Inc.	米国	100.0
武田カリフォルニア Inc.	米国	100.0
武田ワクチン Inc.	米国	100.0
米州武田開発センター Inc.	米国	100.0
バクスアルタ Incorporated	米国	100.0
シャイアービロファーマ LLC	米国	100.0
ダイアックス Corp.	米国	100.0
Meritage ファーマ Inc.	米国	100.0
武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG	スイス	100.0
武田 GmbH	ドイツ	100.0
武田イタリア S.p.A.	イタリア	100.0
武田オーストリア GmbH	オーストリア	100.0
武田フランス S.A.S.	フランス	100.0
武田 Pharma A/S	デンマーク	100.0
武田 AS	ノルウェー	100.0
英国武田 Limited	英国	100.0
武田アイルランド Limited	アイルランド	100.0
欧州武田開発センター Ltd.	英国	100.0
シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company	アイルランド	100.0
シャイアー・ファーマシューティカルズ・アイルランド Limited	アイルランド	100.0
シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company	アイルランド	100.0

会社名	国名	議決権所有割合 (%)
シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	アイルランド	100.0
バクスアルタ GmbH	スイス	100.0
シャイアー・ファーマシューティカルズ Limited	英国	100.0
バクスター AG	オーストリア	100.0
バクスアルタ・マニュファクチャリングS.à r.l.	スイス	100.0
バクスアルタ・イノベーションズ GmbH	オーストリア	100.0
シャイアー・ファーマシューティカル・デベロップメント Limited	英国	100.0
武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company	ロシア	100.0
武田Distribuidora Ltda.	ブラジル	100.0
武田（中国）投資有限公司	中国	100.0
武田薬品（中国）有限公司	中国	100.0
武田ファーマシューティカルズ韓国 Co., Ltd.	韓国	100.0
アジア武田開発センターPte. Ltd.	シンガポール	100.0
武田ワクチン Pte. Ltd.	シンガポール	100.0
武田コンシューマーヘルスケア株式会社	日本	100.0
日本製薬株式会社	日本	87.3
シャイアー・ジャパン株式会社	日本	100.0
その他288社		

(持分法適用関連会社)

会社名	国名	議決権所有割合 (%)
武田テバファーマ株式会社	日本	49.0
天藤製薬株式会社	日本	30.0
その他20社		

30 関連当事者取引

(1) 関連会社との取引

武田テバファーマ株式会社は、当社グループの主要な関連会社の1つであり、当社グループは武田テバファーマ株式会社に対して製品販売および販売代行を行っております。2019年3月期および2020年3月期における当該関連会社との取引額の合計は、それぞれ10,380百万円および5,869百万円であります。債権債務の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
売上債権	2,885	1,456
未収入金	1,892	2,612
未払金	26,844	23,733

関連当事者との取引条件は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。また、上記の債権債務は通常の決済条件と同様、現金によって決済しております。

担保・保証取引の残高は無く、債権に対して損失評価引当金は設定しておりません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部は取締役と定義しております。主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
基本報酬及び賞与	2,226	2,441
株式報酬	1,305	2,143
退職後給付	73	45
合計	3,604	4,629

31 企業結合

当年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当年度において重要な企業結合はありません。

前年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

Shire社の取得

当社グループは、2019年1月8日、現金および株式等総額6,213,335百万円を対価とした取引により、Shire plc（以下、「Shire社」）の発行済普通株式の100%を取得しました。当社グループはShire社の普通株式1株に対し、現金で30.33米ドルを支払い、買収後の当社株式0.839株または当社の米国預託株式（以下、「ADS」、当社のADS1株は買収後の当社株式0.5株に相当）1.678株のいずれかを発行しました。買収関連費用23,750百万円が発生しましたが、これらの費用は発生した時点で、販売費及び一般管理費に計上しております。当社グループは取得対価の現金部分の資金を調達するため、複数の借入契約を締結しております（注記20）。Shire社は希少疾患に注力したグローバルなバイオ医薬品のリーディングカンパニーです。本件買収により、魅力的な国内外の拠点を有し、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品の企業が創出されるとともに、当社グループの重点領域である消化器系疾患およびニューロサイエンスも補完され、強化されます。Shire社の販売製品には、免疫領域においてはGAMMAGARD、HYQVIA、TAKHZYRO、ヘマトロジー（血液学）領域においてはアドベイト、アディノベイト、VONVENDI、ファイバ、ニューロサイエンス領域においてはバイバンスおよびADDERALL XR、内科領域においてはリアルダ/MEZAVANTおよびPENTASA、遺伝性疾患領域においてはエラプレースおよびリプレガルが含まれます。

移転された対価は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
現金	3,029,431
当社の株式（770,303,013株）	3,131,282
現金決済型報酬の清算	52,622
合計	6,213,335

買収の対価の一部として旧Shire社株主に対して割り当てるため、当社は普通株式770,303,013株を発行しました。発行価格は4,065円であり、このうち2,032.50円は資本金に計上され、その他は資本剰余金に計上されました。資本の増加額は3,131,282百万円であり、このうち1,565,641百万円は資本金に計上され、その他は資本剰余金に計上されました。対価として発行した当社の株式の公正価値は、取得日の東京証券取引所の始値に基づいて決定されています。

当該企業結合にかかる支出は2,891,937百万円であり、現金対価3,082,053百万円およびベースス・アジャストメント37,107百万円から取得した現金227,223百万円を差し引いた金額であります。

前年度において、取得した資産および引き受けた負債の公正価値は暫定的な金額となっておりますが、当年度において取得対価の配分を完了しました。これに伴い、入手した取得日時点で存在した事実および状況に関する新たな情報を反映させた結果、暫定的な公正価値を遡及修正しております。この修正は主に上市後製品から構成される一部の製品に係る無形資産から生じており、それぞれの公正価値を見積る際の主な仮定には、将来の売上予測が含まれます。

取得日におけるShire社の暫定的および最終的な取得対価の配分は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	暫定的な 公正価値	修正額	最終的な 公正価値
現金及び現金同等物	227,223	—	227,223
売上債権及びその他の債権	326,154	—	326,154
棚卸資産	825,985	△74,153	751,832
有形固定資産	684,487	15,144	699,631
無形資産	3,899,298	△130,222	3,769,076
売却目的で保有する資産	463,526	11,070	474,596
その他の資産	103,283	△6,952	96,331
仕入債務及びその他の債務	△61,382	—	△61,382
引当金	△342,202	5,629	△336,573
社債及び借入金	△1,603,199	—	△1,603,199
繰延税金負債	△809,667	152,180	△657,487
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	△196,294	△15,369	△211,663
その他の負債	△354,139	△35,471	△389,610
ベースス・アジャストメント	△37,107	—	△37,107
のれん	3,087,369	78,144	3,165,513
取得した資産の純額	6,213,335	—	6,213,335

のれんは、移転された対価が識別された資産の純額を上回る場合にその超過額として計算しており、当社およびShire社グループの収益およびコストシナジーを表します。本件買収により認識されたのれんは税務上の控除の対象となっております（注記11）。

引当金には訴訟に関する引当金29,570百万円が含まれております（注記32）。その他の負債にはShire社の過去の買収に関する条件付対価も含まれております。引き受けた既存の条件付対価は特定のマイルストンの達成等を条件としており、当社グループが支払う可能性がある金額の公正価値は48,599百万円です（注記27）。

当社グループは取得対価にかかる為替リスクをヘッジするために外貨建預金を保有するとともに通貨オプション契約を締結し、ヘッジ会計を適用しております。ベースス・アジャストメントは、取得日においてその他の包括利益に計上されたヘッジ手段の公正価値の変動額37,107百万円であり、のれんの帳簿価額に加算しております。

当社グループは、Shire社の取得日から前年度末までに企業結合から生じた売上収益309,198百万円および当期損失100,002百万円を計上しております。

この修正の結果、前年度の連結財務諸表を遡及修正しております。前年度の連結純損益計算書および連結財政状態計算書について、暫定的な取得対価の配分に基づき前年度に報告された金額と、最終的な取得対価の配分を反映して遡及修正され当年度に比較情報として報告される金額との調整表は以下のとおりです。

前年度の連結純損益計算書に対する測定期間中の遡及修正金額は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
	前年度における 報告額	修正額	当年度における 報告額
売上収益	2,097,224	—	2,097,224
売上原価	△659,690	7,961	△651,729
販売費及び一般管理費	△717,599	—	△717,599
研究開発費	△368,298	—	△368,298
製品に係る無形資産償却費及び減損損失	△203,372	24,755	△178,617
その他の営業収益	159,863	—	159,863
その他の営業費用	△103,159	—	△103,159
営業利益	204,969	32,716	237,685
金融収益	16,843	—	16,843
金融費用	△83,289	—	△83,289
持分法による投資損益	△43,627	—	△43,627
税引前当期利益	94,896	32,716	127,612
法人所得税費用	14,118	△6,650	7,468
当期利益	109,014	26,066	135,080

前年度の連結財政状態計算書における非流動資産、流動資産、非流動負債、流動負債および資本に対する測定期間中の遡及修正金額ならびに影響を受けた主な科目は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)		
	前年度における 報告額	修正額	当年度における 報告額
非流動資産	10,821,664	△21,928	10,799,736
有形固定資産	1,316,531	15,400	1,331,931
のれん	4,161,403	78,848	4,240,251
無形資産	4,860,368	△109,199	4,751,169
その他	483,362	△6,977	476,385
流動資産	3,050,658	△57,621	2,993,037
棚卸資産	986,744	△67,074	919,670
売却目的で保有する資産	479,760	9,453	489,213
その他	1,584,154	—	1,584,154
資産合計	13,872,322	△79,549	13,792,773
非流動負債	6,197,803	△144,070	6,053,733
繰延税金負債	867,061	△145,605	721,456
その他	5,330,742	1,535	5,332,277
流動負債	2,510,931	42,118	2,553,049
未払法人所得税	119,485	31,213	150,698
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	201,145	13,889	215,034
その他	2,190,301	△2,984	2,187,317
負債合計	8,708,734	△101,952	8,606,782
資本	5,163,588	22,403	5,185,991
利益剰余金	1,569,365	26,066	1,595,431
その他の資本の構成要素	353,542	△3,663	349,879
その他	3,240,681	—	3,240,681
負債及び資本合計	13,872,322	△79,549	13,792,773

プロフォーマ財務情報

プロフォーマ財務情報は、Shire社の買収が2018年4月1日に起きたと仮定した場合の、当社グループとShire社を合わせた業績を示しています。プロフォーマ財務情報は、必ずしも実際に買収が2018年4月1日に完了した場合の連結業績を示しているとは限りません。また、プロフォーマ財務情報は、統合後の当社グループの将来業績を予測するものでもありません。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
売上収益	3,412,468
当期利益	53,900

プロフォーマ財務情報を作成するため、Shire社の過去の財務情報には米国会計基準から国際会計基準への調整および当社グループの会計方針との重要な差異にかかる調整を行っております。

TiGenix NVの取得

当社グループは、2018年4月30日に、当社グループが未だ保有していないTiGenix NV（以下、「タイジェニクス社」）の全ての発行済普通株式、新株予約権および米国預託株式（以下、普通株式、新株予約権および米国預託株式を総称して「有価証券」）の現金による任意の株式公開買付けを開始しました。2018年6月8日、当該第1回目の株式公開買付けに申込みがなされた有価証券を470.2百万ユーロで取得し、当社グループが公開買付け前から保有するタイジェニクス社の普通株式と合わせて、90.8%の議決権を取得しました。買収関連費用767百万円が発生しましたが、これらの費用は発生した時点で、販売費及び一般管理費に計上しております。

タイジェニクス社は、重篤な疾患に対して幹細胞を用いた新たな治療薬の開発を行うバイオ医薬品企業です。本買収により、非活動期または軽度活動期のクローン病（CD）に伴う肛門複雑瘻孔の治療薬として治験実施中の、同種異系の脂肪由来幹細胞（eASC）の懸濁液であるCx601（一般名：darvadstrocel）に関する米国における権利が得られ、当社グループの開発後期にある消化器系疾患（GI）パイプラインが拡充されることとなります。なお、2018年7月に終了した第2回目の株式公開買付けおよびその後のスクイーズアウトにより、タイジェニクス社は当社の100%子会社となっております。

取得対価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
現金	67,319
取得日直前に保有していたタイジェニクス社の普通株式	2,684
合計	70,003

当該企業結合にかかる支出は66,749百万円であり、現金対価67,319百万円およびベシス・アジャストメント3,381百万円から取得した現金3,951百万円を差し引いた金額であります。

前年度において、取得した資産および引き受けた負債の公正価値は暫定的な金額となっておりますが、当年度において暫定的な金額を修正すること無く、取得対価の配分を完了しました。取得日におけるタイジェニクス社の最終的な取得対価の配分は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
無形資産	63,421
その他の資産	5,541
繰延税金負債	△8,043
その他の負債	△5,678
ベースス・アジャストメント	△3,381
のれん	18,143
合計	70,003

のれんは、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。のれんは、税務上の控除の対象とはなっておりません。

当社グループは取得対価にかかる為替リスクをヘッジするために為替予約を締結し、ヘッジ会計を適用しております。ベースス・アジャストメントは、取得日のヘッジ手段の公正価値3,381百万円であり、のれんの帳簿価額に加算しております。

取得日直前に保有していたタイジェニクス社の普通株式の再測定による利得または損失は計上しておりません。

タイジェニクス社の企業結合後の期間に生じた売上収益および利益が当社グループの前年度の連結業績へ与える影響は軽微であります。

タイジェニクス社の買収が2018年4月1日に起きたと仮定した場合の、当社グループの前年度の売上収益および利益への影響は軽微であります。

32 コミットメントおよび偶発負債

(1) オペレーティング・リース (2019年4月1日より前)

当社グループは、借手として、主にオフィス、その他の施設および特定のオフィス機器のオペレーティング・リース契約を締結しております。

当初または残存リース期間が1年を超える解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (2019年3月31日)
1年以内	31,172
1年超5年以内	91,105
5年超	111,301
合計	233,578

解約不能サブリース契約のもとで受け取ると予想される将来の最低サブリース料は、2019年3月31日現在において13,140百万円であります。

純損益に認識したオペレーティング・リース契約のリース料および受取サブリース料は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
リース料	27,444
受取サブリース料	△3,579
合計	23,865

(2) 購入コミットメント

有形固定資産の取得に関するコミットメントは、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ33,991百万円および30,248百万円であります。

(3) マイルストーン支払い

注記13に記載のとおり、当社グループは、2019年3月31日および2020年3月31日現在、無形資産の取得に関して最大でそれぞれ655,531百万円および823,927百万円の支払いを要する契約上の取決めを有しております。当該コミットメントは、研究開発中のパイプラインに関しては開発マイルストーンを、上市した製品に関してはコマーシャルマイルストンの最大支払額を含めております。なお、研究開発中のパイプラインに関しては、コマーシャルマイルストンの支払条件が達成されるかどうかの不確実性が高いため、上記コミットメント金額にコマーシャルマイルストーンは含めておりません。

(4) アイルランド税務当局による税務評価

Shire社は、2018年11月28日に、アイルランド税務当局から398百万ユーロの課税に関する通知を受領しました。本通知は、2014年にShire社がAbbVie, Inc. からの買収の申し出の取下げに関する違約金として受領した1,635百万米ドルに対する潜在的な課税所得に関係するものです。当社グループは違約金に対する納税義務は発生していないと考え、本件に関して異議申し立ての手続を行っております。

(5) 訴訟

当社グループは、複数の訴訟および行政手続に当事者として関与しておりますが、最も重要な訴訟等は以下のとおりであります。

当社グループが関与する重要な訴訟等のなかには、それらの最終的な結果により財務上の影響があると見込まれる場合であっても、その額について信頼性のある見積りが不可能な場合があります。信頼性のある見積りが不可能な訴訟等については、以下で適切な情報の開示を行っておりますが、引当金の計上は行っておりません。

以下に記載している訴訟等については、既に引当金を計上しているものを除き、現段階において財務上の影響額について信頼性のある見積りが不可能であります。これは、複数の要因（審理の進行段階、決定が行われた場合にこ

れを争う権利が当事者にあるか否か、訴訟における法的責任の根拠に係る明確性の欠如、当社グループの抗弁の根拠、損害の算定および回収可能性の見積りの困難性、ならびに準拠法を含むが、これらに限定されない。)を考慮する必要があるためです。なお、原告側の請求額に関する情報は、仮に入手できた場合でも、必ずしもそれ自身が訴訟等の最終的な賠償金額を判断する上で有用な情報ではないと考えております。

訴訟等に関連して発生した法務関連費用および訴訟等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りをすることができる場合に、引当金を計上しております。2020年3月31日現在、当社グループの訴訟に係る引当金の合計は49,711百万円であります。法的請求による最終的な負債の額は、訴訟手続、調査および和解交渉の帰結によって、引当額と異なる可能性があります。特段の記載のある場合を除き、当社グループは、現時点において、以下の各事案に関して訴訟が継続する期間や最終的な訴訟結果を見積ることはできません。

当社グループの状況は時間の経過とともに変化する可能性があります。したがって、いずれの訴訟等についても結果的に生じる損失が当連結財務諸表に計上されている引当金の金額を大きく上回ることはないという保証はありません。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

規制当局の承認後の製品の使用に係る人体への安全性および有効性を確認するため、製品開発中に前臨床試験および臨床試験が実施されております。しかしながら、医薬品およびワクチンの上市後に、予想されていなかった安全性に関する問題が明らかになる場合、または第三者からかかる問題を主張される場合があります。当社グループは、当社グループの製品に関連して多数の製造物責任訴訟を提起されております。製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求について、当社グループは、引当金が計上されている事案を除き、現時点において予想される財務上の影響額について信頼性のある見積りをすることはできません。当社の主要な係争中またはその他の訴訟は以下のとおりであります。これらの訴訟の結果は必ずしも予測可能ではなく、複数の要素により影響を受けます。発生していることが少なくとも合理的に見込まれる損失について、引当済の金額を超過する損失の金額が重要かつ見積可能である場合には、当社は損失発生額に係る見込額または見込額の範囲を開示しております。

① アクトス

(i) 製造物責任訴訟

当社グループは、米国の連邦裁判所および州裁判所において、2型糖尿病治療剤ピオグリタゾンを含む製剤(米国製品名「アクトス」)に起因して膀胱がんまたはその他の傷病を発症したと主張する原告により訴訟を提訴されております。また、一時期米国においてアクトスを共同販売していたEli Lilly and Company(以下、「イーライリリー社」)も、アクトスに関連する多くの訴訟において被告となっております。当社グループは、両社の共同販促(co-promotion)契約に基づき、米国内の訴訟等についてイーライリリー社のために防御活動を行うと共に同社に対して補償を行うことに同意しております。また、米国外においても、同様の傷病を主張する人々により訴訟が提起され、また、損害賠償が請求されております。

2015年4月、当社グループと主要な原告の代理人は、米国内における当社グループおよびイーライリリー社に対する、係争中のアクトス関連の製造物責任訴訟の大多数について和解することで合意に至りました。当該和解は、和解が成立した日において米国の裁判所で係争中の膀胱がんに関する損害賠償請求のすべてを対象としております。また、米国内で未提訴の損害賠償請求者についても、和解が成立した日および和解が成立した日の翌日から3日以内に、代理人を通じて和解プログラムに参加する資格を有してございました。提訴済みおよび未提訴を併せ損害賠償請求者の95%が和解プログラムに参加したことによって、和解が成立いたしました。当社グループは、この広範な和解プログラムに関連し、和解基金へ24億米ドル(約2,880億円)を支払っております。当社グループは、当社グループに対する製造物責任訴訟を補償範囲としている複数の保険契約により、約580億円の保険金を受領しております。当社グループは、依然として係争中のアクトス訴訟および損害賠償請求に関しては引当金を計上しております。その後、当社グループは、2015年の和解によって和解が成立しなかった原告より、新たに訴訟の提起を受けましたが、大多数について和解が成立しております。

(ii) 経済損失に係る訴訟

当社グループは、アクトスに関連して、その他幾つかの訴訟を提起されております。これらの訴訟の原告は、人

身傷害に対する請求ではなく、アクトスに関して主張されている膀胱がんのリスクに関する追加情報を当社グループが提供していれば、処方されなかったであろうアクトスの処方せんに対する支払により経済損失を被ったと主張するものであります。Painters' Fund訴訟では、米国カリフォルニア州中央地区地方裁判所において、第三者支払人から成る暫定的クラスが、当社グループに対して訴訟を提起しました。2018年4月、同地方裁判所は当社グループの棄却申し立てを認めましたが、2019年12月3日、アメリカ合衆国第9巡回区控訴裁判所は、同地方裁判所の判決を破棄しました。これを受け、当社グループは、連邦最高裁判所に上告請求を行いました。2019年6月、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、別の第三者支払人集団により類似の請求を主張する訴訟が提起されました。

ミシシッピ州およびルイジアナ州もまた、当社グループおよびイーライリリー社がアクトス服用による膀胱がんおよびその他のリスクに関する警告を怠ったと主張し、両社に対して訴訟を提起しております。当該訴訟においては、州がメディケイド等のプログラムを通じ患者のために負担したアクトスの薬剤費の払戻し、アクトスに起因する傷病の治療費、弁護士およびその他の費用の補償、ならびに懲罰的損害賠償が請求されております。裁判所は、当社グループによるルイジアナ州の請求棄却の申し立てを認めましたが、この判決については控訴されております。2018年11月、当社グループおよびイーライリリー社はミシシッピ州が提起した訴訟について和解に合意しました。2019年9月、当社グループは、ルイジアナ州が提起した訴訟の和解について基本的に合意しました。

② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

当社グループは、2020年3月31日現在、米国連邦裁判所および州裁判所において、約6,400件のプレバシドおよびデクスラントの使用に関連した製造物責任訴訟を提起されております。米国連邦裁判所において、これらの訴訟の大多数が係争中であり、広域係属訴訟（MDL）制度に係る公判前整理手続がニュージャージー州の連邦裁判所に統合されております。当該訴訟の原告側は、プレバシドおよび（または）デクスラントの使用により腎臓障害を発症し、当社グループが潜在的な危険性についての適切な警告を怠ったと主張しております。アストラゼネカ社、プロクター・アンド・ギャンブル社およびファイザー社等の、当社グループと同じくプロトンポンプ阻害薬クラスに属する製品を製造している他の製薬会社に対して、類似の訴訟が係争中となっております。米国外では、カナダのケベック州、オンタリオ州およびサスカチュワン州の3つの州において、3件の集団訴訟が提起されております。当該提訴には、当社グループ、アストラゼネカ社、ヤンセン・ファーマシューティカル社および複数の後発品製薬会社が被告として含まれております。

③ エラプレース製造物責任訴訟

Shire社のブラジルの関係会社であるShire Farmaceutica Brasil Ltdaは、Shire社がエラプレースの臨床試験に参加した患者に対し無期限で当製品を無償で提供する責任を有するとして、ブラジル検察介入のもと、2014年にサンパウロ州により提訴されました。また、原告は現在までに患者に代わり支払った費用およびこれらの主張に係る精神的な被害(moral damage)について、ブラジル政府に対し補償するよう求めています。

2016年5月6日、第一審裁判所は本事案に関し、集団訴訟に基づくすべての請求を棄却しました。2017年2月20日、サンパウロ控訴裁判所が第一審判決を支持する判決を下したことにより、集団訴訟に基づくすべての請求が棄却されました。2017年7月12日に検察は最高裁判所、2017年10月10日にサンパウロ州は上位裁判所および最高裁判所に上訴しました。2017年11月13日、Shire社は前述の上訴に対する回答を提出しており、2018年7月3日にサンパウロ控訴裁判所長によりすべての控訴に対する上訴裁判所への送致を却下する決定が下されました。当該決定に対し、州（2018年8月23日）と検察（2018年10月3日）の双方が上訴したことにより、2019年2月27日、本上訴記録は上位裁判所に提出されました。2020年3月6日、控訴棄却判決が確定し、当該訴訟の終了が決定されました。

知的財産権

知的財産権に関する訴訟には、当社グループの様々な製品または製法に関する特許権の有効性および法的強制力に対する異議の申し立て、ならびに当該特許権に対する非侵害の主張が含まれます。これらの訴訟に敗訴することにより、対象となった製品に係る特許権の保護の喪失につながる可能性があり、結果として該当製品の売上が

大幅に減少し、当社グループの将来の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

① トリンテリックス

当社グループは、トリンテリックスの後発品の販売を求める後発医薬品製薬会社16社から、Paragraph IV証明を添付してANDAを申請したとの通知を受領しました。当社グループは、米国デラウェア州の連邦裁判所においてANDAを申請した当事者に対する特許侵害訴訟を提起しております。2019年5月29日に一回目のマークマンヒアリングが行われ、請求項の解釈に関する決定が同年7月16日に出されました。2019年12月18日に二回目のマークマンヒアリングが行われました。本訴訟の公判は2020年10月13日に開始予定です。

② Entyvio

F. Hoffmann-La Roche, AG (以下、「ロシュ社」)は、Entyvioがロシュ社のドイツ、イタリアおよびスペインにおける特許を侵害していると主張し、これらの国において当社グループに対する特許侵害訴訟を提起しました。また、当社グループは、英国においてロシュ社の同国における特許の無効を主張する訴訟を提起し、ロシュ社はこれに対し、特許侵害の反訴を提起しました。

2019年12月、当社グループはロシュ社と和解およびライセンス契約を締結し、Entyvioおよびグリコシル化抗体に関するロシュ社の欧州特許第2007809号に関連して両社間で進行中のすべての特許訴訟および係争を解決することに合意致しました。

この和解は当社グループの連結純損益計算書に重大な影響を及ぼすものではありません。また、この和解およびライセンス契約において想定される支払義務は、当社グループに重大な影響を及ぼすものではありません。

③ Mydayis

2017年10月12日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売承認を求めるTeva Pharmaceuticals USA社から、FDAにANDAを申請したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はTeva Pharmaceuticals USA社、Actavis Laboratories社、Teva Pharmaceutical Industries Limited (以下、総称して「テバ社グループ」)に対して、米国デラウェア州の連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。2019年1月23日にマークマンヒアリングが行われました。同年11月に両社は和解しました。

2018年3月8日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売承認を求めるImpax Laboratories Inc. (以下、「インボックス社」)から、FDAにANDAを申請したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はインボックス社に対して、米国デラウェア州の連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。2019年1月23日にマークマンヒアリングが行われました。同年10月に両社は和解しました。

2018年1月、KVK Tech社より、米国特許第8,846,100号および第9,173,857号に対する当事者系レビュー (IPRs)の請求が提起され、2018年7月に当該請求が認められました。両特許はオレンジブックに掲載されているMydayisの特許です。2019年7月3日、米国特許商標庁特許審判部にて、両特許の本件の対象となった請求項の有効性が認められました。KVK Tech社はこの決定に対して連邦巡回区控訴裁判所に上訴しましたが、その後2019年9月に本上訴を取り下げました。

上記の和解および上訴の取下は当社グループの連結純損益計算書に重大な影響を及ぼすものではありません。

④ アディオベイト

2016年12月5日、現在は当社グループの子会社であるBaxalta IncorporatedおよびBaxalta US Inc. (以下、総称して「バクسالタ社」)ならびにNektar Therapeutics (以下、「ネクター社」)は、米国デラウェア州の連邦地方裁判所において、Bayer Healthcare LLC (以下、「バイエル社」)により訴訟を提起されました。当該訴訟は、アディオベイト [抗血友病因子 (組み換え体)、PEG化]の販売に係る米国特許第9,364,520号の侵害を主張するものであり、2019年1月28日に開始した陪審において審理されました。陪審員は、特許侵害を主張する原告側の意見を支持し、特許が侵害されているとの判断を下すとともに1億5,520万ドルの損害賠償を認定しました。当社グループは2019年9月に米国連邦巡回区控訴裁判所に上訴しております。また、当社グループはShire社の買収に伴って当該訴訟に係る引当金を計上しております (注記31)。

⑤ ニンラーロ

2020年1月17日、当社グループはSun Pharmaceutical Industries Limited（以下、「Sun社」）からニンラーロに関するParagraph IV証明の通知を受領しました。Sun社は、当社グループが保有する米国特許第7,442,830号、第8,859,504号、及び第9,175,017号は無効であり、法的強制力はなく、および/または侵害されないものと主張しています。これに対し、当社グループは2020年2月27日、米国デラウェア州の連邦地方裁判所にSun社に対する訴訟を提起しました。

⑥ その他

上記の個別の特許訴訟に加えて、当社グループは、Alogliptinを含む当社グループの他の医薬品の後発品を販売する目的でParagraph IV証明を添付してANDA申請を行ったとの通知を他の製薬会社から受領した結果、多数の訴訟等の当事者となっております。当社グループは、このような事例において、関与する当事者に対して特許侵害訴訟を提起しております。

販売・営業および規制

当社グループは、当社グループの製品および営業活動に関連するその他の訴訟に関与しており、その中で最も重要なものは以下のとおりであります。

① アクトス

反トラスト訴訟

2013年12月、当社グループに対する2件の反トラスト集団訴訟のうち最初の集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、アクトスの処方を受けた患者から成る暫定的クラスにより提起されました。2つ目の集団訴訟は、2015年4月、同地方裁判所において、当社グループからアクトスを購入した卸売業者からなる暫定的クラスにより提起されました。両訴訟において、原告は、特に、当社グループがFDAのオレンジブックに掲載されている当社グループのアクトスに関する特許を不適切に記載した結果、ANDAを提出した後発医薬品製薬会社に対して要件が課せられ、これにより、アクトス後発品の発売が遅れたと主張しております。2019年10月、同地方裁判所は、当社グループの請求棄却申し立てを却下しました。これを受け、当社グループは、同地方裁判所の決定に対して抗告を提起しており、依然として係争中であります。

② 患者支援プログラムに関する調査

2017年3月期に当社グループが買収したアリアド社は、買収に先立つ2016年11月、米国司法省ボストン地方検事局から、召喚状（subpoena）が発行され、2010年1月から現在に至るまでの間のアリアド社がMedicareプログラム上の患者の自己負担にかかる財政支援を行う非営利団体（501（c）（3）co-payment foundations）に行った寄付、Medicare受益者向け財務支援プログラムおよび無償薬剤提供プログラム、ならびに上記の非営利団体と特定薬局、拠点または医療プログラムサービス提供機関との間の関係に関する情報の提出を求められております。当社グループは当該調査に協力しております。

2019年3月期に当社グループがShire社の買収により取得したシャイアー・ファーマシューティカルズLLC社に対して、2019年6月に、米国司法省ボストン地方検事局から召喚状（subpoena）が発行されました。当該召喚状において、遺伝性血管性浮腫の治療薬であるフィラジル（Firazyr）やCinryzeを含むShire社の医薬品を使用するMedicareプログラム上の患者に対して財政支援を行う非営利団体（501（c）（3））とShire社の関係について情報の提出を求められております。Shire社は当該調査に協力しております。

③ 米国司法省からの民事調査要請

2020年2月19日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当該民事調査要請書は、主にTrintellixの販売促進に関連して、オフラベル使用（適応外使用）の販売および反キックバック法に対する違反の可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

2020年2月28日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当

該民事調査要請書は、IG皮下注射製剤であるCuvitru、HyQviaおよびGammagardの販売促進に関連して、フロリダ州のアレルギーセンターに対してキックバックを行った可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

33 後発事象

当社グループは、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品および医療用医薬品ポートフォリオの一部、ならびにデンマークおよびポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm Group（以下、「Orifarm社」）に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを発表しました。この契約締結に関連して、当社グループは、Orifarm社と、当社グループがOrifarm社に代わり一部の製品を引き続き製造する製造供給契約を締結する予定です。本取引は、製造拠点、製品の権利および関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月期末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

2020年5月28日、欧州委員会（以下、「EC」）は、Shire社買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプラインSHP647および関連する権利（以下、「SHP647」）の売却に関する当社グループの義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産および負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産および売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。当社グループは、このたびのECの決定により、関連する資産および負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として約564百万米ドルの収益を計上することを見込んでおります。

当社グループは、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する当社ノン・コア資産である一部の一般用医薬品および医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion Inc.（以下、「Celltrion社」）に譲渡する契約を締結したことを発表しました。この契約締結に関連して、当社グループとCelltrion社は製造供給契約を締結し、当社グループは引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2021年3月期第3四半期末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

2020年6月24日開催の取締役会において、発行登録及び通知等を行うことを前提に、「武田薬品工業株式会社従業員米国預託株式購入制度に係る規程」及び「武田薬品工業株式会社長期インセンティブ報酬制度に係る規程」が全会一致で承認可決され、採択されました。従業員米国預託株式購入制度（以下、「ESPP」）は、当社及びグループ会社の一定の国外の従業員による当社米国預託証券（American Depositary Share）（以下、「当社ADS」）の保有を奨励することを目的に、一定の国外の従業員に対して当社ADSを市場価格から割引いた価格で取得する機会を与えることを目的としております。長期インセンティブ報酬制度（以下、「LTIP」）は、当社及びグループ会社の一定の従業員に対し、様々な形態の報酬（リストラクテッド・ストック・ユニットおよびパフォーマンス・ストック・ユニットを含む）を付与することによって、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、当社及びグループ会社の従業員に対し、リスクと報酬のバランスが適切に取れたインセンティブ報酬を付与することによって、当社及びグループ会社の幹部およびその他の従業員へのリテンション効果を高め、リスクを軽減しつつ当社の戦略を推進することも目的としております。ESPPにおいては、国外の当社従業員は、取引市場にて購入された当社ADSの交付を受けることにより、当社ADSを購入します。当社のLTIPにおいては、（国内の従業員に対しては）当社普通株式、（国外の従業員に対しては）当社ADSの交付により、報酬が付与されます。LTIPに基づき国外の従業員に対して付与される報酬は、当社が新たに発行する当社普通株式から転換された当社ADSもしくは金銭という形態で交付または支給されます。ただし、今後権利確定済みの報酬の全部または一部を、取引市場にて購入された当社ADSを交付することによって付与することを選択する可能性があります。また、一定の国内の当社従業員に対しては、現段階では、LTIPに基づく株式報酬は付与されず、引き続き、既存の株式付与制度に基づき、報酬が付与されます。なお、本制度が連結財務諸表に与える影響は、現時点では見積もりが困難であります。

(2) 【その他】

①当年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当年度
売上収益 (百万円)	849,121	1,660,169	2,519,486	3,291,188
税引前四半期 (当期)利益 (△は損失) (百万円)	10,115	31,166	56,008	△60,754
親会社の所有者に 帰属する四半期 (当期)利益 (百万円)	7,009	74,738	42,517	44,241
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	4.51	48.01	27.31	28.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり 四半期利益 (△は損失) (円)	4.51	43.47	△20.68	1.11

②訴訟等について

「(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメント及び偶発負債 (5) 訴訟」をご参照ください。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	303,808	91,198
受取手形	1,830	—
売掛金	※3 141,762	※3 145,056
有価証券	64,982	71,791
商品及び製品	36,814	30,195
仕掛品	29,476	28,905
原材料及び貯蔵品	23,365	17,861
未収還付法人税等	4,389	18,157
関係会社短期貸付金	※3 110,634	※3 8,890
その他	※3 98,264	※3 131,138
貸倒引当金	△25	△26
流動資産合計	815,299	543,165
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	124,143	97,145
機械及び装置	29,974	21,901
車両運搬具	31	25
工具、器具及び備品	7,841	8,223
土地	33,477	35,143
リース資産	1,643	1,461
建設仮勘定	5,666	13,566
有形固定資産合計	202,775	177,464
無形固定資産		
無形固定資産	18,540	16,957
投資その他の資産		
投資有価証券	70,272	51,042
関係会社株式	8,277,521	9,273,016
関係会社出資金	30,896	32,932
長期預け金	※3 5,148	※3 5,116
前払年金費用	38,434	37,165
繰延税金資産	64,835	143,358
その他	10,926	9,090
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	8,498,031	9,551,718
固定資産合計	8,719,346	9,746,139
資産合計	9,534,645	10,289,304

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 44,112	※3 50,412
未払金	※3 161,571	※3 124,584
未払費用	※3 58,208	※3 57,177
短期借入金	※3 646,287	※3 208,947
1年内償還予定の社債	60,000	471,896
1年内返済予定の長期借入金	60,000	109,915
預り金	※3 137,637	※3 59,126
賞与引当金	19,826	20,528
株式給付引当金	1,833	2,453
役員賞与引当金	633	1,258
事業構造再編引当金	3,436	11,069
その他の引当金	614	681
その他	14,608	48,061
流動負債合計	1,208,765	1,166,107
固定負債		
社債	1,652,027	1,665,863
長期借入金	1,990,874	※3 2,866,399
退職給付引当金	5,028	6,407
スモン訴訟填補引当金	1,066	989
株式給付引当金	2,031	2,278
事業構造再編引当金	6,732	5,761
資産除去債務	2,748	4,311
長期前受収益	12,522	7,295
その他	※3 5,681	※3 14,894
固定負債合計	3,678,709	4,574,197
負債合計	4,887,474	5,740,304

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,643,585	1,668,123
資本剰余金		
資本準備金	1,629,679	1,654,217
その他資本剰余金	1	0
資本剰余金合計	1,629,680	1,654,217
利益剰余金		
利益準備金	15,885	15,885
その他利益剰余金	1,382,387	1,230,320
退職給与積立金	5,000	5,000
配当準備積立金	11,000	11,000
研究開発積立金	2,400	2,400
設備更新積立金	1,054	1,054
輸出振興積立金	434	434
固定資産圧縮積立金	※2 29,120	※2 26,659
別途積立金	814,500	814,500
繰越利益剰余金	518,879	369,273
利益剰余金合計	1,398,272	1,246,205
自己株式	△57,114	△87,434
株主資本合計	4,614,423	4,481,111
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,814	18,719
繰延ヘッジ損益	4,607	47,870
評価・換算差額等合計	31,421	66,589
新株予約権	1,327	1,300
純資産合計	4,647,171	4,549,000
負債純資産合計	9,534,645	10,289,304

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 651,347	※1 616,288
売上原価	※1 285,681	※1 243,100
売上総利益	365,666	373,188
販売費及び一般管理費	※1, ※2 291,801	※1, ※2 284,035
営業利益	73,865	89,153
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 17,486	※1 81,570
その他	※1 11,032	※1 20,194
営業外収益合計	28,518	101,764
営業外費用		
支払利息及び社債利息	※1 28,550	※1 90,123
買収関連費用	38,667	—
その他	※1 17,652	※1 28,542
営業外費用合計	84,869	118,665
経常利益	17,514	72,252
特別利益		
投資有価証券売却益	34,591	※3 24,921
関係会社株式売却益	2,926	—
固定資産売却益	※3 8,030	※1, ※3 15,701
補助金収入	7,775	—
特別利益合計	53,322	40,622
特別損失		
事業構造再編費用	※4 12,541	※4 50,029
関係会社清算損	—	16,727
特別損失合計	12,541	66,756
税引前当期純利益	58,295	46,118
法人税、住民税及び事業税	△25,179	△2,335
法人税等調整額	△4,757	△82,173
法人税等合計	△29,936	△84,508
当期純利益	88,231	130,626

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		57,527	51.1	59,696	58.3
II 労務費		12,469	11.1	12,367	12.1
III 経費	※1	42,580	37.8	30,244	29.6
当期総製造費用		112,577	100.0	102,307	100.0
仕掛品期首たな卸高		31,564		29,476	
合計		144,141		131,783	
仕掛品期末たな卸高		29,476		28,905	
他勘定振替高	※2	1,415		1,795	
当期製品製造原価		113,250		101,083	

(注) ※1 経費のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減価償却費	14,744	11,068
外注加工費	12,166	7,805

※2 他勘定振替高は、上市前製品にかかる営業外費用への振替等であります。

※3 原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					退職給与積立金	配当準備積立 金	
当期首残高	77,914	64,008	1	64,009	15,885	5,000	11,000
当期変動額							
新株の発行	1,565,671	1,565,671		1,565,671			
剰余金の配当							
特別償却積立金の取崩							
固定資産圧縮積立金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	1,565,671	1,565,671	△0	1,565,671	—	—	—
当期末残高	1,643,585	1,629,679	1	1,629,680	15,885	5,000	11,000

	株主資本						
	利益剰余金						
	その他利益剰余金						
	研究開発積立金	設備更新積立金	輸出振興積立金	特別償却積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,400	1,054	434	24	32,662	814,500	570,098
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							△143,016
特別償却積立金の取崩				△24			24
固定資産圧縮積立金の積立					1		△1
固定資産圧縮積立金の取崩					△3,543		3,543
当期純利益							88,231
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△24	△3,542	—	△51,219
当期末残高	2,400	1,054	434	—	29,120	814,500	518,879

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△74,343	1,520,637	44,056	△112	1,332	1,565,913
当期変動額						
新株の発行		3,131,342				3,131,342
剰余金の配当		△143,016				△143,016
特別償却積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		88,231				88,231
自己株式の取得	△1,172	△1,172				△1,172
自己株式の処分	18,401	18,401				18,401
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）		—	△17,242	4,719	△5	△12,528
当期変動額合計	17,229	3,093,786	△17,242	4,719	△5	3,081,258
当期末残高	△57,114	4,614,423	26,814	4,607	1,327	4,647,171

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					退職給与積立金	配当準備積立金	
当期首残高	1,643,585	1,629,679	1	1,629,680	15,885	5,000	11,000
当期変動額							
新株の発行	24,538	24,538		24,538			
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△1	△1			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	24,538	24,538	△1	24,537	—	—	—
当期末残高	1,668,123	1,654,217	0	1,654,217	15,885	5,000	11,000

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					
	研究開発積立金	設備更新積立金	輸出振興積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,400	1,054	434	29,120	814,500	518,879
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						△282,693
固定資産圧縮積立金の取崩				△2,461		2,461
当期純利益						130,626
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	△2,461	—	△149,606
当期末残高	2,400	1,054	434	26,659	814,500	369,273

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△57,114	4,614,423	26,814	4,607	1,327	4,647,171
当期変動額						
新株の発行		49,076				49,076
剰余金の配当		△282,693				△282,693
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		130,626				130,626
自己株式の取得	△52,749	△52,749				△52,749
自己株式の処分	22,429	22,428				22,428
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△8,095	43,263	△27	35,141
当期変動額合計	△30,320	△133,312	△8,095	43,263	△27	△98,171
当期末残高	△87,434	4,481,111	18,719	47,870	1,300	4,549,000

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与

支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) スモン訴訟填補引当金

今後の健康管理手当および介護費用等の支払いに備えるため、事業年度末現在の当社関係の和解者を対象に、1979年9月、スモンの会全国連絡協議会等との間で締結された和解に関する確認書および成立した和解の内容に従って算出した額を計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(7) 事業構造再編引当金

研究開発体制の変革およびShire社との統合により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

② ヘッジ手段、ヘッジ対象およびヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。また、在外子会社への投資の為替変動リスクに対して、外貨建借入金及び社債等をヘッジ手段としております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。

なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018

年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

株式給付信託

当社は、従業員への福利厚生を目的として、当社取締役および当社グループ上級幹部に対する株式付与制度を導入しております。

(1) 取引の概要

連結財務諸表(注記28 株式報酬 (2)持分決済型株式報酬(株式付与制度))に記載しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

株式給付信託の会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、2019年3月31日および2020年3月31日現在、それぞれ56,320百万円、9,976千株および86,617百万円、18,353千株であります。配当金の総額には、当該自己株式に対する配当金が、前事業年度および当事業年度において、それぞれ2,080百万円および2,550百万円含まれております。また、配当の効力発生日が翌年度となる配当金の総額には、当該自己株式に対する配当金が1,652百万円含まれております。

(貸借対照表関係)

※1 偶発債務

(債務保証)

以下に記載するものについての社債の償還、不動産リース契約に基づく賃借料支払・無形固定資産購入に係る支払およびShire社の子会社が発行している社債および為替に関するデリバティブ取引に対する保証をShire社に代わり当社が引継いだ債務等に対し保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
武田薬品工業㈱従業員	99百万円	65百万円
シャイアー LLC	—	958,142
シャイアー・アクイジションズ・ インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company	1,339,433	955,396
バクスアルタ Incorporated	215,286	166,902
ファーマ・インターナショナル・ インシュランス Designated Activity Company	50,872	49,174
ミレニアム・ファーマシューティ カルズ Inc.	32,313	29,434
シャイアー・アイルランド・ファ イナンス・トレーディング Limited	—	9,138
英国武田 Limited	334	200
武田 Pharma, S.A.	89	59
Takeda S.A.S Columbia	55	55
合計	1,638,481	2,168,565

(訴訟)

重要な訴訟案件等については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメントおよび偶発負債 (5) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

① アクトス

② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

※2 (前事業年度)

固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づいて積立てております。

(当事業年度)

固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づいて積立てております。

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを含む)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	169,180百万円	118,167百万円
長期金銭債権	2,129	2,121
短期金銭債務	376,340	340,644
長期金銭債務	4	1,096,251

(損益計算書関係)

※1 関係会社との主な取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	121,936百万円	103,061百万円
仕入高	47,850	42,098
その他	64,234	39,731
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	21,538百万円	87,547百万円
営業外費用	81	15,831
特別利益	—	15,701
資産譲渡高	—	15,946
資産購入高	—	1,168,584

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(1) 販売費

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
宣伝費	3,408百万円	2,872百万円
販売促進費	9,542	9,421

(2) 一般管理費

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入額	13,001百万円	13,597百万円
減価償却費	6,783	6,848
業務委託料	20,360	31,248
研究開発費	119,776	110,108

※3 特別利益

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(固定資産売却益)

固定資産売却益は、主に社宅用遊休資産を売却したことによるものであります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(投資有価証券売却益)

投資有価証券売却益は、主に(株)メディパルホールディングスの株式を売却したことによるものであります。

(固定資産売却益)

固定資産売却益は、グループの事業再編に関連して、子会社に特許権を売却したことにより認識したものであります。

※4 特別損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(事業構造再編費用)

効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(事業構造再編費用)

効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。主な内訳は、湘南ヘルスイノベーションパークの信託設定に伴う有形固定資産の減損損失であります。

用途	種類	場所	金額
研究設備	建物及び構築物	神奈川県藤沢市	22,419百万円

上記の減損損失は、湘南ヘルスイノベーションパークを信託設定する決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識したことによるものであります。

これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については合理的に算定された価格に基づいております。

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式8,269,789百万円、関連会社株式7,732百万円)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式9,264,145百万円、関連会社株式8,871百万円)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,063百万円	6,277百万円
委託研究費等	12,957	11,220
棚卸資産	7,235	7,963
繰延ヘッジ損益	2,497	9,503
未払費用	9,020	10,432
前受収益	6,202	4,009
退職給付引当金	1,538	2,220
事業構造再編費用引当金	3,110	5,146
有形固定資産償却超過額等	7,235	14,759
特許権	8,542	8,585
販売権	6,997	6,341
有価証券	714,486	710,925
税務上の繰越欠損金(注2)	239,466	379,977
その他	16,629	17,176
繰延税金資産小計	1,041,977	1,194,533
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	△204,909	△298,013
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△732,069	△716,879
評価性引当額小計(注1)	△936,978	△1,014,892
繰延税金資産合計	104,999	179,641
繰延税金負債		
前払年金費用	△11,753	△11,569
その他有価証券評価差額金	△11,155	△8,246
固定資産圧縮積立金	△12,827	△11,742
その他	△4,429	△4,726
繰延税金負債合計	△40,164	△36,283
繰延税金資産の純額	64,835	143,358

(注1) Shire社グループの統合の一環として資本関係を整理すべく子会社の清算手続を行っております。評価性引当額の主な増加要因は、当該清算手続の結果、税務上、清算損を損金算入し、発生した欠損金に対して、将来の課税所得の見込みに基づき、評価性引当を計上したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰延欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は下表のとおりであります。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	239,466	239,466
評価性引当額	—	—	—	—	—	△204,909	△204,909
繰延税金資産	—	—	—	—	—	34,557	34,557(b)

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 上記の清算手続の結果、税務上、清算損を損金算入し、多額の欠損金が発生しております。将来の売上高の予測に基づき課税所得を見積り、税務上の繰越欠損金239,466百万円のうち34,557百万円について回収可能と判断しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	379,977	379,977
評価性引当額	—	—	—	—	—	△298,013	△298,013
繰延税金資産	—	—	—	—	—	81,964	81,964(b)

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 上記の清算手続の結果、税務上、清算損を損金算入し、多額の欠損金が発生しております。将来の売上高の予測に基づき課税所得を見積り、税務上の繰越欠損金379,977百万円のうち81,964百万円について回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.8	5.0
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△1,630.3	△3,024.9
評価性引当額増減	1,459.2	179.2
外国子会社合算課税	79.6	3,038.4
未認識の繰延税金負債増減	7.3	△412.4
その他	0.4	0.9
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△51.4	△183.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首 帳簿価額 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	期末 帳簿価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末 取得原価 (百万円)
有形固定資産							
建物及び構築物	124,143	4,343	22,466 (22,426)	8,875	97,145	178,186	275,331
機械及び装置	29,974	4,055	295 (235)	11,833	21,901	190,259	212,160
車両運搬具	31	12	0	18	25	452	477
工具、器具及び備品	7,841	4,595	320 (286)	3,893	8,223	23,868	32,091
土地	33,477	1,684	18	—	35,143	—	35,143
リース資産	1,643	412	23 (6)	571	1,461	4,072	5,533
建設仮勘定	5,666	9,796	1,896	—	13,566	—	13,566
有形固定資産計	202,775	24,897	25,018 (22,953)	25,190	177,464	396,837	574,301
無形固定資産							
施設利用権	194	—	—	31	163	316	479
その他の無形 固定資産	18,346	310,981	307,628 (640)	4,905	16,794	36,913	53,707
無形固定資産計	18,540	310,981	307,628 (640)	4,936	16,957	37,229	54,186

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

その他の無形固定資産 開発販売権取得 305,795百万円

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物及び構築物 湘南ヘルスイノベーションパーク減損 22,419百万円

その他の無形固定資産 開発販売権現物出資 305,795百万円

(注) 2 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
貸倒引当金	26	1	—	27
賞与引当金	19,826	20,528	19,826	20,528
株式給付引当金	3,864	3,568	2,701	4,731
役員賞与引当金	633	1,258	633	1,258
事業構造再編引当金	10,168	10,079	3,417	16,830
退職給付引当金	5,028	2,415	1,036	6,407
スモン訴訟填補引当金	1,066	—	77	989
その他の引当金	614	521	454	681

(注) 外貨建引当金の期末換算差額については為替差損益に含めて表示しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟案件等については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 32 コミットメントおよび偶発負債 (5) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

- ① アクトス
- ② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りであります。 https://www.takeda.com/jp/investors/public-notice/
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|----------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第142期) | 自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日 | 2019年 6月 27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第142期) | 自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日 | 2019年 6月 27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | 事業年度
(第143期第1四半期) | 自 2019年 4月 1日
至 2019年 6月 30日 | 2019年 8月 9日
関東財務局長に提出 |
| | 事業年度
(第143期第2四半期) | 自 2019年 7月 1日
至 2019年 9月 30日 | 2019年 11月 12日
関東財務局長に提出 |
| | 事業年度
(第143期第3四半期) | 自 2019年 10月 1日
至 2019年 12月 31日 | 2020年 2月 13日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（株主総会における決議） | | | 2019年 7月 2日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書（特定子会社の異動を伴う子会社取得） | | | 2019年 7月 16日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書（特定子会社の異動を伴う子会社取得） | | | 2020年 1月 23日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 加 田 雅 洋	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 浩 哲	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 直 弘	Ⓜ

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている武田薬品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結純損益計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、武田薬品工業株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

米国におけるメディケイド、メディケア及びコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリポートの引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記3 重要な会計方針」及び「注記23 引当金」に記載のとおり、武田薬品工業株式会社の米国の連結子会社では、同国におけるメディケイド、メディケア、コマーシャル・マネージドケア・プログラム等の、医療機関との契約や州及び連邦政府が行う公的医療制度に関連する契約上及び法定の割戻支払額（以下「米国におけるリポート」という。）にかかる見積額を、関連する売上収益から控除している。</p> <p>米国におけるリポートは関連する売上収益と同じ期間に計上されるが、当該期間に全額が支払われないため、引当金が計上される。2020年3月31日時点の米国におけるリポートの引当金残高は213,189百万円である。</p> <p>このうち、メディケイド、メディケア及びコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリポートの引当金の見積りにあたっては、どの売上取引が最終的に各制度の対象とされるかの判断において、それぞれの製品固有の条件が使用されており、それらの条件の評価には監査上の高度な判断が要求される。</p> <p>以上から、当監査法人は、米国におけるメディケイド、メディケア及びコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリポートの引当金の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、米国におけるメディケイド、メディケア及びコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリポートの引当金の見積りの合理性を評価するため、関連する米国の連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて評価した。連結子会社の監査人によって実施された手続には、以下が含まれる。</p> <p>(1)内部統制の評価 製品固有の条件の設定を含む、米国におけるメディケイド、メディケア及びコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリポートの引当金の見積りに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価</p> <p>(2)引当金の見積りの合理性の評価 ・引当金の過年度における計上額と最終的な支払金額との比較による、経営者による見積りの精度の評価 ・当連結会計年度の総売上高と過年度のリポート実績割合に基づいて、連結子会社の監査人が独自に見積った引当金額と、経営者による見積金額との比較検討 ・支払われたリポートが関連する契約条項と整合しているかどうかの確認</p>

取得対価の配分の完了に伴って遡及修正された、Shire社の買収によって取得した製品に係る無形資産の取得日時点における公正価値の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記31 企業結合」に記載のとおり、武田薬品工業株式会社は、2019年1月8日に現金及び株式等総額6,213,335百万円を対価とした取引により、Shire plc（以下「Shire社」という。）の発行済普通株式の100%を取得している。当連結会計年度において取得対価の配分が完了し、入手した取得日時点で存在した事実及び状況に関する新たな情報を反映させた結果、無形資産の残高が暫定的な公正価値3,899,298百万円から最終的な公正価値3,769,076百万円に遡及修正されている。</p> <p>Shire社の買収によって取得した無形資産のうち、一部の製品に係る無形資産の取得日時点における公正価値の見積りにあたっては、将来の売上予測が主要な仮定として使用されており、その評価には監査上の高度な判断が要求される。</p> <p>以上から、当監査法人は、取得対価の配分の完了に伴って遡及修正された、Shire社の買収によって取得した一部の製品に係る無形資産の取得日時点における公正価値の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、取得対価の配分の完了に伴って遡及修正された、Shire社の買収によって取得した一部の製品に係る無形資産の取得日時点における公正価値の見積りの合理性を評価するため、関連する連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて評価した。連結子会社の監査人によって実施された手続には、以下が含まれる。</p> <p>(1)内部統制の評価 将来の売上予測に関する仮定の設定を含む、一部の製品に係る無形資産の公正価値の見積りに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価</p> <p>(2)公正価値の見積りの合理性の評価 一部の製品に係る無形資産の公正価値の見積りにおいて使用された主要な仮定である、将来の売上予測の合理性を評価するための次の手続 ・製品の売上実績及び類似製品の過年度の売上実績との比較検討 ・アナリストによる市場予測、市場の動向及び競合製品の動向に関連する情報との比較検討</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤

謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

財務報告に係る内部統制に関する監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準（以下、「COSO規準（2013年版）」という。）を基礎とする武田薬品工業株式会社の2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。

当監査法人は、武田薬品工業株式会社が、2020年3月31日現在において、COSO規準（2013年版）を基礎として、全て

の重要な点において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

監査意見の根拠

財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制についての意見を表明することにある。当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board（以下、「PCAOB」という））に登録された監査法人であり、米国連邦証券法並びに適用される米国証券取引委員会及びPCAOBの規則等に従って、武田薬品工業株式会社から独立していることが要求されている。

当監査法人は、PCAOBの定める財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行った。PCAOBの基準は、財務報告に係る有効な内部統制が全ての重要な点において維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し実施することを求めている。内部統制監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証及び評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は、PCAOBの監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対して監査意見を表明するが、PCAOBの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明する。
2. PCAOBの基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていない。
3. PCAOBの基準では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については、監査の対象には含まれていない。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制には、(1)会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、及び、会社の収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により内部統制が不十分となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 加 田 雅 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 中 浩 哲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 直 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている武田薬品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、武田薬品工業株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>武田薬品工業株式会社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産143,358百万円が計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は179,641百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,194,533百万円から評価性引当額△1,014,892百万円が控除されている。</p> <p>これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、主に武田薬品工業株式会社の事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測には不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 将来の売上高の予測に関する仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)将来課税所得の見積りの合理性の評価 収益力に基づく将来課税所得の見積りの合理性を評価するため、主に次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された課税所得計画について、取締役会で承認された中期事業計画との整合性を確認した。 事業計画に含まれる各製品の将来売上高の予測の前提となる主要な仮定の合理性を評価するため、過去の市場動向や外部の調査機関による市場調査結果及び規制当局からの通知等の関連資料との整合性を確認した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事

象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役CFO コンスタンティン サルウコス

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー及び取締役CFO コンスタンティン サルウコスは、米国1934年証券取引所法Rule13a-15(f)および15d-15(f)に定義される財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。財務報告に係る内部統制とは、国際会計基準に準拠した財務報告および外部報告目的の財務諸表の作成に関する信頼性について合理的な保証を提供するために整備されたプロセスです。当社の財務報告に係る内部統制には以下に関する方針および手続きが含まれます。

- (1) 当社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持
- (2) 国際会計基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていることおよび当社の収入と支出が当社の経営者および取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証
- (3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の当社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することに関する合理的な保証

当社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」に基づき財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、財務報告に係る内部統制は、固有の限界により、財務報告に係る虚偽記載を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴います。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して合理的に決定しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価基準に基づき評価手続きを実施した結果、当事業年度の末日である2020年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。また、当社の独立登録監査人である有限責任あずさ監査法人は、監査報告書に記載のとおり、当社の財務報告に係る内部統制の有効性について監査を実施しました。

4 【付記事項】

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第18条の規定に基づき、米国企業改革法第404条において要請されている内部統制の有効性の評価を実施し報告を行っております。我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価を実施する際の基準は、企業会計審議会の定めた内部統制の基本的枠組みではなく、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した規準である「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」となっています。
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価範囲は、「経理の状況」における当社の連結財務諸表の作成に関するものであり、当社の財務諸表に関する開示内容などを含みません。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価対象会社は、持分法適用関連会社を含みません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役CFO コンスタンティン サルウコス

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー及び取締役CFO コンスタンティン サルウコスは、当社の第143期(自2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。